明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成十七年三月二日

○国会第百六十二回 衆議院会議録 第八号（一）

平成十七年三月二日（水曜日）

平成十七年三月二日
午後五時　本会議

○本日の会議に付した案件

平成十七年度一般会計予算
平成十七年度特別会計予算
平成十七年度政府関係機関予算
地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出）
所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

午後五時三分開議

○議長（河野洋平君）　これより会議を開きます。

○梶山弘志君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

平成十七年度一般会計予算、平成十七年度特別会計予算、平成十七年度政府関係機関予算、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（河野洋平君）　梶山弘志君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君）　御異議なしと認めます。

平成十七年度一般会計予算
平成十七年度特別会計予算
平成十七年度政府関係機関予算

○議長（河野洋平君）　平成十七年度一般会計予算、平成十七年度特別会計予算、平成十七年度政府関係機関予算、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長甘利明君。

平成十七年度一般会計予算及び同報告書
平成十七年度特別会計予算及び同報告書
平成十七年度政府関係機関予算及び同報告書

〔本号（二）に掲載〕

〔甘利明君登壇〕

○甘利明君　ただいま議題となりました平成十七年度一般会計予算外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この予算三案は、去る一月二十一日本委員会に付託され、二十八日谷垣財務大臣から提案理由の説明を聴取し、二月二日から質疑に入り、基本的質疑等の質疑、公聴会、分科会を行い、本日、締めくくり質疑の後、討論、採決をいたしたものであります。

まず、予算三案の概要について申し上げます。

平成十七年度一般会計予算の規模は八十二兆一千八百二十九億円であり、前年度当初予算に対して〇・一％の増加となっております。

歳出のうち、政策的な経費である一般歳出の規模は四十七兆二千八百二十九億円であり、前年度当初予算に対して〇・七％の減少となっております。

歳入のうち、公債の発行額は、前年度当初予算を二兆二千億円下回る三十四兆三千九百億円で、公債依存度は四一・八％となっております。

特別会計予算については、三十一の特別会計があり、歳出総額は四百十一兆九千四百四十二億円となっておりますが、会計間取引額などの重複額等を控除した歳出純計額は、前年度当初予算を二兆一千九百億円下回る二百五兆一千六百十億円となっております。

政府関係機関予算については、中小企業総合事業団信用保険部門が平成十六年七月に解散し、その業務が中小企業金融公庫に承継されたことによって、その数は八となっており、資金の重点的、効率的な配分に努め、事業の適切な運営を図ることとされております。

なお、財政投融資計画でありますが、その規模は十七兆一千五百十八億円で、前年度当初計画に対して一六・三％の減少となっております。

次に、予算委員会における主な質疑について申し上げます。

まず、財政・経済関係では、財政構造改革への取り組み、定率減税縮減等による景気への影響、特別会計の見直し、景気の現状及び政府の経済政策のあり方、金融緩和政策、企業の株式買収問題、中小企業対策など、外交・防衛関係では、北朝鮮問題、日中関係、イラク復興支援、在日米軍再編問題など、社会保障関係では、年金改革のあり方、介護保険制度改革、医療制度改革、少子化対策、社会保険庁改革など、さらに、政治資金問

題、三位一体改革、郵政民営化問題、教育改革、科学技術の振興、治安対策、詐欺被害対策、地球環境保全、災害対策、ＢＳＥ問題など、国政の各般にわたって熱心な質疑が行われました。その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

かくして、本日、質疑を終局いたしましたところ、日本共産党から、平成十七年度予算三案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出され、佐々木憲昭君から趣旨の説明がありました。

次いで、予算三案及び動議を一括して討論に付しましたところ、自由民主党を代表して松岡利勝君から政府原案に賛成、動議に反対の意見が、民主党・無所属クラブを代表して石田勝之君から政府原案及び動議に反対の意見が、公明党を代表して佐藤茂樹君から政府原案に賛成、動議に反対の意見が、日本共産党を代表して佐々木憲昭君から動議に賛成、政府原案に反対の意見が、社会民主党・市民連合を代表して阿部知子君から政府原案及び動議に反対の意見が、それぞれ述べられました。

引き続き採決を行いました結果、動議は否決され、平成十七年度予算三案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　三案につき討論の通告があります。順次これを許します。島聡君。

〔島聡君登壇〕

○島聡君　民主党の島聡です。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、政府提出の平成十七年度一般会計予算、平成十七年度特別会計予算、平成十七年度政府関係機関予算に一括して反対する立場で討論を行います。（拍手）

予算とは、すべての政治、政策を映し出す鏡であると言われます。本予算審議を通して、私たちは、政治と金の問題について厳しい論陣を張ってきました。それは、一億円もらうことによって二百億円のかかりつけ初診料を課すという日歯連の問題のように、政策を金でゆがめる、政策を金で売る自民党政治が、八十二兆円を超える本予算をゆがめているのではないかという疑惑を持ったからです。本予算審議を通じて、この疑惑は確信に変わりました。金でゆがめられた本予算に賛成できるはずがありません。

まず冒頭に、ある人物の言葉を御紹介させていただきます。

私は、大平内閣の不信任動議が上程された衆議院本会議に欠席しました。それは、私たちが提言した自民党改革と政界浄化のための具体策に対し、党執行部が誠意ある回答を示さなかったからです。疑惑を持たれた政治家が国会の証人喚問に出てもいいというのに、これをとめる必要はなく、堂々と国民の前に出て疑惑にこたえるのが政治家の責務だと思うからであります。私は、臭いものにふたをする政治姿勢を正し、政界の刷新と政治の信頼を回復するために、今後も積極的に行動する覚悟です。

これは、だれの言葉か。疑惑解明に全くリーダーシップを働かそうとしない、小泉総理、あなたの選挙公約なんです。同じ人が言ったとはとても思えません。

小泉総理、二十五年前の選挙公報に書かれたこの決意は一体何なのか。あなたは自民党総裁であります。あなたの決断が自民党の決断となるんです。にもかかわらず、日歯連事件で一億円をポケットに入れたとされる橋本元総理らの証人喚問は、一向に実現される気配がありません。それは、すなわち、自民党総裁であるあなたが、臭いものにふたをしようとして、我々の証人喚問要求をはねつけ続けているからであります。

民主党は、改めて、橋本元総理らの証人喚問を実現し、自民党政治と金をめぐる疑惑の真相を明らかにし、政界の刷新と政治の信頼回復を図るべきであることを強く申し上げます。（拍手）

予算委員会では、杉浦正健内閣官房副長官が、政治資金収支報告書の訂正問題について、ころころ答弁を変えました。これもまた重大な問題でありますが、私は、杉浦副長官はむしろ正直な方であり、自民党森派のほかの議員の方がよほど不正直なのではないかと受けとめています。

報道によれば、自民党森派は、いわゆるもち代、氷代と言われる政策活動費を政治資金収支報告書に記載していないと言われています。しかも、かつて森派の会長を務めた小泉総理も、今、余りもちも氷も食べないんじゃないの、そんなふうに茶化すばかりで、真正面から説明しようとしません。

小泉総理の答弁、これは本当に軽いと言われていました。小泉総理、私はあなたの答弁を予算委員会理事として聞いていました。実際に聞く答弁は予想以上に軽い、まさに存在に耐えられないほどの軽さでありました。

民主党は、国民とともに、新しい政治、新たな日本をつくるため、真っすぐに、ひたむきに国政に臨んでいます。しかし、これに対して小泉総理はどうか。岡田代表の代表質問に対する小泉総理の答弁拒否、これに象徴されるように、民主党の議員の質問に、はぐらかし、ごまかし、開き直り、逆切れのオンパレード。小泉総理は、国民への説明責任を全く果たしていません。（拍手）

続きまして、平成十七年度予算案の各論について反対する理由を申し述べます。

民主党の考え方は、現在の政府・与党と大きな違いがあり、当然、予算についても全く相入れるものではありません。しかし、その具体的な相違点については、先般公表しました民主党予算案で明確にあらわしておりますので、政府予算案の問題点に絞って理由を申し上げます。

第一の問題点、定率減税の縮減であります。

この縮減によって一・七兆円の増税となる。現在の我が国の経済状況がこのような負担増に耐え

られる状況なのか、与党の諸君も本当にそう思うんですか。大きな疑問があります。GDPは三四半期連続でマイナス、月例経済報告でも昨年十一月、十二月に基調判断下方修正。昨秋以来、経済状況が変化したことは明らかです。加えて、既に決定済みの増税、社会保険料引き上げ、国民負担増メジロ押し。今決定しようとしているのは、紛れもない、一・七兆円の増税にほかなりません。

そもそも定率減税というのは、恒久的な減税の一環として、所得税のあり方について抜本的な見直しを行うまでの間、実施されるものとして導入されてきたんです。しかし、政府は、所得課税の抜本的なあり方について何も示していない。強引に縮減しようとしている。小泉総理は、野田議員の代表質問に対して、この定率減税を臨時異例の措置と説明しました。恒久的であるけれども、それでいて臨時異例。何を言っているのか、全くわかりません。

結局、この定率減税縮減は、与党内のつじつまを合わせるために、理屈もなく、景気の状況も無視、国民に負担を押しつけるだけのものであります。このような国民不在の議論を決して許すことはできない。この一点をもっても、政府予算案に賛成することはできません。（拍手）

第二の問題点は、財政健全化に対する取り組みです。

政府は、平成十七年度予算案をもって、新規国債発行額の四年ぶり減額など財政規律堅持の姿勢を明確化したと説明していますが、これは全くのまやかしであります。国債発行額は本年度より二・二兆円の減額となっておりますが、すべて民間努力の反映である税収増によるものであり、政府の歳出改革の努力ではありません。

何よりも問題なのは、小泉政権こそが史上最大の放漫内閣であり、財政状況を奈落の底に突き落とした張本人であることをごまかしている点です。政府が財政健全化の指標としている基礎的財政収支が、小泉政権発足までは十三兆円程度の赤字だったんです。それが、小泉政権発足後に二十兆円まで赤字になった。そして、今度十六兆円に戻ったにすぎないんです。

そして、累増する国債問題、これはさらに深刻であります。小泉総理は、これまでに百四十四兆円の国債発行を決定し、その結果、我が国予算に匹敵する八十五兆円も国債発行残高を増加させました。本屋に行きますと、ハイパーインフレ、国家破産、財産収奪、こんな悪夢のようなタイトルの本がたくさん店頭に並んでいます。小泉内閣の約四年間の財政運営は、この悪夢を現実にするようなものでした。小泉財政の先にあるもの、それは財政破綻以外ありません。

第三の問題点は、平成十七年度予算の最大の眼目の一つでありました、いわゆる三位一体です。

補助金改革、地方への税源移譲については、平成十五年度予算において芽出しを行い、以来三回目の予算となりました。来年度予算でも具体的な税源移譲は全く進んでおらず、相変わらず、所得譲与税、税源移譲予定特例交付金といった国の裁量による配分を繰り返しているだけであります。

明治時代、日本は、世界の列強に伍するために、必死の思いで中央集権を進めてまいりました。しかし、時代は変わりました。今、日本は、国民の生活を豊かにするために、二十一世紀も変わらず繁栄するために、大きく地方分権へとかじを切らなくてはなりません。しかし、小泉内閣の丸投げ方式には、最終的にどの程度の税源移譲を行うのか、それを通じてどのような国づくりを行っていくのかという全体像や将来ビジョンは全く示されておりません。三度目の予算、三度目の正直でできなかった真の地方分権が、今後、小泉政権によって推進されるとは決して考えられません。

小泉総理、あなたはよく、小説「男子の本懐」を引き合いに出されます。「男子の本懐」の主人公浜口雄幸は、民政党の総裁でありました。民政党総裁浜口雄幸が総理になったのは、政友会の田中義一内閣が、今回の日歯連のような汚職の続発、満州における事件、そして重要法案の流産で倒れた後でありました。

そのときの政友会は、なお議席二百三十九を占めていました。野党民政党、つまり浜口雄幸の政党ですが、百七十二、政友会は圧倒していたんです。議席数を見れば、現在の自民党二百四十九、民主党百七十七とほぼ同じであります。

我々の国会議員の先人は賢明でありました。たとえ数において劣勢とはいえ、憲政の常道にのっとり、野党第一党、民政党に政権が移るべきとして、野党第一党の浜口雄幸民政党総裁を首相としたのであります。一つの党の中のたらい回しではなく、政権交代であったからこそ、浜口雄幸は、金解禁という当時の大改革をなし、男子の本懐を遂げ得たのであります。（拍手）

私たち民主党は、みずからの予算も明示いたしました。私たち民主党には政権の準備ができております。そして、政権交代と、それに伴う民主党の政権の予算でしか日本は復活させることは絶対にできないことを申し上げて、討論を終わります。（拍手）

○議長（河野洋平君）　茂木敏充君。

〔茂木敏充君登壇〕

○茂木敏充君　自由民主党の茂木敏充です。

私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となっております平成十七年度一般会計予算、平成十七年度特別会計予算、平成十七年度政府関係機関予算、以上三案に対しまして、賛成の討論を行うものであります。（拍手）

小泉内閣においては、改革なくして成長なしの方針のもと、デフレの克服と経済の活性化を目指し、経済財政の構造改革、さらに、金融、税制、規制の各般の改革を断行する一方、国民の安全と安心の確保に全力で取り組んでおります。

平成十七年度予算の編成に当たっても、このよ

うな考え方に沿って、歳出改革路線を堅持、強化しつつ、従来にも増して、予算の重点化と歳出全般にわたる徹底した見直しを行っています。

以下、賛成する主な理由を申し述べます。

その第一は、財政規律を堅持するとの方針の重視であります。

平成十七年度末の公債残高見通しが五百三十八兆円に達するなど、非常に厳しい我が国の財政状況を踏まえ、平成十七年度予算においては、歳出の合理化、効率化を進め、三年ぶりに一般歳出を前年度以下に抑制するとともに、新規国債発行額を四年ぶりに前年度よりも減額しました。その結果、一般会計の基礎的財政収支を昨年度に続き一層改善させるなど、平成十七年度予算は、持続可能な財政の構築に向けて大きく一歩を踏み出したものであります。

賛成の第二の理由は、国民生活の観点の重視であります。

平成十七年度予算においては、歳出を聖域なく厳しく抑制する一方、例えば、治安対策として三千五百人の地方警察官の増員、少子化対策の一環として保育所運営費の大幅な増額、若年者の職業意識の醸成、就職支援を初めとする若年者雇用対策の積極的推進など、国民生活の安全、安心の確保、将来の希望につながる分野には重点的な予算配分がなされております。

三番目に、経済活性化の重点的推進であります。

我が国経済は、一部に弱い動きがあるものの、政府の財政出動に頼ることなく、企業収益の改善、設備投資の増加など、民需主導の景気回復が図られつつあります。平成十七年度予算においては、例えば、我が国経済の発展基盤となる科学技術の振興を図るため、すぐれた研究開発成果の創出に貢献する競争的研究資金を前年度比三〇％増額するなど、活力ある経済社会の実現に向けて重点的な予算配分がなされております。

また、中小企業対策についても、中小企業者の連携強化や連携後の事業化を推進するなど、中小企業の創業への支援を前年度比三九％増額しております。さらに、地方の自主性、裁量の向上と地域再生の観点から地域再生交付金を創設するなど、地域経済の活性化にも十分な配慮を行っております。

賛成の最後の理由は、国際貢献の観点からです。

さきのスマトラ沖地震及びインド洋津波被害に対する我が国の緊急支援は、アジアの被災国から高く評価をされているところであります。平成十七年度予算においては、世界の中の日本として戦略的、効率的な国際支援の実施を図るため必要な予算を確保しつつ、感染症対策や水資源、環境対策に対する無償援助といった人間の安全保障の推進等にＯＤＡの重点化が図られております。

このように、経済分野、外交分野ともに優先順位の明確な、め り張りのきいた予算となっております。

以上、本予算に賛成する主な理由を申し述べました。

今からちょうど七十年前の昭和十年、当時の高橋是清蔵相は、予算も国民の所得に応じたものをつくらねばならぬ、財政上の信用というものは無形のものである、その信用維持が最大の急務であると述べています。我が国財政の危機的な状況にかんがみれば、国民の信にたえ得る財政構造を築いていくことは不可欠であります。

平成十七年度予算は、財政規律堅持の姿勢を明確にするとともに、我が国の今後の発展、経済社会構造の改革、国民生活の安全、安心の確保に向けて極めて重要なものであり、ここに賛意を表するものであります。

また、予算委員会では、内政から外交、経済から教育、社会保障まで幅広い審議が行われ、実に百時間もの十分な審議時間を確保したところであります。

予算の一日も早い成立を期しつつ、私の賛成討論といたします。（拍手）

○議長（河野洋平君）　石井郁子君。

〔石井郁子君登壇〕

○石井郁子君　私は、日本共産党を代表して、二〇〇五年度政府予算三案に対する反対討論を行います。（拍手）

反対の第一の理由は、大増税・国民負担増路線を国民に押しつけるものだからです。

予算案には、定率減税の半減などが盛り込まれました。これは、二〇〇六年度までに定率減税を廃止し、三・三兆円の増税を行い、二〇〇七年度には消費税増税を実施に移すという与党の二段階増税シナリオの第一歩を踏み出すものです。

今、勤労者報酬が大幅に減少しているもとで、定率減税の縮小、廃止などで七兆円もの負担増を行えばどうなるでしょうか。この増税路線は、大不況の引き金となった橋本内閣の経済大失政の二の舞となることは明らかです。

そもそも定率減税は、法人税減税、高額所得者減税とあわせ、恒久的減税として実施されました。それが、リストラなどで高収益を得ている大企業や大金持ちへの減税をそのままにして、庶民のための定率減税の縮小、廃止だけは断行する、これは国民が到底許せるものではありません。

老いも若きも負担増、これが予算案のもう一つの特徴です。フリーター課税強化、国立大学授業料値上げ、自立の名での障害者への負担の強化、高齢者への住民税非課税措置の段階的廃止も行われようとしています。余りにも冷酷な政治ではありませんか。こうした社会的弱者切り捨ての政治が人の心をも荒廃させているのです。七兆円の負担増とそれに続く消費税増税路線をきっぱり中止すべきです。（拍手）

第二の理由は、勤労者、庶民に過酷な負担を迫る一方で、大型公共事業などのむだが放置され、大企業・金持ち優遇政策の聖域化が図られているということです。

関西国際空港二期工事の推進は、むだの典型です。五・八兆円に上る道路特定財源も温存したままです。その一方で、災害被災者の住宅本体再建への支援など、国民の緊急、切実な願いには背を向け続けています。庶民には大負担を押しつけながら、大企業や高額所得者に対する大幅な減税措置に指一本触れようとしていないことも看過できません。こうしたむだや不公平税制に大胆にメスを入れる改革にこそ踏み出すべきです。

国民が望んでもいない郵政民営化を改革の本丸と称して進めるなど、本末転倒も甚だしいと言わなければなりません。三位一体改革なるものも、分権とは名ばかりで、地方財政を圧迫するものと指摘せざるを得ません。

第三の理由は、本格的な海外派兵体制づくりを進め、九条改憲への地ならしを後押しする予算案だということです。

予算案は、海外での活動を自衛隊の本来任務と位置づけた新防衛大綱、新中期防衛力整備計画を具体化するものとなっています。アメリカの先制攻撃戦略に沿って、米軍、自衛隊が一体で世界じゅうに軍事介入できる体制づくりを進めるもので、極めて重大です。アメリカでさえ見直しを始めた沖縄・辺野古沖への海上基地建設の調査費など、到底認めることはできません。

こうした日米軍事同盟最優先の政治が憲法九条を初めとする憲法原則と相入れないことは明白です。その矛盾を九条改憲で突破しようとする動きも強まっています。

しかし、憲法九条の掲げる道こそ二十一世紀の国際社会が歩むべき本道であると確信するものです。私は、日本の誇り、世界の宝である憲法九条を断固守り抜く決意を表明し、反対討論とします。（拍手）

○議長（河野洋平君）　石井啓一君。

〔石井啓一君登壇〕

○石井啓一君　公明党の石井啓一です。

私は、公明党を代表して、平成十七年度一般会計予算、平成十七年度特別会計予算、平成十七年度政府関係機関予算、以上三案に対し、賛成の討論を行うものであります。（拍手）

我が国の景気は、足元は踊り場的な状況にあるものの、基調としては、民需主導の回復が続いております。

その主役は、言うまでもなく民間による経営努力でありますが、それを促す役割を果たしたのが、小泉内閣が一貫して進めてきた構造改革であったと考えます。

徐々にではありますが、着実にその成果があらわれ始めております。

具体的には、金融の安定と健全化に向けた金融システム改革による不良債権半減目標の確実な達成、国から地方への理念に立った三位一体改革の具体的推進、官から民への流れをつくる構造改革特区などの規制改革、財政健全化を見通し徹底したむだを排除していくための歳出構造の改革、少子高齢社会を見据えた税制改革などであります。

私は、こうした観点から、政府・与党が進めてきた構造改革路線の基本的方向を今後も推進していくことが、日本経済の再生、そして活力ある安心社会の構築につながるものと確信するものであります。

こうした認識に立ち、以下、本予算案についての主な賛成の理由を申し述べます。

第一には、本予算案は、先ほど申し上げた小泉内閣が進めてきた構造改革をより一層推進し、活力と安心ある社会実現に向けた重要な予算ということであります。

財政健全化の重要性を十分に踏まえ、官から民へ、国から地方への流れを堅持、強化するなど構造改革を推進するため、徹底した歳出の見直しを行い、むだを省いて歳出にめり張りをつけております。

聖域なき改革として、引き続き公共事業関係費を抑制、重点化するとともに、防衛関係費については、前年比一％減額しております。

他方、重点配分として、保育所の拡充を初めとする少子化対策、マンモグラフィー、介護予防拠点整備など健康フロンティア戦略の推進、スクールガード、警察官の増員など治安対策の強化、若年雇用対策など若者自立・挑戦プランの着実な実施等の予算をふやしました。

また、地方交付税総額を前年度と同規模確保するなど、三位一体改革を進める地方公共団体にも十分配慮しております。

将来への安心を確保するため、平成十七年度税制改正における定率減税の見直し、縮減による税収のほとんどは、基礎年金国庫負担額の加算に充当いたしました。

昨年、数多く発生した地震災害への対応及び今後の防災対策も欠かせません。さきに成立した平成十六年度補正予算とあわせ、本予算案でも、災害対策のための費用として床上浸水解消対策、土砂災害対策が大幅に上乗せ計上されており、災害に強い国づくりを進める上でも、本予算案の速やかな成立が重要であります。

賛成する第二の理由は、予算制度の改革を進め、質の向上と効率化努力を進めている点であります。

具体的には、モデル事業や政策群といった手法の導入と拡大、予算執行調査の実施と予算への反映、特別会計の着実な見直しなどであります。

また、道、港、汚水処理施設の整備について、複数の省庁の縦割りの補助金を横断的に統括し、内閣府において一括して取り扱う交付金制度を創設するなど、地方の裁量性を高める施策も拡充いたしました。

さらには、公明党の主導によって発足いたしました政府内の行政効率化関係省庁連絡会議において、事務コストの削減、事業運営の見直しなど細部に至る見直しを徹底した結果、平成十七年度予算案では、公共事業コスト縮減を別にして百十五

億円の削減効果が見込まれております。

国民の大事な税金をむだにしないためにも、こうした地道な積み重ねが重要と考えます。

賛成する第三の理由は、本予算案においては、このような歳出改革努力並びに税収増などの結果、前年度当初比マイナス二・二兆円と、新規の国債発行額を大幅に抑制している点であります。

政府として、二〇一〇年代初頭のプライマリーバランス黒字化を目指した財政健全化努力を進めておりますが、国の一般会計のプライマリーバランスについても、平成十六年度の六千億円に続き、十七年度はさらに三兆円改善する見込みであり、二年連続の改善で財政悪化に一定の歯どめをかけたことは大きな前進と考えます。

以上、本予算案に賛成する主な理由を申し述べました。

平成十七年度予算案は、今後の我が国の発展、国民生活の安心、安全の確保に向け、まことに重要なものであります。その一日も早い成立を期待しつつ、私の賛成討論といたします。（拍手）

○議長（河野洋平君）　東門美津子君。

〔東門美津子君登壇〕

○東門美津子君　社会民主党の東門美津子でございます。

私は、社会民主党・市民連合を代表し、平成十七年度一般会計予算、平成十七年度特別会計予算、平成十七年度政府関係機関予算に対し、反対の討論を行います。（拍手）

冒頭、三案が一括して議題となっていることについて申し上げます。

一般会計に加え、三十一の特別会計、八つの政府関係機関は、それぞれ目的や内容が異なり、特徴ある別々の会計であるにもかかわらず、一括して審議、採決するというのは、憲法が国会に予算の議決権を与えている意味を踏まえれば、本来的にはおかしなやり方だということを指摘しておきたいと思います。

さて、反対の理由の第一は、雇用の充実、景気の後押し、財政再建、社会保障制度の抜本改革などは先送りし、安易な増税で帳じり合わせをした、国民への犠牲と痛みの強要が際立つ負担増突出予算であることです。

定率減税の縮小、住宅ローン減税の縮小、個人住民税の対象拡大、国民年金と厚生年金、雇用保険の各保険料の値上げ、介護保険施設の食住費の自己負担、国立大学の授業料値上げなど、負担増のオンパレードです。しかも、高所得者や大企業に対する最高税率は見直さずに、中堅層やお年寄り、若者、フリーター、女性、障害者に痛みをしわ寄せするやり方は不公平きわまりなく、今の小泉改革が決して国民のための改革でないことを指し示していると言えます。

反対の第二の理由は、公共事業費を聖域化し、国民に一方的な負担増を強要する生活破壊型の予算となっていることです。

国立大学法人運営費交付金の削減、教科書購入費予算の縮減などを進めながら、関空の整備拡張、整備新幹線の新規着工に加え、佐賀地裁が工事差しとめの仮処分を決定している諫早干拓事業や、事業の有効性に強い疑問が持たれている川辺川ダム建設にも巨額の予算措置がされるなど、政官業の癒着の象徴である大型公共事業は温存されたままです。

反対の第三の理由は、一％削減といいながら、ミサイル防衛の予算増、イラクへの自衛隊派遣関係費、ＳＡＣＯ関連予算、特に、数カ月以内に見直しされる可能性もある辺野古移設関係経費が盛り込まれるなど、防衛関係経費が、新防衛計画大綱や次期中期防衛計画に基づき、自衛隊の海外派兵の恒常化や日米同盟の世界化を強く意識した内容となっていることです。また、地域から有事体制を進める、国民保護即時サイレン調査検討事業、国民保護モデル計画、避難マニュアル作成に要する経費等にも大きな問題が含まれています。

反対の第四の理由は、小泉首相がペリーの浦賀来航以来の百五十年ぶりの画期的なことであったとする三位一体の改革が、肝心かなめの税源移譲については不十分なまま、生活保護や義務教育費、施設整備費などは先送りされるとともに、国民健康保険に対する新たな都道府県負担の創設、スリム化の補助金改革など地方が望んでいない新たな負担も押しつけられ、結局、地方への赤字ツケ回しに終始し、真の分権・自治の推進のための改革からほど遠いものとなったことです。

そのほか、政府予算には、「もんじゅ」運転再開準備、国際熱核融合実験炉関係、核燃サイクル事業などの経費や、批判を浴びた社会保険庁の年金事務費の転用の継続など、問題が山積しています。

今問われていることは、公共事業費や防衛費を聖域化し、国民に一方的な負担増を強要することではなく、国民の不安を安心に変えるため、また個人消費を活性化させるためにも、雇用や福祉、暮らし、環境、教育の分野に大胆に予算を振り分ける生活優先型予算へと転換することです。社民党は、激痛を弱者に押しつけ、生活と平和の破壊に一層傾斜する小泉内閣と厳しく対決していくことをここに表明いたします。

最後に、数カ月以内に結論が出されるであろう米軍再編に関する日米協議において、政府も認めている沖縄県民の過重な負担を目に見える形で、肌で感じる形で軽減するためには、危険きわまりない普天間飛行場の即時閉鎖、返還と、取り返しのつかない環境破壊につながるジュゴンのすむ辺野古への代替施設建設は見直すほかはないとの毅然たる態度で臨んでいただくよう強く申し入れ、討論を終わります。（拍手）

○議長（河野洋平君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（河野洋平君）　平成十七年度一般会計予算外二案を一括して採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。――議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（河野洋平君）　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

開票。――議場開鎖。

投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○議長（河野洋平君）　投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

投票総数　四百六十八

可とする者（白票）　二百八十一

否とする者（青票）　百八十七

〔拍手〕

○議長（河野洋平君）　右の結果、平成十七年度一般会計予算外二案は委員長の報告のとおり可決いたしました。（拍手）

平成十七年度一般会計予算外二案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

安倍　晋三君　　逢沢　一郎君
青山　丘君　　赤城　徳彦君
麻生　太郎君　　甘利　明君
井上　喜一君　　井上　信治君
伊藤　公介君　　伊藤信太郎君
伊藤　達也君　　伊吹　文明君
石崎　岳君　　石田　真敏君
石破　茂君　　石原　伸晃君
稲葉　大和君　　今井　宏君
今津　寛君　　今村　雅弘君
岩崎　忠夫君　　岩永　峯一君
岩屋　毅君　　宇野　治君
植竹　繁雄君　　江崎　鐵磨君
江崎洋一郎君　　江渡　聡徳君
江藤　拓君　　衛藤征士郎君
衛藤　晟一君　　遠藤　武彦君
遠藤　利明君　　小里　貞利君
小野　晋也君　　小野寺五典君
小渕　優子君　　尾身　幸次君
大島　理森君　　大野　松茂君
大野　功統君　　大前　繁雄君
大村　秀章君　　岡本　芳郎君
奥野　信亮君　　加藤　勝信君
加藤　紘一君　　嘉数　知賢君
海部　俊樹君　　梶山　弘志君
金子　一義君　　金子　恭之君
金田　英行君　　上川　陽子君
亀井　静香君　　亀井　久興君
亀井　善之君　　鴨下　一郎君
川上　義博君　　川崎　二郎君
河井　克行君　　瓦　力君
木村　太郎君　　木村　隆秀君
木村　勉君　　木村　義雄君
城内　実君　　岸田　文雄君
北川　知克君　　北村　誠吾君
北村　直人君　　久間　章生君
熊代　昭彦君　　倉田　雅年君
小池百合子君　　小泉純一郎君
小泉　龍司君　　小坂　憲次君
小島　敏男君　　小杉　隆君
小西　理君　　小林　興起君
古賀　誠君　　後藤　茂之君
後藤田正純君　　河野　太郎君
河本　三郎君　　高村　正彦君
近藤　基彦君　　左藤　章君
佐田玄一郎君　　佐藤　信二君
佐藤　剛男君　　佐藤　勉君
佐藤　錬君　　斉藤斗志二君
坂本　剛二君　　坂本　哲志君
桜井　郁三君　　櫻田　義孝君
笹川　堯君　　自見庄三郎君
塩崎　恭久君　　塩谷　立君
七条　明君　　実川　幸夫君
柴山　昌彦君　　島村　宜伸君
下村　博文君　　菅　義偉君
菅原　一秀君　　杉浦　正健君
鈴木　淳司君　　鈴木　俊一君
鈴木　恒夫君　　砂田　圭佑君
園田　博之君　　田中　和徳君
田中　英夫君　　田野瀬良太郎君
田村　憲久君　　高木　毅君
滝　実君　　竹下　亘君
竹本　直一君　　武田　良太君
武部　勤君　　橘　康太郎君
棚橋　泰文君　　谷　公一君
谷垣　禎一君　　谷川　弥一君
谷畑　孝君　　谷本　龍哉君
玉沢徳一郎君　　中馬　弘毅君
津島　恭一君　　津島　雄二君
土屋　品子君　　寺田　稔君
渡海紀三朗君　　中川　昭一君
中川　秀直君　　中谷　元君
中西　一善君　　中野　清君
中野　正志君　　中村正三郎君
中山　太郎君　　中山　成彬君
中山　泰秀君　　仲村　正治君
永岡　洋治君　　長勢　甚遠君
二階　俊博君　　丹羽　雄哉君
西川　京子君　　西川　公也君
西田　猛君　　西野あきら君
西村　明宏君　　西村　康稔君
西銘恒三郎君　　額賀福志郎君
根本　匠君　　能勢　和子君
野田　聖子君　　野田　毅君
野呂田芳成君　　葉梨　康弘君
萩生田光一君　　萩野　浩基君

萩山　教嚴君　橋本龍太郎君　森山　裕君　森山　眞弓君

蓮実　進君　馳　浩君　八代　英太君　谷津　義男君

鳩山　邦夫君　浜田　靖一君　保岡　興治君　柳澤　伯夫君

早川　忠孝君　林　幹雄君　柳本　卓治君　山際大志郎君

林田　彪君　原田　義昭君　山口　俊一君　山口　泰明君

原田　令嗣君　平井　卓也君　山下　貴史君　山本　明彦君

平沢　勝栄君　平田　耕一君　山本　公一君　山本　拓君

平沼　赳夫君　福井　照君　山本　有二君　与謝野　馨君

福田　康夫君　藤井　孝男君　吉野　正芳君　渡辺　具能君

二田　孝治君　船田　元君　渡辺　博道君　渡辺　喜美君

古川　禎久君　古屋　圭司君　綿貫　民輔君　赤羽　一嘉君

保坂　武君　保利　耕輔君　赤松　正雄君　井上　義久君

細田　博之君　堀内　光雄君　池坊　保子君　石井　啓一君

増田　敏男君　増原　義剛君　石田　祝稔君　上田　勇君

町村　信孝君　松岡　利勝君　漆原　良夫君　江田　康幸君

松下　忠洋君　松島みどり君　遠藤　乙彦君　大口　善徳君

松野　博一君　松宮　勲君　太田　昭宏君　河合　正智君

松本　純君　三ッ林隆志君　河上　覃雄君　神崎　武法君

三ッ矢憲生君　三原　朝彦君　北側　一雄君　佐藤　茂樹君

御法川信英君　水野　賢一君　斉藤　鉄夫君　坂口　力君

宮腰　光寛君　宮澤　洋一君　白保　台一君　田端　正広君

宮路　和明君　宮下　一郎君　高木美智代君　高木　陽介君

武藤　嘉文君　村井　仁君　谷口　隆義君　富田　茂之君

村上誠一郎君　村田　吉隆君　長沢　広明君　西　博義君

望月　義夫君　茂木　敏充君　東　順治君　福島　豊君

森　英介君　森　喜朗君　冬柴　鐵三君　古屋　範子君

森岡　正宏君　森田　一君　桝屋　敬悟君　丸谷　佳織君

山名　靖英君

否とする議員の氏名

安住　淳君　阿久津幸彦君　小宮山洋子君　古賀　一成君

青木　愛君　赤松　広隆君　五島　正規君　今野　東君

荒井　聰君　五十嵐文彦君　近藤　昭一君　近藤　洋介君

井上　和雄君　伊藤　忠治君　佐々木秀典君　佐藤謙一郎君

池田　元久君　石井　一君　佐藤　公治君　鮫島　宗明君

石毛　鍈子君　石田　勝之君　篠原　孝君　島　聡君

泉　健太君　泉　房穂君　島田　久君　下条　みつ君

一川　保夫君　市村浩一郎君　城島　正光君　神風　英男君

稲見　哲男君　岩國　哲人君　首藤　信彦君　須藤　浩君

宇佐美　登君　内山　晃君　末松　義規君　鈴木　克昌君

生方　幸夫君　枝野　幸男君　鈴木　康友君　仙谷　由人君

小沢　鋭仁君　大石　尚子君　園田　康博君　田島　一成君

大出　彰君　大島　敦君　田嶋　要君　田中　慶秋君

大谷　信盛君　大畠　章宏君　田村　謙治君　高井　美穂君

岡田　克也君　岡本　充功君　髙木　義明君　高山　智司君

奥田　建君　奥村　展三君　武正　公一君　武山百合子君

加藤　公一君　加藤　尚彦君　達増　拓也君　玉置　一弥君

鹿野　道彦君　海江田万里君　樽井　良和君　樽床　伸二君

梶原　康弘君　金田　誠一君　津川　祥吾君　津村　啓介君

川内　博史君　川端　達夫君　辻　惠君　筒井　信隆君

河村たかし君　菅　直人君　手塚　仁雄君　寺田　学君

吉良　州司君　城井　崇君　土肥　隆一君　中井　洽君

黄川田　徹君　菊田まきこ君　中川　治君　中川　正春君

岸本　健君　北橋　健治君　中津川博郷君　中塚　一宏君

楠田　大蔵君　玄葉光一郎君　中根　康浩君　中野　譲君

小泉　俊明君　小平　忠正君　中村　哲治君　中山　義活君

小林千代美君　小宮山泰子君　仲野　博子君　永田　寿康君

長島　昭久君　長妻　昭君

長浜　博行君　長安　豊君　若井　康彦君　若泉　征三君
楢崎　欣弥君　西村　真悟君　渡部　恒三君　渡辺　周君
西村智奈美君　野田　佳彦君　赤嶺　政賢君　石井　郁子君
羽田　孜君　計屋　圭宏君　穀田　恵二君　佐々木憲昭君
橋本　清仁君　鉢呂　吉雄君　志位　和夫君　塩川　鉄也君
鳩山由紀夫君　原口　一博君　高橋千鶴子君　山口　富男君
伴野　豊君　肥田美代子君　吉井　英勝君　阿部　知子君
樋高　剛君　平岡　秀夫君　土井たか子君　東門美津子君
平野　博文君　藤井　裕久君　山本喜代宏君　横光　克彦君
藤田　一枝君　藤田　幸久君　中野　寛成君
藤村　修君　古川　元久君
古本伸一郎君　細川　律夫君
細野　豪志君　堀込　征雄君
本多　平直君　馬淵　澄夫君
前田　雄吉君　前原　誠司君
牧　義夫君　牧野　聖修君
増子　輝彦君　松木　謙公君
松崎　公昭君　松崎　哲久君
松野　信夫君　松野　頼久君
松原　仁君　松本　大輔君
松本　龍君　三日月大造君
三井　辨雄君　水島　広子君
村井　宗明君　村越　祐民君
室井　邦彦君　山内おさむ君
山岡　賢次君　山田　正彦君
山井　和則君　山花　郁夫君
横路　孝弘君　吉田　泉君
吉田　治君　米澤　隆君
笠　浩史君　和田　隆志君

○梶山弘志君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（河野洋平君）　梶山弘志君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君）　御異議なしと認めます。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（河野洋平君）　地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長実川幸夫君。

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号㈡に掲載〕

〔実川幸夫君登壇〕

○実川幸夫君　ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成十七年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、地方交付税の算定基礎となる単位費用の改正、平成十七年度における義務教育費国庫負担金等の見直しに伴い税源移譲予定特例交付金の拡充を図る等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る二月十五日本委員会に付託され、同月二十四日麻生総務大臣から提案理由の説明を聴取し、同日質疑に入り、本日質疑を終局いたしました。次いで、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会において、地方分権推進のための地方税財政基盤の確立に関する件について決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　討論の通告があります。これを許します。大出彰君。

〔大出彰君登壇〕

○大出彰君　民主党・無所属クラブの大出彰でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました政府提出の地方交付税法等の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論を行います。（拍手）

地方分権改革は、振り返ってみますと、バブル崩壊以降、失われた十数年、最後の数年は小泉政権がもたらしたものでありますが、低迷する経済状況を克服するため、ＩＴ革命や物流革命という産業構造の変化に対応していくとともに、行き詰まっている従来の中央集権・高度成長型の使い捨て社会を変革し、分権・安定成長・循環型社会を目指そうと始められた構造改革運動の一つでした。

地方政府や住民がみずからの責任で政策を選択し、自己決定を行い、豊かな地域社会をつくり上げる。私たち民主党は、そのような豊かな、多様性ある社会の実現を目指し、不必要に使途を制限し地方政府を縛っている補助金約二十兆円を原則廃止し、大幅に税財源を移譲する地方分権改革案を提案してきました。補助金を削減すると同時に、所得税から個人住民税へ五・五兆円を移譲し、約十二・五兆円を地方政府へ一括交付金として交付します。その結果、地方がそれぞれの判断で、約十八兆円規模の財源を自由に独自の施策に使えるようになります。

私たち民主党の提案のような規模の大胆な税源の移譲なくしては、地方分権は進みません。同時に、地方分権推進の先に、補完性の原理に基づく基礎自治体の基盤強化と、道州制の導入による地域中心の分権国家の創設も展望しております。本来の地方分権は、地域主権を前提に、国と地方の役割分担を整理した上で、国と地方の財政再建や税制、交付税制度の抜本改革をも含めた改革の全体像に基づいて行わなければなりません。

民主党の考える地方分権改革に対して、政府の三位一体改革はどうでしょうか。言うまでもなく、地方分権の流れに全く逆行していると評価せざるを得ません。そもそもの発想、その規模、経過、現状、どれをとっても、地方分権の名に値しません。中央官僚、族議員の権限温存、地方六団体の画期的な改革案に対する逆行、地方への負担押しつけなど、小泉総理お得意の口先だけの看板倒れ改革にすぎません。

例えば、補助金改革額は二兆八千三百億円程度ですが、そのうち交付金化が六千億円分含まれており、これらは大部分が公共事業であり、国交省、農水省、族議員の意向が反映されています。また、税源移譲については、総額二兆四千百六十億円となっていますが、平成十六年度分の税源移譲が、平成十六年度分ですよ、移譲がこの中に含まれていて、実際の税源移譲は一兆七千六百億円でしかありません。これは、三位一体の改革の名のもとに、地方団体の提案をほごにし、実態は、ひたすら財務省を中心とした国の財政再建を行っている姿なのです。さらに、地方リストラ・負担分が四千七百億円とされており、これは地方にとって純粋な補助金カットであり、負担の押しつけにほかなりません。

さらに申し上げれば、三位一体改革の実態は、国の財政負担を地方へ押しつけるための改革そのものです。確かに、地方自治体における財政再建は重要な課題ですが、国の財政再建のツケを地方に転嫁することは、地方分権とは何にも関係がありません。政府の三位一体改革は、地方分権をかたった借金分権改革だと言うべきです。（拍手）

その中央官僚の権限温存、地方への借金ツケ回しが鮮明となったのが、平成十七年度三位一体改革における補助金改革です。政府は、地方の提案をほごにした上、地方の裁量権限拡大にはつながらない国民健康保険の補助金改革や、スリム化という美名のもとで三千億円に上る補助金カットを断行し、さらに三千四百億円程度の交付金化など、地方分権に逆行する行動をとりました。

加えて、生活保護費に関しては、地方が望んでいないにもかかわらず、突如議論の俎上に上げられ、引き続き検討課題とされています。生活保護費の国庫負担引き下げが地方財政に与えるインパクトを考えれば、生活保護費が検討項目として挙げられること自体、まさに、三位一体改革が地方分権改革ではなく、国の財政負担を地方へ押しつけることを意図しているあかしです。（拍手）

また、今回の補助金改革で最も議論となったのは、義務教育費国庫負担金のあり方でした。丸投げだけを得意とする小泉総理では、案の定決着をつけ切れず、義務教育費の扱いは中教審の検討にゆだねられることとなり、結局、結論の先送りだけが決まりました。

地方交付税法等改正案では、今申し上げた、極めて先行き不透明な義務教育費国庫負担金の補助金改革を前提として、税源移譲予定交付金が暫定的に交付されることになっています。平成十七年秋に示される中教審の検討結果いかんでは、暫定措置がもとに戻される可能性もあり、廃止されるか否かも定まらない補助金改革を前提にした、まさに暫定の措置です。翌年にひっくり返されるかもしれない財源をもとに、地方が積極的に独自の施策に取り組むことなどできません。地方の自由裁量につながるかどうかを全くあいまいにしたまま、中途半端に補助金改革を行おうとする政府の意図は、まるで不明です。地方分権をうたいながら、小泉総理は、むしろ地方を振り回していると言わなければなりません。

私たち民主党は、地方の裁量権拡大や住民による財政コントロール、地方の経費節減努力が生かされる仕組みをつくるために、地方交付税法改正案の委員会審議において、交付税制度のあり方を時間をかけて議論すべきではないかと強く提案してまいりました。地方分権の推進、そして地方の活性化を真に願うものであるならば、予算案審議に合わせるようにして法案の採決を急ぐのではなく、交付税制度のあり方を真剣に議論する時間をとることが重要であるということは、与野党を超えて共通の認識であると考えます。それにもかかわらず、このような提案を一顧だにせず、過日、総務委員会において、一方的に単独での法案審議を強行した与党は、地方分権の重要性に関する認識は全く欠如していると言わざるを得ません。（拍手）

また、予算採決日程はほぼ見えており、急ぐ必要もないにもかかわらず、わざわざ単独審議を強行するなど前代未聞であり、憲政史上に取り返しのできない汚点を残したと言わなければなりません。

地方分権に対する認識を欠いた与党、理念と内容と将来展望を見失っている政府の三位一体改革、及び、その三位一体改革に密接に関連する地方交付税法等の一部改正案に対して、私たち民主党・無所属クラブは断固反対であると最後に申し上げ、私の討論を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（河野洋平君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（河野洋平君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

○梶山弘志君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（河野洋平君）　梶山弘志君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君）　御異議なしと認めます。

平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出）

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（河野洋平君）　平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長金田英行君。

平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び同報告書
所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号㈡に掲載〕

〔金田英行君登壇〕

○金田英行君　ただいま議題となりました両案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案について申し上げます。

本案は、平成十七年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置及び年金事業等の事務費に係る国等の負担の特例に関する措置を定めるものであります。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制を構築しようとするものであります。

その概要を申し上げますと、個人所得課税について、定率減税の規模を二分の一に縮減することを、金融・証券税制について、特定口座で管理されていた株式の無価値化による損失を譲渡損失とみなす特例の創設等を、国際課税として、外国子会社合算税制を国際的な企業活動の実態に即したものとする措置等を、中小企業関係税制として、中小企業の支援のための税制上の措置等を行うとともに、租税特別措置について所要の措置を講ずることとするものであります。

両案は、去る二月十五日当委員会に付託され、二十二日谷垣財務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十三日から質疑に入りました。

二十五日には、両案に対し、平岡秀夫君外二名から、民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出され、原案とあわせて慎重かつ熱心な審査が行われました。本日小泉内閣総理大臣に対して質疑を行った後、質疑を終局いたしました。

次いで、両修正案について内閣の意見を聴取した後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、修正案はいずれも否決され、両案はいずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、所得税法等の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　両案につき討論の通告があります。これを許します。吉田泉君。

〔吉田泉君登壇〕

○吉田泉君　民主党の吉田泉であります。

民主党・無所属クラブを代表しまして、政府提出の平成十七年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案に対し、反対する立場で討論を行います。（拍手）

まず、特例公債法案に反対する理由を二点申し上げます。

まず第一に、この法案は、歳出改革なき赤字垂れ流し法案であるということであります。

平成十七年度予算において、見かけ上、国債発行額は減額されました。しかし、それは民間の自助努力のおかげで生じた税収の増加によるものであり、歳出の抜本改革によるものではありませんでした。また、小泉総理の国債発行三十兆円枠という公約は、今回も守られませんでした。

高齢化は加速しております。社会保障の費用はふえ続けております。それに対する備えが不十分なままに、野方図に赤字国債が発行され、我が国財政の危機は深まる一方であります。企業が生み出した利益の恩恵にあずかり、家計への負担増を繰り返し、本格的な歳出改革は先送りする。こうして赤字を垂れ流しながら破綻の道を歩み続ける。それが我が国の予算の実態であると言わざるを得ません。そして、そのような予算の根拠となる本法案を認めることはできません。

二つ目の反対の理由は、この法案が年金保険料の年金事務費への流用を今回もまた行おうとしていることであります。

そこには、昨年の国会における議論が全く生かされておりません。昨年、この法案は、年金保険料ピンはね継続法案と呼ばれました。多くの国民

が保険料の流用について大きな不信感を抱いております。それにもかかわらず、これをこれからもまた続けようとする政府の神経は、全く理解に苦しみます。定義の不明瞭な福祉施設費、物品調達や委託業務における不透明な随意契約、そして汚職事件。社会保険庁をめぐるスキャンダルは限りなく続いております。それが正されないまま、社会保険庁が保険料をピンはねし続けることは許されません。

これに対し、民主党の修正案は、このピンはね規定を削除することにしておりました。時限的措置として始められたこの特例措置に終止符を打ち、制度を本来の姿に戻そうということであったわけであります。

次に、所得税法等改正案について反対する理由を三点ほど申し上げます。

まず一点目は、この法案には、目下の経済状況を大きく無視した定率減税の縮減が含まれているからであります。

我が国の景気は、ＧＤＰ実質成長率が三期連続でマイナスとなるなど、先行きが大変不透明な段階にあります。政府が言う景気回復も、一部大企業のみがその恩恵をこうむっているだけであります。中小企業たたき、リストラ、給与の抑制などによって成り立っているにすぎません。雇用者所得はまだ下がり続けております。そうした中での所得税増税は、多くの国民を苦しめ、景気に悪影響を与える政策であると言うほかはありません。

与党の税制大綱にも、景気動向を注視し、見直しを含めて、機動的、弾力的に対応すると書いてあります。与党自身が足元の経済状況に自信を持っていないということではないでしょうか。即刻見直しをして、増税を中止するように求めます。（拍手）

第二に、この税法改正案は、国民の中の経済格差をさらに広げる心配があります。

六年前、定率減税は中堅所得者のための減税として導入されました。そして、そのとき同時に、高額所得者のための減税措置として、最高税率の引き下げもなされました。ところが、そっちの引き下げの方は今回も継続するということであります。たび重なる最高税率引き下げで、日本は平等な国ではなくなってまいりました。税制の所得再分配機能は、先進十カ国中、最も弱い国になってしまっております。定率減税縮減で、さらにこの機能が悪化することが懸念されます。

第三に、ＮＰＯに対する支援税制が全く不十分なままとなっていることが挙げられます。

現在、日本では、約二万に上る認証ＮＰＯが活動しておりますが、寄附金が所得控除される認定ＮＰＯは、たったの二十六団体であります。毎年のようにＮＰＯ支援税制の改正は行われておりますが、小手先の変更にとどまり、一向にその成果があらわれません。

これに対し、民主党の修正案は、次のような項目から成り立っておりました。

第一に、定率減税縮減の規定は削除であります。

基礎年金国庫負担の引き上げ財源としては、徹底した歳出削減で賄う、これが民主党の公約であります。

第二に、ＮＰＯの支援税制の拡充を追加しております。

パブリック・サポート・テストや活動要件など、ＮＰＯの認定要件を大幅に緩和すると同時に、みなし寄附金制度の拡充、収益事業の法人税率引き下げ、こういうことを図ります。また、個人寄附金の控除については、現行の一万円のすそ切りを廃止することにしておりました。さらには、税額控除と所得控除の選択制を導入します。こうして、ＮＰＯに対する寄附を飛躍的に促進する予定でございました。

第三に、ローン利子控除に関する規定を新設します。

これは、国民の消費活動全般にわたるものであります。対象を住宅のみならず、自動車ローン、教育ローン等に拡大することによって、ローンにかかわる金利分をおおむねすべて所得から控除することができるようにいたします。長期にわたって低迷傾向にある個人消費であります。それを刺激して内需拡大を図ろうということであります。それを達成して、真に豊かさを実感できる国民生活の実現を図ろうというのが民主党の修正案でございました。

最後になりますが、昨年は、所得税の配偶者特別控除上乗せ部分の廃止、住民税均等割増税、そして年金法改正後最初の厚生年金保険料引き上げがございました。ことしも既に、公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止が実施され、さらに今後は、国民年金保険料と雇用保険料の引き上げ、さらには、住民税の配偶者特別控除上乗せ部分の廃止や厚生年金保険料のさらなる引き上げが決定しております。これに追い打ちをかける形で定率減税の縮減が行われようとしております。近い将来には、所得税や消費税の抜本見直しがこれに加わることになります。

たび重なる継ぎはぎ細工のような負担増は、人々の希望を奪い、景気の足を引っ張り、国民生活を破綻の瀬戸際へやろうとしております。（拍手）

改めて政府提出の特例公債法案及び所得税法等改正法案に対する反対を申し上げて、討論を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（河野洋平君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（河野洋平君）　両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君）　起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（河野洋平君）　本日は、これにて散会いたします。

午後六時三十七分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣　小泉純一郎君
総務大臣　麻生　太郎君
法務大臣　南野知恵子君
外務大臣　町村　信孝君
財務大臣　谷垣　禎一君
文部科学大臣　中山　成彬君
厚生労働大臣　尾辻　秀久君
農林水産大臣　島村　宜伸君
経済産業大臣　中川　昭一君
国土交通大臣　北側　一雄君
環境大臣　小池百合子君
国務大臣　伊藤　達也君
国務大臣　大野　功統君
国務大臣　竹中　平蔵君
国務大臣　棚橋　泰文君
国務大臣　細田　博之君
国務大臣　村上誠一郎君
国務大臣　村田　吉隆君

○議長の報告

（報告書受領）

一、去る二月二十五日、内閣から次の報告書を受領した。

国有林野事業の改革のための特別措置法第十七条の規定に基づく平成十五年度における国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第三十一条の規定に基づく平成十五年度における日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る二月二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　伊藤　忠治君　前田　雄吉君
稲見　哲男君　中川　治君
楠田　大蔵君　馬淵　澄夫君
小宮山泰子君　松崎　哲久君
田嶋　要君　園田　康博君
園田　康博君　若井　康彦君
若井　康彦君　松木　謙公君
中川　治君　稲見　哲男君
馬淵　澄夫君　楠田　大蔵君

補欠　前田　雄吉君　伊藤　忠治君
松木　謙公君　田嶋　要君
松崎　哲久君　小宮山泰子君

財務金融委員

辞任　田島　一成君　中根　康浩君
野田　佳彦君　園田　康博君
長沢　広明君　白保　台一君
園田　康博君　野田　佳彦君
中根　康浩君　田島　一成君
白保　台一君　長沢　広明君

予算委員

辞任　後藤田正純君　中山　泰秀君
中馬　弘毅君　桜井　郁三君
津島　雄二君　坂本　哲志君
福田　康夫君　早川　忠孝君
岩國　哲人君　計屋　圭宏君
吉良　州司君　松木　謙公君
小泉　俊明君　島田　久君
篠原　孝君　伴野　豊君
長妻　昭君　古本伸一郎君
佐々木憲昭君　石井　郁子君
照屋　寛徳君　東門美津子君
坂本　哲志君　西銘恒三郎君
早川　忠孝君　西村　明宏君
伴野　豊君　三日月大造君
古本伸一郎君　藤田　幸久君

補欠　中山　泰秀君　桜井　郁三君
桜井　郁三君　中馬　弘毅君
坂本　哲志君　後藤田正純君
計屋　圭宏君　福田　康夫君
松木　謙公君　津島　雄二君
島田　久君　小泉　俊明君
伴野　豊君　岩國　哲人君
古本伸一郎君　長妻　昭君
石井　郁子君　佐々木憲昭君
東門美津子君　照屋　寛徳君
西銘恒三郎君　吉良　州司君
西村　明宏君　篠原　孝君
三日月大造君　伴野　豊君
藤田　幸久君　古本伸一郎君

決算行政監視委員

辞任　加藤　公一君　河村たかし君

補欠　河村たかし君　桜井　郁三君

一、去る二月二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文部科学委員

辞任　近藤　基彦君　金子　恭之君
山際大志郎君　坂本　哲志君
城井　崇君　岡本　充功君
金子　恭之君　小西　理君
小西　理君　近藤　基彦君
坂本　哲志君　山際大志郎君
岡本　充功君　城井　崇君

厚生労働委員

辞任　小林千代美君　村越　祐民君

補欠　村越　祐民君　中馬　弘毅君

山口　富男君　高橋千鶴子君

村越　祐民君　小林千代美君

高橋千鶴子君　山口　富男君

経済産業委員

辞任　補欠

菊田まきこ君　津村　啓介君

津村　啓介君　中川　治君

中川　治君　菊田まきこ君

国土交通委員

辞任　補欠

保坂　武君　永岡　洋治君

若泉　征三君　小宮山泰子君

小宮山泰子君　中村　哲治君

永岡　洋治君　保坂　武君

中村　哲治君　若泉　征三君

環境委員

辞任　補欠

大前　繁雄君　菅原　一秀君

鳩山　邦夫君　古川　禎久君

長浜　博行君　川内　博史君

川内　博史君　鮫島　宗明君

菅原　一秀君　大前　繁雄君

古川　禎久君　鳩山　邦夫君

鮫島　宗明君　長浜　博行君

国家基本政策委員

辞任　補欠

武部　勤君　馳　浩君

馳　浩君　武部　勤君

予算委員

辞任　補欠

河村　建夫君　永岡　洋治君

岡本　芳郎君　奥野　信亮君

福田　康夫君　大石　尚子君

奥野　信亮君　松木　謙公君

大石　尚子君　古本伸一郎君

松木　謙公君　西村智奈美君

津島　雄二君　岡本　芳郎君

鈴木　淳司君　福田　康夫君

永岡　洋治君　河村　建夫君

稲見　哲男君　辻　惠君

西村智奈美君　津川　祥吾君

古本伸一郎君　岩國　哲人君

山本喜代宏君　照屋　寛徳君

一、去る二月二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　補欠

自見庄三郎君　坂本　剛二君

谷本　龍哉君　浜田　靖一君

萩生田光一君　武田　良太君

田嶋　要君　松崎　哲久君

武田　良太君　水野　賢一君

坂本　剛二君　自見庄三郎君

浜田　靖一君　谷本　龍哉君

水野　賢一君　萩生田光一君

松崎　哲久君　田嶋　要君

農林水産委員

辞任　補欠

金子　恭之君　菅原　一秀君

木村　太郎君　大野　松茂君

森　英介君　鈴木　恒夫君

大野　松茂君　木村　太郎君

菅原　一秀君　金子　恭之君

鈴木　恒夫君　森　英介君

安全保障委員

辞任　補欠

石破　茂君　小西　理君

額賀福志郎君　加藤　勝信君

古川　禎久君　中山　泰秀君

津村　啓介君　松崎　哲久君

中野　譲君　松本　大輔君

小西　理君　石破　茂君

中山　泰秀君　古川　禎久君

城井　崇君　前原　誠司君

加藤　勝信君　額賀福志郎君

松本　大輔君　小宮山泰子君

前原　誠司君　城井　崇君

小宮山泰子君　中野　譲君

松崎　哲久君　津村　啓介君

予算委員

辞任　補欠

尾身　幸次君　城内　実君

河村　建夫君　竹本　直一君

小泉　龍司君　三ッ矢憲生君

玉沢徳一郎君　中山　泰秀君

津島　雄二君　西銘恒三郎君

西川　京子君　宇野　治君

根本　匠君　菅　義偉君

福田　康夫君　谷川　弥一君

岩國　哲人君　加藤　尚彦君

吉良　州司君　武正　公一君

辻　惠君　小林千代美君

樋高　剛君　梶原　康弘君

佐々木憲昭君　赤嶺　政賢君

照屋　寛徳君　横光　克彦君

城内　実君　鈴木　淳司君

谷川　弥一君　保坂　武君

西銘恒三郎君　寺田　稔君

加藤　尚彦君　阿久津幸彦君

寺田　稔君　坂本　哲志君

保坂　武君　原田　令嗣君

阿久津幸彦君　小林　憲司君

宇野　治君　西川　京子君

坂本　哲志君　津島　雄二君

菅　義偉君　根本　匠君

鈴木　淳司君　尾身　幸次君

竹本　直一君　河村　建夫君

中山　泰秀君　　玉沢徳一郎君
原田　令嗣君　　福田　康夫君
三ッ矢憲生君　　小泉　龍司君
梶原　康弘君　　樋高　剛君
小林　憲司君　　岩國　哲人君
小林千代美君　　辻　　惠君
武正　公一君　　吉良　州司君
赤嶺　政賢君　　佐々木憲昭君
横光　克彦君　　照屋　寛徳君

一、去る二月二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任　　補欠

倉田　雅年君　　津島　恭一君
谷川　弥一君　　柴山　昌彦君
森山　　裕君　　佐藤　　勉君
山下　貴史君　　西銘恒三郎君
柴山　昌彦君　　武田　良太君
津島　恭一君　　竹下　　亘君
武田　良太君　　大前　繁雄君
大前　繁雄君　　谷川　弥一君
佐藤　　勉君　　森山　　裕君
竹下　　亘君　　倉田　雅年君
西銘恒三郎君　　山下　貴史君

予算委員

辞任　　補欠

伊吹　文明君　　坂本　哲志君
尾身　幸次君　　鈴木　淳司君
大島　理森君　　佐藤　　錬君
玉沢徳一郎君　　葉梨　康弘君
津島　雄二君　　谷　　公一君
福田　康夫君　　谷川　弥一君
森田　　一君　　木村　太郎君
生方　幸夫君　　荒井　　聰君
小泉　俊明君　　大島　　敦君
篠原　　孝君　　岡本　充功君
津川　祥吾君　　大畠　章宏君
中井　　洽君　　岸本　　健君
中津川博郷君　　市村浩一郎君
長妻　　昭君　　樽井　良和君
原口　一博君　　楢崎　欣弥君
米澤　　隆君　　長安　　豊君
田端　正広君　　高木　陽介君
佐々木憲昭君　　塩川　鉄也君
照屋　寛徳君　　阿部　知子君
木村　太郎君　　中西　一善君
佐藤　　錬君　　西村　康稔君
鈴木　淳司君　　加藤　勝信君
村井　　仁君　　御法川信英君
石田　勝之君　　中村　哲治君
岩國　哲人君　　吉田　　治君
大畠　章宏君　　中山　義活君
吉良　州司君　　稲見　哲男君
中塚　一宏君　　梶原　康弘君
佐藤　茂樹君　　白保　台一君
坂口　　力君　　赤羽　一嘉君
谷　　公一君　　山下　貴史君
谷川　弥一君　　菅原　一秀君
西村　康稔君　　中山　泰秀君
葉梨　康弘君　　宇野　　治君
荒井　　聰君　　田村　謙治君
大島　　敦君　　島田　　久君
中村　哲治君　　大谷　信盛君
高井　美穂君　　泉　　房穂君
樽井　良和君　　今野　　東君
中川　　治君　　松本　大輔君
渡辺　　周君　　中山　義活君
長安　　豊君　　下条　みつ君
赤嶺　政賢君　　吉井　英勝君
加藤　勝信君　　中野　　清君
中山　泰秀君　　津島　恭一君
平岡　秀夫君　　馬淵　澄夫君
泉　　房穂君　　岡本　充功君
下条　みつ君　　泉　　健太君
白保　台一君　　高木美智代君
井上　信治君　　森田　　一君
宇野　　治君　　玉沢徳一郎君
城内　　実君　　伊吹　文明君
津島　恭一君　　大島　理森君
中野　　清君　　尾身　幸次君
萩生田光一君　　福田　康夫君
三ッ矢憲生君　　津島　雄二君
御法川信英君　　村井　　仁君
泉　　健太君　　米澤　　隆君
市村浩一郎君　　中津川博郷君
稲見　哲男君　　吉良　州司君
今野　　東君　　石田　勝之君
川内　博史君　　生方　幸夫君
津村　啓介君　　原口　一博君
中根　康浩君　　中塚　一宏君
西村智奈美君　　樋高　　剛君

平岡　秀夫君　岩國　哲人君
藤田　一枝君　小泉　俊明君
馬淵　澄夫君　篠原　孝君
松本　大輔君　永田　寿康君
三日月大造君　中井　洽君
渡辺　周君　津川　祥吾君
太田　昭宏君　田端　正広君
山内おさむ君　長妻　昭君
高木美智代君　佐藤　茂樹君
桝屋　敬悟君　坂口　力君
吉井　英勝君　佐々木憲昭君
阿部　知子君　照屋　寛徳君

一、去る二月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任　補欠

谷川　弥一君　原田　令嗣君
山下　貴史君　御法川信英君
岩國　哲人君　内山　晃君
鈴木　克昌君　牧　義夫君
田村　謙治君　吉田　治君
原田　令嗣君　西銘恒三郎君
御法川信英君　寺田　稔君
牧　義夫君　松木　謙公君
吉田　治君　永田　寿康君
永田　寿康君　古本伸一郎君
寺田　稔君　山下　貴史君

西銘恒三郎君　谷川　弥一君
内山　晃君　岩國　哲人君
古本伸一郎君　田村　謙治君
松木　謙公君　鈴木　克昌君

予算委員

辞任　補欠

玉沢徳一郎君　北川　知克君
二田　孝治君　田中　英夫君
石田　勝之君　高山　智司君
吉良　州司君　黄川田　徹君
篠原　孝君　笠　浩史君
津川　祥吾君　本多　平直君
永田　寿康君　和田　隆志君
原口　一博君　計屋　圭宏君
樋高　剛君　内山　晃君
佐藤　茂樹君　丸谷　佳織君
田端　正広君　高木美智代君
佐々木憲昭君　石井　郁子君
伊吹　文明君　木村　太郎君
尾身　幸次君　柴山　昌彦君
大島　理森君　早川　忠孝君
津島　雄二君　松島みどり君
福田　康夫君　原田　令嗣君
村井　仁君　江藤　拓君
森田　一君　岡本　芳郎君
内山　晃君　城井　崇君
生方　幸夫君　古本伸一郎君
黄川田　徹君　馬淵　澄夫君

小泉　俊明君　石毛　鍈子君
辻　惠君　村井　宗明君
中井　洽君　松野　信夫君
中塚　一宏君　橋本　清仁君
長妻　昭君　松崎　哲久君
和田　隆志君　中川　正春君
計屋　圭宏君　田島　一成君
松崎　哲久君　橋本　清仁君
米澤　隆君　金田　誠一君
高木美智代君　古屋　範子君
長沢　広明君　遠藤　乙彦君
穀田　恵二君　吉井　英勝君
柴山　昌彦君　西銘恒三郎君
早川　忠孝君　川上　義博君
原田　令嗣君　奥野　信亮君
石毛　鍈子君　中野　譲君
金田　誠一君　小宮山泰子君
城井　崇君　奥村　展三君
中川　正春君　増子　輝彦君
中津川博郷君　髙木　義明君
古本伸一郎君　仲野　博子君
本多　平直君　大石　尚子君
馬淵　澄夫君　室井　邦彦君

村井　宗明君　首藤　信彦君
古屋　範子君　田端　正広君
吉井　英勝君　高橋千鶴子君
照屋　寛徳君　山本喜代宏君
松島みどり君　佐藤　錬君
泉　房穂君　長安　豊君
岡島　一正君　近藤　洋介君
奥村　展三君　山井　和則君
田島　一成君　神風　英男君
松野　信夫君　肥田美代子君
江田　康幸君　桝屋　敬悟君
岡本　芳郎君　鈴木　淳司君
北川　知克君　寺田　稔君
髙木　義明君　西村智奈美君
前田　雄吉君　楠田　大蔵君
増子　輝彦君　吉田　泉君
高橋千鶴子君　佐々木憲昭君
山本喜代宏君　東門美津子君
江藤　拓君　村井　仁君
奥野　信亮君　福田　康夫君
川上　義博君　大島　理森君
木村　太郎君　伊吹　文明君
佐藤　錬君　津島　雄二君
鈴木　淳司君　森田　一君
田中　英夫君　二田　孝治君
寺田　稔君　玉沢徳一郎君
西銘恒三郎君　尾身　幸次君
大石　尚子君　津川　祥吾君

楠田　大蔵君　　長妻　昭君
小宮山泰子君　　米澤　隆君
近藤　洋介君　　中塚　一宏君
神風　英男君　　原口　一博君
首藤　信彦君　　辻　惠君
中野　譲君　　小泉　俊明君
仲野　博子君　　生方　幸夫君
長安　豊君　　石田　勝之君
西村智奈美君　　中津川博郷君
肥田美代子君　　中井　洽君
室井　邦彦君　　吉良　州司君
山井　和則君　　樋高　剛君
吉田　泉君　　永田　寿康君
笠　浩史君　　篠原　孝君
遠藤　乙彦君　　佐藤　茂樹君
桝屋　敬悟君　　坂口　力君
東門美津子君　　照屋　寛徳君

一、昨一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　　補欠

田中　英夫君　　西銘恒三郎君
塩川　鉄也君　　吉井　英勝君
西銘恒三郎君　　鈴木　淳司君
鈴木　淳司君　　田中　英夫君
吉井　英勝君　　塩川　鉄也君

財務金融委員

辞任　　補欠

岡本　芳郎君　　西銘恒三郎君

田村　謙治君　　津川　祥吾君
西銘恒三郎君　　岡本　芳郎君
津川　祥吾君　　田村　謙治君

予算委員

辞任　　補欠

石原　伸晃君　　寺田　稔君
河村　建夫君　　竹本　直一君
小泉　龍司君　　奥野　信亮君
福田　康夫君　　左藤　章君
二田　孝治君　　葉梨　康弘君
吉良　州司君　　古本伸一郎君
辻　惠君　　岡田　克也君
中井　洽君　　小宮山泰子君
米澤　隆君　　三日月大造君
坂口　力君　　桝屋　敬悟君
佐々木憲昭君　　塩川　鉄也君
照屋　寛徳君　　山本喜代宏君
左藤　章君　　御法川信英君
竹本　直一君　　川上　義博君
寺田　稔君　　西銘恒三郎君
岡田　克也君　　五十嵐文彦君
塩川　鉄也君　　赤嶺　政賢君
山本喜代宏君　　東門美津子君
御法川信英君　　柴山　昌彦君
柴山　昌彦君　　大前　繁雄君
大前　繁雄君　　福田　康夫君
奥野　信亮君　　小泉　龍司君
川上　義博君　　河村　建夫君

西銘恒三郎君　　石原　伸晃君
葉梨　康弘君　　二田　孝治君
五十嵐文彦君　　辻　惠君
小宮山泰子君　　中井　洽君
古本伸一郎君　　吉良　州司君
三日月大造君　　米澤　隆君
桝屋　敬悟君　　坂口　力君
赤嶺　政賢君　　佐々木憲昭君
東門美津子君　　照屋　寛徳君

（理事補欠選任）

一、去る二月二十八日、国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　石崎　岳君（理事西田猛君去る一月二十四日委員辞任につきその補欠）

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、去る二月二十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任　　補欠

宮下　一郎君　　城内　実君
菊田まきこ君　　室井　邦彦君
岸本　健君　　橋本　清仁君
前田　雄吉君　　樽井　良和君
城内　実君　　宮下　一郎君
樽井　良和君　　前田　雄吉君

橋本　清仁君　　岸本　健君
室井　邦彦君　　菊田まきこ君

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任　　補欠

若泉　征三君　　山花　郁夫君
山花　郁夫君　　川内　博史君
川内　博史君　　若泉　征三君

一、去る二月二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任　　補欠

小野寺五典君　　西村　明宏君
水野　賢一君　　菅　義偉君
宮下　一郎君　　西村　康稔君
菊田まきこ君　　橋本　清仁君
田中　慶秋君　　計屋　圭宏君
赤嶺　政賢君　　穀田　恵二君
西村　康稔君　　宇野　治君
計屋　圭宏君　　古本伸一郎君
宇野　治君　　井上　信治君
古本伸一郎君　　吉田　治君
井上　信治君　　宮下　一郎君
菅　義偉君　　水野　賢一君
西村　明宏君　　小野寺五典君
橋本　清仁君　　菊田まきこ君
吉田　治君　　田中　慶秋君
穀田　恵二君　　赤嶺　政賢君

一、去る二月二十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員

辞任　　補欠

斉藤斗志二君　　鈴木　恒夫君
竹本　直一君　　左藤　　章君
武田　良太君　　萩生田光一君
西村　康稔君　　大前　繁雄君
山口　泰明君　　柴山　昌彦君
照屋　寛徳君　　横光　克彦君
大前　繁雄君　　西村　康稔君
左藤　　章君　　竹本　直一君
柴山　昌彦君　　山口　泰明君
鈴木　恒夫君　　斉藤斗志二君
萩生田光一君　　武田　良太君
横光　克彦君　　照屋　寛徳君

一、昨一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任　　補欠

伊藤信太郎君　　坂本　哲志君
小坂　憲次君　　馳　　浩君
津川　祥吾君　　泉　　健太君
坂本　哲志君　　伊藤信太郎君
馳　　浩君　　小坂　憲次君
泉　　健太君　　津川　祥吾君

（憲法調査会委員辞任及び補欠選任）

一、去る二月二十四日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法調査会委員

辞任　　補欠

渡海紀三朗君　　石崎　　岳君
園田　康博君　　田島　一成君
辻　　惠君　　内山　　晃君
笠　　浩史君　　三日月大造君
太田　昭宏君　　石田　祝稔君
高木　陽介君　　丸谷　佳織君
福島　　豊君　　高木美智代君
三日月大造君　　市村浩一郎君
石崎　　岳君　　渡海紀三朗君
市村浩一郎君　　笠　　浩史君
内山　　晃君　　辻　　惠君
田島　一成君　　園田　康博君
石田　祝稔君　　太田　昭宏君
高木美智代君　　福島　　豊君
丸谷　佳織君　　高木　陽介君

（議案提出）

一、去る二月二十五日、議員から提出した議案は次のとおりである。

北朝鮮に係る人権侵害の救済に関する法律案（鳩山由紀夫君外五名提出）

一、去る二月二十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案

独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

少年法等の一部を改正する法律案

国立大学法人法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案

（議案受領）

一、去る二月二十五日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVの締結について承認を求めるの件

石綿の使用における安全に関する条約（第百六十二号）の締結について承認を求めるの件

刑法等の一部を改正する法律案

一、昨一日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

下水道法の一部を改正する法律案

航空法の一部を改正する法律案

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案

（議案付託）

一、去る二月二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案（内閣提出第二二号）　文部科学委員会　付託

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第八号）　厚生労働委員会　付託

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第九号）　農林水産委員会　付託

（議案送付）

一、去る二月二十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

北朝鮮に係る人権侵害の救済に関する法律案（鳩山由紀夫君外五名提出）

（決議送付）

一、去る二月二十二日、河野議長から小泉内閣総理大臣あて、次の決議を送付した。

日露修好百五十周年に当たり、日露関係の飛躍的発展に関する決議

（調査要求承認）

一、外務委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二月二十三日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国際情勢に関する事項

二、調査の目的

国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十七年二月二十三日

外務委員長　赤松　広隆

衆議院議長　河野　洋平殿

（質問書提出）

一、去る二月二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

海上自衛隊横須賀基地の護衛艦「たちかぜ」における暴行事件等に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）

一、去る二月二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

北海道警察における国費及び北海道費の不正経理に関する質問主意書（鉢呂吉雄君提出）

一、去る二月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東武鉄道、東急電鉄の運賃（定期券運賃）値上げに関する質問主意書（若井康彦君提出）

スーパーダイエーの閉鎖と沖縄の雇用問題に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）

一、昨一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

食の安全・安心に関する質問主意書（高橋千鶴子君外一名提出）

（答弁書受領）

一、去る二月二十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員岡本充功君提出牛の月齢判別に関する質問に対する答弁書

平成十七年二月十六日提出

質問第一八号

牛の月齢判別に関する質問主意書

提出者　岡本　充功

牛の月齢判別に関する質問主意書

平成十三年にＢＳＥ感染牛が日本でも確認され、多くの国民に食の安全を揺るがす問題として脅威を与えたことは記憶に新しい。対策としてとられた全頭検査と牛肉のトレーサビリティ導入の結果牛肉に対する国民の信頼は回復してきたことは衆目の一致するところである。しかしながら政府が二十一ヶ月齢未満の若齢牛に対する全頭検査の廃止を食品安全委員会に諮問したことはまことに遺憾である。さらに米国産牛肉の月齢判定に生育記録や出生証明の添付を求めず判別する方法を検討していることは食の安全と安心を脅かす事態に至る懸念がある。

従って、次の事項について質問する。

一　平成十七年二月八日に「牛の月齢判別に関する検討会」が開催された。その中で「牛枝肉の生理学的成熟度に関する研究」の最終報告書について検討が行われている。この最終報告書については研究の再現性を保証する研究方法の記載がなく、また参照文献もないものとなっている。これは科学分野における研究の体裁をなしていないと考えるが見解如何。加えて今回の「研究」で一番重要な牛の月齢は考えうる最も早い出生日から数えたと記載されており実月齢との誤差があることが示唆されている。月齢推定の方法についても記載がなく月齢についての保証がないと考えるが如何。また「研究」に使われた牛や施設が無作為抽出でないことは「研究」の信頼性を大きく低下させると考えるが見解如何。

二　政府は米国産牛肉に対して国内と同等の措置を求めるとしているが、「牛枝肉の生理学的成熟度に関する研究」が科学的根拠を持つと食品安全委員会で認められれば国内産牛肉についても現行の出生証明や生育記録に成り代わって「生理学的成熟度」が月齢判別の代用となりうるのか如何。

三　「生理学的成熟度」判定の客観性を担保する方法は如何。また客観性の担保に抜き打ち査察を想定している場合どのくらいの頻度で査察を行う予定であるのか。

四　今回の検討会報告書の中で「Ａ四十という基準を採用する場合には基準としての有効性を確認するための追加的検証または実施後のフォローアップが必要」となっているが基準としての有効性を確認するための追加的検証を米国に求めるのか如何。その場合の検証とは統計学的信頼性を向上させるための追加的サンプリング調査と考えるが見解如何。加えて実施後のフォローアップがあれば追加的検証がなされなくてもＡ四十と言う基準を採用できると考えるのか、またその場合のフォローアップとはどのようなものを想定しているのか見解如何。

右質問する。

内閣衆質一六二第一八号

平成十七年二月二十五日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員岡本充功君提出牛の月齢判別に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡本充功君提出牛の月齢判別に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「牛枝肉の生理学的成熟度に関する研究」（以下「当該研究」という。）の研究方法及び参照文献については、厚生労働省及び農林水産省が設置した「牛の月齢判別に関する検討会」（以下「検討会」という。）の第二回会合において配布された「牛枝肉の生理学的成熟度に関する調査事項」に、当該研究に使われたサンプルの月齢の推定方法については、同会合において配布された当該研究の最終報告書にそれぞれ記載されている。

検討会の報告書においては、当該研究に使われたサンプルには、月齢、性別、管理方式等に関して、ある程度の偏りが生じたことについて言及しており、当該報告書は、このような事情を踏まえた上で取りまとめられたものであると考えている。

二から四までについて

枝肉の生理学的成熟度に基づく牛の月齢判別の方法の取扱いに関しては、検討会の報告書を踏まえ、現在厚生労働省及び農林水産省において検討を行っているところであり、現時点において、お尋ねの事項についてお答えすることはできない。

一、昨一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員村越祐民君提出司法試験委員会の権限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員島聡君提出介護保険制度改革に関する質問に対する答弁書

平成十七年二月二十一日提出

質問第一九号

司法試験委員会の権限に関する質問主意書

提出者　村越　祐民

司法試験委員会の権限に関する質問主意書

一　司法試験委員会の権限について

司法試験委員会（以下、「委員会」という。）の所掌事務は司法試験法（以下、「法」という。）十二条二項に定められており、現在委員会では、二〇〇六年度・二〇〇七年度に実施される新司法試験・現行司法試験の合格者数（併行実施期間中の現行司法試験と新司法試験合格者数に関する方針」、以下「本件議題」という。）が審議されているが、その根拠は、法十二条二項のいずれかに求められると解せられる。そこで、

1　法十二条二項以外に、委員会の権限を定める条文は存在しないと考えて良いか。

2　他に根拠条文があるとすれば、それを示されたい。

3　本件議題の審議は、法十二条二項の何号に該当すると考えているのかを明らかにされたい。また、二〇〇六年度・二〇〇七年度両年度の審議について、根拠となる条文は同じと考えて良いか。

二　本件議題は、何号を根拠としているのか

本件議題については、法務大臣の諮問が存在しないことは明らかであることから、二号を根拠とするものではないと解せられる。次に、司法試験委員会議事細則（以下、「議事細則」という。）五条二項は、「法第十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項について審議したときは、議事録を作成し公開するものとする。」と定めており、実際、法務大臣の諮問に基づき審議された新司法試験の選択科目の決定に関する審議については、委員名を明示した逐語の議事録が作成されている。しかし、本件議題については、委員名を明示しない議事要旨のみが公開されていることから、二号及び三号を根拠とするものではないと解せられる。そこで、

1　本件議題について、二号を根拠とするのならば、大臣の諮問はあったのか。あったとすれば、諮問は、いつ、どこで、どのような形でなされたのか明らかにされたい。また、諮問があるにも関わらず、なぜ議事録が作成されていないのか。その理由を明らかにされたい。

2　本件議題について、仮に三号を根拠とするのであれば、なぜ議事録が作成されていないのか。その理由を明らかにされたい。

二号並びに三号が根拠ではないのであれば、根拠は、一号または四号しか考えられないことになる。

しかし、一号または四号が根拠となるとすると、以下の委員会幹事の関与との関係で根本的な疑問を生ずる。すなわち、本件議題については、幹事がその審議に一貫して関与していること、そして、幹事の関与は選択科目に関する決定がなされた後は、委員会の審議のうち、本件議題のみに限定されていることは、ホームページに公開されている議事要旨から明らかである。しかし、幹事の職責に関して司法試験委員会令五条三項は、「幹事は、委員会の所掌事務のうち司法試験法第十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事務について、委員を補佐する。」と定めており、一号及び四号に関与することは、幹事の職責外と理解できる。議事細則五条一項は「会議は、公開しない。」と定めており、職責外の事項につき幹事といえども会議に参加し、発言することは認められないはずである。

そこで、

3　一号を根拠とするのであれば、とりわけ、何故、二〇〇七年度の新司法試験合格者数に関する方針の決定が「司法試験を行うこと」という範疇に含まれるのかを具体的に明らかにされたい。

4　一号を根拠とする場合に、なぜ幹事が審議に関与できるのかを明確に説明されたい。四号を根拠とするのであれば、「その他法律」とは何かを明示されたい。四号を根拠とする場合に、なぜ幹事が審議に関与できるのか、その根拠を説明されたい。

三　司法試験合格者数の決定権限について

そもそも試験実施以前に、毎年の試験合格者数を数年先まで決定する権限を誰かが持っているのか。明解に説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一六二第一九号
平成十七年三月一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員村越祐民君提出司法試験委員会の権限に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員村越祐民君提出司法試験委員会の権限に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号。以下「法」という。）第十二条第二項は、司法試験委員会の所掌事務を定めているが、同委員会の権限については、例えば、法第七条、第八条、第十条等においても定められている。

一の3について

平成十八年及び平成十九年に実施される新旧司法試験の合格者数に関する方針についての審議は、その対象年度いかんにかかわらず、法第十二条第二項第一号及び第八条並びに司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十八号）附則第六条第三項の各規定を根拠として行われているものである。

二の1及び2について

一の3についてで述べた審議については、法第十二条第二項第二号又は第三号を根拠として行われているものではない。

二の3について

司法試験委員会で現在審議しているのは、平成十八年及び平成十九年に実施される新旧司法試験の合格者数に関する方針についてであるが、司法試験の合格者数に関する方針を示すことは、今後実施される新旧それぞれの司法試験の合否判定に際しての一応の目安を示すこととなるから、法第十二条第二項第一号が定める「司法試験を行うこと。」に含まれるものと解する。

二の4について

司法試験委員会議事細則（平成十六年一月二十日司法試験委員会決定）第四条は、「委員長が必要があると認めるとき又は会議において議決したときは、幹事及びその他の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。」と定めており、お尋ねのような幹事の出席は、同条に基づくものである。

三について

毎年の司法試験合格者数は、試験実施後に、法第八条により、司法試験考査委員の合議による判定に基づき、司法試験委員会が決定するものである。

平成十七年二月二十一日提出
質問第二〇号

介護保険制度改革に関する質問主意書

提出者　島　聡

介護保険制度改革に関する質問主意書

我が国の急速な少子高齢化の進展に伴い、今後、社会保障費は経済の伸びを大きく上回って増大していくことが見込まれている。平成二〇年度の社会保障関係費は、「平成一七年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」（平成一七年一月財務省）によれば、平成一六年度より三・七兆円増加することが見込まれている。プライマリーバランスを均衡化させ、我が国の財政を健全なものとしていくためには一般歳出の約四割を占め、年々増加する社会保障関係費の抑制を図ることは、我が国の財政上、最大の課題である。

社会保障費の約一割を占める介護保険制度については、これまで給付費が毎年一〇％を超えて伸びており、これを支える保険料・公費負担も急増してきている。今国会に介護保険制度改正のための法律案が提出されているが、民間の力を生かし、公正で効率的な制度の運営を行うため、政府に対し以下質問する。

一　介護保険制度に関して、要介護度の認定率等については地域によって格差が生じていることが指摘されている。第一号被保険者に対する第一号認定者の割合、特に要介護度が軽度（要支援～要介護二）の認定率については、茨城県、埼玉県は約六％、鹿児島県、長崎県、徳島県は一二％以上（厚生労働省、平成一四年度介護保険事業状況報告年報）とされ、約二倍の地域格差が生じている。また、第一号被保険者一人あたりの支給額は、埼玉県、茨城県は一五万円以下、沖縄県、徳島県は二六万円以上（厚生労働省、平成一四年度介護保険事業状況報告年報）とされ、約二倍の地域格差が生じている。さらに、各都道府県平均保険料基準額については、同基準額（第二期）が最も高い沖縄県で月額四九五七円、最も低い茨城県は月額二六一三円、とされている（厚生労働省、社会保障審議会介護保険部会（第一四回、平成一六年六月二八日）資料）。このような地域格差が存在しているが、政府は、これらの地域格差が生じている要因をどのように分析しているのか、また、これらの地域格差を是正するために、政府はどのような施策を展開し、今後、どのように取り組んでいくのか。

二　現在、特別養護老人ホームの経営主体は自治体又は社会福祉法人に限定されている。構造改革特別区域において、ＰＦＩ方式又は公設民営方式の仕組みで株式会社等の参入が認められている。一方で、施設介護に対する需要は高く、供給が追いついていない状況がある。多様な主体が介護サービスを提供していくことで競争原理が生じ、より質の高い介護サービスがより低廉な価格で提供可能となるのではないか。利用者がサービスを選択するという介護保険の制度趣旨を踏まえ、構造改革特別区域以外でも、施設介護サービスへの株式会社などの参入促進を図るとともに、民設民営による特別養護老人ホームを認めていくことが必要であると考えるが政府の考えはいかがか。

三　利用者がサービスを選択するという介護保険の制度趣旨を担保する観点から、介護サービスの内容や運営状況に関する情報等、介護サービス事業所の情報開示が必要である。今国会に提出されている介護保険制度改正法案では、全ての介護サービス事業者に情報の公表を義務付けることとされている。具体的な情報開示項目については、例えば、施設入所者の要介護度の改善状況に関する情報というようなサービス利用者の選択に資する内容が必要であると考えるが、政府はどのように考えているのか。

四　三について、サービス利用者にとっては、正確な介護サービス事業所の情報に接することが必要不可欠である。開示された情報を第三者が検証・評価する仕組みを取り入れる必要があると考えるが、政府はどのように考えているのか。

五　介護サービス従事者の資質の向上のために、将来的に介護福祉士に一本化する方向性が示されている。サービス利用者のために従事者の資質の向上を図ることは必要であるが、要件を厳しくすることで、不足している介護サービスの担い手をさらに減らしてしまうことが懸念される。介護サービス事業を高コスト構造にしないために、サービス従事者の層を増やすための施策も必要であると考えるが、政府はどのような施策を展開し、今後、どのように取り組んでいくのか。

右質問する。

内閣衆質一六二第二〇号
平成十七年三月一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員島聡君提出介護保険制度改革に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員島聡君提出介護保険制度改革に関する質問に対する答弁書

一について

介護保険の第一号被保険者（以下「第一号被保険者」という。）全体に占める要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を受けた者の割合は全国的にみて地域差があり、特に軽度の要介護認定又は要支援認定を受けた者の割合に大きな地域差があるところである。この原因は、要介護認定等の申請を行った者のうち非該当となる者の割合がいずれの都道府県においても一パーセント程度であることから、第一号被保険者全体に占める要介護認定等の申請を行う者の割合の違いによるものと考えている。

また、第一号被保険者一人当たりの支給額及び第一号被保険者の保険料の地域差は、いずれも第一号被保険者全体に占める要介護認定等を受けて給付を受けた者（以下「受給者」という。）の割合及び受給者一人当たりの給付額が異なることによるものであり、受給者一人当たりの給付額の違いには主として施設サービスの利用状況が影響を与えているものと考えられる。

介護保険制度は、保険者である市町村が、それぞれの地域住民のニーズを踏まえて、提供するサービスの水準と保険料の設定を行う仕組みであるが、各市町村の高齢者の人口構成や被保険者の所得水準の違いなど、必ずしも市町村の責めに帰すべきでない事由については、保険料の格差が生じないよう、国が必要な財政調整を行っているところである。このため、市町村で給付と負担の水準が異なるのは、基本的には、それぞれの地域住民の選択の結果であり、必ずしもその水準が全国一律でなければならないものとは考えていないところである。

二について

地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び社会福祉法人以外の者による特別養護老人ホームの経営については、構造改革特別区域において、利用者の保護に配慮する観点から経営の安定性及び継続性を確保するため、地方公共団体が十分に関与できる民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項に規定する選定事業者が特別養護老人ホームを設置する方式又は構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十一条第一項に規定する法人に地方公共団体が特別養護老人ホームの管理を委託する方式（以下「公設民営方式」という。）の下で行うことができることとしたところであり、本年四月から全国で二施設が公設民営方式での経営を開始する予定となっている。構造改革特別区域以外における地方公共団体、地方独立行政法人及び社会福祉法人以外の者による特別養護老人ホームの経営については、まず構造改革特別区域におけるこれらの規制の特例措置の実施状況について十分な評価を行った上で検討すべきものと考えている。

三及び四について

第百六十二回国会に提出した介護保険法等の一部を改正する法律案（以下「法案」という。）においては、介護サービス事業者がその提供する介護サービスに係る介護サービス情報を都道府県知事に報告し、都道府県知事が当該介護サービス情報を公表する仕組みを設けることとしている。介護サービス情報は、介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者又は要支援者が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものと規定されており、同省令で規定する内容については、今後、検討することとしている。

また、法案では、介護サービス情報のうち、公表に当たって第三者が公正かつ中立的な立場から調査することが必要な情報については、都道府県知事又はその指定する者が調査することとしている。

五について

介護サービスに従事する者については、今後、要介護高齢者の重度化が進み、認知症（法案第一条の規定による改正後の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第十五項に規定する認知症をいう。）の高齢者が増加していく中で、その資質の向上が重要であることから、研修の充実を図るとともに、現在、介護サービスに従事している者が受けやすい研修を検討するなど、介護サービスに従事する者が資質の向上に取り組みやすい環境の整備を図ってまいりたい。

衆議院会議録第二号中正誤

一八ページ欄外見出「国務大臣の演説に対する武部勤君の質疑」の次に「　国務大臣の演説に対する岡田克也君の質疑」を加える。

一九ページ欄外見出「国務大臣の演説に対する武部勤君の質疑」は「国務大臣の演説に対する岡田克也君の質疑」の誤り。

同　第五号中正誤

ページ	段	行	誤	正
三	二	七	期間	期間
三	二	末六	会社で	会社に
三	四	三	以降	以後
三	四	末九	土地に	土地等に

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第明治三十五種郵便物認可 第三十五年三月三十一日

官報（号外）

官報 号外 平成十七年三月十一日

○第百六十二回国会 衆議院会議録 第八号(1)

〔本号(1)参照〕

平成十七年度一般会計予算

右

国会に提出する。

平成十七年二月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

平成17年度一般会計予算

予算総則

（歳入歳出予算）

第1条 平成17年度歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ82,182,917,678千円とし、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

（継続費）

第2条 「財政法」第14条の2の規定による既定の継続費の総額及び年割額の改定並びに新規の継続費は、「乙号継続費」に掲げるとおりとする。

（繰越明許費）

第3条 「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

（国庫債務負担行為）

第4条 「財政法」第15条第1項の規定により平成17年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

（歳入歳出予算等の内訳）

第5条 「財政法」第28条の規定による「歳入予算明細書」、各省各庁の「予定経費要求書」、「継続費要求書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添附する。

（公債発行の限度額）

第6条 「財政法」第4条第1項ただし書の規定により平成17年度において公債を発行することができる限度額は、6,180,000,000千円とする。

2 「平成17年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」（仮称）の規定により公債を発行することができる限度額は、28,210,000,000千円とする。

3 第1項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの（以下「外貨公債」という。）がある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成16年10月11日から同年11月10日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、1通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について1円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を第1項の限度額に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。

4 第1項及び第2項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を当該各項の限度額（第1項の限度額について第3項後段の規定の適用がある場合においては、当該規定により減算又は加算された後の限度額）に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

（公共事業費の範囲）

第7条 「財政法」第4条第3項の規定による公共事業費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院施設費、改革推進公共投資事業費償還金
	参議院	参議院施設費、改革推進公共投資事業費償還金
	国立国会図書館	国立国会図書館施設費、改革推進公共投資事業費償還金
裁判所	裁判所	裁判所施設費、改革推進公共投資事業費償還金
会計検査院	会計検査院	会計検査院施設費
内閣	内閣官房	情報収集衛星施設費
内閣府	内閣本府	内閣本府（地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金及び沖縄振興特別事業費補助金に限る。）、内閣本府施設費、改革推進公共投資事業費償還金、総理大臣官邸施設費、沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生施設整備費、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構施設整備費、沖縄開発事業費、農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道整備事業費、沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費、沖縄特定開発事業推進調査費、地域再生推進費
	沖縄総合事務局	沖縄治水事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄都市公園事業工事諸費、沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費
	警察庁	船舶建造費、警察庁施設費、改革推進公共投資事業費償還金、都道府県警察費補助（都道府県警察施設整備費補助金に限る。）

総務省	総務本省	総務本省(電気通信格差是正事業費補助金に限る。)、総務本省施設費、過疎地域振興対策費(地域間交流施設整備事業費補助金に限る。)、独立行政法人情報通信研究機構施設整備費、改革推進公共投資電気通信格差是正施設整備資金貸付金償還時補助、電気通信監理施設費、情報通信格差是正事業費、改革推進公共投資情報通信格差是正事業資金貸付金償還時補助
	消防庁	消防防災施設等整備費(消防防災施設整備費補助金に限る。)
法務省	法務本省	法務本省(更生保護施設整備費補助金に限る。)、法務省施設費、改革推進公共投資事業償還金
外務省	外務本省	外務本省施設費、改革推進公共投資事業償還金
	在外公館	在外公館施設費
財務省	財務本省	財務本省施設費、公務員宿舎施設費、改革推進公共投資事業償還金、特定国有財産整備費(一般庁舎等施設費特定国有財産整備特別会計へ繰入に限る。)
	財務局	財務局施設費
	税関	税関施設費、船舶建造費
	国税庁	税務官署施設費
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省施設費、スポーツ科学技術振興施設費、改革推進公共投資事業償還金、公立文教施設災害復旧費、公立文教施設整備費、改革推進公共投資公立文教施設整備資金貸付金償還時補助、独立行政法人国立科学博物館施設整備費、独立行政法人国立女性教育会館施設整備費、学校教育振興費(放送大学学園施設整備費補助金に限る。)、独立行政法人国立特殊教育総合研究所施設整備費、独立行政法人教員研修センター施設整備費、独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費、改革推進公共投資独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備資金貸付金償還時補助、国立大学法人施設整備費、改革推進公共投資国立大学法人施設整備資金貸付金償還時補助、国立大学法人船舶建造費、私立学校助成費(私立学校施設整備費補助金に限る。)、改革推進公共投資私立学校施設整備資金貸付金償還時補助、科学技術振興費(地上デジタルテレビジョン放送施設整備費補助金及び地域先導科学技術基盤施設整備費補助金に限る。)、原子力平和利用研究促進費(日本原子力研究所施設整備費補助金に限る。)、独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費、独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費、独立行政法人理化学研究所施設整備費、独立行政法人防災科学技術研究所施設整備費、独立行政法人海洋研究開発機構施設整備費、独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費、独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費、独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費、改革推進公共投資社会体育施設整備資金貸付金償還時補助、独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター施設整備費、独立行政法人国立青年の家施設整備費、独立行政法人国立少年自然の家施設整備費
	文部科学本省所轄機関	文部科学本省所轄研究所施設費
	文化庁	文化庁施設費、改革推進公共投資事業償還金、独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費、文化財保存施設整備費
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省施設費、改革推進公共投資事業償還金、独立行政法人医薬基盤研究所施設整備費、保健衛生施設整備費、改革推進公共投資保健衛生施設整備資金貸付金償還時補助、国立高度専門医療センター施設費、独立行政法人国立病院機構施設整備費、改革推進公共投資独立行政法人国立病院機構施設整備資金貸付金償還時補助、ハンセン病資料館施設費、社会福祉施設整備費、改革推進公共投資社会福祉施設整備資金貸付金償還時補助、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費、医療観察等実施費(心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金に限る。)、水道施設整備費、改革推進公共投資水道施設整備事業資金貸付金償還時補助
	検疫所	検疫所施設費、改革推進公共投資事業償還金
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所施設費
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所施設費、改革推進公共投資事業償還金
	国立更生援護機関	国立更生援護所施設費、改革推進公共投資事業償還金
	都道府県労働局	都道府県労働局施設費

農林水産省	農林水産本省	農林水産本省施設費、総合食料対策費（総合食料対策事業費補助金及び消費・安全対策整備交付金に限る。）、改革推進公共投資総合食料対策施設整備資金貸付金償還時補助、農業・食品産業強化対策費（農業・食品産業強化対策事業費補助金及び農業・食品産業強化対策整備交付金に限る。）、卸売市場施設整備費、改革推進公共投資卸売市場施設整備資金貸付金償還時補助、独立行政法人農林水産消費技術センター施設整備費、独立行政法人肥飼料検査所施設整備費、改革推進公共投資農業生産振興施設整備資金貸付金償還時補助、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構施設整備費、独立行政法人種苗管理センター施設整備費、独立行政法人家畜改良センター施設整備費、改革推進公共投資農業経営対策事業資金貸付金償還時補助、独立行政法人農業者大学校施設整備費、農村振興費（モデル事業農村振興対策事業費補助金、農山漁村地域活性化整備交付金及びバイオマス利活用整備交付金に限る。）、改革推進公共投資農村振興事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資事業償還金、改革推進公共投資海岸事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資農業生産基盤整備事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資農村整備事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資農地等保全事業資金貸付金償還時補助、海岸事業費、農業生産基盤整備事業費、農村整備事業費、農地等保全管理事業費、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害関連事業費
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所施設費
	農林水産技術会議	農林水産業技術振興施設費、改革推進公共投資事業償還金、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構施設整備費、独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費、独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費、独立行政法人農業工学研究所施設整備費、独立行政法人食品総合研究所施設整備費、独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費
	地方農政局	地方農政局施設費、海岸事業工事諸費、地すべり対策事業工事諸費、農業施設災害復旧事業等工事諸費
	林野庁	林野庁施設費、林業振興費（森林整備・保全施設整備交付金及び林業・木材産業等振興施設整備交付金に限る。）、改革推進公共投資林業振興施設整備資金貸付金償還時補助、独立行政法人林木育種センター施設整備費、独立行政法人森林総合研究所施設整備費、改革推進公共投資事業償還金、改革推進公共投資治山事業資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資森林保全整備事業資金貸付金償還時補助、治山事業費、森林環境保全整備事業費、農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費、緑資源整備事業費（緑資源整備事業費補助に限る。）、森林居住環境整備事業費、山林施設災害復旧事業費、山林施設災害関連事業費
	水産庁	船舶建造費、水産業振興費（水産業振興等施設整備交付金に限る。）、独立行政法人水産大学校施設整備費、独立行政法人水産大学校船舶建造費、独立行政法人水産総合研究センター施設整備費、独立行政法人さけ・ます資源管理センター施設整備費、海岸事業費、水産基盤整備費、農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業費、漁港施設災害復旧事業費、漁港施設災害関連事業費
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省（民間能力活用特定施設緊急整備費補助金及び資源循環型地域振興施設整備費補助金に限る。）、経済産業本省施設費、地域経済活性化対策費（産業再配置促進施設整備費補助金及び新事業支援施設整備費補助金に限る。）、独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費、独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費、改革推進公共投資環境調和型地域振興施設整備資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資中心市街地商業等活性化対策施設整備資金貸付金償還時補助、工業用水道事業費
	経済産業局	経済産業局施設費
	中小企業庁	中小企業対策費（中心市街地等中小商業活性化施設整備費補助金に限る。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構施設整備費、改革推進公共投資中小企業対策施設整備資金貸付金償還時補助

官報（号外）

国土交通省	国土交通本省	国土交通本省（観光基盤施設整備費補助金、都市地方連携推進事業費補助金及び港湾機能高度化施設整備費補助金に限る。）、国土交通本省施設費、改革推進公共投資事業償還金、独立行政法人土木研究所施設整備費、独立行政法人建築研究所施設整備費、官庁営繕費、鉄道建設及運輸施設整備等助成費（整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金に限る。）、都市再生プロジェクト及景観形成施設整備推進費、小笠原諸島振興開発事業費（小笠原諸島振興開発事業費補助に限る。）、離島振興特別事業費、河川管理施設整備費、独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費、独立行政法人海上技術安全研究所施設整備費、独立行政法人海員学校施設整備費、独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費、独立行政法人航空大学校施設整備費、水資源開発事業費、治水事業費、急傾斜地崩壊対策等事業費、海岸事業費、海岸事業工事諸費、道路整備事業費、港湾事業費、空港整備事業費、都市鉄道・幹線鉄道整備事業費、鉄道防災事業費、新幹線鉄道整備事業費、住宅建設等事業費、都市環境整備事業費（都市開発事業調査費、市街地再開発事業費補助、都市再生推進事業費補助、都市水環境整備事業費補助、緑地環境整備総合支援事業費補助、首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額、まちづくり交付金、都市開発資金融通特別会計へ繰入、道路環境整備事業費道路整備特別会計へ繰入及び都市水環境整備事業費治水特別会計へ繰入に限る。）、都市計画事業費、河川等災害復旧事業費、河川等災害復旧事業等工事諸費、河川等災害関連事業費、離島振興事業費、農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費、北海道治水事業費、北海道急傾斜地崩壊対策等事業費、北海道治山事業費、北海道海岸事業費、北海道道路整備事業費、北海道港湾事業費、北海道空港整備事業費、北海道住宅建設等事業費、北海道都市環境整備事業費、北海道都市計画事業費、北海道水道施設整備費、北海道廃棄物処理施設整備費、北海道農業生産基盤整備事業費、北海道農村整備事業費、北海道農地等保全管理事業費、北海道森林環境保全整備事業費、北海道森林居住環境整備事業費、北海道水産基盤整備費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費、都市再生プロジェクト事業推進費、社会資本整備事業調整費、景観形成事業推進費、災害対策緊急事業推進費、北海道特定特別総合開発事業推進費、道州制北海道モデル事業推進費、北海道特定開発事業推進調査費
	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所施設費、改革推進公共投資事業償還金
	国土地理院	国土地理院施設費、改革推進公共投資事業償還金
	地方整備局	地方整備局施設費、都市公園事業工事諸費、道路災害復旧事業工事諸費
	北海道開発局	北海道開発局施設費、北海道治水海岸事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市水環境整備事業工事諸費、北海道都市公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費、北海道水産基盤整備事業工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費
	気象庁	気象官署施設費、改革推進公共投資事業償還金
	海上保安庁	海上保安官署施設費、船舶建造費、改革推進公共投資事業償還金、航路標識整備事業費、航路標識整備事業工事諸費
環境省	環境本省	環境本省（廃棄物再生利用施設整備費補助金に限る。）、環境本省施設費、改革推進公共投資廃棄物再生利用施設整備資金貸付金償還時補助、独立行政法人国立環境研究所施設整備費、改革推進公共投資独立行政法人国立環境研究所施設整備資金貸付金償還時補助、改革推進公共投資環境保全施設整備資金貸付金償還時補助、環境保全施設整備費、廃棄物処理施設整備費、自然公園等事業費、改革推進公共投資事業償還金、改革推進公共投資自然公園等事業資金貸付金償還時補助、自然公園等事業工事諸費、環境調査研修所施設費

（一時借入金等の最高額）

第８条　「財政法」第７条第３項の規定による財務省証券及び一時借入金の最高額は、24,000,000,000千円とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第９条　「財政法」第15条第２項の規定により平成17年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、100,000,000千円とする。

（損失補償契約等の限度額）

第10条　次の表の左欄に掲げる契約の金額の限度は、平成17年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。ただし、「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律」（仮称）の施行により「農業近代化資金助成法」が「農業近代化資金融通法」（仮称）

と、「漁業近代化資金助成法」が「漁業近代化資金融通法」(仮称)となった場合には、左欄の「「農業近代化資金助成法」第3条の2第3項」とあるのは「「農業近代化資金融通法」(仮称)」と、「「漁業近代化資金助成法」第4条第3項」とあるのは「「漁業近代化資金融通法」(仮称)」とそれぞれ読み替えるものとする。

区　　分	限　　度　　額
「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第8条の規定による金額の限度	補償契約金額の合計額　千円 2,206,000,000
「矯正医官修学資金貸与法」第4条の規定による金額の限度	貸与すべき修学資金の総額　10,992
「農業近代化資金助成法」第3条の2第3項の規定による金額の限度	平成17年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　84,017
「漁業近代化資金助成法」第4条第3項の規定による金額の限度	平成17年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　48,000
「農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法」第4条の規定による金額の限度	平成17年度以降12箇年度間を通ずる利子補給金の総額　2,582,942

2　「アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律」第2条第3項の規定により平成17年度においてアフリカ開発基金に出資することができる金額の限度は、外国貨幣換算率により換算した金額が36,534,618千円に相当するアメリカ合衆国通貨の金額を「アフリカ開発基金を設立する協定」第1条1に規定する計算単位に換算した金額とする。

(債務保証契約の限度額)

第11条　次の表の左欄に掲げる法人が平成17年度において負担する債務につき、中欄に掲げる法律の規定により政府が同年度において保証することができる金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。ただし、(1)「日本道路公団等民営化関係法施行法」(以下「施行法」という。)の規定により日本道路公団が解散し、その業務が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社に承継された場合には、第6号左欄の「日本道路公団」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」、「東日本高速道路株式会社」、「中日本高速道路株式会社」及び「西日本高速道路株式会社」と、イの「道路債券」とあるのは「日本高速道路保有・債務返済機構債券」又は「社債」と、ロの「道路債券」とあるのは「日本高速道路保有・債務返済機構債券」と、中欄の「「日本道路公団法」第28条」とあるのは「「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法」第23条」又は「「高速道路株式会社法」附則第3条」と、(2)施行法の規定により首都高速道路公団が解散し、その業務が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び首都高速道路株式会社に承継された場合には、第7号左欄の「首都高速道路公団」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」及び「首都高速道路株式会社」と、「首都高速道路債券」とあるのは「日本高速道路保有・債務返済機構債券」又は「社債」と、中欄の「「首都高速道路公団法」第38条の2」とあるのは「「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法」第23条」又は「「高速道路株式会社法」附則第3条」と、(3)施行法の規定により阪神高速道路公団が解散し、その業務が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び阪神高速道路株式会社に承継された場合には、第8号左欄の「阪神高速道路公団」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」及び「阪神高速道路株式会社」と、「阪神高速道路債券及び借入金」とあるのは「日本高速道路保有・債務返済機構債券及び借入金」又は「社債」と、中欄の「「阪神高速道路公団法」第38条」とあるのは「「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法」第23条」又は「「高速道路株式会社法」附則第3条」と、(4)施行法の規定により本州四国連絡橋公団が解散し、その業務の一部が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に承継された場合には、第9号左欄の「本州四国連絡橋公団」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」と、「本州四国連絡橋債券」とあるのは「日本高速道路保有・債務返済機構債券」と、中欄の「「本州四国連絡橋公団法」第39条」とあるのは「「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法」第23条」と、(5)「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」の規定により核燃料サイクル開発機構が解散し、その業務が独立行政法人日本原子力研究開発機構に承継された場合には、第11号左欄の「核燃料サイクル開発機構」とあるのは「独立行政法人日本原子力研究開発機構」と、中欄の「「核燃料サイクル開発機構法」第35条」とあるのは「「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」第21条」とそれぞれ読み替えるものとする。

債　　務	根　拠　規　定	金　額　の　限　度
1　国民生活金融公庫 国民生活債券に係る債務	「国民生活金融公庫法」第22条の4第1項	額面総額100,000,000千円及びその利息に相当する金額
2　中小企業金融公庫 イ　中小企業債券(ロに掲げるものを除く。)に係る債務	「中小企業金融公庫法」第25条の3第1項	額面総額150,000,000千円及びその利息に相当する金額
ロ　中小企業債券のうち次に掲げるものに係る債務		
(1)　外貨をもって支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第2条第2項	(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が51,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
(2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	「中小企業金融公庫法」第25条の3第1項	

3　公営企業金融公庫 イ　公営企業債券（ロに掲げるものを除く。）に係る債務	「公営企業金融公庫法」第26条第１項	額面総額1,040,000,000千円及びその利息に相当する金額
ロ　公営企業債券のうち次に掲げるものに係る債務 (1)　外貨をもって支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項	(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が130,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
(2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	「公営企業金融公庫法」第26条第１項	
4　日本政策投資銀行 イ　日本政策投資銀行債券（ロに掲げるものを除く。）に係る債務	「日本政策投資銀行法」第45条第１項	額面総額60,000,000千円及びその利息に相当する金額
ロ　日本政策投資銀行債券のうち次に掲げるものに係る債務 (1)　外貨をもって支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項	(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が190,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
(2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	「日本政策投資銀行法」第45条第１項	
5　国際協力銀行 国際協力銀行債券のうち次に掲げるものに係る債務 (1)　外貨をもって支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項	(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が267,500,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
(2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	「国際協力銀行法」第47条第１項	
6　日本道路公団 イ　道路債券（ロに掲げるものを除く。）に係る債務	「日本道路公団法」第28条	額面総額1,434,000,000千円及びその利息に相当する金額
ロ　道路債券のうち外貨をもって支払われるものに係る債務	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項	外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額が70,000,000千円に相当する金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
7　首都高速道路公団 首都高速道路債券に係る債務	「首都高速道路公団法」第38条の２	額面総額76,400,000千円及びその利息に相当する金額
8　阪神高速道路公団 阪神高速道路債券及び借入金に係る債務	「阪神高速道路公団法」第38条	額面総額及び元本金額の合計額114,600,000千円並びにその利息に相当する金額

9　本州四国連絡橋公団 本州四国連絡橋債券及び借入金に係る債務	「本州四国連絡橋公団法」第39条	額面総額及び元本金額の合計額45,100,000千円並びにその利息に相当する金額
10　社会保険診療報酬支払基金 次に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金に係る債務 (1)　老人保健関係業務に関するもの (2)　退職者医療関係業務に関するもの (3)　介護保険関係業務に関するもの	「老人保健法」 「国民健康保険法」 「介護保険法」	(1)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額500,000,000千円、(2)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額165,000,000千円並びに(3)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額170,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
11　核燃料サイクル開発機構 借入金に係る債務	「核燃料サイクル開発機構法」第35条	元本金額7,150,000千円及びその利息に相当する金額
12　預金保険機構 次に掲げる預金保険機構債券及び借入金に係る債務 (1)　「預金保険法」に係る業務((2)に掲げるものを除く。)に関するもの (2)　危機対応業務に関するもの (3)　金融再生業務及び廃止前の「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」に係る業務に関するもの	「預金保険法」第42条の2 「預金保険法」第126条第2項 「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第66条 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」附則第5条第2項	(1)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額19,000,000,000千円、(2)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額17,000,000,000千円、(3)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額14,000,000,000千円、(4)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額6,000,000,000千円、(5)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額150,000,000千円並びに(6)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額2,000,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
(4)　金融機能早期健全化業務に関するもの (5)　「株式会社産業再生機構法」に係る業務に関するもの (6)　金融機能強化業務及び「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」附則第3条第1項に規定する旧組織再編成促進特別措置法に係る業務に関するもの	「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」第17条 「株式会社産業再生機構法」第50条 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」第45条及び附則第4条第2項	
13　銀行等保有株式取得機構 銀行等保有株式取得機構債券及び借入金に係る債務	「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」第51条	額面総額及び元本金額の合計額1,800,000,000千円並びにその利息に相当する金額
14　独立行政法人農業者年金基金 借入金に係る債務	「独立行政法人農業者年金基金法」附則第17条第3項	元本金額38,842,000千円及びその利息に相当する金額
15　独立行政法人農林漁業信用基金 次に掲げる借入金に係る債務 (1)　林業等資金寄託業務に関するもの (2)　林業等資金貸付業務に関するもの	「独立行政法人農林漁業信用基金法」第18条 同　条	(1)に掲げる借入金にあっては元本金額3,200,000千円及び(2)に掲げる借入金にあっては元本金額873,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
16　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法」第20条	額面総額及び元本金額の合計額53,000,000千円並びにその利息に相当する金額

17　独立行政法人空港周辺整備機構 空港周辺整備債券及び借入金に係る債務	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」第31条	額面総額及び元本金額の合計額272,000千円並びにその利息に相当する金額
18　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石油天然ガス・金属鉱物資源債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」第15条	額面総額及び元本金額の合計額437,600,000千円並びにその利息に相当する金額
19　独立行政法人環境再生保全機構 借入金に係る債務	「独立行政法人環境再生保全機構法」附則第９条	元本金額6,300,000千円及びその利息に相当する金額
20　独立行政法人都市再生機構 都市再生債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人都市再生機構法」	額面総額及び元本金額の合計額200,000,000千円並びにその利息に相当する金額
21　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 日本高速道路保有・債務返済機構債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法」第23条	額面総額及び元本金額の合計額972,400,000千円並びにその利息に相当する金額
22　「保険業法」の規定により設立の認可を受けた保険契約者保護機構のうち同法に掲げる生命保険業免許、外国生命保険業免許又は特定生命保険業免許を受けた保険会社をその会員とする法人 借入金に係る債務	「保険業法」	元本金額960,000,000千円及びその利息に相当する金額
23　関西国際空港株式会社 社債に係る債務	「関西国際空港株式会社法」第９条第１項	額面総額24,400,000千円及びその利息に相当する金額
24　株式会社産業再生機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社産業再生機構法」第40条	額面総額及び元本金額の合計額10,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
25　成田国際空港株式会社 社債に係る債務	「成田国際空港株式会社法」附則第15条第１項	額面総額18,700,000千円及びその利息に相当する金額
26　日本環境安全事業株式会社 借入金に係る債務	「日本環境安全事業株式会社法」第12条	元本金額28,260,000千円及びその利息に相当する金額
27　東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社 社債に係る債務	「高速道路株式会社法」附則第３条	額面総額71,600,000千円及びその利息に相当する金額
28　首都高速道路株式会社 社債に係る債務	「高速道路株式会社法」附則第３条	額面総額9,400,000千円及びその利息に相当する金額
29　阪神高速道路株式会社 社債に係る債務	「高速道路株式会社法」附則第３条	額面総額6,300,000千円及びその利息に相当する金額
30　「民間都市開発の推進に関する特別措置法」第３条第１項の規定により指定された民間都市開発推進機構 民間都市開発推進債券及び借入金に係る債務	「民間都市開発の推進に関する特別措置法」第９条及び附則第16条第３項	額面総額及び元本金額の合計額258,853,000千円並びにその利息に相当する金額

2　前項ただし書(1)における独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社ごとの政府が平成17年度において保証することができる金額の限度及び前項第27号における東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社ごとの政府が平成17年度において保証することができる金額の限度、前項ただし書(2)における独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は首都高速道路株式会社ごとの政府が平成17年度において保証することができる金額の限度並びに前項ただし書(3)における独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は阪神高速道路株式会社ごとの政府が平成17年度において保証することができる金額の限度は、それぞれ施行法第15条の規定による承継計画によることとする。

3　政府は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により、第１項第１号から第９号までの各号、第14号、第17号から第21号までの各号、第23号若しくは第25号から第30号までの各号に掲げる法人の事業資金又は借入金及び債券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由がある場合において、当該各号に掲げる法人が法令の規定に従い当該各号に規定する債券、社債又は借入金を増額して発行し又は借り入れるものにつき、その債務を保証する必要があるときは、当該各号の右欄に定める額面総額及び元本金額の合計額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該額面総額及び元本金額の合計額を増額することができる。

4　第１項第１号から第10号までの各号、第12号、第13号、第16号から第18号までの各号、第20号、第21号、第23号から第25号までの各号及び第27号から第30号までの各号に規定する債券又は社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため法令の規定に従い発行する債券又は社債の額面金額及びその利息に相当する金額（期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額及び減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額があるときは、これらの金額を含む。）をこれらの各号に定める限度額（前項の規定により額面総額及び元本金額の合計額が増額された場合には、当該増額された後の金額）に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

（予算の移替え等）

第12条　行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、予算の執行に関し、「甲号歳入歳出予算」、「乙号継続費」、「丙号繰越明許費」及び「丁号国庫債務負担行為」における主管、所管及び組織の区分によることができない場合においては、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は主管、所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。

2　行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の主管又は所管、組織若しくは項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その主管又は所管、組織若しくは項に係る予算は、その目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第13条　次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

所管	組織	項
内閣府	内閣本府	国民生活安定対策等生活政策推進費、民間資金活用等経済政策推進費、災害対策総合推進調整費、沖縄特別振興対策調整費、沖縄振興計画推進調査費、大規模駐留軍用地跡地等利用推進費、沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費、沖縄北部特別振興対策事業費、沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生諸費、沖縄保健衛生施設整備費、沖縄農業振興費、沖縄特別振興対策事業費、沖縄開発事業費、農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道整備事業費、沖縄住宅対策諸費、沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費、沖縄特定開発事業推進調査費、地域再生推進費
	防衛施設庁	施設運営等関連諸費
財務省	財務本省	公務員宿舎施設費（国会、裁判所又は会計検査院の省庁別宿舎の設置に係るものに限る。）
文部科学省	文部科学本省	科学技術振興調整費、放射能調査研究費、南極地域観測事業費、南極地域観測船建造費、原子力試験研究費
国土交通省	国土交通本省	国土施策創発調査費、都市再生プロジェクト推進調査費、都市再生プロジェクト及景観形成施設整備推進費、奄美群島園芸振興費、水資源開発事業費、離島振興事業費、農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費、北海道海岸事業費、北海道水道施設整備費、北海道廃棄物処理施設整備費、北海道農業生産基盤整備事業費、北海道農村整備事業費、北海道農地等保全管理事業費、北海道森林環境保全整備事業費、北海道森林居住環境整備事業費、北海道水産基盤整備費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費、都市再生プロジェクト事業推進費、社会資本整備事業調整費、景観形成事業推進費、災害対策緊急事業推進費、北海道特定特別総合開発事業推進費、道州制北海道モデル事業推進費、北海道特定開発事業推進調査費
環境省	環境本省	地球環境保全等試験研究費、環境研究総合推進費

（予算の移用）

第14条　「財政法」第33条第１項ただし書の規定により移用することができる場合は、第１表の各号に掲げる各組織の経費の金額を当該各組織の間において相互に移用する場合、第２表の各号に掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合及び第３表の各号に掲げる各組織の経費の金額又は各項の経費の金額を当該各組織又は各項の間において相互に移用する場合とする。

第１表　各組織の間の移用

所管	移用することができる組織（括弧書は当該組織の経費を示す。）
１　内閣府	イ　内閣本府（揮発油税等財源沖縄道路整備事業費、揮発油税等財源沖縄道路環境整備事業費、沖縄開発事業費、航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費、農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道整備事業費）と沖縄総合事務局（沖縄治水事業工事諸費、揮発油税等財源沖縄道路事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、揮発油税等財源沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄都市公園事業工事諸費、沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費） ロ　防衛本庁（施設整備費）と防衛施設庁（施設運営等関連諸費）
２　農林水産省	農林水産本省（海岸事業費、農地等保全管理事業費）と地方農政局（海岸事業工事諸費、地すべり対策事業工事諸費）
３　国土交通省	イ　国土交通本省（都市計画事業費）と地方整備局（都市公園事業工事諸費） ロ　国土交通本省（北海道治水事業費、北海道急傾斜地崩壊対策等事業費、北海道治山事業費、北海道海岸事業費、揮発油税等財源北海道道路整備事業費、北海道道路整備事業費、北海道港湾事業費、北海道空港整備事業費、航空機燃料税財源北海道空港整備事業費、北海道住宅建設等事業費、揮発油税等財源北海道道路環境整備事業費、北海道都市環境整備事業費、北海道都市計画事業費、北海道水道施設整備費、北海道廃棄物処理施設整備費、北海道農業生産基盤整備事業費、北海道農村整備事業費、北海道農地等保全管理事業費、北海道森林環境保全整備事業費、北海道森林居住環境整備事業費、北海道水産基盤整備費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費）と北海道開発局（北海道治水海岸事業工事諸費、揮発油税等財源北海道道路事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、揮発油税等財源北海道道路環境整備事業工事諸費、北海道都市水環境整備事業工事諸費、北海道都市公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費、北海道水産基盤整備事業工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費）

第２表　各項の間の移用

所管	組織	移用することができる項
１　内閣府	内閣本府	沖縄開発事業費と農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道整備事業費
	沖縄総合事務局	沖縄治水事業工事諸費、揮発油税等財源沖縄道路事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、揮発油税等財源沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄都市公園事業工事諸費及び沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費の各項の間
２　厚生労働省	厚生労働本省	職業転換対策事業費と特定地域開発就労事業費
３　農林水産省	農林水産本省	農業施設災害復旧事業費と農業施設災害関連事業費
	地方農政局	海岸事業工事諸費と地すべり対策事業工事諸費
	林野庁	山林施設災害復旧事業費と山林施設災害関連事業費
	水産庁	漁港施設災害復旧事業費と漁港施設災害関連事業費
４　国土交通省	国土交通本省	イ　海岸事業費と海岸事業工事諸費 ロ　河川等災害復旧事業費と河川等災害関連事業費 ハ　離島振興事業費と農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費 ニ　北海道急傾斜地崩壊対策等事業費、北海道海岸事業費、北海道住宅建設等事業費、北海道都市計画事業費、北海道水道施設整備費、北海道廃棄物処理施設整備費、北海道農業生産基盤整備事業費、北海道農村整備事業費、北海道農地等保全管理事業費、北海道森林環境保全整備事業費、北海道森林居住環境整備事業費、北海道水産基盤整備費及び農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費の各項の間
	北海道開発局	北海道治水海岸事業工事諸費、揮発油税等財源北海道道路事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、揮発油税等財源北海道道路環境整備事業工事諸費、北海道都市水環境整備事業工事諸費、北海道都市公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費、北海道水産基盤整備事業工事諸費及び北海道災害復旧事業等工事諸費の各項の間
	海上保安庁	航路標識整備事業費と航路標識整備事業工事諸費
５　環境省	環境本省	自然公園等事業費と自然公園等事業工事諸費

第３表　各組織の間又は各項の間の移用

1　予定経費要求書に予定した職員基本給、政府開発援助職員基本給、職員諸手当、政府開発援助職員諸手当及び退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項の間
2　予定経費要求書に予定した赴任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項の間

（俸給予算等の制限）

第15条　俸給予算の執行に当たっては、予定経費要求書に掲げる各省各庁の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

（消費税の収入が充てられる経費の範囲）

第16条　消費税の収入が充てられる経費（地方交付税交付金を除く。）の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	参議院	参議院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	国立国会図書館	国立国会図書館（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
裁判所	裁判所	最高裁判所（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
会計検査院	会計検査院	会計検査院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
内閣	内閣官房	内閣官房（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	人事院	人事院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
内閣府	内閣本府	内閣本府（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	宮内庁	宮内庁（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	公正取引委員会	公正取引委員会（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	防衛本庁	防衛本庁（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	防衛施設庁	防衛施設庁（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	金融庁	金融庁（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
総務省	総務本省	総務本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
法務省	法務本省	法務本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
外務省	外務本省	外務本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
財務省	財務本省	財務本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）、国家公務員共済組合連合会等助成費（基礎年金国家公務員共済組合連合会職員共済組合負担金に限る。）
	国税庁	税務官署（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）、私立学校助成費（基礎年金日本私立学校振興・共済事業団補助金に限る。）
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）、老人医療・介護保険給付諸費（臨時老人薬剤費特別給付金、介護給付費等負担金、老人医療給付費負担金及び介護給付費財政調整交付金に限る。）、国民健康保険助成費（老人保健医療費拠出金補助金、介護納付金補助金、老人保健医療費拠出金負担金、介護納付金負担金、老人保健医療費拠出金財政調整交付金及び介護納付金財政調整交付金に限る。）、社会保険国庫負担金（老人保健医療費拠出金厚生保険特別会計へ繰入及び介護納付金厚生保険特別会計へ繰入に限る。）、厚生年金保険国庫負担金（基礎年金厚生保険特別会計へ繰入に限る。）、国民年金国庫負担金（基礎年金国民年金特別会計へ繰入に限る。）
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	林野庁	林野庁（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
環境省	環境本省	環境本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）

官報（号外）

甲号　歳入歳出予算

歳　　入

主管	部	款	項	金額(千円)	
国会	雑収入			2,092,220	
		国有財産利用収入		1,166,680	
			国有財産貸付収入	1,139,169	
			国有財産使用収入	27,511	
		諸収入		925,540	
			国会議員互助年金法納金	915,384	
			弁償及返納金	1,416	
			物品売払収入	558	
			雑入	8,182	
裁判所	雑収入			17,200,443	
		国有財産利用収入		847,419	
			国有財産貸付収入	841,064	
			国有財産使用収入	6,355	
		納付金		19,890	
			法科大学院設置者納付金	19,890	
		諸収入		16,333,134	
			許可及手数料	836,367	
			懲罰及没収金	71,598	
			弁償及返納金	63,701	
			物品売払収入	8,363	
			雑入	15,353,105	
会計検査院	雑収入			136,860	
		国有財産利用収入		135,120	
			国有財産貸付収入	135,052	

		諸収入	国有財産使用収入	68
				1,740
			弁償及返納金	1,209
			雑入	531
内閣	雑収入			278,341
		国有財産利用収入		26,135
			国有財産貸付収入	23,762
			国有財産使用収入	2,373
		諸収入		252,206
			許可及手数料	523
			弁償及返納金	247,374
			雑入	4,309
内閣府	官業益金及官業収入			15,115,460
		官業収入		15,115,460
			病院収入	15,115,460
	政府資産整理収入			1,475,131
		国有財産処分収入		795,747
			国有財産売払収入	795,747
		回収金等収入		679,384
			貸付金等回収金収入	541,011
			事故補償費返還金	138,373
	雑収入			39,316,845
		国有財産利用収入		11,993,393
			国有財産貸付収入	11,985,320
			国有財産使用収入	3,525
			利子収入	4,548
		納付金		3,179,570
			雑納付金	3,179,570

官報（号外）

		諸収入		24,143,882
			特別会計受入金	181,564
			授業料及入学検定料	6,470
			許可及手数料	215
			受託調査試験及役務収入	37,643
			弁償及返納金	18,101,225
			物品売払収入	366,651
			雑入	5,450,114
			計	55,907,436
総務省	政府資産整理収入			338,263
		回収金等収入		338,263
			貸付金等回収金収入	338,263
	雑収入			62,995,314
		国有財産利用収入		100,822
			国有財産貸付収入	90,851
			国有財産使用収入	9,649
			利子収入	322
		諸収入		62,894,492
			許可及手数料	347,789
			弁償及返納金	644,786
			電波利用料収入	61,888,449
			雑入	13,468
			計	63,333,577
法務省	雑収入			116,696,487
		国有財産利用収入		787,301
			国有財産貸付収入	785,175
			利子収入	2,126

		諸収入		115,909,186
			許可及手数料	148
			懲罰及没収金	105,660,255
			弁償及返納金	1,348,320
			矯正官署作業収入	6,780,698
			物品売払収入	65,403
			雑入	2,054,362
外務省	雑収入			10,333,855
		国有財産利用収入		974,749
			国有財産貸付収入	950,715
			国有財産使用収入	692
			利子収入	23,342
		諸収入		9,359,106
			許可及手数料	4,784,818
			弁償及返納金	4,495,564
			物品売払収入	41,807
			雑入	36,917
財務省	租税及印紙収入			44,007,000,000
		租税		42,893,000,000
			所得税	13,164,000,000
			法人税	11,513,000,000
			相続税	1,245,000,000
			消費税	10,164,000,000
			酒税	1,625,000,000
			たばこ税	862,000,000
			揮発油税	2,173,000,000
			石油ガス税	15,000,000
			航空機燃料税	89,000,000

			石油石炭税	500,000,000	
			自動車重量税	755,000,000	
			関税	779,000,000	
			とん税	9,000,000	
		印紙収入		1,114,000,000	
			印紙収入	1,114,000,000	
	政府資産整理収入			246,933,252	
		国有財産処分収入		233,912,139	
			国有財産売払収入	233,912,139	
		回収金等収入		13,021,113	
			特別会計整理収入	360	
			貸付金等回収金収入	5,000,000	
			農業近代化助成資金整理収入	8,020,753	
	雑収入			2,760,728,230	
		国有財産利用収入		47,143,858	
			国有財産貸付収入	41,328,384	
			国有財産使用収入	2	
			配当金収入	2,750	
			利子収入	5,812,722	
		納付金		392,710,990	
			日本銀行納付金	335,200,000	
			雑納付金	53,172,000	
			独立行政法人造幣局納付金	4,338,990	
		諸収入		2,320,873,382	
			文官恩給費特別会計等負担金	5,885,804	
			特別会計受入金	1,796,084,080	
			改革推進公共投資事業償還金等特別会計受入金	368,925,991	

			許可及手数料	3,804,130
			受託調査試験及役務収入	9,849,136
			懲罰及没収金	350,963
			弁償及返納金	1,570,463
			物品売払収入	8,135
			貨幣回収準備資金受入	85,964,044
			雑入	48,430,636
	公債金			34,390,000,000
		公債金		34,390,000,000
			公債金	6,180,000,000
			特例公債金	28,210,000,000
	前年度剰余金受入			52,327,762
		前年度剰余金受入		52,327,762
			前年度剰余金受入	52,327,762
			計	81,456,989,244
文部科学省	雑収入			5,334,191
		国有財産利用収入		447,919
			国有財産貸付収入	407,535
			国有財産使用収入	40,384
		納付金		46,025
			独立行政法人日本スポーツ振興センター納付金	46,025
		諸収入		4,840,247
			許可及手数料	93,938
			弁償及返納金	3,641,356
			物品売払収入	6,004
			雑入	1,098,949

厚生労働省	官業益金及官業収入			1,603,614
		官業収入		1,603,614
			病院収入	1,572,745
			診療所収入	30,869
	政府資産整理収入			5,547,113
		回収金等収入		5,547,113
			貸付金等回収金収入	5,547,113
	雑収入			39,308,894
		国有財産利用収入		264,158
			国有財産貸付収入	258,134
			国有財産使用収入	3,849
			利子収入	2,175
		諸収入		39,044,736
			授業料及入学検定料	117,372
			許可及手数料	8,168
			受託調査試験及役務収入	226,055
			弁償及返納金	34,038,245
			物品売払収入	2,845,422
			雑入	1,809,474
			計	46,459,621
農林水産省	雑収入			356,535,539
		国有財産利用収入		463,494
			国有財産貸付収入	463,487
			国有財産使用収入	7
		納付金		299,322,000
			日本中央競馬会納付金	299,322,000
		諸収入		56,750,045
			特別会計受入金	46,432,657

			公共事業費負担金	5,896,376
			許可及手数料	96,638
			受託調査試験及役務収入	2,160
			懲罰及没収金	30,716
			弁償及返納金	2,955,781
			物品売払収入	10,118
			雑入	1,325,599
経済産業省	政府資産整理収入			1,121
		回収金等収入		1,121
			特別会計整理収入	1,121
	雑収入			19,595,494
		国有財産利用収入		115,487
			国有財産貸付収入	99,422
			国有財産使用収入	16,065
		納付金		12,139,028
			独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金	12,139,028
		諸収入		7,340,979
			許可及手数料	55,655
			弁償及返納金	4,385,040
			物品売払収入	5,891
			雑入	2,894,393
			計	19,596,615
国土交通省	政府資産整理収入			1,404,672
		国有財産処分収入		2,181
			国有財産売払収入	2,181

官報（号外）

		回収金等収入		1,402,491	
			貸付金等回収金収入	1,402,491	
	雑収入			29,435,861	
		国有財産利用収入		3,007,173	
			国有財産貸付収入	954,535	
			国有財産使用収入	2,052,602	
			利子収入	36	
		諸収入		26,428,688	
			公共事業費負担金	21,212,054	
			許可及手数料	396,333	
			受託調査試験及役務収入	270,650	
			懲罰及没収金	37,171	
			弁償及返納金	1,735,542	
			物品売払収入	40,017	
			雑入	2,736,921	
			計	30,840,533	
環境省	雑収入			1,182,716	
		国有財産利用収入		760,187	
			国有財産貸付収入	572,449	
			国有財産使用収入	187,738	
		諸収入		422,529	
			許可及手数料	104	
			弁償及返納金	413,757	
			物品売払収入	1,327	
			雑入	7,341	
歳入		総計		82,182,917,678	

歳出

所管	組織	項	金額（千円）
皇室費		内廷費	324,000
		宮廷費	6,277,830
		皇族費	269,671
		計	6,871,501
国会	衆議院	衆議院	63,957,864
		衆議院施設費	2,485,232
		改革推進公共投資事業償還金	192,400
		衆議院予備経費	7,000
		計	66,642,496
	参議院	参議院	38,471,680
		参議院施設費	2,274,644
		改革推進公共投資事業償還金	148,935
		参議院予備経費	5,000
		計	40,900,259
	国立国会図書館	国立国会図書館	21,525,714
		国立国会図書館施設費	1,962,717
		改革推進公共投資事業償還金	453,244
		計	23,941,675
	裁判官訴追委員会	裁判官訴追委員会	136,083
	裁判官弾劾裁判所	裁判官弾劾裁判所	118,000
	国会所管合計		131,738,513
裁判所	裁判所	最高裁判所	80,625,105
		下級裁判所	200,451,016
		裁判費	26,274,789
		裁判所施設費	11,647,000

官報（号外）

		改革推進公共投資事業償還金	966,039
		裁判所予備経費	8,000
		計	319,971,949
	検察審査会	検察審査会	5,976,856
	裁判所所管合計		325,948,805
会計検査院	会計検査院	会計検査院	20,291,888
		会計検査院施設費	109,498
		計	20,401,386
内閣	内閣官房	内閣官房	17,620,026
		情報収集衛星業務費	62,081,719
		情報収集衛星施設費	329,719
		安全保障会議	350,856
		計	80,382,320
	内閣法制局	内閣法制局	1,116,101
	人事院	人事院	10,447,077
	内閣所管合計		91,945,498
内閣府	内閣本府	内閣本府	56,877,249
		内閣本府施設費	10,730,231
		改革推進公共投資事業償還金	1,542,453
		総理大臣官邸施設費	1,664,558
		独立行政法人国立公文書館運営費	1,844,938
		遺棄化学兵器廃棄処理事業費	17,018,965
		国民生活安定対策等生活政策推進費	250,000
		民間資金活用等経済政策推進費	410,000
		災害対策総合推進調整費	275,000
		沖縄特別振興対策調整費	2,540,000

		沖縄振興計画推進調査費	100,000
		大規模駐留軍用地跡地等利用推進費	220,000
		沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費	7,806,889
		沖縄北部特別振興対策事業費	5,000,000
		独立行政法人国民生活センター運営費	3,234,757
		沖縄教育振興事業費	10,628,309
		沖縄保健衛生諸費	274,798
		沖縄保健衛生施設整備費	1,189,685
		沖縄農業振興費	2,997,501
		独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構運営費	2,553,332
		独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構施設整備費	605,000
		沖縄特別振興対策事業費	2,460,000
		沖縄開発事業指導監督費	54,302
		揮発油税等財源沖縄道路整備事業費	80,765,000
		揮発油税等財源沖縄道路環境整備事業費	12,478,000
		沖縄開発事業費	124,317,005
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費	2,082,000
		農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道整備事業費	10,000
		沖縄住宅対策諸費	2,789,000
		沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費	5,000,000
		沖縄特定開発事業推進調査費	55,000
		地域再生推進費	81,000,000
		経済社会総合研究所	4,069,320

官報（号外）

		計	442,843,292
	北方対策本部	北方対策本部	411,569
		独立行政法人北方領土問題対策協会運営費	657,671
		計	1,069,240
	国際平和協力本部	国際平和協力本部	726,621
	日本学術会議	日本学術会議	1,400,670
	沖縄総合事務局	沖縄総合事務局	5,896,374
		沖縄治水事業工事諸費	1,476,387
		揮発油税等財源沖縄道路事業工事諸費	1,049,000
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費	741,674
		揮発油税等財源沖縄道路環境整備事業工事諸費	100,000
		沖縄都市公園事業工事諸費	127,407
		沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費	714,527
		計	10,105,369
	宮内庁	宮内庁	10,771,309
	公正取引委員会	公正取引委員会	8,130,614
	警察庁	警察庁	172,486,257
		千葉県警察成田国際空港警備隊費	10,750,626
		船舶建造費	199,500
		科学警察研究所	2,166,332
		皇宮警察本部	8,646,500
		警察庁施設費	11,787,077
		改革推進公共投資事業償還金	1,182,989
		都道府県警察費補助	50,250,725
		計	257,470,006

	防衛本庁	防衛本庁	2,428,021,899
		武器車両等購入費	484,226,429
		航空機購入費	239,037,538
		艦船建造費	13,681,233
		平成13年度甲型警備艦建造費	17,049,889
		平成13年度潜水艦建造費	16,007,734
		平成14年度甲Ⅳ型警備艦建造費	66,126,608
		平成14年度潜水艦建造費	6,794,304
		平成15年度甲Ⅳ型警備艦建造費	31,721,923
		平成15年度潜水艦建造費	18,663,894
		平成16年度甲Ⅲ型警備艦建造費	1,436,662
		平成16年度潜水艦建造費	1,307,768
		平成17年度潜水艦建造費	3,938,305
		施設整備費	138,590,997
		装備品等整備諸費	692,031,612
		施設整備等附帯事務費	4,377,157
		研究開発費	131,607,852
		計	4,294,621,804
	防衛施設庁	防衛施設庁	33,752,480
		調達労務管理費	141,811,160
		独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費	4,522,530
		施設運営等関連諸費	367,890,162
		提供施設移設整備費	13,281,486
		相互防衛援助協定交付金	126,809
		計	561,384,627
	金融庁	金融庁	18,611,540

		経済協力費	109,733
		計	18,721,273
	内閣府所管合計		5,607,244,825
総務省	総務本省	総務本省	93,920,239
		総務本省施設費	190,941
		独立行政法人平和祈念事業特別基金運営費	1,010,266
		恩給費	1,007,353,570
		恩給支給事務費	3,601,386
		過疎地域振興対策費	837,161
		政党助成費	31,892,389
		地方交付税交付金	14,570,914,000
		地方特例交付金	1,518,006,000
		国有提供施設等所在市町村助成交付金	25,140,000
		施設等所在市町村調整交付金	6,400,000
		独立行政法人情報通信研究機構運営費	38,107,517
		独立行政法人情報通信研究機構施設整備費	63,750
		改革推進公共投資電気通信格差是正施設整備資金貸付金償還時補助	69,004
		電気通信監理費	2,681,106
		電気通信監理施設費	38,972
		電波利用料財源電波監視等実施費	56,463,333
		独立行政法人統計センター運営費	10,143,549
		統計調査費	6,286,757
		国勢調査費	64,942,665
		国連アジア統計研修協力費	374,714

		情報通信格差是正事業費	5,542,000
		改革推進公共投資情報通信格差是正事業資金貸付金償還時補助	155,763
		計	17,444,135,082
	管区行政評価局	管区行政評価局	8,085,074
	総合通信局	総合通信局	9,990,818
		電波利用料財源電波監視等実施費	5,254,992
		計	15,245,810
	公害等調整委員会	公害等調整委員会	607,546
	消防庁	消防庁	5,251,658
		消防防災施設等整備費	13,192,826
		独立行政法人消防研究所運営費	1,084,753
		計	19,529,237
	総務省所管合計		17,487,602,749
法務省	法務本省	法務本省	109,611,138
		登記事務費	71,785,661
		訟務費	1,716,169
		外国人登録事務費	4,847,716
		法務省施設費	21,056,984
		改革推進公共投資事業償還金	5,952,083
		計	214,969,751
	法務総合研究所	法務総合研究所	2,162,092
		国連犯罪防止アジア地域研修協力費	314,600
		計	2,476,692
	検察庁	検察官署	98,437,617
		検察費	5,713,230

官報（号外）

		計	104,150,847
	矯正官署	矯正官署	163,235,236
		矯正収容費	49,333,527
		刑務所作業費	4,293,673
		計	216,862,436
	更生保護官署	更生保護官署	11,244,242
		補導援護費	8,006,503
		計	19,250,745
	法務局	法務局	17,080,945
	地方入国管理官署	地方入国管理官署	28,177,612
		護送収容費	2,018,612
		計	30,196,224
	公安審査委員会	公安審査委員会	71,665
	公安調査庁	公安調査庁	15,304,842
	法務省所管合計		620,364,147
外務省	外務本省	外務本省	69,482,390
		外務本省施設費	828,849
		改革推進公共投資事業償還金	765,506
		独立行政法人国際交流基金運営費	13,729,529
		経済協力費	179,500,099
		国際分担金其他諸費	131,677,448
		独立行政法人国際協力機構運営費	160,076,920
		国際協力銀行交付金	30,000,000
		計	586,060,741
	在外公館	在外公館	116,222,002
		在外公館施設費	4,921,519

		計	121,143,521
	外務省所管合計		707,204,262
財務省	財務本省	財務本省	74,887,588
		財務本省施設費	158,719
		第三者保証人特例措置等補給金	1,050,000
		国家公務員共済組合連合会等助成費	14,257,408
		日本鉄道共済組合等助成費	662,963
		産業投資特別会計へ繰入	71,032,000
		国債費	18,442,174,466
		公務員宿舎施設費	13,903,527
		改革推進公共投資事業償還金	2,563,613
		政府出資	212,400,000
		特定国有財産整備費	4,679,177
		特定国有財産整備諸費	376,317
		貨幣製造費	20,660,489
		経済協力費	29,447,327
		米州投資公社出資	236,337
		予備費	350,000,000
		計	19,238,489,931
	財務局	財務局	66,753,654
		財務局施設費	164,420
		計	66,918,074
	税関	税関	90,673,716
		税関施設費	156,600
		船舶建造費	500,010
		計	91,330,326
	国税庁	税務官署	706,245,651

		国税不服審判所	5,355,629
		税務官署施設費	2,905,724
		独立行政法人酒類総合研究所運営費	1,193,007
		計	715,700,011
	財務省所管合計		20,112,438,342
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省	166,255,889
		文部科学本省施設費	57,292
		スポーツ科学技術振興施設費	4,179,415
		改革推進公共投資事業償還金	411,030
		文化功労者年金	721,000
		公立文教施設災害復旧費	800,200
		公立文教施設整備費	122,104,000
		改革推進公共投資公立文教施設整備資金貸付金償還時補助	2,563,712
		教育統計調査費	206,173
		生涯学習振興費	14,638,860
		独立行政法人国立科学博物館運営費	3,379,025
		独立行政法人国立科学博物館施設整備費	975,303
		独立行政法人国立女性教育会館運営費	700,572
		独立行政法人国立女性教育会館施設整備費	35,248
		義務教育費国庫負担金	2,114,993,000
		学校教育振興費	79,152,128
		独立行政法人国立特殊教育総合研究所運営費	1,186,436
		独立行政法人国立特殊教育総合研究所施設整備費	102,837
		義務教育教科書費	39,938,940

		独立行政法人教員研修センター運営費	1,956,522	
		独立行政法人教員研修センター施設整備費	173,756	
		独立行政法人大学評価・学位授与機構運営費	2,188,713	
		独立行政法人大学入試センター運営費	528,616	
		独立行政法人国立高等専門学校機構運営費	69,949,257	
		独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	300,730	
		改革推進公共投資独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備資金貸付金償還時補助	4,950,345	
		独立行政法人メディア教育開発センター運営費	2,418,905	
		育英事業費	115,089,380	
		独立行政法人日本学生支援機構運営費	22,704,185	
		独立行政法人国立大学財務・経営センター運営費	591,107	
		国立大学法人運営費	1,231,729,146	
		国立大学法人施設整備費	54,052,368	
		改革推進公共投資国立大学法人施設整備資金貸付金償還時補助	118,848,885	
		国立大学法人船舶建造費	641,989	
		私立学校助成費	513,526,113	
		改革推進公共投資私立学校施設整備資金貸付金償還時補助	703,275	
		科学技術振興費	343,229,277	
		科学技術振興調整費	39,500,000	
		独立行政法人科学技術振興機構運営費	99,611,126	

官　報（号　外）

		放射能調査研究費	1,113,716	
		原子力平和利用研究促進費	55,841,449	
		独立行政法人日本学術振興会運営費	29,655,107	
		独立行政法人物質・材料研究機構運営費	16,125,322	
		独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費	310,000	
		独立行政法人放射線医学総合研究所運営費	13,300,878	
		独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費	290,000	
		独立行政法人理化学研究所運営費	71,101,637	
		独立行政法人理化学研究所施設整備費	4,780,348	
		独立行政法人防災科学技術研究所運営費	8,745,211	
		独立行政法人防災科学技術研究所施設整備費	2,482,431	
		南極地域観測事業費	3,028,605	
		南極地域観測船建造費	3,455,032	
		海洋開発及地球科学技術調査研究促進費	1,037,412	
		独立行政法人海洋研究開発機構運営費	32,692,784	
		独立行政法人海洋研究開発機構施設整備費	260,000	
		独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費	5,077,000	
		独立行政法人宇宙航空研究開発機構運営費	131,411,464	
		独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費	8,211,502	
		原子力試験研究費	1,462,572	

		独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費	31,714,109
		独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費	1,177,583
		スポーツ振興費	4,874,105
		改革推進公共投資社会体育施設整備資金貸付金償還時補助	117,731
		独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費	5,022,563
		独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費	618,375
		独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター運営費	3,960,906
		独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター施設整備費	241,469
		独立行政法人国立青年の家運営費	4,193,955
		独立行政法人国立青年の家施設整備費	583,463
		独立行政法人国立少年自然の家運営費	3,941,669
		独立行政法人国立少年自然の家施設整備費	546,822
		計	5,622,469,975
	文部科学本省所轄機関	文部科学本省所轄研究所	4,406,526
		文部科学本省所轄研究所施設費	21,275
		日本学士院	643,714
		計	5,071,515
	文化庁	文化庁	4,966,880
		文化庁施設費	7,612,151
		改革推進公共投資事業償還金	4,471,516
		文化振興費	22,001,149

官報（号外）

		独立行政法人日本芸術文化振興会運営費	12,084,106
		独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費	585,406
		独立行政法人国立国語研究所運営費	1,173,631
		文化財保存事業費	20,131,463
		文化財保存施設整備費	17,551,973
		独立行政法人文化財研究所運営費	3,046,016
		独立行政法人国立美術館運営費	4,983,817
		独立行政法人国立博物館運営費	6,622,211
		日本芸術院	498,870
		計	105,729,189
	文部科学省所管合計		5,733,270,679
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省	155,895,235
		厚生労働本省施設費	250,711
		改革推進公共投資事業償還金	3,646,471
		厚生労働統計調査費	6,873,327
		科学研究費	81,007,673
		独立行政法人国立健康・栄養研究所運営費	803,163
		独立行政法人医薬基盤研究所運営費	11,473,733
		独立行政法人医薬基盤研究所施設整備費	102,773
		保健衛生諸費	78,998,810
		保健衛生施設整備費	19,986,020
		改革推進公共投資保健衛生施設整備資金貸付金償還時補助	9,139,585

		独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営費	868,239
		国立高度専門医療センター経営費	46,922,422
		国立高度専門医療センター施設費	672,822
		独立行政法人国立病院機構運営費	51,353,141
		独立行政法人国立病院機構施設整備費	3,657,500
		改革推進公共投資独立行政法人国立病院機構施設整備資金貸付金償還時補助	4,333,560
		原爆障害対策費	152,416,586
		結核医療費	6,864,491
		ハンセン病資料館施設費	924,703
		独立行政法人産業安全研究所運営費	454,530
		独立行政法人産業医学総合研究所運営費	416,933
		労働者災害補償保険費	1,280,860
		独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費	3,929,398
		職業転換対策事業費	34,447,378
		政府職員等失業者退職手当	1,128,739
		雇用保険国庫負担金	426,139,000
		特定地域開発就労事業費	5,372,731
		独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費	731,015
		社会福祉諸費	165,895,377
		社会福祉施設整備費	115,424,900
		改革推進公共投資社会福祉施設整備資金貸付金償還時補助	39,061,806
		児童保護費	724,409,712

		児童扶養手当給付諸費	325,243,683	
		母子福祉費	5,110,000	
		婦人保護費	2,081,512	
		児童手当国庫負担金	317,475,025	
		生活保護費	1,922,972,124	
		災害救助等諸費	721,500	
		独立行政法人福祉医療機構運営費	4,765,095	
		遺族及留守家族等援護費	57,299,915	
		障害者自立支援給付費	41,923,373	
		身体障害者保護費	117,693,204	
		特別児童扶養手当等給付諸費	123,962,753	
		独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費	2,701,310	
		独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費	101,083	
		精神保健費	62,896,206	
		医療観察等実施費	7,963,757	
		老人福祉費	3,886,616	
		介護保険推進費	11,441,559	
		老人医療・介護保険給付諸費	4,286,753,719	
		健康保険組合助成費	13,339,494	
		国民健康保険助成費	3,739,112,254	
		厚生年金基金連合会助成費	502,406	
		国民年金基金等助成費	1,801,709	
		独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	498,194	
		社会保険国庫負担金	989,219,563	
		厚生年金保険国庫負担金	4,539,449,827	

		国民年金国庫負担金	1,799,637,371
		特別障害給付金国庫負担金	10,100,521
		水道施設整備費	90,038,000
		改革推進公共投資水道施設整備事業資金貸付金償還時補助	1,249,395
		計	20,634,824,512
	検疫所	検疫所	8,597,024
		検疫所施設費	27,335
		改革推進公共投資事業償還金	86,200
		計	8,710,559
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所運営費	36,367,450
		国立ハンセン病療養所施設費	4,426,380
		計	40,793,830
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所	12,391,670
		血清等製造及検定費	728,551
		厚生労働本省試験研究所施設費	456,060
		改革推進公共投資事業償還金	1,650,390
		計	15,226,671
	国立更生援護機関	国立更生援護所運営費	9,672,572
		国立更生援護所施設費	1,454,762
		改革推進公共投資事業償還金	730,525
		計	11,857,859
	地方厚生局	地方厚生局	6,771,931
	都道府県労働局	都道府県労働局	97,056,486
		都道府県労働局施設費	618,734
		厚生労働統計調査費	149,775
		計	97,824,995

官報（号外）

	中央労働委員会	中央労働委員会	1,816,194
	厚生労働省所管合計		20,817,826,551
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省	98,122,823
		農林水産本省施設費	1,156,163
		農林漁業統計情報費	10,644,208
		総合食料対策費	26,984,481
		改革推進公共投資総合食料対策施設整備資金貸付金償還時補助	80,314
		農業・食品産業強化対策費	55,848,438
		卸売市場施設整備費	3,300
		改革推進公共投資卸売市場施設整備資金貸付金償還時補助	108,219
		主要食糧需給安定費	207,800,000
		独立行政法人農林水産消費技術センター運営費	5,341,068
		独立行政法人農林水産消費技術センター施設整備費	83,985
		独立行政法人肥飼料検査所運営費	1,763,992
		独立行政法人肥飼料検査所施設整備費	25,458
		独立行政法人農薬検査所運営費	852,120
		家畜伝染病予防費	1,933,607
		農業生産振興費	44,429,883
		改革推進公共投資農業生産振興施設整備資金貸付金償還時補助	383,444
		独立行政法人農畜産業振興機構運営費	2,355,718
		水田農業構造改革対策費	161,628,521
		国産大豆生産安定対策費	26,583,138

		独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構運営費	1,878,105	
		独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構施設整備費	162,935	
		糖価調整等対策費	12,077,268	
		独立行政法人種苗管理センター運営費	3,141,921	
		独立行政法人種苗管理センター施設整備費	243,594	
		牛肉等関税財源畜産振興費	109,300,000	
		独立行政法人家畜改良センター運営費	8,397,400	
		独立行政法人家畜改良センター施設整備費	468,534	
		飼料需給安定費	800,000	
		農業経営対策費	35,136,372	
		改革推進公共投資農業経営対策事業資金貸付金償還時補助	131,584	
		農業者年金等実施費	151,665,424	
		独立行政法人農業者年金基金運営費	4,091,288	
		独立行政法人農業者大学校運営費	532,566	
		独立行政法人農業者大学校施設整備費	52,988	
		農林漁業金融費	55,322,509	
		農業保険費	122,003,665	
		農村振興費	84,004,343	
		改革推進公共投資農村振興事業資金貸付金償還時補助	799,889	
		改革推進公共投資事業償還金	13,007,233	
		改革推進公共投資海岸事業資金貸付金償還時補助	49,335	

		改革推進公共投資農業生産基盤整備事業資金貸付金償還時補助	3,050,070
		改革推進公共投資農村整備事業資金貸付金償還時補助	8,319,131
		改革推進公共投資農地等保全事業資金貸付金償還時補助	2,840,641
		風水害等対策費	100,000
		農業生産基盤整備事業等指導監督費	250,398
		海岸事業費	6,800,176
		農業生産基盤整備事業費	302,585,130
		農村整備事業費	157,776,834
		農地等保全管理事業費	106,397,616
		農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費	19,517,683
		農業施設災害復旧事業費	8,971,497
		農業施設災害関連事業費	840,125
		農林水産政策研究所	917,656
		計	1,867,762,790
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所	13,982,580
		農林水産本省検査指導所施設費	771,867
		計	14,754,447
	農林水産技術会議	農林水産技術会議	2,314,104
		農林水産業技術振興費	22,097,996
		農林水産業技術振興施設費	841,016
		改革推進公共投資事業償還金	588,794
		独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構運営費	42,960,332
		独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構施設整備費	1,000,822

		独立行政法人農業生物資源研究所運営費	7,628,940
		独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費	104,477
		独立行政法人農業環境技術研究所運営費	3,105,590
		独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費	122,854
		独立行政法人農業工学研究所運営費	2,242,034
		独立行政法人農業工学研究所施設整備費	87,297
		独立行政法人食品総合研究所運営費	2,343,027
		独立行政法人食品総合研究所施設整備費	55,040
		独立行政法人国際農林水産業研究センター運営費	3,388,112
		独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費	76,986
		計	88,957,421
	地方農政局	地方農政局	98,246,021
		地方農政局施設費	498,643
		海岸事業工事諸費	319,824
		地すべり対策事業工事諸費	557,737
		農業施設災害復旧事業等工事諸費	4,905
		計	99,627,130
	北海道農政事務所	北海道農政事務所	2,747,797
	北海道統計・情報事務所	北海道統計・情報事務所	2,653,565
	林野庁	林野庁	60,877,569
		林野庁施設費	44,550
		林業振興費	38,422,606

官報（号外）

		改革推進公共投資林業振興施設整備資金貸付金償還時補助	233,613
		独立行政法人林木育種センター運営費	1,925,855
		独立行政法人林木育種センター施設整備費	125,407
		独立行政法人森林総合研究所運営費	8,484,214
		独立行政法人森林総合研究所施設整備費	159,217
		改革推進公共投資事業償還金	6,943,524
		改革推進公共投資治山事業資金貸付金償還時補助	286,120
		改革推進公共投資森林保全整備事業資金貸付金償還時補助	928,631
		山林事業指導監督費	42,454
		治山事業費	110,369,000
		森林環境保全整備事業費	93,071,000
		農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費	371,000
		緑資源整備事業費	41,807,000
		森林居住環境整備事業費	26,844,000
		山林施設災害復旧事業費	3,629,000
		山林施設災害関連事業費	4,579,000
		計	399,143,760
	水産庁	水産庁	7,962,393
		船舶建造費	214,585
		漁業調査取締費	16,396,346
		水産業振興費	44,260,803
		独立行政法人水産大学校運営費	2,116,959
		独立行政法人水産大学校施設整備費	371,638

		独立行政法人水産大学校船舶建造費	2,699,082
		独立行政法人水産総合研究センター運営費	15,412,242
		独立行政法人水産総合研究センター施設整備費	1,086,250
		独立行政法人さけ・ます資源管理センター運営費	1,747,671
		独立行政法人さけ・ます資源管理センター施設整備費	220,091
		水産基盤整備事業等指導監督費	19,399
		海岸事業費	9,013,000
		水産基盤整備費	80,410,000
		農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業費	1,611,000
		漁港施設災害復旧事業費	1,096,962
		漁港施設災害関連事業費	80,000
		計	184,718,421
	農林水産省所管合計		2,660,365,331
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省	81,498,795
		経済産業本省施設費	1,447,769
		独立行政法人経済産業研究所運営費	1,314,241
		地域経済活性化対策費	3,510,925
		中心市街地商業等活性化対策費	1,575,238
		商工鉱業統計調査費	567,086
		中小商工業等統計調査費	2,397,855
		独立行政法人日本貿易振興機構運営費	24,462,888
		経済協力費	19,434,795
		産業技術振興費	22,973,288

		中小企業新技術等振興費	4,848,404
		独立行政法人産業技術総合研究所運営費	67,431,520
		独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費	4,940,360
		独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	41,670,822
		独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費	7,682,338
		独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費	184,000
		改革推進公共投資環境調和型地域振興施設整備資金貸付金償還時補助	516,667
		製造産業対策費	7,909,344
		情報処理振興対策費	7,450,964
		独立行政法人情報処理推進機構運営費	5,263,270
		改革推進公共投資中心市街地商業等活性化対策施設整備資金貸付金償還時補助	607,910
		工業用水道事業費	4,284,000
		計	311,972,479
	経済産業局	経済産業局	16,150,923
		経済産業局施設費	246,546
		商工鉱業統計調査費	144,393
		エネルギー対策費	116,802
		計	16,658,664
	資源エネルギー庁	資源エネルギー庁	2,475,725
		エネルギー対策費	238,712
		石油石炭税財源石油及エネルギー需給構造高度化対策費	371,000,000
		地下資源対策費	967,757

		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	3,964,854
		計	378,647,048
	原子力安全・保安院	原子力安全・保安院	3,093,645
		電気等保安対策費	176,085
		産業保安監督官署	3,015,970
		計	6,285,700
	中小企業庁	中小企業庁	1,755,587
		中小企業対策費	78,180,665
		独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	22,287,895
		独立行政法人中小企業基盤整備機構施設整備費	1,392,000
		改革推進公共投資中小企業対策施設整備資金貸付金償還時補助	338,817
		計	103,954,964
	経済産業省所管合計		817,518,855
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省	186,732,421
		国土交通本省施設費	52,744
		改革推進公共投資事業償還金	117,176,479
		独立行政法人土木研究所運営費	2,046,111
		独立行政法人土木研究所施設整備費	118,001
		独立行政法人建築研究所運営費	2,050,941
		独立行政法人建築研究所施設整備費	95,730
		官庁営繕費	23,833,298
		民間資金等活用官庁営繕費	48,093
		独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費	783,700

		独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構出資	4,000,000	
		鉄道建設及運輸施設整備等助成費	74,557,071	
		独立行政法人国際観光振興機構運営費	2,295,115	
		国土施策創発調査費	1,093,000	
		都市再生プロジェクト推進調査費	1,000,000	
		都市再生プロジェクト及景観形成施設整備推進費	400,000	
		国土調査費	25,337,392	
		豪雪地帯対策特別事業費	134,930	
		小笠原諸島振興開発事業費	1,646,461	
		離島振興特別事業費	469,836	
		奄美群島園芸振興費	96,303	
		河川管理費	1,337,259	
		河川管理施設整備費	136,717	
		独立行政法人交通安全環境研究所運営費	828,639	
		独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費	230,000	
		海運助成費	3,881,139	
		船員雇用促進対策事業費	483,984	
		独立行政法人海上技術安全研究所運営費	3,202,204	
		独立行政法人海上技術安全研究所施設整備費	325,000	
		独立行政法人海技大学校運営費	1,108,802	
		独立行政法人航海訓練所運営費	6,894,172	
		独立行政法人海員学校運営費	1,822,625	

		独立行政法人海員学校施設整備費	163,075
		独立行政法人港湾空港技術研究所運営費	1,441,379
		独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費	500,000
		独立行政法人航空大学校運営費	2,493,237
		独立行政法人航空大学校施設整備費	107,424
		独立行政法人電子航法研究所運営費	613,490
		北海道開発計画費	812,008
		独立行政法人北海道開発土木研究所運営費	1,760,157
		国土交通事業指導監督費	1,067,652
		水資源開発事業費	52,322,000
		治水事業費	673,649,000
		急傾斜地崩壊対策等事業費	32,496,000
		海岸事業費	44,443,202
		海岸事業工事諸費	1,988,798
		揮発油税等財源道路整備事業費	1,324,699,137
		道路整備事業費	4,740,863
		港湾事業費	175,229,000
		空港整備事業費	67,316,135
		航空機燃料税財源空港整備事業費	83,964,865
		都市鉄道・幹線鉄道整備事業費	45,286,000
		鉄道防災事業費	610,000
		新幹線鉄道整備事業費	70,600,000
		住宅建設等事業費	227,615,000

		住宅対策諸費	554,570,000
		揮発油税等財源道路環境整備事業費	495,115,761
		都市環境整備事業費	361,335,239
		都市計画事業費	806,912,414
		都市計画事業諸費	734,000
		河川等災害復旧事業費	38,187,067
		河川等災害復旧事業等工事諸費	3,790,820
		河川等災害関連事業費	11,414,546
		揮発油税等財源離島道路整備事業費	31,783,000
		揮発油税等財源離島道路環境整備事業費	160,000
		離島振興事業費	108,034,683
		航空機燃料税財源離島空港整備事業費	2,223,000
		農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費	1,047,317
		北海道治水事業費	109,423,000
		北海道急傾斜地崩壊対策等事業費	1,304,000
		北海道治山事業費	13,589,000
		北海道海岸事業費	5,021,000
		揮発油税等財源北海道道路整備事業費	233,621,000
		北海道道路整備事業費	836,000
		北海道港湾事業費	25,769,000
		北海道空港整備事業費	2,570,000
		航空機燃料税財源北海道空港整備事業費	3,680,000

		北海道住宅建設等事業費	19,935,000	
		北海道住宅対策諸費	7,939,000	
		揮発油税等財源北海道道路環境整備事業費	35,619,000	
		北海道都市環境整備事業費	1,325,000	
		北海道都市計画事業費	38,232,000	
		北海道水道施設整備費	4,842,000	
		北海道廃棄物処理施設整備費	1,884,000	
		北海道農業生産基盤整備事業費	99,695,807	
		北海道農村整備事業費	9,487,000	
		北海道農地等保全管理事業費	11,154,133	
		北海道森林環境保全整備事業費	7,328,000	
		北海道森林居住環境整備事業費	1,252,000	
		北海道水産基盤整備費	36,894,000	
		農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費	885,000	
		都市再生プロジェクト事業推進費	10,000,000	
		社会資本整備事業調整費	12,000,000	
		景観形成事業推進費	20,000,000	
		災害対策緊急事業推進費	20,000,000	
		北海道特定特別総合開発事業推進費	1,200,000	
		道州制北海道モデル事業推進費	11,500,000	
		北海道特定開発事業推進調査費	150,000	
		計	6,440,579,376	

官　報（号外）

	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所	3,983,689
		国土技術政策総合研究所施設費	83,851
		改革推進公共投資事業償還金	66,605
		計	4,134,145
	国土地理院	国土地理院	10,824,204
		国土地理院施設費	152,579
		改革推進公共投資事業償還金	1,132,395
		計	12,109,178
	地方整備局	地方整備局	30,044,944
		地方整備局施設費	35,495
		都市公園事業工事諸費	1,717,586
		道路災害復旧事業工事諸費	13,848
		計	31,811,873
	北海道開発局	北海道開発局	10,006,589
		北海道開発局施設費	452,000
		北海道治水海岸事業工事諸費	9,312,000
		揮発油税等財源北海道道路事業工事諸費	20,561,000
		北海道港湾空港整備事業工事諸費	4,807,000
		揮発油税等財源北海道道路環境整備事業工事諸費	1,427,000
		北海道都市水環境整備事業工事諸費	182,000
		北海道都市公園事業工事諸費	119,000
		北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費	9,455,060
		北海道水産基盤整備事業工事諸費	1,047,000

		北海道災害復旧事業等工事諸費	66,230
		計	57,434,879
	地方運輸局	地方運輸局	24,119,201
	地方航空局	地方航空局	1,748,542
	船員労働委員会	船員労働委員会	740,073
	気象庁	気象官署	52,425,380
		静止気象衛星業務費	3,686,717
		気象官署施設費	374,077
		改革推進公共投資事業償還金	548,357
		気象研究所	2,699,332
		計	59,733,863
	海上保安庁	海上保安官署	152,868,535
		海上保安官署施設費	230,241
		船舶建造費	10,346,105
		改革推進公共投資事業償還金	3,112,709
		航路標識整備事業費	4,698,557
		航路標識整備事業工事諸費	618,443
		計	171,874,590
	海難審判庁	海難審判庁	2,383,270
	国土交通省所管合計		6,806,668,990
環境省	環境本省	環境本省	60,835,928
		環境本省施設費	130,134
		廃棄物処理等科学研究費	1,149,720
		廃棄物処理事業災害対策費	100,000
		改革推進公共投資廃棄物再生利用施設整備資金貸付金償還時補助	350,001

官　報（号外）

		地球環境保全等試験研究費	1,561,568
		環境研究総合推進費	3,830,000
		独立行政法人国立環境研究所運営費	9,254,603
		独立行政法人国立環境研究所施設整備費	414,887
		改革推進公共投資独立行政法人国立環境研究所施設整備資金貸付金償還時補助	614,622
		独立行政法人環境再生保全機構運営費	2,668,162
		公害防止等調査研究費	3,392,211
		石油石炭税財源石油及エネルギー需給構造高度化対策費	23,300,000
		自然公園等管理費	2,526,019
		改革推進公共投資環境保全施設整備資金貸付金償還時補助	129,559
		環境保全施設整備費	940,246
		廃棄物処理施設整備費	107,847,000
		自然公園等事業費	11,935,920
		改革推進公共投資事業償還金	595,656
		改革推進公共投資自然公園等事業資金貸付金償還時補助	29,217
		自然公園等事業工事諸費	595,080
		環境調査研修所	1,173,406
		環境調査研修所施設費	234,534
		計	233,608,473
	地方環境事務所	地方環境事務所	1,898,771
	環境省所管合計		235,507,244
歳出総計			82,182,917,678

乙号　継　続　費

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 平成13年度（千円）	平成14年度（千円）	平成15年度（千円）	平成16年度（千円）	平成17年度（千円）	平成18年度（千円）	事由
内閣府	防衛本庁	平成13年度甲型警備艦建造費								
		既定	65,058,040	98,135	2,151,463	14,956,243	30,786,262	17,065,937	—	
		改定	65,041,992	98,135	2,151,463	14,956,243	30,786,262	17,049,889	—	平成13年度甲型警備艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成13年度潜水艦建造費								
		既定	47,239,565	55,336	392,288	20,981,283	9,802,863	16,007,795	—	
		改定	47,239,504	55,336	392,288	20,981,283	9,802,863	16,007,734	—	平成13年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成14年度甲Ⅳ型警備艦建造費								
		既定	142,409,632	—	2,139,119	11,823,206	37,057,104	72,629,232	18,760,971	
		改定	141,698,217	—	2,139,119	11,823,206	37,057,104	66,126,608	24,552,180	平成14年度甲Ⅳ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 平成14年度（千円）	平成15年度（千円）	平成16年度（千円）	平成17年度（千円）	平成18年度（千円）	平成19年度（千円）	事由
		平成14年度潜水艦建造費								
		既定	45,837,702	54,814	512,150	23,756,403	9,937,476	11,576,859	—	
		改定	45,890,052	54,814	512,150	23,756,403	6,794,304	14,772,381	—	平成14年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

官報（号外）

		平成15年度甲Ⅳ型警備艦建造費								
		既定	130,773,575	—	1,794,390	12,333,933	35,724,979	61,474,633	19,445,640	
		改定	129,645,399	—	1,794,390	12,333,933	31,721,923	64,388,437	19,406,716	平成15年度甲Ⅳ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成15年度潜水艦建造費								
		既定	45,303,601	—	48,053	2,761,399	21,022,091	9,485,774	11,986,284	
		改定	45,333,330	—	48,053	2,761,399	18,663,894	11,871,909	11,988,075	平成15年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

所管	組織	項	総額（千円）	年割額						事由
				平成16年度（千円）	平成17年度（千円）	平成18年度（千円）	平成19年度（千円）	平成20年度（千円）	平成21年度（千円）	
		平成16年度甲Ⅲ型警備艦建造費								
		既定	105,687,961	5,239,985	2,533,463	31,119,679	46,762,002	20,032,832	—	
		改定	105,622,354	5,239,985	1,436,662	32,184,626	46,728,987	20,032,094	—	平成16年度甲Ⅲ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成16年度潜水艦建造費								
		既定	59,848,975	3,198,593	3,482,169	32,388,610	9,361,316	11,418,287	—	
		改定	59,872,294	3,198,593	1,307,768	34,584,545	9,363,161	11,418,227	—	平成16年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成17年度潜水艦建造費	58,627,759	—	3,938,305	2,188,476	25,791,245	12,286,085	14,423,648	潜水艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため

丙号　繰越明許費

所管	組織	事項
皇室	皇室	(項) 宮廷費のうち 施設整備費
国会	衆議院	(項) 衆議院施設費
	参議院	(項) 参議院施設費
	国立国会図書館	(項) 国立国会図書館施設費
裁判所	裁判所	(項) 裁判所施設費
会計検査院	会計検査院	(項) 会計検査院施設費
内閣	内閣官房	(項) 情報収集衛星業務費のうち 情報収集衛星業務庁費（情報収集衛星搭載機器開発庁費に限る。） 情報収集衛星システム開発等委託費 情報収集衛星施設費
内閣府	内閣本府	(項) 内閣本府のうち 情報処理業務庁費（食品安全総合情報システム開発経費及び市民活動情報提供システム開発経費に限る。） 地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金 被災者生活再建支援金補助金 沖縄新産業創出対策事業推進費補助金 内閣本府施設費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費 総理大臣官邸施設費 遺棄化学兵器廃棄処理事業費のうち 遺棄化学兵器廃棄処理業務庁費（資機材調達庁費に限る。） 遺棄化学兵器廃棄処理事業等委託費 沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費のうち 沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業業務旅費（補助金附帯旅費に限る。） 沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業業務庁費（補助金附帯庁費に限る。） 沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費補助金 沖縄北部特別振興対策事業費 沖縄教育振興事業費 沖縄保健衛生施設整備費 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構施設整備費 沖縄特別振興対策事業費のうち 沖縄特別振興対策事業費補助金（産業振興基盤整備・研究開発事業費に限る。） 揮発油税等財源沖縄道路整備事業費 揮発油税等財源沖縄道路環境整備事業費

			日額旅費
			工事雑費
			沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
		警察庁	(項) 警察庁のうち
			警察通信機器整備費(警察移動通信システム整備経費及び広域犯罪対策通信機器整備経費に限る。)
			警察庁施設費
			都道府県警察費補助のうち
			都道府県警察施設整備費補助金
		防衛本庁	(項) 武器車両等購入費
			航空機購入費
			艦船建造費のうち
			艦艇建造費
			施設整備費
			施設整備等附帯事務費
			研究開発費のうち
			試作品費
			研究用機械器具費
		防衛施設庁	(項) 防衛施設庁のうち
			情報処理業務庁費(特別調達資金事務処理システム設計費に限る。)
			調達労務管理費のうち
			特別給付金
			沖縄開発事業費
			航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費
			農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道整備事業費
			沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費
			地域再生推進費
	沖縄総合事務局	(項)	沖縄治水事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			揮発油税等財源沖縄道路事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			沖縄港湾空港整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			揮発油税等財源沖縄道路環境整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			沖縄都市公園事業工事諸費のうち
			超過勤務手当

			施設運営等関連諸費				施設施工旅費
			提供施設移設整備費				電波監視等業務庁費（総合無線局監理システム電子申請機能等整備経費に限る。）
		金融庁	（項）金融庁のうち				施設施工庁費
			モデル事業有価証券報告書等電子開示システム開発業務庁費				施設整備費
総務省		総務本省	（項）総務本省のうち				電波遮へい対策事業費等補助金
			情報処理業務庁費（総合的なワンストップサービス整備事業費及び電子契約システム設計費に限る。）				特定周波数対策交付金
			情報通信技術研究開発推進委託費（戦略的情報通信研究開発委託費に限る。）				情報通信格差是正事業費
			情報通信技術開発支援等事業費補助金（通信・放送新規事業助成金に限る。）			消防庁	（項）消防庁のうち
			情報通信人材研修事業費補助金（情報通信セキュリティ人材育成センター開設支援事業費に限る。）				消防防災技術研究開発委託費
			電気通信格差是正事業費補助金				消防防災施設等整備費のうち
			情報通信システム整備促進費補助金	法務省	法務本省		消防防災設備整備費補助金（救助消防ヘリコプター整備費及び救助消防ヘリコプター付属設備整備費に限る。）
			地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金				消防防災施設整備費補助金
			総務本省施設費				（項）法務本省のうち
			恩給費				更生保護施設整備費補助金
			過疎地域振興対策費のうち				法務省施設費のうち
			過疎地域集落等整備事業費補助金（過疎地域集落再編整備事業費に限る。）	外務省	外務本省		施設施工旅費
			地域間交流施設整備事業費補助金				施設施工庁費
			電波利用料財源電波監視等実施費のうち				施設整備費
							（項）外務本省施設費
							経済協力費のうち
							政府開発援助経済開発等援助費
					在外公館		（項）在外公館施設費

官報（号外）

財務省	財務本省	(項) 財務本省施設費	
		公務員宿舎施設費	
	財務局	(項) 財務局のうち	
		国有財産管理処分庁費(国有財産台帳価格改定システム開発経費に限る。)	
	税関	(項) 税関施設費	
		船舶建造費	
	国税庁	(項) 税務官署のうち	
		モデル事業国税電子申告・納税システム開発運用費(国税電子申告・納税システム開発経費に限る。)	
		税務官署施設費のうち	
		施設整備費	
文部科学省	文部科学本省	(項) 文部科学本省施設費	
		スポーツ科学技術振興施設費のうち	
		施設施工旅費	
		施設施工庁費	
		施設整備費	
		公立文教施設災害復旧費	
		公立文教施設整備費	
		独立行政法人国立科学博物館施設整備費	
		学校教育振興費のうち	
		放送大学学園施設整備費補助金	
		学校教育設備整備費等補助金(高等学校産業教育設備整備費に限る。)	
			独立行政法人国立特殊教育総合研究所施設整備費
			独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費
			国立大学法人施設整備費
			国立大学法人船舶建造費
			私立学校助成費のうち
			私立学校施設整備費補助金
			科学技術振興費のうち
			科学技術試験研究委託費
			地上デジタルテレビジョン放送施設整備費補助金
			研究拠点形成費等補助金(研究拠点形成費に限る。)
			地域先導科学技術基盤施設整備費補助金
			地域科学技術振興事業費補助金
			科学研究費補助金
			国際宇宙ステーション開発費補助金
			地球観測衛星開発費補助金
			科学技術振興調整費
			放射能調査研究費のうち
			放射能測定調査委託費
			独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費
			独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費

		独立行政法人理化学研究所施設整備費			
		独立行政法人防災科学技術研究所施設整備費			
		南極地域観測船建造費			
		海洋開発及地球科学技術調査研究促進費　のうち			
		地球観測技術等調査研究委託費			
		独立行政法人海洋研究開発機構施設整備費	厚生労働省	厚生労働本省	(項) 厚生労働本省のうち
		独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費			社会保障関係情報化業務庁費（健康増進総合支援システム事業費のうちシステム開発経費及び感染症発生動向調査費のうちシステム開発経費に限る。）
		独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費			
		原子力試験研究費のうち			科学研究費のうち
		試験研究費			厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学研究費に限る。）
		原子力試験研究委託費			
		独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費			保健衛生諸費のうち
		独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費			ワクチン等購入費
		独立行政法人国立青年の家施設整備費			モデル事業マンモグラフィ緊急整備事業費補助金
		独立行政法人国立少年自然の家施設整備費			保健衛生施設整備費
	文部科学本省所轄機関	(項) 文部科学本省所轄研究所施設費			独立行政法人国立病院機構施設整備費
	文化庁	(項) 文化庁施設費			ハンセン病資料館施設費
		独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費のうち			社会福祉施設整備費
					児童扶養手当給付諸費のうち
					児童扶養手当給付費
					独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費補助金（国立劇場文楽劇場施設整備費及び新国立劇場施設整備費に限る。）
					文化財保存事業費のうち
					国有文化財保存整備費
					国宝重要文化財等保存整備費補助金
					文化財保存施設整備費

官報（号外）

			遺族及留守家族等援護費	のうち	農業・食品産業強化対策費
			遺族等年金		農業・食品産業強化対策事業費補助金
			特別児童扶養手当等給付諸費	のうち	モデル事業農業・食品産業強化対策民間団体事業推進費補助金
			特別児童扶養手当給付費		農業・食品産業強化対策整備交付金
			医療観察等実施費のうち		独立行政法人農林水産消費技術センター施設整備費
			心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金		独立行政法人肥飼料検査所施設整備費
			介護保険推進費のうち		独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構施設整備費
			介護保険事業費補助金（介護保険制度改正に伴うシステム改修経費に限る。）		独立行政法人種苗管理センター施設整備費
			水道施設整備費		牛肉等関税財源畜産振興費
	国立ハンセン病療養所	(項)	国立ハンセン病療養所施設費	のうち	牛肉等関税財源競争力強化生産総合対策費交付金（バイオマス利活用整備交付金に限る。）
	厚生労働本省試験研究機関	(項)	厚生労働本省試験研究所施設費		独立行政法人家畜改良センター施設整備費
	国立更生援護機関	(項)	国立更生援護所施設費		独立行政法人農業者大学校施設整備費
	都道府県労働局	(項)	都道府県労働局施設費		農村振興費のうち
農林水産省	農林水産本省	(項)	農林水産本省施設費		モデル事業農村振興対策事業費補助金
			総合食料対策費のうち		モデル事業農村振興対策地方公共団体事業推進費補助金
			モデル事業総合食料局情報管理システム最適化実施庁費		モデル事業農村振興対策民間団体事業推進費補助金
			総合食料対策事業費補助金		
			モデル事業総合食料対策事業推進費補助金		
			埋設農薬適正化事業推進費補助金		
			消費・安全対策整備交付金		

					独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費
					独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費
					独立行政法人農業工学研究所施設整備費
					独立行政法人食品総合研究所施設整備費
					独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費
				地方農政局	（項）海岸事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費
					地すべり対策事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費
					農業施設災害復旧事業等工事諸費のうち
					超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費
				林野庁	（項）林野庁施設費
					林業振興費のうち
					森林整備・保全施設整備交付金
					林業・木材産業等振興施設整備交付金
			農山漁村地域活性化整備交付金		
			バイオマス利活用整備交付金		
			風水害等対策費		
			海岸事業費		
			農業生産基盤整備事業費		
			農村整備事業費		
			農地等保全管理事業費		
			農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費		
			農業施設災害復旧事業費		
			農業施設災害関連事業費		
		農林水産本省検査指導機関	（項）農林水産本省検査指導所施設費		
		農林水産技術会議	（項）農林水産業技術振興費のうち		
			試験研究調査委託費（農林水産業技術開発総合研究等委託費のうち先端技術を活用した農林水産研究高度化事業費に限る。）		
			モデル事業バイオマス生活創造構想事業試験研究調査委託費		
			モデル事業高生産性地域輪作システム構築事業試験研究調査委託費		
			農林水産試験研究費補助金		
			農林水産業技術振興施設費		
			独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構施設整備費		

官報（号外）

			農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業費		
			漁港施設災害復旧事業費		
			漁港施設災害関連事業費		
		経済産業省	経済産業本省	（項）経済産業本省のうち	
				モデル事業電子経済産業省構築事業開発委託費	
				政府開発援助日本国際博覧会出展支援事業委託費（展示演出設備・機材撤去費及び展示物輸送・保管費に限る。）	
				先進的環境配慮型再生事業委託費	
				資源循環型地域振興施設整備費補助金	
				日本国際博覧会事業費補助金（場外輸送施設等撤去費及び整地工事費に限る。）	
				経済産業本省施設費	
				地域経済活性化対策費のうち	
				研究施設等撤去費	
				産業再配置促進事業環境整備費補助金	
				産業再配置促進施設整備費補助金	
				新事業支援施設整備費補助金	
				中心市街地商業等活性化対策費のうち	
				中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金	
			独立行政法人林木育種センター施設整備費		
			独立行政法人森林総合研究所施設整備費		
			治山事業費		
			森林環境保全整備事業費		
			農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費		
			緑資源整備事業費のうち		
			緑資源整備事業費補助		
			森林居住環境整備事業費		
			山林施設災害復旧事業費		
			山林施設災害関連事業費		
		水産庁	（項）船舶建造費		
			水産業振興費のうち		
			水産業振興等施設整備交付金		
			独立行政法人水産大学校施設整備費		
			独立行政法人水産大学校船舶建造費		
			独立行政法人水産総合研究センター施設整備費		
			独立行政法人さけ・ます資源管理センター施設整備費		
			海岸事業費		
			水産基盤整備費		

				(項) 原子力安全・保安院のうち	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金
				中小企業庁 (項) 中小企業対策費のうち	小規模企業等活性化補助金（中小商業活性化総合支援補助金のうち施設整備事業費及び小規模事業経営支援事業費補助金のうち商工会・商工会議所の指導施設建設費に限る。）
					中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金及び戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金に限る。）
					中小企業連携・技術等支援事業費補助金（中小企業海外展開等支援事業費補助金に限る。）
					中心市街地等中小商業活性化施設整備費補助金
					独立行政法人中小企業基盤整備機構施設整備費
		経済協力費のうち		国土交通省 国土交通本省 (項) 国土交通本省のうち	諸謝金（海事保安強化のための基盤システム開発経費に限る。）
		政府開発援助海外開発計画調査委託費			情報処理業務庁費（自動車事故の情報収集の強化と情報分析のためのシステム開発経費及び海事保安強化のための基盤システム開発経費に限る。）
		産業技術振興費のうち			技術研究開発調査費（即時災害情報システム開発経費、ロボット等によるＩＴ施工システム開発経費、準天頂衛星測位・通信システム開発経費及び都市空間の熱環境評価・対策技術システム開発経費に限る。）
		産業技術研究開発委託費			
		モデル事業医療情報システム相互運用性実証事業委託費			
		地域新規産業創造技術開発費補助金			
		基準認証研究開発事業費補助金			
		中小企業新技術等振興費のうち			
		中小企業産業技術研究開発委託費			
		中小企業事業創出実用化研究開発等事業費補助金			
		独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費			
		独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費			
		製造産業対策費のうち			
		モデル事業ゲノム情報統合プロジェクト委託費			
		工業用水道事業費のうち			
		工業用水道事業費補助			
	経済産業局	(項) 経済産業局施設費			
	資源エネルギー庁	(項) 地下資源対策費のうち			
		地下資源探鉱費等補助金（精密地質構造調査費補助金のうち精密地質構造調査事業費及び海外鉱物資源基礎調査費補助金に限る。）			

		建設業構造改善等推進調査費（下請代金支払状況等実態調査データベースのシステム開発経費及び消費者へ提供される不動産取引情報のシステム開発経費に限る。）			鉄道技術開発費補助金
		技術研究開発費補助金（建設技術研究開発費補助金及び地域再生推進等実用化技術研究開発費補助金に限る。）			整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金
		交通施設バリアフリー化設備整備費補助金			国土調査費のうち
		観光基盤施設整備費補助金			都市再生街区基本調査費
		都市地方連携推進事業費補助金			地籍調査費負担金
		防災集団移転促進事業費補助金			豪雪地帯対策特別事業費
		北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金（施設整備事業費に限る。）			小笠原諸島振興開発事業費のうち
		港湾機能高度化施設整備費補助金			小笠原諸島振興開発事業費補助
		国土交通本省施設費			離島振興特別事業費
		独立行政法人土木研究所施設整備費			独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費
		独立行政法人建築研究所施設整備費			独立行政法人海上技術安全研究所施設整備費
		官庁営繕費			独立行政法人海員学校施設整備費
		鉄道建設及運輸施設整備等助成費のうち			独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費
		新線調査費等補助金（新線等調査費に限る。）			独立行政法人航空大学校施設整備費
		鉄道軌道整備費等補助金（鉄道軌道近代化設備整備費等補助金のうち災害復旧事業費に限る。）			水資源開発事業費
					治水事業費
					急傾斜地崩壊対策等事業費
					海岸事業費
					海岸事業工事諸費
					揮発油税等財源道路整備事業費

道路整備事業費

港湾事業費

空港整備事業費

航空機燃料税財源空港整備事業費

都市鉄道・幹線鉄道整備事業費

鉄道防災事業費

新幹線鉄道整備事業費

住宅建設等事業費

揮発油税等財源道路環境整備事業費

都市環境整備事業費のうち

都市開発事業調査費

市街地再開発事業費補助

都市再生推進事業費補助

都市水環境整備事業費補助

緑地環境整備総合支援事業費補助

首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額

まちづくり交付金

都市開発資金融通特別会計へ繰入

道路環境整備事業費道路整備特別会計へ繰入

都市水環境整備事業費治水特別会計へ繰入

都市計画事業費

河川等災害復旧事業費

河川等災害復旧事業等工事諸費

河川等災害関連事業費

揮発油税等財源離島道路整備事業費

揮発油税等財源離島道路環境整備事業費

離島振興事業費

航空機燃料税財源離島空港整備事業費

農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費

北海道治水事業費

北海道急傾斜地崩壊対策等事業費

北海道治山事業費

北海道海岸事業費

揮発油税等財源北海道道路整備事業費

北海道道路整備事業費

北海道港湾事業費

北海道空港整備事業費

航空機燃料税財源北海道空港整備事業費

北海道住宅建設等事業費

揮発油税等財源北海道道路環境整備事業費

北海道都市環境整備事業費

北海道都市計画事業費

		北海道水道施設整備費			超過勤務手当
		北海道廃棄物処理施設整備費			日額旅費
		北海道農業生産基盤整備事業費			工事雑費
		北海道農村整備事業費			揮発油税等財源北海道道路事業工事諸費　のうち
		北海道農地等保全管理事業費			超過勤務手当
		北海道森林環境保全整備事業費			日額旅費
		北海道森林居住環境整備事業費			工事雑費
		北海道水産基盤整備費			北海道港湾空港整備事業工事諸費　のうち
		農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費			超過勤務手当
		災害対策緊急事業推進費			日額旅費
		道州制北海道モデル事業推進費			工事雑費
	国土技術政策総合研究所	(項) 国土技術政策総合研究所施設費			揮発油税等財源北海道道路環境整備事業工事諸費　のうち
	国土地理院	(項) 国土地理院施設費			超過勤務手当
	地方整備局	(項) 都市公園事業工事諸費のうち			日額旅費
		超過勤務手当			工事雑費
		日額旅費			北海道都市水環境整備事業工事諸費　のうち
		工事雑費			超過勤務手当
		道路災害復旧事業工事諸費			日額旅費
	北海道開発局	(項) 北海道開発局施設費			工事雑費
		北海道治水海岸事業工事諸費　のうち			北海道都市公園事業工事諸費　のうち
					超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費

官報（号外）

		北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費　のうち	環境省	環境本省	（項）環境本省のうち
		超過勤務手当			モデル事業こどもエコクラブ事業委託費
		日額旅費			廃棄物再生利用施設整備費補助金
		工事雑費			環境保全調査等補助金（クリーン開発メカニズム事業費等補助金に限る。）
		北海道水産基盤整備事業工事諸費　のうち			土壌汚染対策事業補助金（土壌汚染対策事業費補助金に限る。）
		超過勤務手当			環境本省施設費
		日額旅費			廃棄物処理等科学研究費
		工事雑費			廃棄物処理事業災害対策費
		北海道災害復旧事業等工事諸費			環境研究総合推進費
	地方運輸局	（項）地方運輸局のうち			独立行政法人国立環境研究所施設整備費
		情報処理業務庁費（海事保安強化のための基盤システム開発経費に限る。）			自然公園等管理費のうち
	気象庁	（項）静止気象衛星業務費のうち			鳥獣等保護費（外来生物飼養等情報データベースシステム開発経費に限る。）
		静止気象衛星打上費			環境保全施設整備費
		静止気象衛星追跡管制費			廃棄物処理施設整備費
		気象官署施設費			自然公園等事業費
	海上保安庁	（項）海上保安官署施設費			自然公園等事業工事諸費　のうち
		船舶建造費			超過勤務手当
		航路標識整備事業費			工事施行旅費
		航路標識整備事業工事諸費　のうち			工事雑費
		超過勤務手当			環境調査研修所施設費
		工事施行旅費			
		工事雑費			

丁号　国庫債務負担行為

所管	組織	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事項
国会	衆議院	民間資金等活用衆議院施設整備等事業	157,705,122	平成17年度	平成19年度以降13箇年度以内	民間資金等を活用した議員会館の整備等には、多くの日数を要するため
		衆議院施設整備	1,101,797	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	衆議院第二別館変電施設及び国会記者事務所変電施設の整備には、多くの日数を要するため
	参議院	民間資金等活用参議院施設整備等事業	76,005,827	平成17年度	平成19年度以降13箇年度以内	民間資金等を活用した議員会館の整備等には、多くの日数を要するため
		参議院施設整備	472,500	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	議事堂本館自家発電施設の整備には、多くの日数を要するため
	国立国会図書館	国立国会図書館施設整備	747,334	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	国立国会図書館本館の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
裁判所	裁判所	裁判所施設整備	1,802,769	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	名古屋地方・家庭裁判所岡崎支部岡崎簡易裁判所合同庁舎の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
会計検査院	会計検査院	会計検査院施設整備	207,869	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	会計検査院王子書庫の消火設備の整備には、多くの日数を要するため
内閣	内閣官房	情報収集衛星システム開発等	47,516,548	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	情報収集衛星のシステム開発等には、多くの日数を要するものがあるため
内閣府	内閣本府	内閣本府施設整備	10,432,355	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	迎賓館の施設の整備には、多くの日数を要するため
		東京湾臨海部基幹的広域防災拠点施設整備	4,121,714	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	東京湾臨海部基幹的広域防災拠点の施設の整備には、多くの日数を要するため
		遺棄化学兵器廃棄処理施設整備	77,950,253	平成17年度	平成17年度以降4箇年度以内	遺棄化学兵器廃棄処理施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄公立学校等施設整備費補助	1,941,273	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	公立学校等施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄公立学校施設整備費負担	3,638,598	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するものがあるため

	警　察　庁	電子計算機等借入れ	3,225,160	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		オンライン利用促進環境整備関係電子計算機借入れ	20,160	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	オンライン利用促進のための環境整備に関係する電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		指紋業務用電子計算機借入れ	5,008,147	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	指紋業務用電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		警察庁施設整備	7,062,303	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	関東管区警察学校ほか6件の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		都道府県警察施設整備費補助	2,148,923	平成17年度	平成18年度以降4箇年度以内	都道府県警察施設のうち千葉県警察本部庁舎及び警視庁原宿警察署庁舎の建設については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	防　衛　本　庁	民間資金等活用公務員宿舎整備等事業	5,398,213	平成17年度	平成20年度以降7箇年度以内	民間資金等を活用した公務員宿舎の整備等には、多くの日数を要するため
		教育訓練用器材購入	38,709,629	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	教育訓練用器材のうち哨戒ヘリコプターSH—60K用統合訓練装置等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		武　器　購　入	184,178,403	平成17年度	平成17年度以降4箇年度以内	武器のうち戦車、装甲車、地対空誘導弾等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		前金の支払方法の変更に伴う武器購入（平成15年度）に係る限度額の増額	102,022	平成17年度	平成18年度	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「武器購入」に基づいて実行した戦車、装甲車、地対空誘導弾等の購入に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		通信機器購入	158,934,402	平成17年度	平成17年度以降4箇年度以内	通信機器のうち航空警戒管制用通信機器等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		車　両　購　入	14,070,637	平成17年度	平成18年度	車両のうち大型トラック等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		弾　薬　購　入	138,144,340	平成17年度	平成17年度以降4箇年度以内	弾薬のうち対戦車誘導訓練弾等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		諸　器　材　購　入	64,112,689	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	諸器材のうち戦闘機F—2用整備器材等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		航　空　機　購　入	196,634,111	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	戦闘機F—2等29機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため

官　報（号外）

		前金の支払方法の変更に伴う航空機購入(平成16年度)に係る限度額の増額	142,590	平成17年度	平成18年度及び平成19年度	平成16年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「航空機購入」に基づいて実行した戦闘機F―2等37機の購入に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		艦船建造	27,247,607	平成17年度	平成17年度以降4箇年度以内	掃海艇等6隻の建造には、多くの日数を要するものがあるため
		前金の支払方法の変更に伴う艦船建造(平成15年度)に係る限度額の増額	9,769	平成17年度	平成18年度	平成15年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「艦船建造」に基づいて実行した掃海艇等2隻の建造に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		前金の支払方法の変更に伴う艦船建造(平成16年度)に係る限度額の増額	16,434	平成17年度	平成18年度及び平成19年度	平成16年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「艦船建造」に基づいて実行した掃海艇等3隻の建造に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		施設整備	103,760,239	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	祝園弾薬庫ほか134箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		公務員宿舎建設及び改修	7,875,635	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	切通公務員宿舎ほか10箇所の公務員宿舎の建設及び久里浜公務員宿舎ほか11箇所の公務員宿舎の改修には、多くの日数を要するものがあるため
		装備品等整備	581,445,618	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	装備品等の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
		研究開発	145,101,267	平成17年度	平成17年度以降4箇年度以内	研究開発のうち哨戒機及び輸送機等の試作に必要な資材等の生産又は研究には、多くの日数を要するものがあるため
	防衛施設庁	電子計算機等借入れ	445,330	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		提供施設整備	60,316,579	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	嘉手納飛行場ほか30箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		障害防止対策施設整備	3,135,401	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	東富士演習場ほか6箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		障害防止対策事業費補助	6,402,393	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	障害防止対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

		教育施設等騒音防止対策事業費補助	6,321,856	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	教育施設等騒音防止対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		施設周辺整備助成補助	13,463,139	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	施設周辺整備助成事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		道路改修等事業費補助	6,209,525	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	道路改修等事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		提供施設移設整備	10,999,585	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の住宅地区ほか5箇所の移設工事には、多くの日数を要するものがあるため
	金融庁	公認会計士試験システム用電子計算機借入れ等	352,088	平成17年度	平成17年度以降4箇年度以内	公認会計士試験システム用電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
総務省	総務本省	電子契約システム設計	296,352	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	政府調達手続の電子化を推進するための電子契約システムの設計には、多くの日数を要するため
		外国人恩給	年額 3,394	平成17年度	平成17年度以降	退職外国人教師2名に対し平成17年度以降年額2,859千円以内の年金を支給する契約及び退職した3名の外国人恩給受給者に対し「恩給法等の一部を改正する法律」（昭和49年法律第93号）に準じて平成16年12月以降の年金につき年額535千円以内を増額して支給する契約をそれぞれ結ぶ必要があるため
		総合無線局監理システム電子申請機能等整備	2,762,156	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	総合無線局監理システムの電子申請機能等の整備には、多くの日数を要するため
		特定周波数対策交付金交付事業	52,346,521	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	特定周波数変更対策業務を行う者に対する特定周波数対策交付金交付事業については、その業務を円滑に実施するため、あらかじめその業務に要する費用に充てるための交付金を5箇年度にわたって交付する旨の決定を行うことを要するため
法務省	法務本省	法務省施設整備	18,389,208	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	札幌刑務所ほか9件の建設には、多くの日数を要するものがあるため
		民間資金等活用法務省施設整備	13,565,085	平成17年度	平成19年度以降18箇年度以内	民間資金等を活用した美祢社会復帰促進センター（仮称）の整備には、多くの日数を要するため
	矯正官署	民間資金等活用矯正施設維持管理運営	42,891,206	平成17年度	平成19年度以降18箇年度以内	民間資金等を活用した美祢社会復帰促進センター（仮称）の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため

官報（号外）

外務省	外務本省	事務機器等借入れ	3,548,047	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		文化人等招へい	100,000	平成17年度	平成18年度	文化人等招へいについては、その事業を円滑に実施するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶ必要があるため
		経済協力文化人等招へい	10,000	平成17年度	平成18年度	経済協力文化人等招へいについては、その事業を円滑に実施するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶ必要があるため
		農業施設建設援助	6,905,000	平成17年度	平成17年度以降4箇年度以内	カンボジア及びパキスタンにおける農業施設建設資金に充てるための国の援助については、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		環境改善施設建設援助	6,303,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	パキスタン、東ティモール及びヨルダンにおける環境改善施設建設資金に充てるための国の援助については、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		橋梁建設援助	5,339,000	平成17年度	平成17年度以降4箇年度以内	インドネシア、カンボジア、スリランカ、ブータン、パプアニューギニア及びボリビアにおける橋梁建設資金に充てるための国の援助については、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		船舶建造援助	2,166,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	モザンビークにおける船舶建造資金に充てるための国の援助については、その建造に多くの日数を要するので、あらかじめその建造費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		道路改築援助	4,832,000	平成17年度	平成17年度以降4箇年度以内	エチオピアにおける道路改築資金に充てるための国の援助については、その改築に多くの日数を要するので、あらかじめその改築費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		道路新設援助	2,588,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	ネパールにおける道路新設資金に充てるための国の援助については、その新設に多くの日数を要するので、あらかじめその新設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		空港整備援助	3,000,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	アフガニスタンにおける空港整備資金に充てるための国の援助については、その整備に多くの日数を要するので、あらかじめその整備費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		人材育成留学援助	3,735,000	平成17年度	平成17年度以降4箇年度以内	インドネシア、カンボジア、中華人民共和国、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、ラオス及びウズベキスタンにおける人材育成留学資金に充てるための国の援助については、その留学に多くの日数を要するので、あらかじめその留学費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため

	在外公館	在外公館供用物品購入	330,000	平成17年度	平成18年度	在外公館において供用する物品の購入については、その事務を円滑に実施するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶ必要があるため
		在外公館事務所及び館長公邸借入れ	年額 1,407,359	平成17年度	平成17年度以降所要の年限	在外公館における事務所及び館長公邸の用に供するための土地又は建物の借入れには、その契約期間を1箇年以上とすることを要するものがあるため
財務省	財務本省	民間資金等活用公務員宿舎維持管理運営	1,438,896	平成17年度	平成19年度以降8箇年度以内	民間資金等を活用した公務員宿舎の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		金利の変動に伴う民間資金等活用公務員宿舎整備等事業に係る限度額の増額	286,825	平成17年度	平成17年度以降8箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用公務員宿舎整備等事業」に基づいて実行した公務員宿舎の整備等に係る国庫の負担となる契約について、金利の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		公務員宿舎建設	4,853,404	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	公務員宿舎の建設には、多くの日数を要するものがあるため
	財務局	電子計算機等借入れ	974,706	平成17年度	平成17年度以降4箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	税関	沖縄・先島諸島海域取締強化対策用通信機器等借入れ	137,970	平成17年度	平成18年度以降4箇年度以内	沖縄・先島諸島海域取締強化対策用の通信機器等の借入れには、税関監視艇建造に伴いあらかじめこれに係る借入契約を結ぶ必要があるため
		水際取締事務効率化用電子計算機等借入れ	207,995	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	水際取締事務効率化システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		沖縄・先島諸島海域取締強化対策用税関監視艇建造	1,000,020	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	沖縄・先島諸島海域取締強化対策用の税関監視艇の建造には、多くの日数を要するため
	国税庁	電子計算機等借入れ	3,183,559	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		国税総合管理システムオープンシステム化開発等	1,594,579	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	国税総合管理システムの一部をオープンシステム化するための開発等には、多くの日数を要するものがあるため
文部科学省	文部科学本省	公立学校等施設整備費補助	11,186,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	公立学校等施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		公立学校施設整備費負担	45,020,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するものがあるため

官報（号外）

		独立行政法人国立科学博物館施設整備費補助	2,189,368	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	独立行政法人国立科学博物館が行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		義務教育教科書購入	30,216,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	平成18年度の義務教育諸学校の児童生徒が使用する平成18年度前期用の教科書の購入には、その完了までに多くの日数を要するため
		国立大学法人施設整備費補助	27,326,646	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	国立大学法人が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		国立大学法人船舶建造費補助	1,859,951	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	国立大学法人が行う実習船代船建造事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国際宇宙ステーション開発費補助	13,737,180	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う国際宇宙ステーション開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		地球観測衛星開発費補助	7,383,939	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う地球観測衛星開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		科学技術振興独立行政法人理化学研究所施設整備費補助	909,664	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	独立行政法人理化学研究所が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		原子力平和利用研究促進独立行政法人理化学研究所施設整備費補助	1,390,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	独立行政法人理化学研究所が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		南極地域観測事業	1,008,770	平成17年度	平成19年度	南極地域観測用航空機の初度補用部品の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		南極地域観測船建造	37,592,997	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	南極地域観測船の代船建造には、多くの日数を要するため
		独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費補助	4,920,429	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助	2,841,400	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

	文化庁	平城宮跡第一次大極殿正殿復原整備	2,554,543	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	平城宮跡第一次大極殿正殿の復原整備には、多くの日数を要するため
厚生労働省	厚生労働本省	健康増進総合支援システム開発	343,055	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	健康増進総合支援システムの開発には、多くの日数を要するため
		電子計算機借入れ	246,008	平成17年度	平成18年度以降4箇年度以内	厚生労働省ネットワークシステム用の電子計算機の借入れには、その製作等に多くの日数を要するので、あらかじめこれに係る借入契約を結ぶ必要があるため
		ハンセン病資料館施設整備	2,226,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	ハンセン病資料館の施設の整備には、多くの日数を要するため
		心神喪失者等医療観察指定入院医療機関施設整備費負担	6,291,114	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	心神喪失者等医療観察指定入院医療機関施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を負担する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所施設整備	6,943,691	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	国立感染症研究所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
農林水産省	農林水産本省	電子計算機等借入れ	573,485	平成17年度	平成17年度以降4箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		総合食料局情報管理システム開発	79,066	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	総合食料局情報管理システムの開発には、多くの日数を要するため
		指定野菜価格差補給交付金等交付資金補助	41,712,823	平成17年度	平成18年度	独立行政法人農畜産業振興機構が平成17年度において実施する指定野菜価格安定対策事業等については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ価格差補給交付金等交付資金の不足に対し補助する旨の決定を行うことを要するため
		直轄地すべり対策事業	1,321,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	高瀬地区及び高知三波川帯地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するものがあるため
	水産庁	独立行政法人水産大学校船舶建造費補助	6,485,109	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	独立行政法人水産大学校が行う練習船代船建造事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
経済産業省	経済産業本省	医療情報システム相互運用性実証事業	898,711	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	医療情報システム相互運用性実証事業には、多くの日数を要するため
		ゲノム情報統合プロジェクト	1,663,144	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	ゲノム情報統合プロジェクトには、多くの日数を要するため
国土交通省	国土交通本省	官庁営繕	21,230,519	平成17年度	平成17年度以降4箇年度以内	官庁施設の営繕工事には、多くの日数を要するものがあるため

		直轄海岸保全施設整備事業	1,010,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	津松阪港海岸及び有明海岸の海岸保全施設の改良工事には、多くの日数を要するものがあるため
		海岸保全施設整備事業費補助	220,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	海岸保全施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		緑地環境整備総合支援事業費補助	500,000	平成17年度	平成18年度以降4箇年度以内	緑地環境整備総合支援事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		国営公園整備	6,002,000	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	国営吉野ヶ里歴史公園ほか3箇所の施設の整備及び国営飛鳥歴史公園の整備に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		都市公園事業費補助	3,000,000	平成17年度	平成18年度以降4箇年度以内	都市公園事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		古都及び緑地保全事業費補助	120,800	平成17年度	平成18年度以降4箇年度以内	古都及び緑地保全事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		下水道事業費補助	77,336,000	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道下水道事業費補助	882,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	気象庁	ケーブル式海底地震計製作	1,736,608	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	ケーブル式海底地震計の製作には、多くの日数を要するため
	海上保安庁	弾薬購入	152,966	平成17年度	平成18年度	弾薬のうち40ミリ砲弾及び35ミリ砲弾の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		航空機購入	11,597,148	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	警備救難用航空機4機及び予備発動機の購入には、その生産又は輸入若しくは整備及び改装に多くの日数を要するため
		大型巡視船代船建造	4,966,065	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	1,000トン型巡視船の代船建造には、多くの日数を要するため
環境省	環境本省	廃棄物処理施設整備費補助	16,122,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	廃棄物処理施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

平成十七年度一般会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、二〇一〇年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を念頭に置きつつ、持続的な財政構造の構築と予算の質の向上を図るため、全体としての経費の伸びを抑制する中で、各分野において重点的かつ効率的な配分を行うなど歳出改革路線を堅持・強化することとして編成されたものである。

歳出のうち、政策的な経費である一般歳出の規模は、前年度当初予算に対して〇・七パーセント減の四十七兆二千八百二十九億円であり、また、歳入のうち、公債の発行額は、前年度当初予算を二兆二千億円下回る三十四兆三千九百億円で、公債依存度は四十一・八パーセントとなっている。

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1	租税及び印紙収入	四四、〇〇七、〇〇〇百万円

税制面においては、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、平成十八年度税制改正において行うべき国・地方を通ずる個人所得課税の抜本的見直しを展望しつつ定率減税を縮減する等適切な措置を講ずることとしている。

2	官業益金及官業収入	一六、七一九百万円
3	政府資産整理収入	二五五、七〇〇百万円
4	雑収入	三、四六一、一七一百万円
5	公債金	三四、三九〇、〇〇〇百万円
(1)	公債金	六、一八〇、〇〇〇百万円
(2)	特例公債金	二八、二一〇、〇〇〇百万円
6	前年度剰余金受入	五二、三二八百万円
	計	八二、一八二、九一八百万円

歳出

1	社会保障関係費	二〇、三八〇、七六七百万円

平成十七年度においては、介護保険制度改革に取り組むなど、歳出の合理化・効率化を行うこととしており、この結果、平成十七年度の社会保障関係費は、平成十六年度当初予算額に対して五千八百三十八億円増となっている。

(1)	生活保護費	一、九二二、九七二百万円
(2)	社会福祉費	一、六四四、三二六百万円
(3)	社会保険費	一五、八六三、八〇三百万円
(4)	保健衛生対策費	四八三、二二三百万円
(5)	失業対策費	四六六、四四三百万円
2	文教及び科学振興費	五、七二三、四五六百万円

文教及び科学振興費については、人間力の向上・発揮のための環境整備を推進するため、既存施策の見直しを行う一方、教育・研究の質的向上を目指した改革を進めるとともに、科学技術予算の戦略的重点化を積極的に図ることとしている。

(1)	義務教育費国庫負担金	二、一一四、九九三百万円
(2)	科学技術振興費	一、三一六、九六五百万円
(3)	文教施設費	一三三、五三三百万円
(4)	教育振興助成費	二、〇二〇、一七二百万円
(5)	育英事業費	一三七、七九四百万円
3	国債費	一八、四四二、一七四百万円
4	恩給関係費	一、〇六九、三二五百万円
(1)	文官等恩給費	三九、九九〇百万円
(2)	旧軍人遺族等恩給費	九六八、〇八五百万円
(3)	恩給支給事務費	三、六〇一百万円
(4)	遺族及び留守家族等援護費	五七、六四九百万円
5	地方交付税交付金	一四、五七〇、九一四百万円

地方交付税交付金については、所得税（所得譲与税分を除く。）及び酒税、法人税、消費税並びにたばこ税の各税の収入見込額の一定割合に相当する額十二兆六百八十億千四百万円に、平成九年度及び平成十年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭和二十五年法律第二百十一号）に基づき平成十七年度分の交付税の総額から減額することとされている額八百七十億円を控除し、二兆五千八百九十九億円を加算した額を計上している。なお、国と地方の財源不足対策の責任を明確化し、地方の歳出を効率化する観点から、通常収支分の財源不足について、国負担分については一般会計からの繰入（特例加算）を行うこととしている。

6	地方特例交付金	一、五一八、〇〇六百万円

地方特例交付金は、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平成十一年法律第十七号）に基づき、恒久的な減税の影響による地方税収入の減収の一部を補てんすること

並びに平成十六年度及び平成十七年度における義務教育費国庫負担金に係る暫定措置に対応することを目的として、暫定的な措置として交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方特例交付金を地方公共団体に交付するために必要な経費である。

7　防衛関係費　　四、八五六、三五七百万円

防衛関係費については、「平成十七年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成十六年十二月十日閣議決定）及び「中期防衛力整備計画（平成十七年度～平成二十一年度）について」（平成十六年十二月十日閣議決定）等を踏まえ、テロや弾道ミサイル等の新たな脅威等への対応等に重点化を図るなどメリハリを付けながら、自衛隊の任務遂行や維持運営のため、所要の経費を計上している。

8　公共事業関係費　　七、五三一、〇二七百万円

公共事業関係費については、その水準を抑制する一方、投資効果の高い事業への一層の重点化を図り、大都市圏拠点空港、三大都市圏環状道路、スーパー中枢港湾等に重点配分している。また、社会資本整備の効率化・透明化の観点から、コスト縮減等を進めるほか、公共事業関係の国庫補助負担金のスリム化を行うとともに、新たな制度として、地域再生基盤強化交付金を創設することとしている。

なお、この公共事業関係費に、社会保障関係施設及び文教科学振興関係施設等の整備を行うために必要な経費として計上した「その他施設費」七千四百九億円を加えた公共投資関係費全体は、八兆二千七百十九億六千六百万円である。

(1)　治山治水対策事業費　　一、〇七五、七二三百万円
(2)　道路整備事業費　　一、六九八、四五八百万円
(3)　港湾空港鉄道等整備事業費　　五四五、六一〇百万円
(4)　住宅都市環境整備事業費　　一、七二六、〇二六百万円
(5)　下水道水道廃棄物処理等施設整備費　　一、一三六、九六四百万円
(6)　農業農村整備事業費　　七七五、五九一百万円
(7)　森林水産基盤整備事業費　　三三九、〇七六百万円
(8)　調整費等　　一六〇、九〇五百万円
(9)　災害復旧等事業費　　七二、六七四百万円

9　経済協力費　　七四〇、四二一百万円

経済協力費については、戦略的かつ効率的な援助の実施を図るため、ＯＤＡ大綱に基づき援助の重点化を推進することとしている。

10　中小企業対策費　　一七二、九七九百万円

中小企業対策費については、新事業への挑戦、創業・経営革新など中小企業の自助努力の支援に重点的に配分するとともに、中小企業に対する資金供給の円滑化を図ることとしている。

11　エネルギー対策費　　四九五、三五七百万円

エネルギー対策費については、エネルギーの安定供給の確保、原子力の平和利用の促進、地球環境問題への対応等を着実に推進することとしている。

12　食料安定供給関係費　　六七五、四五九百万円
13　産業投資特別会計へ繰入　　七一、〇三二百万円
14　改革推進公共投資事業償還時補助等　　三六八、九二六百万円
15　その他の事項経費　　五、二一六、七一六百万円
16　予備費　　三五〇、〇〇〇百万円
計　　八二、一八二、九一八百万円

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本共産党の佐々木憲昭君提出の「平成十七年度一般会計予算、平成十七年度特別会計予算及び平成十七年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、否決された。

右報告する。

平成十七年三月二日

衆議院議長　河野　洋平殿

予算委員長　甘利　明

平成十七年度特別会計予算

右

国会に提出する。

平成十七年一月二十一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

平成17年度特別会計予算

予算総則

（歳入歳出予算）

第1条　次に掲げる各特別会計の平成17年度歳入歳出予算は、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

内閣府、総務省及び財務省所管	交付税及び譲与税配付金
法務省所管	登記
財務省所管	財政融資資金
	国債整理基金
	外国為替資金
	産業投資
	地震再保険
財務省、文部科学省及び経済産業省所管	電源開発促進対策
財務省、経済産業省及び環境省所管	石油及びエネルギー需給構造高度化対策
財務省及び国土交通省所管	特定国有財産整備
厚生労働省所管	厚生保険
	船員保険
	国立高度専門医療センター
	国民年金
	労働保険
農林水産省所管	食糧管理
	農業共済再保険
	森林保険
	漁船再保険及漁業共済保険
	農業経営基盤強化措置
	国有林野事業
	国営土地改良事業
経済産業省所管	貿易再保険
	特許
国土交通省所管	自動車損害賠償保障事業
	道路整備
	治水
	港湾整備
	自動車検査登録
	都市開発資金融通
	空港整備

（繰越明許費）

第2条　各特別会計において、「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

（国庫債務負担行為）

第3条　各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により平成17年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

（歳入歳出予算等の内訳）

第4条　「財政法」第28条及び各特別会計法の規定による各特別会計の「歳入歳出予定計算書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添附する。

（国債整理基金特別会計における日本銀行引受公債の限度額）

第5条　国債整理基金特別会計において、「財政法」第5条ただし書の規定により政府が平成17年度において発行する公債を日本銀行に引き受けさせることができる金額は、同行の保有する公債の借換えのために必要な金額とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第6条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「財政法」第15条第2項の規定により平成17年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度	額
国立高度専門医療センター		1,000,000千円
国有林野事業	国有林野事業勘定	2,000,000
	治山勘定	3,000,000
国営土地改良事業		2,000,000
道路整備		40,000,000
治水	治水勘定	16,000,000
	特定多目的ダム建設工事勘定	3,000,000
港湾整備	港湾整備勘定	5,000,000
	特定港湾施設工事勘定	1,000,000
空港整備		2,000,000

（財政融資資金特別会計における公債発行の限度額）

第７条　財政融資資金特別会計において、「財政融資資金特別会計法」第11条第２項の規定により平成17年度において公債を発行することができる限度額は、31,300,000,000千円とする。ただし、第18条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額したときは、その増額した金額の範囲内において、公債発行の限度額を増額することができる。

２　前項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの（以下「外貨公債」という。）がある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成16年10月11日から同年11月10日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、１通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について１円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を前項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合には、当該増額された後の限度額）に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。

３　第１項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合及び前項後段の規定により減算又は加算された場合には、当該増額及び減算又は加算された後の限度額）に加算した金額を第１項の限度額とする。

（翌年度における国債の整理又は償還のための起債限度額）

第８条　国債整理基金特別会計において、「国債整理基金特別会計法」第５条ノ２の規定により平成17年度において翌年度における国債の整理又は償還のため借換国債を起債する場合のその限度額は、30,000,000,000千円とする。

２　前項に規定する借換国債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

（日本電信電話株式会社の株式の処分限度数）

第９条　「日本電信電話株式会社等に関する法律」第７条の規定により、国債整理基金特別会計において平成17年度に処分することができる日本電信電話株式会社の株式の限度数を923,043株とする。

２　前項の規定にかかわらず、平成16年度中に日本電信電話株式会社の株式を処分した数が平成16年度特別会計予算総則第10条に定める限度数に達しなかったときは、その残余の株式の数を前項の処分限度数に加えることができる。

３　前２項の規定において、株式の分割又は併合があった場合は、分割又は併合の比率（二以上の段階にわたる分割又は併合があった場合は、全段階の比率の積に相当する比率）を乗じて得た数をもって処分することができる株式の限度数とする。

（借入金等の限度額）

第10条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定	限度額
交付税及び譲与税配付金	「交付税及び譲与税配付金特別会計法」	交付税及び譲与税配付金勘定　51,734,528,987千円
国立高度専門医療センター	「国立高度専門医療センター特別会計法」第９条第２項	10,300,000
国有林野事業	「国有林野事業の改革のための特別措置法」第19条第２項	国有林野事業勘定　190,914,000
国営土地改良事業	「国営土地改良事業特別会計法」第14条第２項	35,500,000
都市開発資金融通	「都市開発資金融通特別会計法」第12条第２項	4,800,000
空港整備	「空港整備特別会計法」第７条第２項	62,828,000

２　石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計石油及びエネルギー需給構造高度化勘定における「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法」第12条第３項の規定による借入金及び証券の限度額は、1,608,700,000千円とする。

（一時借入金等の最高額）

第11条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金（「国庫余裕金の繰替使用に関する法律」第１条の規定によるものを含む。）の最高額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定	最高額
交付税及び譲与税配付金	「交付税及び譲与税配付金特別会計法」	交付税及び譲与税配付金勘定　51,734,528,987千円
登記	「登記特別会計法」第11条第２項	10,300,000
財政融資資金	「財政融資資金法」第９条第２項	15,000,000,000
外国為替資金	「外国為替資金特別会計法」第４条第２項	140,000,000,000

電源開発促進対策	「電源開発促進対策特別会計法」第11条第2項	電源立地勘定 電源利用勘定	1,000,000 8,000,000
特定国有財産整備	「特定国有財産整備特別会計法」第13条第2項		20,000,000
国立高度専門医療センター	「国立高度専門医療センター特別会計法」第10条第3項		5,000,000
国有林野事業	「国有林野事業特別会計法」第6条第4項	国有林野事業勘定	80,000,000
特許	「特許特別会計法」第12条第2項		18,000,000
都市開発資金融通	「都市開発資金融通特別会計法」第13条第3項		150,000
空港整備	「空港整備特別会計法」第9条第2項		10,000,000

2　食糧管理特別会計における「食糧管理特別会計法」第4条ノ2の規定による証券、借入金及び一時借入金の最高額は、940,000,000千円とする。

3　石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計石油及びエネルギー需給構造高度化勘定における「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法」第13条第2項の規定による証券、一時借入金及び繰替金の最高額は、1,167,300,000千円とする。

（国有林野事業特別会計の給与総額）

第12条　国有林野事業特別会計において、給与準則の適用を受ける職員に対して平成17年度において支給する給与（職員俸給、扶養手当、調整手当、管理職手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、期末手当、奨励手当、寒冷地手当、住居手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、超過勤務手当、休職者給与その他農林水産大臣が財務大臣と協議して定める手当をいう。）の総額は、34,413,058千円とする。ただし、予算の基礎となった給与準則を実施するため必要を生じた場合、第13条第1項の規定により給与を支出する場合又は給与に関する中央労働委員会の裁定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、財務大臣の承認を受けて、経費の流用、予備費の使用又は第13条第1項の規定による経費の増額により、給与総額が変更されたときは、その変更された額とする。

2　前項に規定するもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、財務大臣の承認を受けて、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を平成17年度において給与準則の適用を受ける職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

3　前項の規定により特別の給与の支出をする場合においては、経費の流用によるもののほか、経費の増額については、「財政法」第35条第2項、第3項及び第4項並びに第36条の規定の例による。

（歳入歳出予算の弾力条項等）

第13条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度としてそれぞれ右欄に掲げる経費を増額することができる。

特別会計	要件	経費
1　交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金勘定における地方道路税、石油ガス税、航空機燃料税、自動車重量税及び特別とん税の収入の増加	交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費
	交通安全対策特別交付金勘定における交通反則者納金の収入の増加	交通安全対策特別交付金勘定における交通安全対策特別交付金に必要な経費
2　登記	登記手数料収入の増加	当該収入に対応する事務量の増加のため直接必要な経費
3　財政融資資金	特別会計の積立金等の受入資金の増加等に伴う収入の増加	預託金利子に必要な経費
4　国債整理基金	国債、借入金、一時借入金又は政府短期証券の償還金、利子、割引料並びに発行及び償還に関する諸費の支出に充てるための他会計からの受入金の増加	債務償還費、利子、割引料等に必要な経費
	株式売払いによる収入の増加	株式売払いに必要な経費
5　地震再保険	再保険金支払に必要な借入金その他の収入の増加	再保険金に必要な経費
6　特定国有財産整備	国有財産処分収入の増加	国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費
7　厚生保険	業務勘定における児童手当拠出金収入の増加	業務勘定における児童手当勘定への繰入れに必要な経費
8　厚生保険、船員保険、国民年金	保険料収入のうち純保険料に相当する金額の増加	保険給付に必要な経費

9　国立高度専門医療センター	病院収入その他の収入の増加	当該収入に対応する事業量の増加のため直接必要な経費
10　労働保険	労災勘定又は雇用勘定における徴収勘定より受入の額のうち純保険料に相当する金額の増加	労災勘定における保険給付又は雇用勘定における失業等給付に必要な経費
	徴収勘定における保険料収入の増加	徴収勘定における他勘定への繰入れに必要な経費
11　農業共済再保険、漁船再保険及漁業共済保険	再保険料収入又は保険料収入の増加	再保険金又は保険金に必要な経費
12　農業経営基盤強化措置	農業改良資金貸付金償還金収入の増加	農業改良資金貸付金に必要な経費
13　国有林野事業（国有林野事業勘定に限る。）	業務収入の増加	立木の販売及び素材等の生産又は販売に係る作業量の増加並びにこれに伴い必要となる林道事業又は新植事業の事業量の増加並びに分収育林事業の事業量の増加のため直接必要な経費
	林野等の売払いによる収入の増加	林野等の売払いのため直接必要な経費又は国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費
14　特許	特許料等収入の増加	当該収入に対応する事務量の増加のため直接必要な経費
15　自動車損害賠償保障事業	再保険料収入、保険料収入又は賦課金収入の増加	再保険金、保険金又は保障金に必要な経費
16　自動車検査登録	検査登録手数料収入の増加	検査、登録又は指定の件数の増加に伴う事務量の増加のため直接必要な経費
17　都市開発資金融通	貸付金の繰上償還による運用金回収収入の増加	国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費

2　労働保険特別会計雇用勘定において、予見し難い経済事情の変動により雇用安定事業に直接必要な経費に不足を生ずるときは、その不足額を限度として当該経費を増額することができる。この場合において、当該増額に係る経費を支弁するために必要な金額は、雇用安定資金からこの勘定の歳入に組み入れることができる。

3　財政融資資金特別会計において、次の各号に該当する場合においては、当該各号に掲げる措置をとることができる。

（1）　第7条第1項ただし書の規定により公債の発行収入金が増加したとき。当該増加額に相当する金額の財政融資資金への繰入れに必要な経費の増額

（2）　第7条第1項ただし書、第2項後段及び第3項の規定により公債の発行が増加したため、公債の利子及び発行に関する諸費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

4　国債整理基金特別会計において、次の各号に該当する場合においては、当該各号に掲げる措置をとることができる。

（1）　前年度発行の償還期間1年以下の国債の償還が予定より増加したため、債務償還費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

（2）　予見し難い国債の市場環境の変化への対応等に伴い国債の買入消却が予定より増加したため、債務償還費に不足を生ずるとき。20,000,000,000千円を限度とする当該経費の増額

5　食糧管理特別会計の各勘定において、次の各号に該当する場合においては、当該各号に掲げる措置をとることができる。

（1）　国内麦管理勘定において、国内麦の民間流通数量が予算において予定した数量に比して著しく減少することにより、輸入食糧管理勘定において、予算において予定した数量を著しく超えて輸入食糧を買い入れる必要が生じたため、輸入食糧買入費又は輸入食糧管理費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

（2）　業務勘定において、やむを得ない事由による給与若しくは退職手当の支給又は災害復旧に必要な経費（これらの経費の支出に伴い必要となる経費を含む。次項において同じ。）に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

（3）　国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定又は輸入飼料の各勘定において、業務勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額。ただし、当該不足が前号に規定する事由以外の事由により生ずる場合においては、当該不足する勘定以外の勘定の業務勘定への繰入れに必要な経費について、当該不足する勘定の当該経費の増額分に相当する額を減額しなければならない。

（4）　調整勘定において、国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

（5）　国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、輸入飼料又は業務の各勘定において、調整勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

（6）　調整勘定において、国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定又は輸入飼料の

各勘定における経費の財源の不足をうめるため、当該各勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。当該各勘定のその不足額を限度とする当該各勘定への繰入れに必要な経費の増額

6　国立高度専門医療センター、国民年金(福祉年金勘定に限る。)、国有林野事業、国営土地改良事業、道路整備、治水、港湾整備及び空港整備の各特別会計において、一般会計からの受入金(当該受入金に関連して増加する収入を含む。)又はその他の収入(借入金を除く。以下この項において同じ。)が予算額に比して増加する場合には、第1項の規定によるもののほか、当該増加額の範囲内で、事業のため直接必要な経費(その他の収入が増加する場合にあっては、やむを得ない事由による給与若しくは退職手当の支給又は災害復旧に必要な経費に限る。)の支出に充てるため、当該特別会計の経費を増額することができる。

7　道路整備、治水(治水勘定に限る。)、港湾整備(港湾整備勘定に限る。)及び都市開発資金融通の各特別会計において、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第2条第1項第1号に該当する事業に要する資金として貸し付けた無利子の貸付金及び「平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」第3条第2項の規定による無利子の貸付金の償還による収入が予算額に比して増加する場合には、当該増加額の範囲内で、産業投資特別会計への繰入れに必要な経費の支出に充てるため、当該特別会計の経費を増額することができる。

8　前各項の規定により経費を増額する場合においては、「財政法」第35条第2項、第3項及び第4項並びに第36条の規定の例による。

9　第2条の規定によるもののほか、国有林野事業、国営土地改良事業、道路整備、治水、港湾整備及び空港整備の各特別会計において、一般会計からの受入金(沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費、災害対策緊急事業推進費及び道州制北海道モデル事業推進費からの受入金に限る。)が予算額に比して増加する場合に、第6項の規定により当該特別会計の経費を増額したときは、当該増額に係る経費については、事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もあるため、「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費とする。

(予算の移用)

第14条　「財政法」第33条第1項ただし書の規定により、各特別会計において移用することができる場合は、第1表から第3表までに掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合とする。

第1表　特別会計(勘定区分のある特別会計にあっては、各勘定)の各項の間の移用

特別会計	移用することができる項
登記、財政融資資金、外国為替資金、船員保険、国民年金	各項

第2表　特別会計の一部の勘定の項の間の移用

特別会計	勘定	移用することができる項
電源開発促進対策	電源立地	電源立地対策費、事務取扱費、諸支出金、周辺地域整備資金へ繰入、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
	電源利用	電源利用対策費、事務取扱費、諸支出金、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
石油及びエネルギー需給構造高度化対策	石油及びエネルギー需給構造高度化	石油安定供給対策費、石油生産流通合理化対策費、エネルギー需給構造高度化対策費、事務処理費、諸支出金、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
	石炭	各項
厚生保険	健康、年金、児童手当	各項
	業務	業務取扱費、施設整備費、保健事業費、福祉施設事業費、年金資金運用基金出資、財政融資資金繰上償還等資金、児童手当拠出金児童手当勘定へ繰入、諸支出金の各項
労働保険	労災	保険給付費、業務取扱費、施設整備費、労働福祉事業費、他勘定へ繰入の各項
	雇用	失業等給付費、業務取扱費、施設整備費、雇用安定等事業費、他勘定へ繰入、雇用安定資金へ繰入の各項
	徴収	各項
食糧管理	国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定、輸入飼料	返還金等他勘定へ繰入の項を除く各項
農業共済再保険	農業、家畜、果樹、園芸施設	各項
国有林野事業	治山	治山事業費、北海道治山事業費、離島治山事業費、沖縄治山事業費、治山事業工事諸費の各項

自動車損害賠償保障事業	保障、保険料等充当交付金	各　　項
	自動車事故対策	自動車事故対策費と保障勘定へ繰入
治　　水	治水	河川事業費、河川総合開発事業費、水資源開発事業交付金、砂防事業費、総合流域防災事業費、建設機械整備費、都市水環境整備事業費、治水事業工事諸費の各項
		北海道河川事業費、北海道河川総合開発事業費、北海道砂防事業費、北海道総合流域防災事業費、北海道建設機械整備費、北海道都市水環境整備事業費の各項
		離島治水事業費と離島都市水環境整備事業費
	特定多目的ダム建設工事	多目的ダム建設事業費と工事諸費等治水勘定へ繰入
港湾整備	港湾整備	港湾事業費、埠頭整備等資金貸付金、港湾事業等工事諸費の各項
	特定港湾施設工事	各　　項

第３表　特別会計の一部の項の間の移用

特別会計	移用することができる項
国立高度専門医療センター	経営費、看護師等養成費、施設整備費、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
国営土地改良事業	土地改良事業費及び離島土地改良事業費の各項と土地改良事業工事諸費
特許	事務取扱費、施設整備費、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
道路整備	道路事業費、道路環境整備事業費、首都高速道路公団等事業助成費、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資、有料道路整備等資金貸付金、道路事業工事諸費の各項
	北海道道路事業費と北海道道路環境整備事業費
	離島道路事業費と離島道路環境整備事業費
	沖縄道路事業費と沖縄道路環境整備事業費
自動車検査登録	業務取扱費と施設整備費
都市開発資金融通	都市開発資金貸付金、事務取扱費、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
空港整備	空港整備事業費と航空機騒音対策事業資金貸付金
	空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費、沖縄空港整備事業費及び航空路整備事業費の各項と空港等整備事業工事諸費
	空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費及び沖縄空港整備事業費の各項と航空路整備事業費

（再保険契約の限度額）

第15条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による再保険契約の金額の限度は、平成17年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定	限度額
地震再保険	「地震保険に関する法律」第３条第３項	１回の地震等により支払うべき再保険金の総額　4,122,190,000千円
貿易再保険	「貿易保険法」第58条	独立行政法人日本貿易保険を相手方とする次の各保険ごとの再保険金額の総額 普通輸出保険　19,500,000,000 輸出代金保険　20,640,000,000 為替変動保険　60,000,000 輸出手形保険　1,770,000,000 輸出保証保険　170,000,000 前払輸入保険　100,000,000 仲介貿易保険　660,000,000 海外投資保険　760,000,000 海外事業資金貸付保険　620,000,000 独立行政法人日本貿易保険が負う再保険責任についての再保険の再保険金額の総額　480,000,000

（電源開発促進対策特別会計の電源開発促進税収入の各勘定への帰属）

第16条　「電源開発促進対策特別会計法」第３条の３の規定により平成17年度において電源立地勘定及び電源利用勘定の歳入に組み入れる電源開発促進税収入の金額は、電源立地勘定にあっては電源開発促進税収入の400分の190に相当する金額とし、電源利用勘定にあっては電源開発促進税収入の400分の210に相当する金額とする。

（外国為替資金特別会計の決算上の剰余金の一般会計の歳入への繰入れ）

第17条　「外国為替資金特別会計法」第13条の規定により平成17年度において外国為替資金特別会計から一般会計の歳入に繰り入れる金額は、1,419,000,000千円とする。

（財政融資資金等の長期運用予定額）

第18条　平成17年度における「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第２条第１項に規定する財政融資資金の長期運用予定額は、「国債整理基金特別会計法」第５条第１項の規定による起債に応ずるための運用1,000,000,000千円のほか、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区分	長期運用予定額
（国）	
1　石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計	66,600,000千円
2　国立高度専門医療センター特別会計	10,300,000
3　国営土地改良事業特別会計	35,500,000
4　都市開発資金融通特別会計	4,800,000
5　空港整備特別会計	50,900,000
（政府関係機関）	
6　国民生活金融公庫	2,390,000,000
7　住宅金融公庫	30,000,000
8　農林漁業金融公庫	180,000,000
9　中小企業金融公庫	1,212,200,000
10　沖縄振興開発金融公庫	110,900,000
11　日本政策投資銀行	568,000,000
12　国際協力銀行	830,100,000
（独立行政法人等）	
13　日本私立学校振興・共済事業団	16,000,000
14　独立行政法人福祉医療機構	399,400,000
15　独立行政法人緑資源機構	8,200,000
16　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	88,200,000
17　独立行政法人水資源機構	25,000,000
18　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	600,000
19　独立行政法人日本学生支援機構	337,100,000
20　独立行政法人国立大学財務・経営センター	60,500,000
21　独立行政法人国立病院機構	29,000,000
22　独立行政法人環境再生保全機構	700,000
23　独立行政法人都市再生機構	1,030,000,000
24　商工組合中央金庫	10,000,000
（地方公共団体）	
25　地方公共団体	3,540,000,000

２　平成17年度における「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第５条において準用する同法第２条第１項に規定する長期運用予定額は、「日本郵政公社法」第24条第３項第４号に規定する郵便貯金資金の地方公共団体に対する運用430,000,000千円及び同項第５号に規定する簡易生命保険資金の地方公共団体に対する運用750,000,000千円とする。

３　予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第１項第６号から第25号までの各号に掲げる区分ごとの長期運用予定額及び前項の長期運用予定額の増額を必要とする特別の事由があるときは、当該各号及び前項に定める金額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該長期運用予定額を増額することができる。ただし、当該各号の増額の合計額が当該各号に定める金額の合計額の100分の25に相当する金額を超えてはならない。

（俸給予算等の制限）

第19条　俸給予算の執行に当たっては、歳入歳出予定計算書に掲げる政府職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

官報（号外）

甲号　歳入歳出予算

所管	特別会計	歳入 款	歳入 項	歳入 金額(千円)	歳出 項	歳出 金額(千円)
内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金					
	交付税及び譲与税配付金勘定	他会計より受入		16,088,920,000	地方交付税交付金	15,863,197,631
			一般会計より受入	16,088,920,000	地方特例交付金	1,518,006,000
		租税		1,847,700,000	地方譲与税譲与金	1,841,900,000
			所得税	1,115,900,000	事務費	377,150
			地方道路税	311,800,000	諸支出金	500
			石油ガス税	15,000,000	国債整理基金特別会計へ繰入	50,882,432,987
			航空機燃料税	16,200,000	予備費	2,600,000
			自動車重量税	377,500,000		
			特別とん税	11,300,000		
		借入金		51,734,528,987		
			借入金	51,734,528,987		
		前年度剰余金受入		1,652,730,371		
			前年度剰余金受入	1,652,730,371		
		雑収入		1,800		
			雑収入	1,800		
		合計		71,323,881,158	合計	70,108,514,268
	交通安全対策特別交付金勘定	交通反則者納金		79,265,641	交通安全対策特別交付金	79,232,271
			交通反則者納金	79,265,641	諸支出金	611,088
		前年度剰余金受入		7,091,011	予備費	200,000
			前年度剰余金受入	7,091,011		
		雑収入		1,814		
			雑収入	1,814		
		合計		86,358,466	合計	80,043,359

法務省	登記	登記手数料収入		97,362,182	事務取扱費	168,427,186
			登記印紙収入	87,457,444	施設整備費	4,432,955
			登記情報提供等手数料収入	9,904,738	国債整理基金特別会計へ繰入	26,000
		他会計より受入		71,785,661	予備費	500,000
			一般会計より受入	71,785,661		
		雑収入		292,826		
			雑収入	292,826		
		前年度剰余金受入		13,435,441		
			前年度剰余金受入	13,435,441		
		合計		182,876,110	合計	173,386,141
財務省	財政融資資金	資金運用収入		10,031,272,686	事務費	6,964,353
			運用利殖金収入	10,031,272,686	諸支出金	4,634,165,090
		公債金		31,300,000,000	財政融資資金へ繰入	31,300,000,000
			公債金	31,300,000,000	国債整理基金特別会計へ繰入	12,369,576,400
		財政融資資金より受入		10,440,881,740	予備費	60,000
			財政融資資金より受入	10,440,881,740		
		雑収入		198,417,940		
			雑収入	198,417,940		
		合計		51,970,572,366	合計	48,310,765,843
	国債整理基金	他会計より受入		86,721,675,515	国債整理基金支出	191,631,080,843
			他会計より受入	86,721,675,515	一般会計へ繰入	71,032,000
		租税		226,200,000		
			たばこ特別税	226,200,000		
		公債金		109,815,079,376		
			公債金	109,815,079,376		
		資産処分収入		344,110,430		
			株式売払収入	344,110,430		

官報（号外）

		配当金収入		1,846,086		
			配当金収入	1,846,086		
		運用収入		453,940,088		
			運用収入	453,940,088		
		前年度剰余金受入		24,071,032,000		
			前年度剰余金受入	24,071,032,000		
		雑収入		68,229,348		
			雑収入	68,229,348		
		合計		221,702,112,843	合計	191,702,112,843
	外国為替資金	外国為替等売買差益		160,000,000	事務取扱費	1,098,935
			外国為替等売買差益	160,000,000	諸支出金	80,455,839
		運用収入		2,300,974,949	国債整理基金特別会計へ繰入	562,045,425
			運用収入	2,300,974,949	予備費	450,000,000
		雑収入		2,110		
			雑収入	2,110		
		合計		2,460,977,059	合計	1,093,600,199
	産業投資					
	産業投資勘定	運用収入		37,691,787	産業投資支出	106,400,000
			償還金収入	2,992,900	一般会計へ繰入	178,800,000
			利子収入	412,853	事務費	101,748
			納付金	6,670,034	国債整理基金特別会計へ繰入	1,600
			配当金収入	27,616,000	予備費	500,000
		前年度剰余金受入		248,111,551		
			前年度剰余金受入	248,111,551		
		雑収入		10		
			雑収入	10		
		合計		285,803,348	合計	285,803,348
	社会資本整備勘定	他会計より受入		313,869,254	道路整備事業資金貸付金	53,432,000

			他会計より受入	145,647,988	住宅建設等事業資金貸付金	600,000
			改革推進公共投資事業償還金等他会計より受入	168,221,266	民間能力活用施設整備事業資金貸付金	17,000,000
		償還金収入		253,285,005	一般会計へ繰入	127,196,268
			償還金収入	52,580,280	改革推進公共投資事業償還金等一般会計へ繰入	368,925,991
			改革推進公共投資事業資金貸付金償還金収入	200,704,725	事務費	27,939
		雑収入		28,439	予備費	500
			雑収入	28,439		
		合計		567,182,698	合計	567,182,698
	地震再保険	再保険料収入		42,512,051	再保険費	55,129,620
			再保険料収入	42,512,051	事務取扱費	125,809
		雑収入		12,743,878	予備費	500
			雑収入	12,743,878		
		合計		55,255,929	合計	55,255,929
財務省、文部科学省及び経済産業省	電源開発促進対策					
	電源立地勘定	租税		168,700,000	電源立地対策費	186,248,119
			電源開発促進税	168,700,000	独立行政法人原子力安全基盤機構運営費	14,898,264
		前年度剰余金受入		47,535,476	事務取扱費	1,839,300
			前年度剰余金受入	47,535,476	諸支出金	100
		雑収入		51,376	周辺地域整備資金へ繰入	12,500,000
			雑収入	51,376	国債整理基金特別会計へ繰入	1,069
					予備費	800,000
		合計		216,286,852	合計	216,286,852
	電源利用勘定	租税		186,400,000	電源利用対策費	138,650,118
			電源開発促進税	186,400,000	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	28,333,842
		前年度剰余金受入		45,880,818		

官報（号外）

			前年度剰余金受入	45,880,818	独立行政法人原子力安全基盤機構運営費	8,836,545
		雑収入		623,841		
			雑収入	623,841	独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費	45,033,225
					独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費	5,172,039
					事務取扱費	4,870,242
					諸支出金	100
					国債整理基金特別会計へ繰入	8,548
					予備費	2,000,000
		合計		232,904,659	合計	232,904,659
財務省、経済産業省及び環境省	石油及びエネルギー需給構造高度化対策					
	石油及びエネルギー需給構造高度化勘定	他会計より受入		394,300,000	石油安定供給対策費	276,109,503
			一般会計より受入	394,300,000	石油生産流通合理化対策費	47,104,675
		石油証券及借入金収入		1,608,700,000		
			石油証券及借入金収入	1,608,700,000	エネルギー需給構造高度化対策費	175,041,549
		備蓄石油売払代		19,289,040		
			備蓄石油売払代	19,289,040	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	102,235,376
		前年度剰余金受入		261,793,890		
			前年度剰余金受入	261,793,890	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	35,567,527
		雑収入		63,327,247		
			雑収入	63,327,247	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資	81,130,000
					事務処理費	3,835,136
					諸支出金	200
					国債整理基金特別会計へ繰入	1,623,786,211
					予備費	2,600,000
		合計		2,347,410,177	合計	2,347,410,177

	石炭勘定	租税		38,000,000	事務処理費	1,377
			関税	38,000,000	諸支出金	100
		前年度剰余金受入		68,358,078	国債整理基金特別会計へ繰入	51,152,884
			前年度剰余金受入	68,358,078		
		雑収入		6,697		
			雑収入	6,697		
		合計		106,364,775	合計	51,154,361
財務省及び国土交通省	特定国有財産整備	国有財産処分収入		53,881,985	特定国有財産整備費	4,988,368
			国有財産売払収入	53,881,985	事務取扱費	1,770,700
		他会計より受入		5,055,494	国債整理基金特別会計へ繰入	61,346,101
			一般会計より受入	5,055,494	予備費	30,000
		前年度剰余金受入		7,968,006		
			前年度剰余金受入	7,968,006		
		雑収入		1,229,684		
			雑収入	1,229,684		
		合計		68,135,169	合計	68,135,169
厚生労働省	厚生保険					
	健康勘定	保険収入		7,405,589,454	保険給付費	4,075,837,448
			保険料収入	6,511,147,628	老人保健拠出金	1,793,579,869
			一般会計より受入	894,394,216	退職者給付拠出金	796,879,483
			日雇拠出金収入	47,610	介護納付金	596,718,254
		運用収入		3,462	保健事業費等業務勘定へ繰入	96,372,729
			運用収入	3,462	事業運営安定資金へ繰入	2,219,219
		借入金		1,479,228,213	借入金償還金	1,479,228,213
			借入金	1,479,228,213	諸支出金	24,995,444
		雑収入		21,009,530	予備費	40,000,000
			雑収入	21,009,530		
		合計		8,905,830,659	合計	8,905,830,659

官報（号外）

	年金勘定	保険収入		31,382,052,252	保険給付費	22,534,658,621
			保険料収入	19,895,895,454	国民年金特別会計へ繰入	11,283,096,253
			一般会計より受入	4,539,449,827	福祉施設費等業務勘定へ繰入	4,338,801,400
			船員保険特別会計より受入	12,849,143	諸支出金	97,807,350
			国民年金特別会計より受入	1,947,360,791	予備費	338,000,000
			解散厚生年金基金等徴収金	3,284,917,474		
			拠出金収入	38,391,812		
			存続組合等納付金	433,745,007		
			運用収入	1,229,442,744		
		積立金より受入		6,531,784,239		
			積立金より受入	6,531,784,239		
		年金資金運用基金納付金		669,362,605		
			年金資金運用基金納付金	669,362,605		
		雑収入		9,164,528		
			雑収入	9,164,528		
		合計		38,592,363,624	合計	38,592,363,624
	児童手当勘定	拠出金収入		138,241,605	被用者児童手当交付金	321,881,220
			事業主拠出金収入	138,241,605	非被用者児童手当交付金	109,385,200
		他会計より受入		317,475,025	業務取扱費	2,148,793
			一般会計より受入	317,475,025	諸支出金	15,310
		積立金より受入		11,777,552	児童育成事業費	31,582,162
			積立金より受入	11,777,552	予備費	4,000,000
		雑収入		1,501,691		
			雑収入	1,501,691		
		前年度剰余金受入		16,812		
			前年度剰余金受入	16,812		
		合計		469,012,685	合計	469,012,685

	業務勘定	他会計より受入		89,948,713	業務取扱費	154,320,644
			一般会計より受入	89,948,713	施設整備費	2,316,369
		他勘定より受入		4,435,174,129	保健事業費	77,851,515
			他勘定より受入	4,435,174,129	福祉施設事業費	128,749,866
		児童手当収入		134,367,638	特別保健福祉事業費	900,000
			児童手当収入	134,367,638	独立行政法人福祉医療機構運営費	260,721
		特別保健福祉事業資金より受入		9,000,000	特別保健福祉事業費補助	7,536,058
			特別保健福祉事業資金より受入	9,000,000	年金資金運用基金出資	2,836,873
		雑収入		13,255,582	財政融資資金繰上償還等資金	4,176,792,219
			雑収入	13,255,582	児童手当拠出金児童手当勘定へ繰入	132,653,738
		前年度剰余金受入		3,350,983		
			前年度剰余金受入	3,350,983	特別保健福祉事業費船員保険特別会計へ繰入	563,942
					諸支出金	15,100
					予備費	300,000
		合計		4,685,097,045	合計	4,685,097,045
	船員保険	保険収入		68,211,579	保険給付費	33,506,542
			保険料収入	61,801,505	老人保健拠出金	7,199,062
			一般会計より受入	4,876,634	退職者給付拠出金	3,579,438
			運用収入	1,533,440	介護納付金	3,039,366
		他会計より受入		563,942	業務取扱費	1,900,081
			厚生保険特別会計より受入	563,942	諸支出金	12,962,902
					福祉事業費	4,044,271
		雑収入		325,781	予備費	360,000
			雑収入	325,781		
		合計		69,101,302	合計	66,591,662
	国立高度専門医療センター	病院収入		88,126,431	経営費	112,918,038
			診療収入	88,126,431	医療技術開発等研究費	6,927,656

官報（号外）

		他会計より受入		50,881,999	看護師等養成費	1,105,400
			一般会計より受入	47,595,244	施設整備費	10,972,822
			改革推進公共投資事業償還金財源一般会計より受入	3,286,755	改革推進公共投資事業償還金産業投資特別会計へ繰入	3,286,755
		借入金		10,300,000	国債整理基金特別会計へ繰入	24,967,461
			借入金	10,300,000	予備費	30,000
		積立金より受入		2,000,000		
			積立金より受入	2,000,000		
		雑収入		8,899,702		
			医療技術開発等研究収入	8,341,252		
			雑収入	558,450		
		合計		160,208,132	合計	160,208,132
	国民年金					
	基礎年金勘定	拠出金等収入		16,876,806,342	基礎年金給付費	12,783,539,352
			拠出金等収入	16,868,542,438	基礎年金相当給付費繰入及交付金	4,377,272,230
			運用収入	8,263,904	諸支出金	211,829
		雑収入		5,223,645	予備費	470,300,000
			雑収入	5,223,645		
		前年度剰余金受入		749,293,424		
			前年度剰余金受入	749,293,424		
		合計		17,631,323,411	合計	17,631,323,411
	国民年金勘定	保険収入		5,843,542,821	国民年金給付費	2,041,555,382
			保険料収入	2,186,898,697	基礎年金勘定へ繰入	3,897,559,416
			一般会計より受入	1,702,012,646	諸支出金	29,739,381
			基礎年金勘定より受入	1,876,340,729	福祉施設費等業務勘定へ繰入	353,119,672
			運用収入	78,290,749	予備費	31,000,000
		積立金より受入		453,863,809		
			積立金より受入	453,863,809		

		年金資金運用基金納付金		53,658,469		
			年金資金運用基金納付金	53,658,469		
		雑　収　入		1,908,752		
			雑　収　入	1,908,752		
		合　計		6,352,973,851	合　計	6,352,973,851
	福祉年金勘定	他会計より受入		28,004,094	福祉年金給付費	18,083,006
			一般会計より受入	28,004,094	特別障害給付金給付費	9,807,030
		雑　収　入		32,518	諸　支　出　金	6,000
			雑　収　入	32,518	予　備　費	237,000
		前年度剰余金受入		96,424		
			前年度剰余金受入	96,424		
		合　計		28,133,036	合　計	28,133,036
	業務勘定	他会計より受入		79,721,152	業務取扱費	140,924,827
			一般会計より受入	79,721,152	施設整備費	547,768
		他勘定より受入		353,119,672	福祉施設費	23,024,470
			国民年金勘定より受入	353,119,672	年金資金運用基金出資	2,769,595
		雑　収　入		61,241	財政融資資金繰上償還等資金	266,806,982
			雑　収　入	61,241	予　備　費	200,000
		前年度剰余金受入		1,371,577		
			前年度剰余金受入	1,371,577		
		合　計		434,273,642	合　計	434,273,642
	労働保険					
	労災勘定	保　険　収　入		1,263,086,790	保険給付費	802,297,136
			他勘定より受入	1,051,843,547	業務取扱費	50,473,719
			一般会計より受入	1,280,860	施設整備費	3,428,698
			未経過保険料受入	23,488,003	労働福祉事業費	221,354,452
			支払備金受入	186,474,380	独立行政法人産業安全研究所運営費	698,366
		雑　収　入		126,357,222		
			雑　収　入	126,357,222	独立行政法人産業安全研究所施設整備費	149,000

官報（号外）

						独立行政法人産業医学総合研究所運営費	958,246
						独立行政法人産業医学総合研究所施設整備費	343,780
						独立行政法人福祉医療機構運営費	34,941
						独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	152,627
						独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	16,200
						独立行政法人労働者健康福祉機構運営費	11,494,747
						独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費	13,064,828
						他勘定へ繰入	62,428,381
						予備費	10,000,000
		合計		1,389,444,012	合計		1,176,895,121
	雇用勘定	保険収入		3,272,663,299	失業等給付費		2,178,171,501
			他勘定より受入	2,846,524,299	業務取扱費		88,006,201
			一般会計より受入	426,139,000	施設整備費		5,442,132
		運用収入		2,129,955	雇用安定等事業費		352,166,666
			運用収入	2,129,955	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費		18,002,983
		雑収入		12,875,636			
			雑収入	12,875,636	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構施設整備費		30,064
					独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費		2,719,331
					独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費		71,550
					独立行政法人雇用・能力開発機構運営費		90,445,605
					独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費		1,811,663
					他勘定へ繰入		33,494,273

						雇用安定資金へ繰入	36,211,043
						予備費	146,000,000
		合計			3,287,668,890	合計	2,952,573,012
	徴収勘定	保険収入			3,897,390,623	保険料返還金	55,064,526
			保険料収入		3,896,632,185	業務取扱費	41,776,064
			印紙収入		758,438	他勘定へ繰入	3,898,367,846
		他勘定より受入			95,922,654	予備費	100,000
			他勘定より受入		95,922,654		
		雑収入			977,223		
			雑収入		977,223		
		前年度剰余金受入			1,017,936		
			前年度剰余金受入		1,017,936		
		合計			3,995,308,436	合計	3,995,308,436
農林水産省	食糧管理						
	国内米管理勘定	食糧管理収入			32,601,230	国内米買入費	143,518,451
			国内米売払代		32,601,230	国内米管理費	94,523,970
		他勘定より受入			607,387,181	過剰米短期融資資金貸付金	7,500,000
			他勘定より受入		607,387,181	返還金等他勘定へ繰入	421,933,159
		雑収入			57,487,169	予備費	30,000,000
			雑収入		57,487,169		
		合計			697,475,580	合計	697,475,580
	国内麦管理勘定	食糧管理収入			97,045	国内麦買入費	356,006
			国内麦売払代		97,045	国内麦管理費	101,016,538
		他勘定より受入			110,802,330	返還金等他勘定へ繰入	526,851
			調整勘定より受入		110,802,330	予備費	9,000,000
		雑収入			20		
			雑収入		20		
		合計			110,899,395	合計	110,899,395

	輸入食糧管理勘定	食糧管理収入		310,121,307	輸入食糧買入費	257,937,053
			輸入食糧売払代	310,121,307	輸入食糧管理費	36,474,188
		輸入食糧納付金収入		286,574	返還金等他勘定へ繰入	198,715,734
			輸入食糧納付金収入	286,574	予備費	70,000,000
		他勘定より受入		252,539,052		
			調整勘定より受入	252,539,052		
		雑収入		180,042		
			雑収入	180,042		
		合計		563,126,975	合計	563,126,975
	農産物等安定勘定	他勘定より受入		466,545	農産物等買入費	254,783
			調整勘定より受入	466,545	農産物等管理費	9,523
		雑収入		20	返還金等他勘定へ繰入	2,259
			雑収入	20	予備費	200,000
		合計		466,565	合計	466,565
	輸入飼料勘定	輸入飼料売払代		37,889,180	輸入飼料買入費	35,350,435
			輸入飼料売払代	37,889,180	輸入飼料管理費	1,825,296
		輸入麦等納付金収入		10	返還金等他勘定へ繰入	11,431,449
			輸入麦等納付金収入	10	予備費	10,000,000
		他会計より受入		800,000		
			一般会計より受入	800,000		
		他勘定より受入		19,917,886		
			調整勘定より受入	19,917,886		
		雑収入		104		
			雑収入	104		
		合計		58,607,180	合計	58,607,180
	業務勘定	他勘定より受入		114,541,160	事務費	25,968,282
			他勘定より受入	114,541,160	サイロ及倉庫運営費	1,312,406
		検査印紙収入		7,678	返還金調整勘定へ繰入	86,448,494

			検査印紙収入	7,678	予備費	2,000,000
		雑収入		1,180,344		
			雑収入	1,180,344		
		合計		115,729,182	合計	115,729,182
	調整勘定	他会計より受入		207,800,000	国債整理基金特別会計へ繰入	699,418,080
			一般会計より受入	207,800,000		
		他勘定より受入		691,017,273	食糧買入費等財源他勘定へ繰入	1,077,613,481
			他勘定より受入	691,017,273		
		食糧証券及借入金収入		878,210,000		
			食糧証券及借入金収入	878,210,000		
		雑収入		4,288		
			雑収入	4,288		
		合計		1,777,031,561	合計	1,777,031,561
	農業共済再保険					
	再保険金支払基金勘定	農業共済再保険金支払基金収入		6,356,261	再保険金支払財源他勘定へ繰入	6,356,579
			前年度繰越資金受入	6,356,261		
		雑収入		318		
			雑収入	318		
		合計		6,356,579	合計	6,356,579
	農業勘定	農業再保険収入		33,564,440	農業再保険費	25,793,523
			再保険料	5,509,668	農業共済組合連合会等交付金	7,657,483
			一般会計より受入	27,930,020		
					予備費	100,000
			前年度繰越資金受入	124,752		
		雑収入		1,181		
			雑収入	1,181		
		合計		33,565,621	合計	33,551,006
	家畜勘定	家畜再保険収入		45,322,105	家畜再保険費	23,104,790

			再保険料	371,482	農業共済組合連合会等交付金	10,366,927
			一般会計より受入	33,098,780	予備費	4,200,000
			前年度繰越資金受入	11,851,843		
		雑収入		3,052		
			雑収入	3,052		
		合計		45,325,157	合計	37,671,717
	果樹勘定	果樹再保険収入		6,581,789	果樹再保険費	3,085,880
			再保険料	169,595	農業共済組合連合会等交付金	632,241
			一般会計より受入	3,608,841		
			前年度繰越資金受入	2,803,353	予備費	6,300,000
		支払基金受入		6,299,945		
			再保険金支払基金勘定より受入	6,299,945		
		雑収入		55		
			雑収入	55		
		合計		12,881,789	合計	10,018,121
	園芸施設勘定	園芸施設再保険収入		5,793,479	園芸施設再保険費	2,915,250
			一般会計より受入	3,107,122	農業共済組合連合会等交付金	2,122,784
			前年度繰越資金受入	2,686,357		
		支払基金受入		56,634	予備費	800,000
			再保険金支払基金勘定より受入	56,634		
		雑収入		1,436		
			雑収入	1,436		
		合計		5,851,549	合計	5,838,034
	業務勘定	他会計より受入		1,255,348	農業共済再保険業務費	1,254,402
			一般会計より受入	1,255,348	予備費	1,000
		雑収入		53		
			雑収入	53		

		前年度剰余金受入		1		
			前年度剰余金受入	1		
		合　計		1,255,402	合　計	1,255,402
	森林保険	森林保険収入		14,954,825	森林保険費	2,753,474
			保険料	3,343,500	森林保険業務費	1,531,126
			前年度繰越資金受入	11,611,325	予備費	1,400,000
		雑収入		176,817		
			雑収入	176,817		
		合　計		15,131,642	合　計	5,684,600
	漁船再保険及漁業共済保険					
	漁船普通保険勘定	漁船再保険収入		8,468,384	漁船再保険費	1,958,363
			再保険料	228,933	漁船保険振興費	2,878
			一般会計より受入	6,675,680	漁船保険中央会交付金	6,216,592
			前年度繰越資金受入	1,563,771	予備費	570,000
		雑収入		433,949		
			雑収入	433,949		
		合　計		8,902,333	合　計	8,747,833
	漁船特殊保険勘定	漁船特殊再保険収入		190,280	漁船特殊再保険費	169,223
			特殊再保険料	169,223	予備費	10,000
			前年度繰越資金受入	21,057		
		雑収入		58,021		
			雑収入	58,021		
		合　計		248,301	合　計	179,223
	漁船乗組員給与保険勘定	給与再保険収入		25,331	給与再保険費	22,520
			給与再保険料	22,520	予備費	7,000
			前年度繰越資金受入	2,811		
		雑収入		16,365		

官報（号外）

			雑収入	16,365		
		合計		41,696	合計	29,520
	漁業共済保険勘定	漁業共済保険収入		16,198,039	漁業共済保険費	2,800,448
			保険料	10	漁業共済組合連合会交付金	4,752,549
			一般会計より受入	7,493,249		
			前年度繰越資金受入	8,704,780	予備費	200,000
		雑収入		2,172		
			雑収入	2,172		
		合計		16,200,211	合計	7,752,997
	業務勘定	他会計より受入		1,093,383	業務取扱費	1,092,444
			一般会計より受入	1,093,383	予備費	1,000
		雑収入		60		
			雑収入	60		
		前年度剰余金受入		1		
			前年度剰余金受入	1		
		合計		1,093,444	合計	1,093,444
	農業経営基盤強化措置	自作農創設特別措置収入		3,439,587	事務取扱費	2,296,080
			農地等売払収入	2,949,710	農地等買入諸費	480,801
			農地等貸付収入	489,877	元他会計所属農地売払収入等他会計へ繰入	59,222
		償還金収入		7,513,587		
			償還金収入	7,513,587	農地保有合理化促進対策費	33,726,496
		積立金より受入		4,046,281	農業改良資金貸付金	7,982,241
			積立金より受入	4,046,281	就農支援資金貸付金	5,911,381
		雑収入		266,620	予備費	100,000
			雑収入	266,620		
		前年度剰余金受入		35,290,146		
			前年度剰余金受入	35,290,146		
		合計		50,556,221	合計	50,556,221

	国有林野事業					
	国有林野事業勘定	国有林野事業収入		64,411,437	国有林野事業費	375,999,486
			業務収入	31,459,782	予備費	1,000,000
			林野等売払代	25,000,000		
			雑収入	7,951,655		
		他会計より受入		108,206,049		
			一般会計より受入	108,206,049		
		他勘定より受入		13,468,000		
			治山勘定より受入	13,468,000		
		借入金		190,914,000		
			借入金	190,914,000		
		合計		376,999,486	合計	376,999,486
	治山勘定	他会計より受入		135,312,457	治山事業費	102,124,671
			一般会計より受入	126,803,669	北海道治山事業費	11,692,056
			改革推進公共投資事業償還金等財源一般会計より受入	8,508,788	離島治山事業費	2,093,000
					沖縄治山事業費	711,800
		地方公共団体工事費負担金収入		3,579,723	改革推進公共投資治山事業資金貸付金償還時補助	286,120
			地方公共団体工事費負担金収入	3,579,723	治山事業工事諸費	13,839,667
		償還金収入		286,120	改革推進公共投資事業償還金等産業投資特別会計へ繰入	8,508,788
			改革推進公共投資事業資金貸付金償還金収入	286,120	予備費	100,000
		雑収入		40,265		
			雑収入	40,265		
		前年度剰余金受入		137,537		
			前年度剰余金受入	137,537		
		合計		139,356,102	合計	139,356,102
	国営土地改良事業	他会計より受入		286,995,663	土地改良事業費	196,996,450

官報（号外）

			一般会計より受入	267,488,796	北海道土地改良事業費	91,762,461
			改革推進公共投資事業償還金財源一般会計より受入	19,506,867	離島土地改良事業費	7,660,172
					沖縄土地改良事業費	5,611,096
		借入金		35,500,000	農業用施設災害復旧事業費	247,762
			借入金	35,500,000		
		受託工事費受入		6,635,655	受託工事費	6,475,860
			受託工事費受入	6,635,655	土地改良事業工事諸費	25,094,503
		土地改良事業費負担金等収入		201,772,720	土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	46,432,657
			土地改良事業費負担金収入	200,363,720	改革推進公共投資事業償還金産業投資特別会計へ繰入	19,506,867
			土地改良財産共有対価収入	1,409,000	国債整理基金特別会計へ繰入	138,843,450
		雑収入		2,029,194	土地改良財産共有対価交付金	443,000
			雑収入	2,029,194		
		前年度剰余金受入		7,141,046	予備費	1,000,000
			前年度剰余金受入	7,141,046		
		合計		540,074,278	合計	540,074,278
経済産業省	貿易再保険	再保険収入		33,034,299	再保険費	139,329,667
			再保険料収入	31,585,958	事務取扱費	721,352
			回収金	1,448,341	予備費	11,000,000
		雑収入		94,545,953		
			雑収入	94,545,953		
		他会計より受入		2,000,000		
			一般会計より受入	2,000,000		
		前年度剰余金受入		197,134,867		
			前年度剰余金受入	197,134,867		
		合計		326,715,119	合計	151,051,019
	特許	特許料等収入		117,897,140	事務取扱費	103,226,363

			特許印紙収入	116,524,729	施設整備費	981,267
			特許料等収入	1,372,411	独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費	12,914,694
		他会計より受入		16,187		
			一般会計より受入	16,187	国債整理基金特別会計へ繰入	31,792
		雑収入		706,359	予備費	400,000
			雑収入	706,359		
		前年度剰余金受入		60,928,304		
			前年度剰余金受入	60,928,304		
		合計		179,547,990	合計	117,554,116
国土交通省	自動車損害賠償保障事業					
	保障勘定	保障事業収入		3,102,358	保障費	5,460,742
			賦課金収入	3,102,358	業務取扱費	1,516,101
		他勘定より受入		526,823	保障業務委託費	929,716
			他勘定より受入	526,823	予備費	500,000
		雑収入		1,598,601		
			雑収入	1,598,601		
		前年度剰余金受入		68,323,428		
			前年度剰余金受入	68,323,428		
		合計		73,551,210	合計	8,406,559
	自動車事故対策勘定	積立金より受入		12,162,805	独立行政法人自動車事故対策機構運営費	9,004,595
			積立金より受入	12,162,805		
		雑収入		4,875,236	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	830,000
			雑収入	4,875,236	自動車事故対策費	6,848,812
					保障勘定へ繰入	354,634
		合計		17,038,041	合計	17,038,041
	保険料等充当交付金勘定	再保険料及保険料収入		49	保険料等充当交付金	120,200,000
			再保険料及保険料収入	49	再保険及保険費	107,438,835

官報（号外）

		積立金より受入		235,545,576	保障勘定へ繰入	172,189
			積立金より受入	235,545,576	予備費	8,000,000
		雑収入		265,399		
			雑収入	265,399		
		合計		235,811,024	合計	235,811,024
	道路整備	租税		740,800,000	道路事業費	1,614,934,454
			揮発油税	740,800,000	北海道道路事業費	289,886,000
		他会計より受入		2,319,341,152	離島道路事業費	31,897,000
			一般会計より受入	2,222,146,000	沖縄道路事業費	82,762,000
			改革推進公共投資事業償還金財源一般会計より受入	43,763,152	道路環境整備事業費	634,144,000
					北海道道路環境整備事業費	42,895,000
			産業投資特別会計より受入	53,432,000	離島道路環境整備事業費	161,000
		地方公共団体工事費負担金収入		609,568,000	沖縄道路環境整備事業費	12,838,000
			地方公共団体工事費負担金収入	609,568,000	独立行政法人土木研究所運営費	1,289,313
		償還金収入		104,742,181	独立行政法人土木研究所施設整備費	175,233
			償還金収入	104,742,181	地方道路整備臨時交付金	740,800,000
		附帯工事費負担金収入		46,842,000	首都高速道路公団等事業助成費	42,570,000
			附帯工事費負担金収入	46,842,000		
		受託工事納付金収入		43,610,000	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資	42,566,000
			受託工事納付金収入	43,610,000		
		前年度剰余金受入		13,037,000	有料道路整備等資金貸付金	18,683,000
			前年度剰余金受入	13,037,000	道路事業資金貸付金	53,432,000
		雑収入		15,395,000	附帯工事費	45,171,000
			雑収入	15,395,000	受託工事費	42,491,000
					道路事業工事諸費	81,865,214
					事務費	771,786
					産業投資特別会計へ繰入	68,240,181

					改革推進公共投資事業償還金産業投資特別会計へ繰入	43,763,152
					予備費	2,000,000
		合計		3,893,335,333	合計	3,893,335,333
	治水					
	治水勘定	他会計より受入		781,847,089	河川事業費	391,328,100
			一般会計より受入	742,484,331	北海道河川事業費	81,081,000
			改革推進公共投資事業償還金財源一般会計より受入	39,362,758	河川総合開発事業費	104,012,641
					北海道河川総合開発事業費	13,224,042
		他勘定より受入		12,958,557	水資源開発事業交付金	47,846,953
			特定多目的ダム建設工事勘定より受入	12,958,557	砂防事業費	140,371,437
					北海道砂防事業費	10,643,045
		地方公共団体工事費負担金収入		205,866,332	総合流域防災事業費	43,489,000
			地方公共団体工事費負担金収入	205,866,332	北海道総合流域防災事業費	8,483,000
					建設機械整備費	1,269,822
		電気事業者等工事費負担金収入		15,830,050	北海道建設機械整備費	187,000
			電気事業者等工事費負担金収入	15,830,050	離島治水事業費	5,611,000
					沖縄治水事業費	7,253,377
		償還金収入		635,910	都市水環境整備事業費	48,670,300
			償還金収入	635,910	北海道都市水環境整備事業費	2,371,700
		附帯工事費負担金収入		5,705,600	離島都市水環境整備事業費	20,000
			附帯工事費負担金収入	5,705,600	独立行政法人土木研究所運営費	1,338,918
		受託工事納付金収入		20,982,330	独立行政法人土木研究所施設整備費	109,521
			受託工事納付金収入	20,982,330	附帯工事費	5,395,600
		前年度剰余金受入		5,800,000	受託工事費	18,826,116
			前年度剰余金受入	5,800,000		
		雑収入		8,433,000		
			雑収入	8,433,000		

						治水事業工事諸費	85,580,924
						事務費	646,704
						産業投資特別会計へ繰入	635,910
						改革推進公共投資事業償還金産業投資特別会計へ繰入	39,362,758
						予備費	300,000
		合計		1,058,058,868		合計	1,058,058,868
	特定多目的ダム建設工事勘定	他会計より受入		134,079,854		多目的ダム建設事業費	143,972,000
			一般会計より受入	127,036,139		北海道多目的ダム建設事業費	19,570,311
			改革推進公共投資事業償還金財源一般会計より受入	7,043,715		沖縄多目的ダム建設事業費	11,778,503
		地方公共団体工事費負担金収入		31,272,643		受託工事費	8,140,371
			地方公共団体工事費負担金収入	31,272,643		改革推進公共投資事業償還金産業投資特別会計へ繰入	7,043,715
		電気事業者等工事費負担金収入		29,701,527		工事諸費等治水勘定へ繰入	12,958,557
			電気事業者等工事費負担金収入	29,701,527		電気事業者等工事費負担金還付金	1,668,625
		受託工事納付金収入		8,526,058		予備費	50,000
			受託工事納付金収入	8,526,058			
		前年度剰余金受入		1,523,000			
			前年度剰余金受入	1,523,000			
		雑収入		79,000			
			雑収入	79,000			
		合計		205,182,082		合計	205,182,082
	港湾整備						
	港湾整備勘定	他会計より受入		261,194,408		港湾事業費	212,853,664

官報（号外）

			一般会計より受入	251,189,535	北海道港湾事業費	33,119,242
			改革推進公共投資事業償還金財源一般会計より受入	8,731,973	離島港湾事業費	25,843,527
					沖縄港湾事業費	27,171,132
			空港整備特別会計より受入	1,272,900	埠頭整備等資金貸付金	2,826,240
		他勘定より受入		920,185	受託工事費	7,433,968
			特定港湾施設工事勘定より受入	920,185	港湾事業等工事諸費	22,064,316
					産業投資特別会計へ繰入	3,814,394
		港湾管理者工事費負担金収入		62,774,911	改革推進公共投資事業償還金産業投資特別会計へ繰入	8,731,973
			港湾管理者工事費負担金収入	62,774,911	予備費	500,000
		償還金収入		8,338,950		
			償還金収入	8,338,950		
		受託工事納付金収入		7,983,300		
			受託工事納付金収入	7,983,300		
		前年度剰余金受入		2,540,881		
			前年度剰余金受入	2,540,881		
		雑収入		605,821		
			雑収入	605,821		
		合計		344,358,456	合計	344,358,456
	特定港湾施設工事勘定	他会計より受入		2,466,015	エネルギー港湾施設工事費	6,991,365
			一般会計より受入	2,466,015	鉄鋼港湾施設工事費	346,450
		港湾管理者工事費負担金収入		1,527,510	工事諸費港湾整備勘定へ繰入	920,185
			港湾管理者工事費負担金収入	1,527,510	予備費	50,000
		受益者工事費負担金収入		4,206,500		
			受益者工事費負担金収入	4,206,500		

官報（号外）

		前年度剰余金受入		95,609		
			前年度剰余金受入	95,609		
		雑収入		12,366		
			雑収入	12,366		
		合計		8,308,000	合計	8,308,000
	自動車検査登録	検査登録手数料収入		43,876,513	業務取扱費	34,185,383
			検査登録印紙収入	43,648,730	施設整備費	1,202,629
			検査登録手数料収入	227,783	独立行政法人交通安全環境研究所運営費	810,999
		他会計より受入		1,677,813		
			一般会計より受入	1,677,813	独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費	223,748
		雑収入		1,390,263	自動車検査独立行政法人運営費	8,934,380
			雑収入	1,390,263		
		前年度剰余金受入		11,676,418	自動車検査独立行政法人施設整備費	2,138,855
			前年度剰余金受入	11,676,418	予備費	400,000
		合計		58,621,007	合計	47,895,994
	都市開発資金融通	他会計より受入		6,689,000	都市開発資金貸付金	23,583,000
			一般会計より受入	6,689,000	事務取扱費	7,965
		借入金		4,800,000	産業投資特別会計へ繰入	1,925,503
			借入金	4,800,000	国債整理基金特別会計へ繰入	42,740,967
		運用収入		45,276,578	予備費	5,000
			運用金回収	43,027,981		
			利子収入	2,248,597		
		償還金収入		1,925,503		
			償還金収入	1,925,503		
		前年度剰余金受入		9,571,344		

			前年度剰余金受入	9,571,344		
		雑収入		10		
			雑収入	10		
		合計		68,262,435	合計	68,262,435
	空港整備	他会計より受入		167,343,633	空港整備事業費	140,671,102
			一般会計より受入	165,194,554	北海道空港整備事業費	6,625,737
			改革推進公共投資事業償還金財源一般会計より受入	2,149,079	離島空港整備事業費	3,991,214
					沖縄空港整備事業費	4,673,230
		空港使用料収入		212,198,515	航空路整備事業費	24,416,122
			空港使用料収入	212,198,515	独立行政法人電子航法研究所運営費	1,055,686
		地方公共団体工事費負担金収入		6,828,241	関西国際空港株式会社出資	29,700,000
			地方公共団体工事費負担金収入	6,828,241	関西国際空港株式会社補給金	9,000,000
		借入金		62,828,000	航空機騒音対策事業資金貸付金	96,280
			借入金	62,828,000	関西国際空港整備事業資金貸付金	7,000,000
		空港等財産処分収入		2,771,736	受託工事費	148,709
			空港等財産処分収入	2,771,736	空港等整備事業工事諸費	3,181,017
		償還金収入		10,115,294	空港等維持運営費	156,795,276
			償還金収入	10,115,294	独立行政法人航空大学校運営費	109,373
		受託工事納付金収入		162,000	離島航空事業助成費	1,468,634
			受託工事納付金収入	162,000	改革推進公共投資事業償還金産業投資特別会計へ繰入	2,149,079
		雑収入		19,437,314	国債整理基金特別会計へ繰入	105,242,466
			雑収入	19,437,314	予備費	1,000,000
		前年度剰余金受入		15,639,192		
			前年度剰余金受入	15,639,192		
		合計		497,323,925	合計	497,323,925

官報（号外）

丙号　繰越明許費

所管	特別会計	事項
法務省	登記	(項) 施設整備費
財務省及び国土交通省	特定国有財産整備	(項) 特定国有財産整備費
厚生労働省	厚生保険	
	児童手当勘定	(項) 児童育成事業費のうち
		児童育成事業費補助金(児童厚生施設等整備費に限る。)
	業務勘定	(項) 施設整備費のうち
		施設施工旅費
		施設施工庁費
		施設整備費
		不動産購入費
		福祉施設事業費のうち
		施設施工旅費
		施設施工庁費
		健康保険医療施設等整備費
		厚生年金会館等施設整備費
		年金相談施設整備費
	船員保険	(項) 福祉事業費のうち
		施設施工庁費
		福祉施設整備費
	国立高度専門医療センター	(項) 医療技術開発等研究費のうち
		医療技術開発等研究費(受託研究経費に限る。)
		施設整備費
	国民年金	
	福祉年金勘定	(項) 福祉年金給付費
	業務勘定	(項) 施設整備費のうち
		施設施工庁費
		施設整備費
		福祉施設整備費
		年金相談施設整備費
	労働保険	
	労災勘定	(項) 施設整備費
		労働福祉事業費のうち
		施設施工旅費
		施設施工庁費
		施設費
		産業医学助成費補助金(産業医養成施設整備費に限る。)
		独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費のうち
		独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助金(労災病院施設整備費に限る。)
	雇用勘定	(項) 施設整備費
		独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費のうち
		独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費補助金(公共職業能力開発施設整備費に限る。)
農林水産省	食糧管理	
	輸入食糧管理勘定	(項) 輸入食糧買入費

	輸入飼料勘定	(項) 輸入飼料買入費			
	業務勘定	(項) 事務費のうち			
		施設施工旅費			
		モデル事業総合食料局情報管理システム最適化実施庁費			
		施設施工庁費			
		施設整備費			
		サイロ及倉庫運営費のうち			
		施設施工旅費			
		施設施工庁費			
		施設整備費			
	国有林野事業				
	国有林野事業勘定	(項) 国有林野事業費のうち			
		業務費(国有林野情報管理システムの開発経費に限る。)			
		森林環境保全整備事業費			
		森林居住環境整備事業費			
		林道施設等災害復旧事業費			
		森林災害復旧造林事業費			
	治山勘定	(項) 治山事業費			
		北海道治山事業費			
		離島治山事業費			
		沖縄治山事業費			
		治山事業工事諸費のうち			
		日額旅費			
		工事雑費			
	国営土地改良事業	(項) 土地改良事業費のうち			
		国営かんがい排水事業費			
		国営総合農地防災事業費			
		土地改良調査計画費			
		国営造成施設管理費			
		国営農用地再編整備事業費			
		北海道土地改良事業費			
		離島土地改良事業費			
		沖縄土地改良事業費			
		農業用施設災害復旧事業費			
		受託工事費のうち			
		受託工事費			
		土地改良事業工事諸費のうち			
		超過勤務手当			
		日額旅費			
		工事雑費			
		(項) 施設整備費のうち	経済産業省	特許	
		施設整備費			
			国土交通省	自動車損害賠償保障事業	
				自動車事故対策勘定	(項) 独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費
				道路整備	(項) 道路事業費
					北海道道路事業費
					離島道路事業費
					沖縄道路事業費
					道路環境整備事業費
					北海道道路環境整備事業費
					離島道路環境整備事業費
					沖縄道路環境整備事業費

官　報（号外）

				都市水環境整備事業費	
				北海道都市水環境整備事業費	
				離島都市水環境整備事業費	
				独立行政法人土木研究所施設整備費	
				附帯工事費のうち	
				附帯工事費	
				受託工事費のうち	
				受託工事費	
				治水事業工事諸費のうち	
				超過勤務手当	
				日額旅費	
				工事雑費	
			特定多目的ダム建設工事勘定	(項) 多目的ダム建設事業費	
				北海道多目的ダム建設事業費	
				沖縄多目的ダム建設事業費	
				受託工事費のうち	
				受託工事費	
			港湾整備		
			港湾整備勘定	(項) 港湾事業費	
				北海道港湾事業費	
				離島港湾事業費	
				沖縄港湾事業費	
				埠頭整備等資金貸付金	
				受託工事費	
				港湾事業等工事諸費のうち	
				独立行政法人土木研究所施設整備費	
				地方道路整備臨時交付金	
				有料道路整備等資金貸付金	
				道路事業資金貸付金	
				附帯工事費のうち	
				附帯工事費	
				道路附属物等復旧費	
				受託工事費のうち	
				受託工事費	
				道路事業工事諸費のうち	
				超過勤務手当	
				日額旅費	
				工事雑費	
		治水			
		治水勘定	(項) 河川事業費		
			北海道河川事業費		
			河川総合開発事業費		
			北海道河川総合開発事業費		
			水資源開発事業交付金		
			砂防事業費		
			北海道砂防事業費		
			総合流域防災事業費		
			北海道総合流域防災事業費		
			離島治水事業費		
			沖縄治水事業費		

		超過勤務手当			離島空港整備事業費
		日額旅費			沖縄空港整備事業費
		工事雑費			航空路整備事業費
	特定港湾施設工事勘定	(項) エネルギー港湾施設工事費			航空機騒音対策事業資金貸付金
		鉄鋼港湾施設工事費			関西国際空港整備事業資金貸付金
	自動車検査登録	(項) 施設整備費			受託工事費
		独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費			空港等整備事業工事諸費のうち
		自動車検査独立行政法人施設整備費			超過勤務手当
	都市開発資金融通	(項) 都市開発資金貸付金			日額旅費
	空港整備	(項) 空港整備事業費			工事雑費
		北海道空港整備事業費			港湾整備特別会計へ繰入

丁号　国庫債務負担行為

所管	特別会計	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
法務省	登記	施設整備	389,345	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	高松法務局丸亀支局庁舎の建設には、多くの日数を要するものがあるため
財務省	財政融資資金	電子計算機等借入れ	768,481	平成17年度	平成17年度以降4箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		仕様の変更に伴う電子計算機等借入れに係る限度額の増額	394,776	平成17年度	平成17年度以降4箇年度以内	平成16年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「電子計算機等借入れ」に基づいて実行した電子計算機等借入れに係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
財務省、文部科学省及び経済産業省	電源開発促進対策					
	電源利用勘定	核燃料サイクル開発機構施設整備費補助	3,650,030	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	核燃料サイクル開発機構（核燃料サイクル開発機構が解散し、その業務を独立行政法人日本原子力研究開発機構が行うこととなった場合には、独立行政法人日本原子力研究開発機構）が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

官報（号外）

		核燃料サイクル開発機構施設整備費補助に係る契約の一部変更	—	平成17年度	平成19年度まで1箇年度延長	平成14年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「核燃料サイクル開発機構施設整備費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成17年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成19年度まで1箇年度延長する必要があるため
		独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助	820,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
財務省、経済産業省及び環境省	石油及びエネルギー需給構造高度化対策					
	石油及びエネルギー需給構造高度化勘定	三次元物理探査船建造	24,686,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	三次元物理探査船の建造には、多くの日数を要するため
財務省及び国土交通省	特定国有財産整備	特定施設整備	1,879,152	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	特定国有財産整備計画による庁舎等その他の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		民間資金等活用特定施設整備	12,134,625	平成17年度	平成19年度以降8箇年度以内	民間資金等を活用した特定国有財産整備計画による公務員宿舎の整備には、多くの日数を要するため
厚生労働省	厚生保険					
	業務勘定	社会保険オンラインシステム端末ソフトウェア利用	10,961,343	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	社会保険オンラインシステムの端末設備用のソフトウェアの利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		社会保険業務民間開放試行的導入事業	67,857	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	社会保険業務民間開放試行的導入事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	国立高度専門医療センター	施設整備	419,490	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	国立循環器病センター及び国立国際医療センターの施設の整備には、多くの日数を要するため
		特別施設整備	30,132,295	平成17年度	平成17年度以降4箇年度以内	国立国際医療センター及び国立精神・神経センターの特別施設整備には、多くの日数を要するものがあるため
	国民年金					
	業務勘定	社会保険オンラインシステム端末ソフトウェア利用	5,480,673	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	社会保険オンラインシステムの端末設備用のソフトウェアの利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		社会保険業務民間開放試行的導入事業	452,934	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	社会保険業務民間開放試行的導入事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

	労働保険					
	労災勘定	施設整備	1,168,674	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	富山労働総合庁舎及び秩父労働基準監督署の建設には、多くの日数を要するものがあるため
		独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助	8,394,143	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	独立行政法人労働者健康福祉機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	雇用勘定	施設整備	2,204,233	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	川崎公共職業安定所庁舎ほか3件の建設には、多くの日数を要するものがあるため
		就職支援業務民間開放試行的導入事業	733,050	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	就職支援業務民間開放試行的導入事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費補助	1,864,629	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	独立行政法人雇用・能力開発機構が行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
農林水産省	食糧管理					
	輸入食糧管理勘定	輸入食糧買入れ	69,900,000	平成17年度	平成18年度	外国からの食糧の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
	輸入飼料勘定	輸入飼料買入れ	9,300,000	平成17年度	平成18年度	外国からの飼料の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
	業務勘定	総合食料局情報管理システム開発	711,593	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	総合食料局情報管理システムの開発には、多くの日数を要するため
	国有林野事業					
	国有林野事業勘定	国有林野情報管理システム開発	1,000,561	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	国有林野情報管理システムの開発には、多くの日数を要するため
	治山勘定	直轄治山事業	180,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	十津川地区の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するものがあるため
		治山事業費補助	203,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	治山事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	国営土地改良事業	国営かんがい排水事業				
		鳴瀬川（一期）農業水利事業	4,000,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	鳴瀬川（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		岩木川左岸（一期）農業水利事業	550,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	岩木川左岸（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため

		平鹿平野（一期）農業水利事業	1,180,000	平成17年度	平成17年度以降4箇年度以内	平鹿平野（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		最上川下流沿岸農業水利事業	550,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	最上川下流沿岸農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		馬場目川下流農業水利事業	801,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	馬場目川下流農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		那珂川沿岸（一期）農業水利事業	3,000,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	那珂川沿岸（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		両総農業水利事業	4,758,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	両総農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		大井川用水（一期）農業水利事業	878,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	大井川用水（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		柏崎周辺（一期）農業水利事業	2,500,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	柏崎周辺（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		柏崎周辺（二期）農業水利事業	250,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	柏崎周辺（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		亀田郷農業水利事業	720,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	亀田郷農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		九頭竜川下流（二期）農業水利事業	4,500,000	平成17年度	平成17年度以降4箇年度以内	九頭竜川下流（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		宮川用水第二期農業水利事業	7,500,000	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	宮川用水第二期農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		新湖北（一期）農業水利事業	500,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	新湖北（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		大和紀伊平野（一期）農業水利事業	484,694	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	大和紀伊平野（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		筑後川下流農業水利事業	650,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	筑後川下流農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		都城盆地農業水利事業	1,500,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	都城盆地農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		曽於南部（二期）農業水利事業	1,600,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	曽於南部（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため

		曽於北部（一期）農業水利事業	2,580,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	曽於北部（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		肝属中部（一期）農業水利事業	4,300,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	肝属中部（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		国営総合農地防災事業				
		男鹿東部（二期）農地防災事業	4,000,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	男鹿東部（二期）農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		大里農地防災事業	1,280,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	大里農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		白根郷農地防災事業	2,300,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	白根郷農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		加賀三湖周辺農地防災事業	550,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	加賀三湖周辺農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		常願寺川沿岸農地防災事業	219,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	常願寺川沿岸農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		巨椋池農地防災事業	700,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	巨椋池農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		野洲川沿岸（二期）農地防災事業	290,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	野洲川沿岸（二期）農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		那賀川（一期）農地防災事業	640,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	那賀川（一期）農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		佐賀中部農地防災事業	360,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	佐賀中部農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		国営農用地再編整備事業				
		中海（一般）干拓事業	2,100,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	中海（一般）干拓事業には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道国営かんがい排水事業				
		樺戸（二期）農業水利事業	310,100	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	樺戸（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため

官　報（号外）

		篠津中央二期農業水利事業	4,489,000	平成17年度	平成17年度以降4箇年度以内	篠津中央二期農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		いしかり農業水利事業	1,550,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	いしかり農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		道央用水（二期）農業水利事業	7,580,500	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	道央用水（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		篠津八幡農業水利事業	430,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	篠津八幡農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		双葉農業水利事業	1,000,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	双葉農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		ぴっぷ農業水利事業	610,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	ぴっぷ農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		雄武中央（一期）農業水利事業	3,724,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	雄武中央（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		生田原（二期）農業水利事業	1,150,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	生田原（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道国営総合農地防災事業				
		下浦幌（二期）農地防災事業	600,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	下浦幌（二期）農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		離島国営かんがい排水事業				
		佐渡（一期）農業水利事業	450,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	佐渡（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄国営かんがい排水事業				
		伊是名農業水利事業	720,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	伊是名農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		伊江農業水利事業	3,400,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	伊江農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		受　託　工　事				
		両総農業水利事業	72,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	両総農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため

		大和紀伊平野（一期）農業水利事業	15,306	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	大和紀伊平野（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		常願寺川沿岸農地防災事業	11,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	常願寺川沿岸農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		樺戸（二期）農業水利事業	236,900	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	樺戸（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		篠津中央二期農業水利事業	111,000	平成17年度	平成18年度以降3箇年度以内	篠津中央二期農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		道央用水（二期）農業水利事業	965,600	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	道央用水（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
国土交通省	道路整備	直轄道路交通円滑化事業	184,100,000	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	一般国道静岡1号昭府地区高架橋ほか80箇所の交通円滑化工事及び一般国道三重1号ほか24箇所の交通円滑化事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄道路地域連携推進事業	203,680,000	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	一般国道滋賀1号野洲川橋（その2）ほか102箇所の地域連携推進工事及び一般国道三重1号ほか36箇所の地域連携推進事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		道路資産取得	57,443,000	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	一般国道静岡1号ほか3箇所の道路資産の取得には、あらかじめその道路資産を取得する旨の契約を結ぶ必要があるため
		直轄道路修繕事業	7,428,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	一般国道福井8号修繕ほか25箇所の修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		交通円滑化事業費補助	6,840,000	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	交通円滑化事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		地域連携推進事業費補助	20,206,000	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	地域連携推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道直轄道路交通円滑化事業	3,460,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	一般国道12号旭川トンネルの交通円滑化工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道直轄道路地域連携推進事業	16,710,000	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	一般国道12号江別豊幌跨線橋ほか13箇所の地域連携推進工事並びに一般国道39号及び276号の地域連携推進事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道直轄道路修繕事業	370,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	一般国道5号修繕及び391号修繕の修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため

官　報（号外）

		北海道地域連携推進事業費補助	3,663,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	地域連携推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		離島地域連携推進事業費補助	5,450,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	地域連携推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄直轄道路交通円滑化事業	800,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	一般国道58号恩納南バイパス3号橋の交通円滑化工事には、多くの日数を要するため
		沖縄直轄道路地域連携推進事業	7,680,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	一般国道58号大北高架橋ほか4箇所の地域連携推進工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄交通円滑化事業費補助	2,340,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	交通円滑化事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		直轄道路交通連携推進事業	10,700,000	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	一般国道東京20号新宿駅南口高架橋ほか4箇所の交通連携推進工事及び一般国道新潟8号ほか3箇所の交通連携推進事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		交通連携推進事業費補助	4,676,000	平成17年度	平成17年度以降4箇年度以内	交通連携推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		直轄道路沿道環境改善事業	32,305,000	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	一般国道神奈川1号原宿道路沿道環境改善(その2)ほか22箇所の沿道環境改善工事及び一般国道愛知23号の沿道環境改善事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		沿道環境改善事業費補助	792,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	沿道環境改善事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		直轄道路交通安全施設等整備事業	1,629,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	一般国道山形7号鯵ヶ崎トンネル歩道ほか3箇所の交通安全施設等整備工事には、多くの日数を要するため
		交通安全施設等整備事業費補助	583,150	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	交通安全施設等整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		直轄道路交通事故重点対策事業	678,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	一般国道東京14号江東橋一丁目交差点改良の交通事故重点対策工事には、多くの日数を要するため

		直轄道路電線共同溝整備事業	20,261,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	一般国道東京1号電線共同溝ほか28箇所の電線共同溝工事には、多くの日数を要するものがあるため
		市街地環境改善事業費補助	2,150,000	平成17年度	平成18年度以降4箇年度以内	市街地環境改善事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		道路改築附帯工事	23,110,800	平成17年度	平成17年度以降4箇年度以内	公益事業者の負担に係る一般国道東京1号共同溝ほか33箇所の共同溝附帯工事等及び河川管理者等の負担に係る一般国道愛知1号大慶橋（その4）ほか11箇所の橋梁架設附帯工事等には、多くの日数を要するものがあるため
		道路改築受託工事	14,341,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	日本道路公団等からの委託に係る一般国道栃木4号上三川橋ほか13箇所の道路改築工事には、多くの日数を要するものがあるため
	治水					
	治水勘定	直轄河川改修事業	45,435,000	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	荒川ほか14河川の改修工事及びこれらに附帯する工事並びに雄物川ほか8河川の改修事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄床上浸水対策特別緊急事業	2,551,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	那賀川ほか2河川の床上浸水対策特別緊急工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄河川激甚災害対策特別緊急事業	520,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	円山川の激甚災害対策特別緊急工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄河川維持修繕	1,250,000	平成17年度	平成17年度以降4箇年度以内	信濃川及び淀川の維持修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄消流雪用水導入事業	130,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	最上川の消流雪用水導入事業には、多くの日数を要するものがあるため
		河川改修費補助	1,540,500	平成17年度	平成18年度以降4箇年度以内	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		都市河川改修費補助	2,860,650	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		床上浸水対策特別緊急事業費補助	2,100,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	床上浸水対策特別緊急事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

官　報（号外）

		北海道直轄河川改修事業	464,700	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	石狩川の改修工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄堰堤維持	314,500	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	利根川藤原ダム及び天竜川小渋ダムの維持修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄河川総合開発事業	2,364,000	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	木曽川横山ダム再開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄流況調整河川事業	2,150,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	筑後川佐賀導水路及び利根川那珂川霞ケ浦導水路の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄堰堤改良事業	2,912,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	利根川川俣ダム及び江の川土師ダムの改良工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川総合開発事業費補助	7,094,452	平成17年度	平成18年度以降4箇年度以内	河川総合開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		治水ダム建設事業費補助	800,000	平成17年度	平成18年度以降4箇年度以内	治水ダム建設事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道直轄河川総合開発事業	5,270,300	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	石狩川夕張シューパロダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道直轄堰堤改良事業	50,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	石狩川豊平峡ダムの改良工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄直轄堰堤維持	520,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	福地川福地ダムの維持修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄砂防事業	8,398,100	平成17年度	平成17年度以降4箇年度以内	利根川水系ほか13水系の砂防工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄地すべり対策事業	778,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	阿賀野川滝坂地区及び大和川亀の瀬地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するものがあるため
		砂防事業費補助	125,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	砂防事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道直轄砂防事業	151,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	石狩川水系の砂防工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため

		直轄河川都市基盤整備事業	600,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	淀川の改修工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄総合水系環境整備事業	1,350,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	利根川水系の総合水系環境整備事業には、多くの日数を要するものがあるため
		河川改修附帯工事	332,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	道路管理者の負担に係る大和川及び那賀川の改修附帯工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川改修受託工事	5,243,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	鴻巣市等からの委託に係る荒川行人樋管ほか13箇所の樋管等の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川総合開発事業受託工事	1,417,000	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	岐阜県からの委託に係る木曽川横山ダム再開発事業の一般国道303号改良工事には、多くの日数を要するものがあるため
	特定多目的ダム建設工事勘定	多目的ダム建設事業				
		紀の川大滝ダム建設工事	11,900,000	平成17年度	平成17年度以降4箇年度以内	紀の川大滝ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		球磨川川辺川ダム建設工事	1,000,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	球磨川川辺川ダムの建設事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		利根川八ッ場ダム建設工事	6,882,500	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	利根川八ッ場ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		最上川長井ダム建設工事	7,180,000	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	最上川長井ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		利根川湯西川ダム建設工事	13,256,000	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	利根川湯西川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		米代川森吉山ダム建設工事	18,480,000	平成17年度	平成17年度以降4箇年度以内	米代川森吉山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		木曽川新丸山ダム建設工事	770,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	木曽川新丸山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		神戸川志津見ダム建設工事	1,300,000	平成17年度	平成17年度以降4箇年度以内	神戸川志津見ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		紀の川紀の川大堰建設工事	4,630,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	紀の川紀の川大堰の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため

		大分川大分川ダム建設工事	2,970,000	平成17年度	平成17年度以降4箇年度以内	大分川大分川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北上川胆沢ダム建設工事	13,280,000	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	北上川胆沢ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		嘉瀬川嘉瀬川ダム建設工事	3,843,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	嘉瀬川嘉瀬川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		荒川横川ダム建設工事	620,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	荒川横川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		斐伊川尾原ダム建設工事	21,990,000	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	斐伊川尾原ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道多目的ダム建設事業				
		留萌川留萌ダム建設工事	10,909,600	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	留萌川留萌ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄多目的ダム建設事業				
		沖縄北西部河川総合開発建設工事	717,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	沖縄北西部河川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		ダム事業受託工事	4,868,507	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	群馬県等からの委託に係る利根川八ッ場ダムほか7ダムの一般国道145号改良工事等には、多くの日数を要するものがあるため
	港湾整備					
	港湾整備勘定	直轄港湾改修事業	37,981,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	伏木富山港ほか7港及び中ノ瀬航路ほか2航路の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		作業船建造	1,000,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	油回収船の代船建造には、多くの日数を要するため
		港湾改修事業費補助	3,101,500	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		港湾環境整備事業費補助	701,000	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	港湾環境整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

		廃棄物処理施設整備事業費補助	1,077,530	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	廃棄物処理施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄直轄港湾改修事業	560,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	平良港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄港湾改修事業費補助	738,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		港湾整備関係受託工事	4,417,400	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	大阪市からの委託に係る大阪港の臨港交通施設の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
	特定港湾施設工事勘定	エネルギー港湾施設工事				
		直江津港整備工事	1,400,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	直江津港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
	空港整備	空港整備	9,731,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	東京国際空港ほか3空港並びに百里飛行場及び小松飛行場の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		民間資金等活用空港整備等事業	122,539,800	平成17年度	平成21年度以降26箇年度以内	民間資金等を活用した東京国際空港の整備等には、多くの日数を要するため
		空港整備事業費補助	17,165,760	平成17年度	平成17年度以降5箇年度以内	空港整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄空港整備	78,000	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	那覇空港の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		航空路整備	7,522,900	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	福岡管制部の管制情報処理システム並びに福岡管制部及びシステム開発評価・危機管理センターの施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		民間資金等活用航空路整備等事業	16,545,000	平成17年度	平成20年度以降15箇年度以内	民間資金等を活用した航空保安大学校の施設の整備等には、多くの日数を要するため
		空港整備事業関連施設受託工事	2,464,000	平成17年度	平成17年度以降3箇年度以内	新潟市からの委託に係る新潟空港関連施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		大型化学消防車購入	407,400	平成17年度	平成17年度及び平成18年度	大型化学消防車の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため

平成十七年度特別会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等三十一特別会計に関するもので、事務事業の見直しや事業評価の活用による事業の重点化等の見直しを行っている。

各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、四百十一兆九千四百四十二億二千七百万円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、二百五兆千六百十億二千万円となっている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 交付税及び譲与税配付金勘定	七一、三二三、八八一	七〇、一〇八、五一四
(2) 交通安全対策特別交付金勘定	八六、三五八	八〇、〇四三

交付税及び譲与税配付金勘定においては、主な歳入については、一般会計から十六兆八百八十九億二千万円を受け入れるほか、財政融資資金及び民間から五十一兆七千三百四十五億二千九百万円を借り入れ、主な歳出については、地方交付税交付金として十五兆八千六百三十一億九千八百万円、国債整理基金特別会計への繰入として五十兆八千八百二十四億三千二百万円を計上している。

2　財政融資資金特別会計

歳入(百万円)	歳出(百万円)
五一、九七〇、五七二	四八、三一〇、七六六

平成十七年度においては、この会計の負担において発行する公債の限度額を三十一兆三千億円、一時借入金等の限度額を十五兆円としている。

3　国債整理基金特別会計

歳入(百万円)	歳出(百万円)
二二一、七〇二、一一三	一九一、七〇二、一一三

平成十七年度においては、一般会計から十八兆四千四百二十一億七千四百万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から六十八兆二千七百九十五億二百万円をそれぞれ受け入れるほか、租税二千二百六十二億円、公債金百九兆八千百五十億七千九百万円、前年度剰余金として「国債整理基金特別会計法」（明治三十九年法律第六号）第五条ノ二の規定により平成十六年度において発行予定の公債金収入二十四兆円及び「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」（昭和六十二年法律第八十六号）に基づき一般会計に繰り入れることとしている日本電信電話株式会社の株式の売払収入の一部七百十億三千二百万円、日本電信電話株式会社の株式の売払収入三千四百四十一億千百万円、日本電信電話株式会社の配当金収入十八億四千六百万円並びに運用収入等五千二百二十一億六千九百万円をそれぞれ受け入れることとしている。

4　外国為替資金特別会計

歳入(百万円)	歳出(百万円)
二、四六〇、九七七	一、〇九三、六〇〇

平成十七年度においては、外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等をすることのできる限度額を、平成十六年度の実績見込等を勘案して百四十兆円としている。

また、平成十六年度において生ずる決算上の剰余のうち一兆四千百九十億円を平成十七年度の一般会計の歳入に繰り入れることとし、残額を積立金として整理することとしている。

5　産業投資特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 産業投資勘定	二八五、八〇三	二八五、八〇三
(2) 社会資本整備勘定	五六七、一八三	五六七、一八三

社会資本整備勘定においては、歳入として、一般会計が国債整理基金特別会計から受け入れた日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金の一部に相当する七百十億三千二百万円を無利子貸付等の財源に充てるため一般会計から受け入れることとしている。また、過去に実施した無利子貸付事業等の償還金として、各特別会計等からの受入金及び償還金収入四千九百六十一億二千二百万円（うち改革推進公共投資事業償還金等に相当する分三千六百八十九億二千六百万円）を見込んでいるほか、雑収入二千八百万円を見込んでいる。歳出として、収益回収型の公共事業資金貸付金五百四十億三千二百万円、民間能力活用施設整備事業資金貸付金百七十億円を計上しているほか、過去に実施した無利子貸付事業等の償還又は繰戻しに相当する金額について一般会計へ繰入四千九百六十一億二千二百万円（うち改革推進公共投資事業償還金等に相当する分三千六百八十九億二千六百万円）、事務費等二千八百万円を計上している。

6　厚生保険特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 健康勘定	八、九〇五、八三一	八、九〇五、八三一
(2) 年金勘定	三八、五九二、三六四	三八、五九二、三六四
(3) 児童手当勘定	四六九、〇一三	四六九、〇一三
(4) 業務勘定	四、六八五、〇九七	四、六八五、〇九七

健康勘定においては、歳出では、所要の医療給付費等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、国庫補助金等については、八千九百四十三億九千四百万円を一般会計から受け入れることとしている。

年金勘定においては、歳出では、年金受給者の増等による給付費の増加等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、国庫負担金については、四兆五千三百九十四億五千万円を一般会計から受け入れることとしている。

7　国民年金特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 基礎年金勘定	一七、六三一、三二三	一七、六三一、三二三
(2) 国民年金勘定	六、三五二、九七四	六、三五二、九七四
(3) 福祉年金勘定	二八、一三三	二八、一三三
(4) 業務勘定	四三四、二七四	四三四、二七四

基礎年金勘定においては、歳出では、基礎年金給付費としての所要額及び公的年金制度の各保険者の支出する基礎年金相当給付費の財源に充てるための繰入れ所要額等を見込み、歳入では、基礎年金給付等に要する費用の財源として各保険者からの所要の拠出金等による収入を見込んでいる。

国民年金勘定においては、歳出では、旧法国民年金の障害年金等の受給者数の減等による給付費の減少並びに基礎年金勘定への繰入額等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、国庫負担金については、一兆七千二十億千三百万円を一般会計から受け入れることとしている。また、基礎年金相当給付費の財源を、基礎年金勘定から受け入れることとしている。

8　労働保険特別会計

	歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
(1) 労災勘定	一、三八九、四四四	一、一七六、八九五
(2) 雇用勘定	三、二八七、六六九	二、九五二、五七三
(3) 徴収勘定	三、九九五、三〇八	三、九九五、三〇八

労災勘定においては、労働者災害補償保険事業に要する費用の一部として、一般会計から十二億八千百万円を受け入れることとしている。

雇用勘定においては、雇用保険の最近における受給実績等を勘案し、求職者給付及び雇用継続給付に要する費用並びに雇用保険事業の事務の執行に要する費用に係る国庫負担金として、一般会計から四千二百六十一億三千九百万円を受け入れることとしている。

9　食糧管理特別会計

	歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
(1) 国内米管理勘定	六九七、四七六	六九七、四七六
(2) 国内麦管理勘定	一一〇、八九九	一一〇、八九九
(3) 輸入食糧管理勘定	五六三、一二七	五六三、一二七
(4) 農産物等安定勘定	四六七	四六七
(5) 輸入飼料勘定	五八、六〇七	五八、六〇七
(6) 業務勘定	一一五、七二九	一一五、七二九
(7) 調整勘定	一、七七七、〇三二	一、七七七、〇三二

国内米管理勘定においては、新たに生産調整参加者を対象に措置する米価下落の影響緩和対策として水田農業構造改革交付金（稲作所得基盤確保対策）、米価下落による稲作収入の影響が大きい一定規模以上の水田経営を行っている担い手を対象に稲作収入の安定を図る担い手経営安定対策交付金を計上するとともに、引き続き過剰米短期融資資金貸付金等を計上することとしている。

さらに、麦政策について麦作経営安定資金助成金の良品質麦への重点化、麦の備蓄水準の見直し等を図り、麦収支全体の改善を図ることとしている。

10　道路整備特別会計

歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
三、八九三、三三五	三、八九三、三三五

この会計は、揮発油税等の特定財源、一般財源、産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入額及び直轄事業に係る地方公共団体の負担金等を受け入れることによって財源の調達を図ることとしている。平成十七年度における道路整備のための財源は、三兆七千六十八億八千八百万円である。

道路整備事業における高速自動車国道については、道路関係四公団民営化後の新会社による高速道路整備の補完措置として、必要な高速道路を国及び地方公共団体の負担により整備することとし、二千億円を計上している。

有料道路事業については、首都高速道路公団に対し九十三億七千五百万円、阪神高速道路公団に対し六十五億二千五百万円、本州四国連絡橋公団に対し二百六十六億六千七百万円、合計四百二十五億六千七百万円の出資をすることとしている。また、道路関係四公団を廃止し、新たに設立される独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対し四百二十五億六千六百万円の出資をすることとしている。また、地方道路公社に対し百五十一億八千三百万円の無利子貸付けを行うとともに、名古屋高速道路公社及び福岡北九州高速道路公社に対し三百万円の補給金を交付することとしている。

以上のほか、登記、地震再保険、電源開発促進対策、石油及びエネルギー需給構造高度化対策、特定国有財産整備、船員保険、国立高度専門医療センター、農業共済再保険、森林保険、漁船再保険及漁業共済保険、農業経営基盤強化措置、国有林野事業、国営土地改良事業、貿易再保険、特許、自動車損害賠償保障事業、治水、港湾整備、自動車検査登録、都市開発資金融通及び空港整備の各特別会計についても所要の措置を講じている。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本共産党の佐々木憲昭君提出の「平成十七年度一般会計予算、平成十七年度特別会計予算及び平成十七年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、否決された。

右報告する。

平成十七年三月二日

予算委員長　甘利　明

衆議院議長　河野　洋平殿

平成十七年度政府関係機関予算

右

国会に提出する。

平成十七年一月二十一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

平成17年度政府関係機関予算

予算総則

（収入支出予算）

第1条　次に掲げる各政府関係機関の平成17年度収入支出予算は、「甲号収入支出予算」に掲げるとおりとする。

国民生活金融公庫
住宅金融公庫
農林漁業金融公庫
中小企業金融公庫
公営企業金融公庫
沖縄振興開発金融公庫
日本政策投資銀行
国際協力銀行

（借入金等の限度額）

第2条　次の表の左欄に掲げる各公庫の「公庫の予算及び決算に関する法律」の規定による借入金又は債券の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公庫	限度	額
国民生活金融公庫	借入金	2,390,000,000千円
	国民生活債券	340,000,000
住宅金融公庫	政府からの借入金	30,000,000
	政府以外の者からの借入金	314,988,000
	住宅金融公庫債券	2,760,000,000
	住宅金融公庫財形住宅債券	366,641,000
	住宅金融公庫住宅宅地債券	233,798,000
農林漁業金融公庫	借入金	195,392,000
	農林漁業金融公庫債券	23,000,000
中小企業金融公庫	借入金	1,212,200,000
	中小企業債券	441,000,000
公営企業金融公庫	公営企業債券	1,966,000,000
沖縄振興開発金融公庫	政府からの借入金	112,114,000
	政府以外の者からの借入金	5,500,000
	沖縄振興開発金融公庫債券	30,000,000
	沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券	814,500

2　財務大臣は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に掲げる各公庫において事業資金又は借入金及び債券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、法令の規定に従い同項の借入金及び債券のそれぞれの限度額の100分の50に相当する金額の範囲内において、当該限度額を増額することができる。

3　第1項に規定する国民生活債券、住宅金融公庫債券、住宅金融公庫財形住宅債券、住宅金融公庫住宅宅地債券、農林漁業金融公庫債券、中小企業債券、公営企業債券、沖縄振興開発金融公庫債券及び沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。

（収入支出予算の弾力条項）

第3条　次の表の左欄に掲げる各公庫又は各銀行において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加（第1号にあっては同号に掲げる増額）するときは、財務大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として（第1号にあっては予算額を超えて）それぞれの右欄に掲げる経費を増額することができる。

公庫又は銀行	要件	経費
1　第1条に掲げる各公庫	第2条第2項及び第3項の規定による借入金の借入れ及び債券の発行の増額	借入金及び債券の利子その他の事業量の増加に伴い直接必要な経費
2　日本政策投資銀行又は国際協力銀行	貸付業務に係る事業量の増加	貸付業務の増加に直接必要な経費

2　次の表の左欄に掲げる各公庫において、中欄に掲げる保険金の支出が増加し、保険金の予算に不足を生ずるときは、それぞれの右欄に掲げる金額を限度として保険金の予算を増額することができる。

公庫	保険金	限度額
1　住宅金融公庫	「住宅融資保険法」に基づく保険金	「住宅金融公庫法」の規定による証券化支援積立金及び住宅融資保険積立金の金額と同法の規定による債務保証特定保険基金及び住宅融資保険基金の金額の合計額に相当する金額
2　中小企業金融公庫	「中小企業信用保険法」及び「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」（仮称）に基づく保険金	「中小企業金融公庫法」第23条の3第2項の規定による中小企業信用保険準備基金の金額と同条第3項の規定による融資基金の金額の合計額に相当する金額を限度として財務大臣の定める金額
	「中小企業金融公庫法」に基づく保険金	「中小企業金融公庫法」附則第8項の規定による機械保険経過業務運営基金の金額と同法附則第13項の規定による積立金の金額の合計額に相当する金額を限度として財務大臣の定める金額
	「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に基づく保険金	「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第9条第1項の規定による破綻金融機関等関連特別保険等準備基金の金額に相当する金額を限度として財務大臣の定める金額

（保険契約等の限度額）

第4条　次の表の左欄に掲げる各公庫の中欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、平成17年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公庫	根拠規定	限度額
住宅金融公庫	「住宅融資保険法」	保険価額の総額　500,000,000千円
中小企業金融公庫	「中小企業金融公庫法」第19条第5項及び第25条の4第2項	保証金額の総額　63,000,000 保険価額の総額　21,533,000,000 貸付金の総額　693,690,000 受益権の譲渡により調達する資金の総額　142,500,000
	「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第6条	保険価額の総額　86,000,000

（流用の制限）

第5条　日本政策投資銀行又は国際協力銀行がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「日本政策投資銀行法」第36条第1項又は「国際協力銀行法」第38条第1項の規定により財務大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

（1）　役職員に対して支給する給与に要する経費

（2）　交際費に要する経費

（俸給予算等の制限）

第6条　第1条に掲げる政府関係機関は、それぞれ支出予算の範囲内であっても、役職員の定員及び給与をこの予算において予定した定員及び給与の基準を超えてみだりに増加し又は支給してはならない。

（補則）

第7条　第1条に掲げる政府関係機関が平成17年度において発行する債券で外貨をもって支払わなければならないものがあるときは、その額面総額は、外貨による額面総額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成16年10月11日から同年11月10日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、1通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について1円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額とする。

甲号　収入支出予算

政府関係機関	収入 款	収入 項	収入 金額(千円)	支出 項	支出 金額(千円)
国民生活金融公庫	事業益金		191,316,713	事業損金	142,744,829
		事業益金	191,316,713	予備費	1,447,000
	雑収入		6,525,637		
		一般会計より受入	5,545,744		
		石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計より受入	1,125		
		運用収入	210		
		雑収入	978,558		
	合計		197,842,350	合計	144,191,829
住宅金融公庫	事業益金		1,706,380,319	事業損金	2,082,724,754
		事業益金	1,706,380,319	保険金	8,715,443
	住宅融資保険料収入		8,769,191	予備費	900,000
		住宅融資保険料収入	8,769,191		
	雑収入		389,453,296		
		一般会計より受入	377,200,000		
		貸付手数料等収入	4,707,900		
		運用収入	2,010,100		
		雑収入	5,535,296		
	合計		2,104,602,806	合計	2,092,340,197
農林漁業金融公庫	事業益金		60,643,127	事業損金	112,099,909
		事業益金	60,643,127	予備費	550,000
	基金収入		84,500		
		基金収入	84,500		
	雑収入		49,278,509		

		一般会計より受入	49,016,000			
		運用収入	3,400			
		雑収入	259,109			
	合計		110,006,136	合計		112,649,909
中小企業金融公庫	事業益金		118,502,508	事業損金		140,664,341
		事業益金	118,502,508	保険金		696,923,331
	保険料収入		187,792,379	予備費		900,000
		保険料収入	187,792,379			
	回収金		289,702,787			
		回収金	289,702,787			
	基金収入		184,303			
		基金収入	184,303			
	雑収入		15,153,242			
		一般会計より受入	9,641,491			
		電源開発促進対策特別会計より受入	58,271			
		石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計より受入	21,392			
		運用収入	614			
		雑収入	5,431,474			
	合計		611,335,219	合計		838,487,672
公営企業金融公庫	事業益金		788,302,317	事業損金		444,615,834
		事業益金	788,302,317	予備費		51,000
	雑収入		255,579			
		運用収入	48,663			
		雑収入	206,916			
	合計		788,557,896	合計		444,666,834

官報（号外）

沖縄振興開発金融公庫	事業益金		31,261,971	事業損金	36,962,416
		事業益金	31,261,971	予備費	150,000
	雑収入		5,430,674		
		一般会計より受入	5,240,010		
		電源開発促進対策特別会計より受入	22,732		
		石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計より受入	1,380		
		住宅資金貸付手数料等収入	108,345		
		運用収入	20		
		雑収入	58,187		
	合計		36,692,645	合計	37,112,416
日本政策投資銀行	事業益金		374,906,238	事業損金	365,505,521
		事業益金	374,906,238	予備費	450,000
	雑収入		25,299,365		
		運用収入	1,152,997		
		雑収入	24,146,368		
	合計		400,205,603	合計	365,955,521
国際協力銀行	事業益金		589,803,651	事業損金	642,328,663
		事業益金	589,803,651	予備費	370,000
	雑収入		233,778,900		
		一般会計より受入	30,000,000		
		運用収入	3,718,905		
		雑収入	200,059,995		
	合計		823,582,551	合計	642,698,663

平成十七年度政府関係機関予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、国民生活金融公庫等八政府関係機関に関するもので、一般会計に準じて、資金の重点的・効率的配分に努め、事業の適切な運営を図ることとしている。

主な政府関係機関予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　国民生活金融公庫

収　入（百万円）	支　出（百万円）
一九七、八四二	一四四、一九二

国民大衆の事業資金等に対する融資の円滑化を図るため、小企業等経営改善資金貸付金五千億円を含め総額三兆五千百八十四億円の貸付けを行うこととし、この原資として、財政融資資金の借入れ二兆三千九百億円、国民生活債券の発行による収入三千四百億円等を予定している。

2　住宅金融公庫

収　入（百万円）	支　出（百万円）
二、一〇四、六〇三	二、〇九二、三四〇

住宅資金融通事業においては、十二万四千戸の住宅を建設するための住宅等融資一兆九千三百七十一億円、一万六千戸の住宅を建設するための財形住宅融資二千九百七十六億円、関連公共施設等融資二十五億円及び宅地造成融資二十五億円を行うこととし、合計二兆二千三百九十七億円の貸付けを予定している。また、証券化支援事業（買取型）においては、九万戸で一兆八千億円の買取りを予定しており、住宅資金融通事業と合わせて、総額四兆三百九十七億円の貸付け等を予定している。なお、証券化支援事業（保証型）における債務保証特定保険の保険価額の総額の限度額を二千億円とし、住宅融資保険の保険価額の総額の限度額を三千億円としている。

3　中小企業金融公庫

収　入（百万円）	支　出（百万円）
六一一、三三五	八三八、四八八

中小企業金融の円滑化を図るため、一兆六千七百九十七億円の貸付けを行うこととし、この原資として、財政融資資金の借入れ一兆二千百二十二億円、中小企業債券の発行による収入四千三百六十三億円及び回収金等三百十二億円を予定している。なお、中小企業信用保険事業においては十六兆五千六百四十億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業においては六百六十億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは六千九百三十七億円を予定している。

4　日本政策投資銀行

収　入（百万円）	支　出（百万円）
四〇〇、二〇六	三六五、九五六

一兆千六百八十億円の出融資を行うこととし、この原資として、産業投資特別会計からの出資金三百億円、財政融資資金からの借入金五千六百八十億円、産業投資特別会計からの借入金百六十億円、日本政策投資銀行債券の発行による収入四千九百億円等を予定している。

5　国際協力銀行

収　入（百万円）	支　出（百万円）
八二三、五八三	六四二、六九九

「特殊法人等整理合理化計画」（平成十三年十二月十九日閣議決定）を踏まえ、国際金融等業務（輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定を図るもの）は一兆千三百億円、海外経済協力業務（政府開発援助の実施に係るもの）は六千九百億円の出融資を行うこととし、この原資として、一般会計からの出資金千七百四十四億円、財政融資資金からの借入金八千三百一億円、国際協力銀行債券の発行による収入五千二百七十五億円、貸付回収金等二千八百八十億円を予定している。

以上のほか、農林漁業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫についても、各金融機関の事業に応じて予算編成がなされている。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本共産党の佐々木憲昭君提出の「平成十七年度一般会計予算、平成十七年度特別会計予算及び平成十七年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、否決された。

右報告する。

平成十七年三月二日

予算委員長　甘利　明

衆議院議長　河野　洋平殿

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十七年二月八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第二号中

「	4　その他の土木費	
	(1)　経常経費	人口
	(2)　投資的経費	人口

を「

	4　その他の土木費	人口

」に改め、同表第三号中

「	4　特殊教育諸学校費	
	(1)　経営経費	

を「

	4　特殊教育諸学校費	
	(1)　経営経費	

」に改め、同項第五号

「	教職員数	
	児童及び生徒の数	
	学級数	

を「

	教職員数	
	学級数	

」に改め、同項第六号中

「	3　水産行政費	
	(1)　経常経費	水産業者数
	(2)　投資的経費	水産業者数

を「

	3　水産行政費	水産業者数

」に改め、同項第八号中

「	1　企画振興費	
	(1)　経常経費	人口
	(2)　投資的経費	人口

を「

	1　企画振興費	人口

」に改め、同項第八号中「平成十四年度までの各年度」の下に「及び平成十六年度」を加え、同項第九号中「昭和五十八年度から平成十五年度まで」を「昭和五十八年度から平成十六年度まで」に改め、同項第十二号、第十三号及び第十五号中「平成十五年度」を「平成十六年度」に改め、同表市町村の項第九号中「平成十四年度までの各年度」の下に「及び平成十六年度」を加え、同項第十号中「昭和五十八年度から平成十五年度まで」を「昭和五十九年度から平成十六年度まで」に改め、同項第十一号中「昭和五十八年度」を「昭和五十九年度」に改め、同項第十三号、第十四号及び第十六号中「平成十五年度」を「平成十六年度」に改め、同条第二項の表第二十二号及び第二十三号を次のように改める。

二十二　特殊教育諸学校の教職員数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の教職員に係る当該道府県の定数並びに公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に規定する教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の公立の特殊教育諸学校の高等部の教職員に係る当該道府県の定数	人
二十三　特殊教育諸学校の学級数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該道府県立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の学級数並びに最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の特殊教育諸学校の高等部の学級数	学級

第十二条第二項の表中第二十四号を削り、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号から第四十五号までを一号ずつ繰り上げ、同表第四十六号中「各年度」の下に「及び平成十六年度」を加え、同号を同表第四十五号とし、同表第四十七号中「昭和五十八年度から平成十五年度まで」を「昭和五十九年度から平成十六年度まで」に、「及び平成十五年度」を「並びに平成十五年度及び平成十六年度」に改め、同号を同表第四十六号とし、同表第四十八号中「昭和五十八年度」を「昭和五十九年度」に改め、同号を同表第四十七号とし、同表第四十九号を同表第四十八号とし、同表第五十号中「平成十五年度」を「平成十六年度」に改め、同号を同表第四十九号とし、同表第五十一号中「平成十五年度まで」を「平成十六年度まで」に、「により平成十五年度」を「により平成十五年度及び平成十六年度」に改め、同号を同表第五十号とし、同表第五十一号とし、同表第五十三号中「平成十五年度まで」を「平成十六年度まで」に改め、同号に次のように加え、同号を同表第五十二号とする。

(3)　地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度において起こすことができることとされた地方債の額	

第十三条第五項の表道府県の項第二号中

「	2　河川費	
	(1)　経常経費	河川の延長

を「

	2　河川費	
	(1)　経常経費	河川の延長

」に改め、同項第八号中

「	2　河川費	
	(1)　経常経費	河川の延長

を「

	2　河川費	
	(1)　経常経費	河川の延長

」に改め、同項第八号中「平成十四年度までの各年度」の下に

補正及び寒冷補正

種別補正、態容補正及び寒冷補正	
種別補正	

「	3　港湾費	
	(1)　経常経費	港湾における係留施設の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正
		漁港における係留施設の延長	態容補正及び寒冷補正
」に、「		
	3　港湾費	
	(1)　経常経費	港湾における係留施設の延長	種別補正
	(2)　投資的経費	人口	段階補正及び密度補正
	4　その他の土木費	人口	段階補正及び密度補正
」を「		
	4　その他の土木費	人口	段階補正及び密度補正
」に改め、同項第三号中「		
	3　高等学校費		
	(1)　経常経費	教職員数	種別補正、態容補正及び寒冷補正
		生徒数	態容補正及び寒冷補正
	(2)　投資的経費	生徒数	態容補正及び寒冷補正
	4　特殊教育諸学校費		
	(1)　経常経費	教職員数	種別補正、態容補正及び寒冷補正
		児童及び生徒の数	密度補正、態容補正及び寒冷補正
	(2)　投資的経費	学級数	態容補正及び寒冷補正
	5　その他の教育費	人口	寒冷補正
		高等専門学校及び大学の学生の数	段階補正、密度補正及び態容補正
		私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	種別補正、態容補正及び寒冷補正
」を「		
	3　高等学校費		
	(1)　経常経費	教職員数	態容補正及び寒冷補正
		生徒数	態容補正
	(2)　投資的経費	生徒数	態容補正
	4　特殊教育諸学校費		
	経常経費	教職員数	態容補正及び寒冷補正
		学級数	密度補正
	5　その他の教育費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正
		高等専門学校及び大学の学生の数	種別補正
		私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	種別補正
」に改め、同項第四号中「		
	1　生活保護費	町村部人口	密度補正、態容補正及び寒冷補正
」を「		
	1　生活保護費	町村部人口	密度補正及び寒冷補正

」に改め、同項第五号中	」を
1　農業行政費	1　農業行政費
(1)　経常経費　農家数	(1)　経常経費　農家数
段階補正、密度補正	段階補正及び密度補正

正、態容補正及び寒冷補正

」を	」に、
2　林野行政費	2　林野行政費
(1)　経常経費　公有以外の林野の面積	(1)　経常経費　公有以外の林野の面積
段階補正、態容補正及び寒冷補正	公有林野の面積　段階補正、態容補正及び寒冷補正

補正

」を	」に、
2　林野行政費	3　水産行政費
(1)　経常経費　公有以外の林野の面積	(1)　経常経費　水産業者数
段階補正	(2)　投資的経費　水産業者数　段階補正、態容補正及び寒冷補正

補正

」を	」を
3　水産行政費	3　水産行政費
(1)　経常経費　水産業者数	(1)　経常経費　水産業者数
(2)　投資的経費　水産業者数　段階補正	(2)　投資的経費　水産業者数　態容補正

補正

」を	」に改め、同項第六号中
1　企画振興費	1　企画振興費
(1)　経常経費　人口	(1)　経常経費　人口
(2)　投資的経費　人口	(2)　投資的経費　人口
2　徴税費　世帯数　段階補正	2　徴税費　世帯数　段階補正及び密度補正

補正

」を	」に改め、同項第八号中
1　企画振興費	1　企画振興費
(1)　経常経費　人口	(1)　経常経費　人口
(2)　投資的経費　人口	(2)　投資的経費　人口
2　徴税費　世帯数　段階補正及び態容補正	2　徴税費　世帯数　段階補正及び態容補正

補正

」に改め、同項第八号中「平成十四年度までの各年度」の下に「及び平成十六年度」を加え、同項第九号中「昭和五十八年度から平成十五年度まで」を「昭和五十九年度から平成十六年度まで」に改め、同項第十号中「昭和五十八年度」を「昭和五十九年度」に改め、同項第十二号、第十三号及び第十五号中「平成十五年度」を「平成十六年度」に改め、同表市町村の項第二号中	」を
6　その他の土木費	6　その他の土木費
(1)　経常経費　人口	(1)　経常経費　人口
段階補正及び態容補正	段階補正、密度補正及び態容補正

人口

附則第四条の見出し中「平成十六年度分」を「平成十七年度分」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「平成十六年度」を「平成十七年度」に改め、同項第二号中「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　号）」に、「平成十六年度分」を「平成十七年度分」に、「千二百四十六億円」を「千九百六十三億円」に改め、同項第三号中「千六百八十五億円」を「千六百八十三億円」に改め、同項第四号中「五百八億円」を「六百一億円」に改め、同項第六号中「三兆八千八百七十六億円」を「二兆一千六百四十一億円」に改め、同項第七号中「平成十六年度」を「平成十七年度」に改め、同項第八号中「平成十六年度」を「平成十七年度」に、「四兆三千八百億千二百万円」を「五兆九百四十七億七千七百万円」に改め、同項第九号中「平成十六年度」を「平成十七年度」に改め、同項第十号中「平成十六年度」を「平成十七年度」に、「三十二兆八千百七十七億三千九百四十万八千円」を「三十三兆六千百四十一億七千四十万八千円」に改め、同項第十一号中「平成十五年度」を「平成十六年度」に改め、同項第十二号中「平成十五年度」を「平成十六年度」に、「三兆六千六百六十四億七千八百万円」を「四兆三千八百億千二百万円」に改め、同項第十三号中「平成十五年度」を「平成十六年度」に改め、同項第十四号中「平成十五年度」を「平成十六年度」に、「三十一兆八千三百五十六億五千百四十万八千円」を「三十二兆八千百七十七億三千九百四十万八千円」に改め、同項第十五号中「平成十六年度」を「平成十七年度」に、「六千三百八十二億円」を「六千五百九十一億円」に改め、同条第二項中「平成十六年度分」を「平成十七年度分」に改める。

附則第四条の二の前の見出し及び同条第一項から第四項までの規定中「平成十七年度」を「平成十八年度」に改め、同条第六項の表中「二千七百十億円」を「三千九百五十八億円」に、「三千八十億円」を「三千七百二十七億二千五百七十三億円」に、「三千三百八十九億円」を「三千九百三十二億円」に、「三千七百二十七億二千九百七十三億円」を「四千三百二十四億円」に、「四千九十六億円」を「四千七百五十三億円」に、「四千五百七億二千九百万円」を「五千二百二十九億二千九百万円」に、「三千六百二十六億八千八百万円」を「四千四百二十一億八千八百万円」に、「二千六百四十三億四千百万円」を「三千五百十七億四千百万円」に、「千六百二十五億三千四百万円」を「二千五百八十六億三千四百万円」に、「四百十七億円」を「千四百七十四億六千五百万円」に改め、同条第八項中「平成十七年度から平成三十三年度まで」を「平成十八年度から平成三十三年度まで」に、「平成十七年度及び平成十八年度にあつては第一項の額に当該各年度において」を「平成十八年度にあつては第一項の額に同年度において」に、「次の表の上欄に掲げる当該各年度」を「次の表の上欄に掲げる同年度」に、「とし、平成三十一年度にあつては」を「とし、平成三十二年度及び平成三十三年度にあつては」に、「同年度」を「当該各年度」に、「平成三十二年度及び平成三十三年度にあつては第一項の額に当該各年度において」を「平成三十三年度にあつては第一項の額に同年度において」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	金額
平成十八年度	二千七百四十七億円
平成十九年度	五千百三十九億円
平成二十年度	五千五百十七億千四百八十八万九千円
平成二十一年度	七千二十七億円
平成二十二年度	六千八百九十九億円
平成二十三年度	六千四百七十五億円
平成二十四年度	五千七百六十六億円
平成二十五年度	五千七十三億円
平成二十六年度	四千三百六十二億円
平成二十七年度	三千七百十三億円
平成二十八年度	三千十三億円
平成二十九年度	二千四百二十九億円
平成三十年度	千八百十二億円
平成三十一年度	千二百三十五億円
平成三十二年度	六百三十二億円

附則第四条の二第九項中「平成十七年度」を「平成十八年度」に、「四千三十六億七千五百六十二万二千円」を「三千三百六十四億七千五百六十二万二千円」に、「千百八十九億百八十九万七千円」を「九百九十一億百八十九万七千円」に改める。

附則第四条の三第一項中「平成十七年度及び平成十八年度」を「平成十八年度」に、「当該各年度分」を「同年度分」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「平成十八年度にあつては、第一項」を「前項」に、「臨時財政対策債で同年度において」を「地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（以下この項において「臨時財政対策債」という。）で平成十八年度において」に、「臨時財政対策債に係る同年度における利子」を「臨時財政対策債に係る同年度における元利償還金」に改め、同項に次の一号を加え、同項を同条第二項とする。

三　第七条に規定する地方団体の歳出の種類ごとの総額の見込額と各地方団体の当該歳出の種類ごとの決算額の総額とのかい離の是正を図ることに伴い必要となる額

附則第四条の四第一項中「平成十七年度」を「平成十八年度」に改める。

附則第六条第一項中「平成三年度から平成十七年度まで」を「平成十七年度から平成二十六年度まで」に改め、同項の表中「平成三年度、平成七年度及び平成八年度」を「平成七年度、平成八年度及び平成十六年度」に改め、同条第二項の表の上欄中(1)を削り、(2)を(1)とし、同表の上欄に次のように加える。

(2)　民法第三十四条の規定により設立された法人で新潟県中越地震に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成十六年度において発行を許可された地方債で総務大臣が指定したものに係る当該年度における利子支払額	

附則第六条の二中「同条第二項の表第三十一号」を「同条第二項の表第三十号」に改める。

附則第六条の三の見出し中「平成十六年度から平成十八年度まで」を「平成十七年度及び平成十八年度」に改め、同条第一項中「平成十六年度から平成十八年度まで」を「平成十七年度及び平成十八年度」に、「平成十六年度にあつては」を「平成十七年度にあつては」に、「平成十七年度及び平成十八年度」を「平成十八年度」に改め、同項の表中「一七、七四六」を「一三、七二五」に、「一二、八〇一」を「一〇、〇〇一」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第十二条関係）

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき　九、七六一、〇〇〇円
	二　土木費		
	1　道路橋りょう費		
	(1)　経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき　一八〇、〇〇〇
	(2)　投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき　三、四〇二、〇〇〇
	2　河川費		
	(1)　経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき　一三九、〇〇〇
	(2)　投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき　五二五、〇〇〇
	3　港湾費		
	(1)　経常経費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき　三七、二〇〇
		漁港における係留施設の延長	一メートルにつき　一三、六〇〇
	(2)　投資的経費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき　六、〇一〇
		漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき　六、〇三〇
	4　その他の土木費	人口	一人につき　一、三六〇
	三　教育費		
	1　小学校費	教職員数	一人につき　六、二五八、〇〇〇
	2　中学校費	教職員数	一人につき　六、〇八〇、〇〇〇
	3　高等学校費		
	(1)　経常経費	教職員数	一人につき　七、七二七、〇〇〇
		生徒数	一人につき　七九、三〇〇
	(2)　投資的経費	生徒数	一人につき　三八、六〇〇
	4　特殊教育諸学校費		

(1) 経常経費	教職員数	一人につき	六、一四五、〇〇〇
(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	二、六一六、〇〇〇
5 その他の教育費	学級数	一学級につき	一、四八六、〇〇〇
	人口	一人につき	二、〇七〇
四 厚生労働費			
1 生活保護費	高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき	三〇八、〇〇〇
2 社会福祉費	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	二三六、九〇〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	五、八五〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	二四六
3 衛生費	人口	一人につき	一〇、二〇〇
4 高齢者保健福祉費			
(1) 経常経費	六十五歳以上人口	一人につき	四二、九〇〇
(2) 投資的経費	七十五歳以上人口	一人につき	六二、〇〇〇
	六十五歳以上人口	一人につき	一、六四〇
5 労働費	人口	一人につき	六五六
五 産業経済費			
1 農業行政費			
(1) 経常経費	農家数	一戸につき	九九、二〇〇
(2) 投資的経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	五〇、四〇〇
2 林野行政費			
(1) 経常経費	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき	四、二四〇
(2) 投資的経費	公有林野の面積	一ヘクタールにつき	一一、八〇〇
	林野の面積	一ヘクタールにつき	四、三四〇
3 水産行政費	水産業者数	一人につき	二七二、〇〇〇
4 商工行政費	人口	一人につき	二、三七〇
六 その他の行政費			
1 企画振興費	人口	一人につき	一、七三〇
2 徴税費	世帯数	一世帯につき	七、五二〇
3 恩給費	恩給受給権者数	一人につき	一、二七二、〇〇〇

4 その他の諸費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	四、八四〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、八三〇
	面積	一平方キロメートルにつき	六五六、〇〇〇
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行につき同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
八 補正予算債償還費	昭和五十年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算に係る事業等の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
九 地方税減収補てん債償還費	平成十一年度から平成十四年度までの財源に充てるため発行を許可された地方債の額	千円につき	七一
	地方税の減収補てんのため昭和五十九年度から平成十六年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	二四
十 地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため昭和五十九年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	二四
十一 臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十二年度から平成十二年度までの各年度において	千円につき	八七

十二　財源対策債還費	千円につき	八五	平成六年度から平成十六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	特別に発行を許可された地方債の額
十三　減税補てん債償還費	千円につき	七五	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度及び平成八年度から平成十年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	
十四　臨時税収補てん債償還費	千円につき	一三〇	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	
十五　臨時財政対策債償還費	千円につき	七二	臨時財政対策のため平成十三年度から平成十六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	
市町村				
一　消防費	人口	一〇、八〇〇円		
二　土木費				
1　道路橋りょう費				
(1)　経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき　九六、九〇〇		
(2)　投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき　三七〇、〇〇〇		
2　港湾費				
(1)　経常経費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき　三七、二〇〇		
(2)　投資的経費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき　一三、六〇〇		
3　都市計画費				
(1)　経常経費	都市計画区域における人口	一人につき　一、二七〇		
(2)　投資的経費	都市計画区域における人口	一人につき　六一〇		
4　公園費				
(1)　経常経費	人口	一人につき　六七九		
(2)　投資的経費	都市公園の面積	千平方メートルにつき　四四、八〇〇		
5　下水道費	人口	一人につき　一一八		
(1)　経常経費	人口	一人につき　一〇〇		
(2)　投資的経費	人口	一人につき　一一五		
6　その他の土木費				
(1)　経常経費	人口	一人につき　一、六六〇		
(2)　投資的経費	人口	一人につき　三六八		
三　教育費				
1　小学校費				
(1)　経常経費	児童数	一人につき　四三、八〇〇		
	学級数	一学級につき　九六九、〇〇〇		
	学校数	一校につき　八一八、〇〇〇		
	学級数	一学級につき　六七一、〇〇〇		
(2)　投資的経費	生徒数	一人につき　三九、二〇〇		
	学級数	一学級につき　一、一六七、〇〇〇		
	学校数	一校につき　一〇、七二三、〇〇〇		
	学級数	一学級につき　六七一、〇〇〇		
2　中学校費				
(1)　経常経費	教職員数	一人につき　七、五二六、〇〇〇		
	生徒数	一人につき　六〇、九〇〇		
(2)　投資的経費	生徒数	一人につき　二六、六〇〇		
3　高等学校費				
(1)　経常経費	教職員数	一人につき　七、五二六、〇〇〇		
	生徒数	一人につき　六〇、九〇〇		
(2)　投資的経費	生徒数	一人につき　二六、六〇〇		
4　その他の教育費				

(1) 経常経費	人口	一人につき	六、一七〇	一籍につき	一、六八〇
(2) 投資的経費	幼稚園の幼児数	一人につき	三八〇、〇〇〇	一世帯につき	二、八〇〇
四 厚生費	人口	一人につき	一九三		
1 生活保護費	市部人口	一人につき	六、六一〇	一人につき	一二、二〇〇
2 社会福祉費				一平方キロメートルにつき	三、一一三、〇〇〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	一二、一〇〇	一人につき	九六六
(2) 投資的経費	人口	一人につき	四五一	一平方キロメートルにつき	二三四、〇〇〇
3 保健衛生費	人口	一人につき	四、三三〇	千円につき	九五〇
4 高齢者保健福祉費					
(1) 経常経費	六十五歳以上人口	一人につき	七八、二〇〇	千円につき	八〇〇
(2) 投資的経費	七十五歳以上人口	一人につき	六二、〇〇〇		
5 清掃費	六十五歳以上人口	一人につき	一、七六〇	千円につき	七一
(1) 経常経費	人口	一人につき	六、四二〇	千円につき	八〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	四三八		
五 産業経済費					
1 農業行政費					
(1) 経常経費	農家数	一戸につき	六三、二〇〇		
(2) 投資的経費	農家数	一戸につき	二九、〇〇〇		
2 商工行政費	人口	一人につき	一、二三〇		
3 その他の産業経済費					
(1) 経常経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一三七、〇〇〇		
(2) 投資的経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	九五、三〇〇		
六 その他の行政費					
1 企画振興費					
(1) 経常経費	人口	一人につき	四、五八〇		
(2) 投資的経費	人口	一人につき	九七〇		
2 徴税費	世帯数	一世帯につき	八、〇六〇		
3 戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき	一、六八〇		
4 その他の諸費	世帯数	一世帯につき	二、八〇〇		
(1) 経常経費	人口	一人につき	一二、二〇〇		
	面積	一平方キロメートルにつき	三、一一三、〇〇〇		
(2) 投資的経費	人口	一人につき	九六六		
	面積	一平方キロメートルにつき	二三四、〇〇〇		
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇		
八 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇		
九 補正予算債償還費	昭和五十年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇		
十 地方税減収補てん債償還費	平成十一年度から平成十四年度及び平成十六年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債の額	千円につき	七一		
	地方税の減収補てんのため昭和五十九年度から平成十六年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	六四		

十一　地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため昭和五十九年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	二四
十二　臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十三年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	八七
十三　財源対策債償還費	平成六年度から平成十六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき	八五
十四　減税補てん債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成十年度から平成十六年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	九九
十五　臨時税収補てん債償還費	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	八九
十六　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成十六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	七二

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正）

第二条　交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表以外の部分中「平成十六年度から」を「平成十七年度から」に、「平成十六年度にあつては五十兆二千二百三十三億三千二百九十八万七千円（以下「平成十六年度分の借入金限度額」という。）、平成十七年度にあつては平成十六年度分の借入金限度額から七百九十八億七千五百万円を控除した額」を「平成十七年度にあつては五十一兆七千三百四十五億二千八百九十八万七千円」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	控除額			
	地方交付税法附則第四条第一項第七号の額に相当する借入金限度額に係るもの	地方交付税法附則第四条第一項第八号の額に相当する借入金限度額に係るもの	地方交付税法附則第四条第一項第九号の額に相当する借入金限度額に係るもの	その他のもの
平成十九年度	一兆二千五百六十九億円	二千三百九十一億円		二兆三千二百八十一億円
平成二十年度	一兆三千四百五十五億円	二千九百五十七億円	五十五億円	二兆七千百一億円
平成二十一年度	一兆五千三百五十一億円	三千七百四十九億円	六十一億円	三兆六百十一億六千万円
平成二十二年度	一兆七千四百九十三億六千七百五十万円	四千六百五十一億二千万円	六十七億円	三兆六百二十二億四千万円
平成二十三年度	六千五十七億円	三千百五十八億円	七十三億円	二兆九千三百五十二億五千万円
平成二十四年度	七千百五十七億円	三千五百七十三億円	八十一億円	二兆九千六百六億円
平成二十五年度	七千六百十五億円	三千九百三十二億円		三兆二百七十九億千百万円

平成二十六年度	八千三百七十六億円	四千三百二十四億円	八十九億円	二兆九千六十六億三千百五十万円
平成二十七年度	九千二百十六億円	四千七百五十三億円	九十八億円	二兆三千三百三十五億七千九百万円
平成二十八年度	一兆百三十五億三千五十七万九千円	五千二百二十九億二千九百万円	百七億円	一兆七千六百五億四千二百四十万八千円
平成二十九年度	七千五百九十三億三千三百五十万円	四千四百二十一億八千八百万円	百十八億円	一兆三千九百七十七億二千百五十万円
平成三十年度	五千百九十八億円	三千五百十七億四千百万円	百三十億円	一兆一千二百三十六億四千百万円
平成三十一年度	四千二百八十八億円	二千五百八十六億三千四百万円		九千八百七十六億三千四百万円
平成三十二年度	三千百四十四億円	千四百七十四億六千五百万円		七千八百九十三億六千五百万円
平成三十三年度	千七百二十八億五千万円	二百三十億円		五千二十五億円
平成三十四年度				二千三百二十三億円
平成三十五年度				二千四百二十八億円
平成三十六年度				三千七百三十七億円
平成三十七年度				三千九百五億円
平成三十八年度				四千八十億二千万円

附則第六条中「平成十六年度」を「平成十七年度」に改める。

附則第六条の二第一項、第六条の三第一項及び第六条の四第一項中「平成十七年度」を「平成十八年度」に改める。

附則第七条各号列記以外の部分中「平成十六年度」を「平成十七年度」に改め、「平成十七年度及び」を削り、「及び平成三十一年度」を「、平成三十一年度及び平成三十二年度」に改め、「平成三十二年度及び」を削り、同条第三号の表中「二千七百十億円」を「三千百五十八億円」に、「三千八十億円」を「三千九百三十二億円」に、「三千三百八十九億円」を「三千七百二十七億円」に、「三千三百二十四億円」を「四千九十六億円」に、「四千九百五十三億円」を「四千七百七十三億二千九百万円」に、「四千五百七億二千九百万円」を「五千二百二十九億二千九百万円」に、「三千六百二十六億八千八百万円」を「四千四百二十一億八千八百万円」に、「二千六百四十三億四千百万円」を「三千五百十七億四千百万円」に、「千六百二十五億三千四百万円」を「二千五百八十六億三千四百万円」に、「四百十七億円」を「千四百七十四億六千五百万円」に改め、同条第五号の表を次のように改める。

年度	金額
平成十八年度	二千七百四十七億円
平成十九年度	五千百三十九億円
平成二十年度	五千五百十七億千四百八十八万九千円
平成二十一年度	七千二十七億円
平成二十二年度	六千八百九十九億円
平成二十三年度	六千四百七十五億円
平成二十四年度	五千七百六十六億円
平成二十五年度	五千七十三億円

平成二十六年度	四千三百六十二億円				
平成二十七年度	三千七百十三億円				
平成二十八年度	三千十三億円				
平成二十九年度	二千四百二十九億円				
平成三十年度	千八百十二億円				
平成三十一年度	千二百三十五億円				
平成三十二年度	六百三十二億円				

（地方財政法の一部改正）

第三条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二中「平成十七年度」を「平成二十二年度」に改める。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第四条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「負担法等改正法」という。」を「平成十六年負担法等改正法」という。）及び国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　号。以下「平成十七年負担法等改正法」という。）」に改める。

第三条第一項中「負担法等改正法」を「平成十六年負担法等改正法」に、「減収額を」を「減収額（平成十七年度にあっては、当該減収額に平成十七年負担法等改正法の施行による義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金に係る減収額を加えた額）を」に改め、同条第二項中「負担法等改正法」を「平成十六年負担法等改正法」に改め、「、当該減収額を埋めるための」を削り、「行うまでの間の措置として交付する交付金」の下に「並びに平成十七年負担法等改正法の施行による義務教育

費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金に係る地方公共団体の減収額を埋めるために平成十七年度において交付する交付金」を加える。

第七条の二中「定める額」の下に「（平成十七年度にあっては、当該額に四千二百五十億円を加えた額）」を加え、同条第一号中「負担法等改正法」を「平成十六年負担法等改正法」に改める。

第七条の三第一項中「あん分した額」の下に「（平成十七年度にあっては、当該総額から四千二百五十億円を控除した額を総務省令で定めるところにより官報で公示された最近の国勢調査の結果による各都道府県の人口であん分した額に、四千二百五十億円を総務省令で定めるところにより各都道府県の教職員平均給与額（義務教育費国庫負担法第二条及び公立養護学校整備特別措置法第五条の規定の例による国庫負担額の最高限度の算定の内容を勘案して総務省令で定めるものをいう。）に当該都道府県の教職員数（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該都道府県の区域内の公立の義務教育諸学校（同法第二条第一項に規定する義務教育諸学校をいう。）の教職員に係る当該都道府県の定数として総務省令で定めるものをいう。）を乗じて得た額であん分した額を加えた額）」を加え、同条第三項中「負担法等改正法」を「平成十六年負担法等改正法」に改める。

第十四条第一項中「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第四項の規定により当該道府県に対して交付すべき地方特例交付金の額の百分の七十五の額」を「当該道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第三条第二項に規定する減税補てん特例交付金の額の百分の七十五の額及び同項に規定する税源移譲予定特例交付金の額」に改め、同条第二項中「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第四項の規定により都に対して交付すべき地方特例交付金の額から同法第五条から第七条までの規定により都に対して交付すべき減税補てん特例交付金の額」を「都の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第二項に規定する減税補てん特例交付金の額から当該額」に改め、「控除した額の百分の七十五の額」の下に「及び同条第二項に規定する税源移譲予定特例交付金の額」を加え、同条第三項中

「十一の二　地方特例交付金	当該年度について地方特例交付金等
1　減税補てん特例交付金	第五条から第七条までの規定により
2　税源移譲予定特例交付金	当該年度について地方特例交付金等第七条の三の規定により算定した額

を

「十一の二　地方特例交付金	当該年度について地方特例交付金等

に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第五条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四十条の四第一項中「平成十六年度における第百十三条第二項第五号」を「平成十七年度における第百十三条第二項第五号」に、「平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十六年法律第二十二号）第五条第一項」を「平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十七年法律第　　号）第五条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条の改正規定を除く。）及び附則第四条の規定は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）の施行の日から施行する。

（地方交付税法等の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定及び第四条（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条の改正規定に限る。）の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条の規定は、平成十七年度分の地方交付税から適用する。

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成十七年度分の予算から適用する。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第四条（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条の改正規定を除く。）の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規定（同法第十四条の規定を除く。）は、平成十七年度分の地方特例交付金から適用する。

（平成十七年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第五条　平成十七年度分の地方交付税における各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によって算定した額に、道府県にあっては第一号に掲げる額（都にあっては、当該額から当該額に総務省令で定める率を乗じて得た額（以下この項において「平成十七年度減税減収調整額」という。）を控除した額）の百分の七十五の額、市町村にあっては第二号に掲げる額（特別区にあっては、当該額に平成十七年度減税減収調整額を加算した額）の百分の七十五の額を加算した額とする。

一　イからニまでに掲げる額の合算額（都にあっては、当該合算額に特別区に係る次号イからニまでに掲げる額の合算額を加算した額）からホからチまでに掲げる額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ　所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）の施行による法人の道府県民税の法人税割の平成十七年度の減収見込額

ロ　所得税法等改正法及び地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号。

以下この項において「地方税法等改正法」という。）の施行による法人の事業税の平成十七年度の減収見込額

ハ　地方税法等改正法の施行による不動産取得税の平成十七年度の減収見込額

ニ　地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税の平成十七年度の減収見込額（地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の減少見込額を除く。）

ホ　地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税の所得割の平成十七年度の増収見込額

ヘ　所得税法等改正法の施行による地方消費税の譲渡割及び貨物割の平成十七年度の増収見込額（所得税法等改正法の施行による地方消費税交付金（地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の増加見込額を除く。）

ト　地方税法等改正法の施行による道府県たばこ税の平成十七年度の増収見込額

チ　地方税法等改正法の施行による自動車取得税の平成十七年度の増収見込額（地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金（地方税法第六百九十九条の三十二の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の減少見込額を除く。）

リ　地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金の平成十七年度の増収見込額

2　前項第一号に掲げる額は、道府県につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によって、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	算定の基礎
一　道府県民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となった納税義務者等の数及び課税標準等の額
二　道府県民税の法人税割	前年度分の法人税割の課税標準等の額
三　法人の行う事業に対する事業税	法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値
四　地方消費税の譲渡割及び貨物割	前年度の譲渡割及び貨物割の課税標準等の額
五　不動産取得税	前年度及び前々年度における不動産取得税の課税標準等の額
六　道府県たばこ税	前年度の道府県たばこ税の課税標準数量
七　ゴルフ場利用税	ゴルフ場の延利用人員
八　自動車取得税	前年度中の自動車の取得件数

3　第一項第二号に掲げる額は、市町村につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によって、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	算定の基礎
一　市町村民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となった納税義務者等の数及び課税標準等の額
二　市町村民税の法人税割	前年度分の法人税割の課税標準等の額
三　償却資産に対して課する固定資産税	地方税法第三百八十九条の規定により総務大臣又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分する償却資産に係る当該配分額
四　市町村たばこ税	前年度の市町村たばこ税の課税標準数量
五　特別土地保有税	平成十二年度から平成十四年度までの各年度における特別土地保有税の課税標準額
六　事業所税	前三年度における事業所の課税標準額
七　地方消費税交付金	前年度の地方消費税交付金の交付額
八　ゴルフ場利用税交付金	ゴルフ場の延利用人員
九　自動車取得税交付金	前年度における自動車取得税交付金の交付額

4　平成十七年度に新たに指定された地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対して交付すべき同年度分の普通交付税の額を算定する場合において、前項に規定する算定の基礎によることができず又は適当でないと認められるときは、当該算定の基礎について、総務省令で特例を設けることができる。

5　平成十七年度分の地方交付税における都及び特別区に係る普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「軽油引取税の収入見込額（」とあるのは「軽油引取税の収入見込額（都の所得割の収入見込額については基準税率をもつて算定した都の所得割の収入見込額から都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　号。以下この項において「平成十七年地方交付税法等改正法」という。）附則第五条第一項第一号ホに掲げる額に同項に規定する総務省令で定める率（以下この項において「平成十七年度減税都区調整率」という。）を乗じて得た額（以下この項において「平成十七年度減税所得割調整額」という。）の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、」と、「地方消費税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額」とあるのは「地方消費税交付金（以下「地方消費税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額及び都に係る平成十七年地方交付税法等改正法附則第五条第一項第一号ヘに掲げる額に平成十七年度減税都区調整率を乗じて得た額（以下この項において「平成十七年度減税都区調整額」という。）の百分の七十五に相当する額を加算した額とし、」と、「地方消費税交付金」という。）の百分の七十五に相当する額」とあるのは「地方消費税交付金（以下「地方消費税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額及び都に係る平成十七年地方交付税法等改正法附則第五条第一項第一号ト（1）に掲げる額に平成十七年度減税都区調整率を乗じて得た額（以下この項において「平成十七年度減税たばこ税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「自動車取得税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額」とあるのは「自動車取得税交付金（以下「自動車取得税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額及び都に係る同号チに掲げる額に平成十七年度減税都区調整率を乗じて得た額（以下この項において「平成十七年度減税自動車取得税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「事業所税の収入見込額（特別区の所得割の収入見込額については基準税率をもつて算定した特別区の所得割の収入見込額に平成十七年度減税所得割調整額の百分の七十五の額を加算した額とし、」と、「たばこ税調整額の百分の七十五の額」とあるのは「たばこ税調整額の百分の七十五の額及び平成十七年度減税たばこ税調整額の百分の七十五の額の合算額」と、「当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額に平成十七年度減税地方消費税調整額の百分の七十五の額を加算した額」と、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額に平成十七年度減税自動車取得税調整額の百分の七十五の額を加算した額」とする。

6　平成十七年度における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十七条の規定により読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「交付金調整額並びに都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　号）附則第五条第一項第一号ホに掲げる額に総務省令で定める率を乗じて得た額、都に係る同号ヘに掲げる額に当該率を乗じて得た額、都に係る同号トに掲げる額に当該率を乗じて得た額及び都に係る同号チに掲げる額に当該率を乗じて得た額」とする。

理　由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成十七年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、平成十九年度から平成三十三年度までの間における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例等を改正するほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正するとともに、公営企業金融公庫納付金制度を延長し、平成十七年度において行われた義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金の見直しに伴い税源移譲予定特例交付金の拡充を図る等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1　地方交付税法及び交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正

㈠　地方交付税の総額の特例

平成十七年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、平成十七年度における法定加算額四千二百五十八億円、臨時財政対策のための特例加算額二兆千六百四十一億円、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金一兆五千九百十億七千百万円及び同特別会計における剰余金四千四百億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額六千五百九十一億円及び同特別会計借入金償還額七百九十八億七千五百万円を控除した額とすること。

㈡　基準財政需要額の算定方法の改正

(1)　地方公共団体の必要とする行政経費の財源を措置するため、単位費用の額を改正すること。

(2)　国民健康保険国庫負担金等国庫補助負担金の一般財源化に伴う経費の財源を措置すること。

地方交付税法等の一部を改正する法律案
（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、地方交付税の総額の確保に資するた

---

(3)　算定方法の簡素化を図るため、経費の種類の統合及び補正係数の削減を行うこと。

(4)　臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

㈢　基準財政収入額の算定方法の改正

平成十七年度における道府県税及び市町村税の減税等による減収額として総務省令で定める額の百分の七十五の額を加算する特例を設けること。

2　地方財政法の一部改正

公営競技を行う地方公共団体の公営企業金融公庫に対する納付金の納付期間を五年間延長すること。

3　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

平成十七年度において行われた義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金の見直しに伴い税源移譲予定特例交付金の拡充を図ることとし、所要の規定を整備すること。

4　地方公務員等共済組合法の一部改正

地方公務員共済組合の事務に要する費用に係る地方公共団体の負担の特例措置を、平成十七年度まで延長すること。

二　議案の可決理由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、平成十七年度分の地方交付税の総額の特例措置等を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三　本案施行に要する経費

平成十七年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算の交付税及び譲与税配付金勘定の歳出において、地方交付税交付金十五兆八千六百三十一億九千七百六十三万千円及び地方特例交付金一兆五千百八十億六百万円が計上されている。

右報告する。

平成十七年三月二日

総務委員長　実川　幸夫

衆議院議長　河野　洋平殿

平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案

右

国会に提出する。

平成十七年一月二十一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、平成十七年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度における公債の発行の特例に関する措置、国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例に関する措置、厚生保険特別会計年金勘定及び業務勘定の歳入及び歳出の特例に関する措置並びに国家公務員共済組合の事務に要する費用の負担の特例に関する措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

（特例公債の発行等）

第二条　政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成十七年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2　前項の規定による公債の発行は、平成十八年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成十七年度所属の歳入とする。

3　政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4　政府は、第一項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

（国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例）

第三条　平成十七年度における国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十五条第一項の規定の適用については、同項中「国民年金事業に要する費用（次項に規定する費用を除く。以下同じ。）」とあるのは、「国民年金事業に要する費用（次項に規定する費用を除く。）」とする。

2　前項の場合における国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）第四条第一項及び第六条の規定の適用については、同項中「国民年金事業の福祉施設に要する経費」とあるのは「国民年金事業の業務取扱いに関する諸費若しくは同事業の福祉施設に要する経費」と、同条中「受入金、国民年金事業の業務取扱いに関する諸費若しくは同事業の福祉施設に要する経費」とあるのは「受入金、国民年金事業の業務取扱いに関する諸費若しくは同事業の福祉施設に要する経費」とする。

（厚生保険特別会計年金勘定及び業務勘定の歳入及び歳出の特例）

第四条　平成十七年度における厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）第五条及び第六条の規定の適用については、同法第五条中「同事業ノ福祉施設費若ハ営繕費」とあるのは「同事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、福祉施設費若ハ営繕費」と、同法第六条中「厚生年金保険事業ノ福祉施設費若ハ営繕費」とあるのは「厚生年金保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、福祉施設費若ハ営繕費」とする。

（国家公務員共済組合の事務に要する費用の負担の特例）

第五条　平成十七年度における国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十九条第二項第五号に掲げる費用については、同号及び同条第四項の規定にかかわらず、国は、予算の範囲内で、これを負担する。

2　前項の場合における国家公務員共済組合法第九十九条第一項、第百二条第一項及び第四項、第百二十四条の二第一項並びに附則第二十条の二の規定の適用については、同法第九十九条第一項中「納付に要する費用を含む」とあるのは「納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む」と、同項第一号中「納付に要する費用を含み」とあるのは「納付に要する費用並びに長期給付（基礎年金拠出金を含む。）及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用（平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十七年法律第　号）第五条第一項の規定による国の負担に係るもの、次項第五号の規定による公社の負担に係るもの、第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による特定独立行政法人の負担に係るもの並びに第百二十四条の三の規定により読み替えられた第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るものを除く。）を含み」と、同項第三号中「）を含み」とあるのは「）及び長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る事務に要する費用（平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第五

条第一項の規定による国の負担に係るもの、次項第五号の規定による公社の負担に係るもの、第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による特定独立行政法人の負担に係るもの並びに第百二十四条の三の規定により読み替えられた第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るものを除く。）を含み」と、同法第百二条第一項中「の規定」とあるのは「及び平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第五条第一項の規定」と、同条第四項中「長期給付」とあるのは「長期給付（以下この項において単に「長期給付」という。）」と、「限る。）」とあるのは「限る。）及び平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第五条第一項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）」と、同法第百二十四条の二第一項中「場合を含む。）」とあるのは「場合を含む。）及び平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第五条第一項」と、同法附則第二十条の二中「、基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とあるのは「、基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、同項第一号中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、「を含み」とあるのは「及び長期給付（基礎年金拠出金）とあるのは「、長期給付（基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、「を含み」とする。

3　前項に規定するもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

2　国家公務員共済組合法第九十九条第二項第五号（同条第六項及び第七項において読み替えて適用する場合並びに同法第百二十四条の三の規定により読み替えられた同法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる費用に係る同号に規定する公社、特定独立行政法人、独立行政法人のうち同法別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等の負担については、第五条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第九十九条第二項第五号」とあるのは「第九十九条第二項第五号（同条第六項及び第七項において読み替えて適用する場合並びに同法第百二十四条の三の規定により読み替えられた同法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」と、「負担する」とあるのは「負担し、同号に規定する公社、特定独立行政法人、独立行政法人のうち同法別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等は、政令で定める額の範囲内で、これを負担する」と、同条第二項中「、次項第五号の規定による公社の負担に係るもの、第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による特定独立行政法人の負担に係るもの並びに第百二十四条の三の規定により読み替えられた第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による公社、特定独立行政法人、」と、「及び平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第五条第一項」とあるのは「並びに平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第五条第一項及び附則第二項」と読み替えるものとする。

理　由

平成十七年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置、国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例に関する措置、厚生保険特別会計年金勘定及び業務勘定の歳入及び歳出の特例に関する措置並びに国家公務員共済組合の事務に要する費用の負担の特例に関する措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、平成十七年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置及び年金事業等の事務費に係る国等の負担の特例に関する措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　平成十七年度の一般会計歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書の規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができることとする。

2　平成十七年度において、国民年金事業、厚生年金保険事業及び国家公務員共済組合の事務の執行に要する費用に係る国等の負担を抑制するため、国民年金法、国民年金特別会計法、厚生保険特別会計法及び国家公務員共済組合法の特例を設けることとする。

3　この法律は、平成十七年四月一日から施行することとする。

二　議案の可決理由

平成十七年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置及び年金事業等の事務費に係る国等の負担の特例に関する措置を定めることは、必要にしてやむを得ない措置であると認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

この修正案に対しては、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣を代表して谷垣財務大臣から「本修正案については、政府としては、反対である。」旨の意見が述べられた。

三　本案施行に伴う予算措置

平成十七年度一般会計予算において、特例公債の発行により総額二十八兆二千百億円が措置されている。

なお、国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例に関する措置、厚生保険特別会計年金勘定及び業務勘定の歳入及び歳出の特例に関する措置並びに国家公務員共済組合の事務に要する費用の負担の特例に関する措置による国の負担の抑制額は、約九百三十三億円である。

右報告する。

平成十七年三月二日

財務金融委員長　金田　英行

衆議院議長　河野　洋平殿

所得税法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十七年二月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

所得税法等の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条」を「第四十四条の二」に改める。

第七条第一項第五号中「掲げるもの」の下に「（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第百四十一条第四号（国内に恒久的施設を有しない外国法人）に掲げる外国法人については、第百六十一条第一号の二に掲げるものを除く。）」を加える。

第十三条第一項中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削る。

第二編第二章第二節第三款中第四十四条の次に次の一条を加える。

（減額された外国所得税額の総収入金額不算入等）

第四十四条の二　居住者が第九十五条第一項から第三項まで（外国税額控除）の規定の適用を受けた年の翌年以後の各年においてこれらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつた同条第一項に規定する外国所得税の額が減額された場合には、その減額された金額のうちその減額されることとなつた日の属する年分における同条の規定による外国税額控除の適用に係る部分に相当する金額として政令で定める金額は、その者の当該年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。この場合において、その減額された金額から当該政令で定める金額を控除した金額は、その者の当該年分の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

第七十八条第一項中「こえるとき」を「超えるときに、「こえる金額」を「超える金額」に改め、同項第一号中「百分の二十五」を「百分の三十」に、「こえる場合」を「超える場合」に改める。

第九十五条中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4　居住者が納付することとなつた外国所得税の額の全部又は一部につき前三項の規定の適用を受けた年の翌年以後の各年において当該外国所得税の額が減額された場合におけるその減額されることとなつた日の属する年の前三項の規定の適用については、政令で定めるところによる。

第百二十条第三項中「掲げる書類」を「定める書類」に、「添付し」を「添付し、」に改め、同項第一号中「医療費控除」の下に「、社会保険料控除（第七十四条第二項第五号（社会保険料控除）に掲げる社会保険料に係るものに限る。）」を加える。

第百六十一条第一号の二を同条第一号の三とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　国内において民法第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約（これに類するものとして政令で定める契約を含む。以下この号において同じ。）に基づいて行う事業から生ずる利益で当該組合契約に基づいて配分を受けるもののうち政令で定めるもの

第百六十四条第一項第四号イ中「第一号の二」を「第一号の三」に改める。

第百七十四条第七号中「本邦通貨」の下に「又は当該外国通貨以外の外国通貨」を加える。

第百七十八条中「国内源泉所得（」の下に「その外国法人が法人税法第百四十一条第四号（国内に恒久的施設を有しない外国法人）に掲げる者である場合には第百六十一条第一号の三から第七号まで及び第九号から第十二号までに掲げるものに限るものとし、」を加える。

第百七十九条第二号中「第百六十一条第一号の二」を「第百六十一条第一号の三」に改める。

第百八十条第一項第一号中「該当する法人」を「該当する法人（第百六十一条第一号の二（国内源泉所得）に規定する組合契約を締結している組合員（これに類する者で政令で定めるものを含む。）である法人（以下この項において「組合員である法人」という。）にあつては、政令で定めるものに限る。）」に改め、「（国内源泉所得）」を削り、「同条第一号の二」を「同条第一号の三」に改め、同項第二号及び第三号中「該当する法人」を「該当する法人（組合員である法人にあつては、政令で定めるものに限る。）」に改める。

第百九十条第二号ロ中「記載されたもの（」の下に「第百九十六条第二項（保険料等の支払を証する書類の提出等）に規定する社会保険料の金額及び」を加え、「第百九十六条第二項（保険料等の支払を証明する書類の提出等）」を「同項」に改める。

第百九十六条第二項中「同項第二号」を「支払つた同項第二号に規定する社会保険料（第七十四条第二項第五号に掲げるものに限る。）の金額若しくは前項第二号」に、「提出し」を「提出し、」に改める。

第二百十二条第一項中「政令」を「その非居住者が第百六十四条第一項第四号（国内に恒久的施設を有しない非居住者）に掲げる者である場合には第百六十一条第一号の三から第十二号までに掲げるものに限るものとし、政令」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「第百八十条第一項」を「その外国法人が法人税法第百四十一条第四号（国内に恒久的施設を有しない外国法人）に掲げる者である場合には第百六十一条第一号の三から第七号まで又は第九号から第十二号までに掲げるものに限るものとし、第百八十条第一項」に改め、「該当するもの」の下に「及び政令で定めるもの」を加え、同条に次の一項を加える。

5　第百六十一条第一号の二に規定する配分を受ける同号に掲げる国内源泉所得については、同号に規定する組合契約を締結している組合員（これに類する者で政令で定めるものを含む。）である非居住者又は外国法人が当該組合契約に定める計算期間その他これに類する期間（これらの期間が一年を超える場合は、これらの期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）。以下この項において「計算期間」という。）において生じた当該国内源泉所得につき金銭その他の資産（以下この項において「金銭等」という。）の交付を受ける場合には、当該配分をす

る者を当該国内源泉所得の支払をする者とみなし、当該金銭等の交付をした日（当該計算期間の末日の翌日から二月を経過する日までに当該国内源泉所得に係る金銭等の交付がされない場合には、同日）においてその支払があつたものとみなして、この法律の規定を適用する。

第二百十三条第一項第二号中「第百六十一条第一号の二」を「第百六十一条第一号の三」に改める。

第二百十四条第一項第一号中「該当する者」を「該当する者（第百六十一条第一号の二（国内源泉所得）に規定する組合契約を締結している組合員（これに類する者で政令で定めるものを含む。）である者（以下この項において「組合員である者」という。）にあつては、政令で定めるものに限る。）」に、「第百六十一条第二号」を「第百六十一条第一号の二、第二号」に改め、「（国内源泉所得）」を削り、同項第二号及び第三号中「該当する者」を「該当する者（組合員である者にあつては、政令で定めるものに限る。）」に改める。

第二百二十五条第一項中「及び第八号」を「並びに第八号」に、「配当等に」を「配当等及び第百六十一条第一号の二（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得に」に改め、同項第八号中「第百六十一条第二号」を「第百六十一条第一号の二若しくは第二号」に改め、「（国内源泉所得）」を削る。

第二百二十七条の次に次の一条を加える。

（有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書）

第二百二十七条の二　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第　号）第三条第一項（有限責任事業組合契約）に規定する有限責任事業組合契約（以下この条において「組合契約」という。）によつて成立する同法第二条（定義）に規定する有限責任事業組合の業務を執行する同法第二十九条第三項（会計帳簿の作成及び保存）に規定する組合員は、財務省令で定めるところにより、当該有限責任事業組合に係る各組合員（当該組合契約に定める計算期間の中途において脱退又は加入をした組合員を含む。）に生ずる利益の額又は損失の額につき、当該有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書を、当該計算期間の終了の日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

第二百二十八条の三中「（信託に関する計算書）」の下に「、第二百二十七条の二（有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書）」を、「記録した」の下に「光ディスク、」を加え、「磁気テープ等」を「光ディスク等」に、「第二百二十七条、第二百二十七条の二、」に改める。

（法人税法の一部改正）

第二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第十八号の二ホ中「及び」を「並びに」に、「第五十九条第一項（資産整理に伴う私財提供等）」を「第五十九条第一項及び第二項（会社更生等による債務免除等）」に改める。

第二十五条の見出しを「（資産の評価益の益金不算入等）」に改め、同条第一項中「（会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生手続開始の決定に伴いこれらの法律の規定に従つて行う評価換えその他政令で定める評価換えを除く。）」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項に規定する」を「同項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　内国法人がその有する資産につき会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生計画認可の決定があつたことによりこれらの法律の規定に従つて行う評価換えその他政令で定める評価換えをしてその帳簿価額を増額した場合には、その増額した部分の金額は、前項の規定にかかわらず、これらの評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　内国法人について民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生計画認可の決定があつたことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人がその有する資産の価額につき政令で定める評定を行つているときは、その資産（政令で定めるものを除く。）の評価益の額として政令で定める金額は、第一項の規定にかかわらず、これらの事実が生じた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第二十五条に次の三項を加える。

5　第三項の規定は、確定申告書に同項に規定する評価益の額として政令で定める金額の益金算入に関する明細（次項において「評価益明細」という。）の記載があり、かつ、財務省令で定める書類（次項において「評価益関係書類」という。）の添付がある場合（第二十三条第三項（資産の評価損の損金不算入等）に規定する資産につき同項に規定する評価損の額として政令で定める金額がある場合（次項において「評価損がある場合」という。）には、同条第五項に規定する評価損明細（次項において「評価損明細」という。）の記載及び同条第五項に規定する評価損関係書類（次項において「評価損関係書類」という。）の添付がある場合に限る。）に限り、適用する。

6　税務署長は、評価益明細（評価損がある場合には、評価益明細又は評価損明細）の記載又は評価益関係書類（評価損がある場合には、評価益関係書類又は評価損関係書類）の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、当該記載又は当該添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第三項の規定を適用することができる。

7　前三項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十三条第二項中「その他の債権」の下に「（次項において「預金等」という。）」を加え、「災害による著しい損傷その他の政令で定める事実

が生じたことにより、当該資産の価額がその帳簿価額を下ることとなつた」を「、災害による著しい損傷により当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなつたこと、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画認可の決定があつたことによりこれらの法律の規定に従つてその評価換えをする必要が生じたことその他の政令で定める事実が生じた」に改め、「までの金額」の下に「（これらの法律の規定に従つて行う評価換えの場合にあつては、その減額した部分の金額）」を加え、「当該事業年度」を「これらの評価換えをした日の属する事業年度」に改め、同条第三項中「同項に規定する」を「同項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　内国法人について民事再生法の規定による再生計画認可の決定があつたことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人がその有する資産の価額につき政令で定める評定を行つているときは、その資産（預金等その他政令で定める資産を除く。）の評価損の額として政令で定める金額は、第一項の規定にかかわらず、これらの事実が生じた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第三十三条に次の三項を加える。

5　第三項の規定は、確定申告書に同項に規定する評価損の額として政令で定める金額の損金算入に関する明細（次項において「評価損明細」という。）の記載があり、かつ、財務省令で定める書類（次項において「評価損関係書類」という。）の添付がある場合（第二十五条第三項（資産の評価益の益金不算入等）に規定する資産につき同項に規定する評価益の額として政令で定める金額がある場合（次項において「評価益がある場合」という。）には、同条第五項に規定する評価益明細（次項において「評価益明細」という。）の記載及び同条第五項に規定する評価益関係書類（次項において「評価益関係書類」という。）の添付がある場合に限る。）に限り、適用する。

6　税務署長は、評価損明細（評価益がある場合には、評価損明細又は評価益明細）の記載又は評価損関係書類（評価益がある場合には、評価損関係書類又は評価益関係書類）の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、当該記載又は当該添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第三項の規定を適用することができる。

7　前三項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十九条の見出しを「（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）」に改め、同条第一項を次のように改める。

内国法人について会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（第三号において「会社更生法等」という。）の規定による更生手続開始の決定があつた場合において、その内国法人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、その該当することとなつた日の属する事業年度（以下この項において「適用年度」という。）前の各事業年度において生じた第二条第十八号の二リ（定義）に規定する個別欠損金額を含む。）で政令で定めるものに相当する金額のうち当該各号に定める金額の合計額に達するまでの金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　当該更生手続開始の決定があつた時においてその内国法人に対し政令で定める債権を有する者（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人を除く。）から当該債権につき債務の免除を受けた場合　その債務の免除を受けた金額

二　当該更生手続開始の決定があつたことに伴いその内国法人の役員等（役員若しくは株主等である者又はこれらであつた者をいい、当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人を除く。次項第二号において同じ。）から金銭その他の資産の贈与を受けた場合　その贈与を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額

三　第二十五条第二項（会社更生法等の規定に従つて行う評価換えに係る部分に限る。以下この号において同じ。）（資産の評価益の益金不算入等）に規定する評価換えをした場合　同項の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額（第三十三条第二項（会社更生法等の規定に従つて行う評価換えに係る部分に限る。）（資産の評価損の損金不算入等）の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、当該益金の額に算入される金額から当該損金の額に算入される金額を控除した金額）

第五十九条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項に規定する」を「これらの規定に規定する欠損金額に相当する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　内国法人について民事再生法の規定による再生手続開始の決定があつたことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その該当することとなつた日の属する事業年度（第三号に掲げる場合に該当する場合には、その該当することとなつた事業年度。以下この項において「適用年度」という。）前の各事業年度において生じた欠損金額（連結事業年度において生じた第二十五条の二第一項に規定する個別欠損金額を含む。）で政令で定めるものに相当する金額のうち当該各号に定める金額の合計額（当該合計額がこの項（第三号に掲げる場合に該当する場合には、第五十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）及び前条第一項並びにこの項）の規定を適用しないものとして計算した場合における当該適用年度の所得の金額を超える場合には、その超

える部分の金額を控除した金額）に達するまでの金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　これらの事実の生じた時においてその内国法人に対し政令で定める債権を有する者（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人を除く。）から当該債権につき債務の免除を受けた場合　その債務の免除を受けた金額

二　これらの事実が生じたことに伴いその内国法人の役員等から金銭その他の資産の贈与を受けた場合　その贈与を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額

三　第二十五条第三項又は第三十三条第三項の規定の適用を受ける場合　第二十五条第三項の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額から第三十三条第三項の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を減算した金額

第八十一条の十三第二項第四号中「及び」を「並びに」に、「第五十九条第一項（資産整理に伴う私財提供等」を「第五十九条第一項及び第二項（会社更生等による債務免除等」に改める。

（相続税法の一部改正）

第三条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第三項中「記録した」の下に「光ディスク、」を加え、「磁気テープ等」を「光ディスク等」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第四条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第十三号中「第五十号」を「第五十四号」に改める。

第十七条の二中「若しくは協同組合又は農事組合法人」を「その他の政令で定める者」に改める。

第二十三条第一項中「第二十二号の二」を「第二十二号」に改める。

附則第八条第三項から第六項までを削る。

別表第一第八号の次に次のように加える。

八の二　動産の譲渡又は債権の譲渡若しくは質権の設定の登記		
㈠　動産の譲渡の登記	申請件数	一件につき一万五千円
㈡　債権の譲渡又は質権の設定の登記	申請件数	一件につき一万五千円
㈢　㈠又は㈡に掲げる登記の存続期間を延長する登記	申請件数	一件につき七千五百円
㈣　登記の抹消	申請件数	一件につき千円

別表第一第十九号の三の次に次のように加える。

十九の四　投資事業有限責任組合契約の登記		
㈠　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約（以下この号において「組合契約」という。）につきその組合の主たる事務所の所在地においてする登記㈢に掲げる登記を除く。）		
イ　組合契約の効力の発生の登記	申請件数	一件につき三万円
ロ　イ、ハ及びニに掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき一万五千円
ハ　登記の更正の登記	申請件数	一件につき一万円
ニ　登記の抹消	申請件数	一件につき一万円
㈡　組合契約につきその組合の従たる事務所の所在地においてする登記㈢に掲げる登記を除く。）		
イ　㈠イ及びロに掲げる登記	申請件数	一件につき六千円
ロ　登記の更正の登記又は登記の抹消	申請件数	一件につき六千円
㈢　組合契約につきその組合の主たる事務所又は従たる事務所の所在地においてする清算に係る登記		
イ　清算人の登記	申請件数	一件につき六千円
ロ　イ、ハ及びニに掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき六千円
ハ　清算結了の登記	申請件数	一件につき二千円
ニ　登記の抹消	申請件数	一件につき六千円

別表第一第二十二号の二を削り、同表第二十八号㈡イ及びロ中「販売場の数」を「免許件数」に、「一箇所」を「一件」に改め、同表第二十九号㈢中「営業所の数」を「許可件数」に、「一箇所」を「一件」に改め、同表第二十九号の三を同表第二十九号の四とし、同表第二十九号の二の次に次のように加える。

二十九の三　放射性同位元素装備機器等に係る登録認証機関、登録検査機関若しくは登録定期確認機関の登録、放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関、登録運搬物確認機関若しくは登録埋設確認機関の登録又は放射線取扱主任者に係る登録試験機関、登録資格講習機関若しくは登録定期講習機関の登録		
㈠　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十二条の二第一項（登録認証機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈡　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十二条の八第一項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈢　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十二条登録件数の十（登録定期確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈣　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十八条第二項（登録運搬方法確認機関の登録）の登録運搬方法確認機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈤　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十八条第二項の登録運搬物確認機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈥　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十九条の二第二項（登録埋設確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈦　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十五条第二項（登録試験機関の登録）の登録試験機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈧　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十五条第二項の登録資格講習機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈨　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十六条の二第一項（登録定期講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

別表第一第二十九号の四の次に次のように加える。

二十九の五　登録水質検査機関又は登録簡易専用水道検査機関の登録		
㈠　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第二十条第三項（登録水質検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈡　水道法第三十四条の二第二項（登録簡易専用水道検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
二十九の六　食品等の製品検査に係る登録検査機関の登録又は食品衛生管理者に係る養成施設若しくは講習会の登録		
㈠　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第九項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円
㈡　食品衛生法第四十八条第六項第三号（養成施設の登録）の登録	登録件数	一件につき十五万円
㈢　食品衛生法第四十八条第六項第四号の登録	登録件数	一件につき九万円
二十九の七　食鳥処理衛生管理者に係る養成施設又は講習会の登録		
㈠　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十二条第五項第三号（養成施設の登録）の登録	登録件数	一件につき十五万円
㈡　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第四号の登録	登録件数	一件につき九万円
二十九の八　販売に供する食品の特別用途表示に係る登録試験機関の登録		
健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十六条第三項（登録試験機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円
二十九の九　精神保健指定医に係る登録研修機関の登録		

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十八条第一項第四号（登録研修機関の登録）又は第十九条第一項（登録研修機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
二十九の十　指定管理医療機器等に係る登録認証機関の登録			
薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二第一項（登録認証機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
二十九の十一　建築物環境衛生管理技術者免状に係る登録講習機関の登録			
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第七条第一項第一号（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
二十九の十二　高圧室内作業等に係る登録教習機関の登録又は機械等に係る登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関若しくは登録型式検定機関の登録			
㈠　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条（登録教習機関の登録）、第六十一条第一項（登録教習機関の登録）又は第七十五条第三項（登録教習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
㈡　労働安全衛生法第三十八条第一項（登録製造時等検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
㈢　労働安全衛生法第四十一条第二項（登録性能検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
㈣　労働安全衛生法第四十四条第一項（登録個別検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
㈤　労働安全衛生法第四十四条の二第一項（登録型式検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
二十九の十三　作業環境測定士に係る登録講習機関の登録又は作業環境測定機関の登録			
㈠　作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第五条（登録講習機関の登録）又は第四十四条第一項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
㈡　作業環境測定法第三十三条第一項（作業環境測定機関）の作業環境測定機関の登録	登録件数	一件につき九万円	

別表第一第三十号の次に次のように加える。

三十の二　農産物検査に係る登録検査機関の登録			
㈠　農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第二条第五項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円	
㈡　農産物検査法第十九条第一項（変更登録）の変更登録（同法第十七条第四項第四号（登録事項）の登録の区分の増加に係るものに限る。）	登録件数	一件につき十五万円	
㈢　農産物検査法第十九条第一項の変更登録（同法第十七条第四項第三号の農産物の種類又は同項第五号の区域の増加に係るものに限る。）	登録件数	一件につき三万円	
三十の三　規格設定飼料の規格適合表示に係る登録検定機関の登録			
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十七条第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	

別表第一第三十一号を次のように改める。

三十一　株式会社商品取引所の許可、組織変更の認可又は第一種特定商品市場類似施設若しくは第二種特定商品市場類似施設の開設の許可			
㈠　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第七十八条（株式会社商品取引所の許可）の株式会社商品取引所の許可	許可件数	一件につき十五万円	
㈡　商品取引所法第百三十二条第一項（組織変更の認可）の組織変更の認可	認可件数	一件につき十五万円	
㈢　商品取引所法第三百三十二条第一項（第一種特定商品市場類似施設の開設の許可）の第一種特定商品市場類似施設の開設の許可	許可件数	一件につき十五万円	
㈣　商品取引所法第三百四十二条第一項（第二種特定商品市場類似施設の開設の許可）の第二種特定商品市場類似施設の開設の許可	許可件数	一件につき十五万円	

別表第一第三十一号の次に次のように加える。

三十一の二　商品取引受託業務若しくは商品取引債務引受業の許可又は委託者保護基金の登録			
㈠　商品取引所法第百九十条第一項（商品取引受託業務の許可）の商品取引受託業務の許可（許可の更新を除く。）	許可件数	一件につき十五万円	
㈡　商品取引所法第百六十七条（許可）の商品取引債務引受業の許可	許可件数	一件につき十五万円	
㈢　商品取引所法第二百九十三条（委託者保護業務の登録）の委託者保護基金の登録	登録件数	一件につき十五万円	

別表第一第三十三号の二を次のように改める。

三十三の二　揮発油販売業者の登録又は揮発油等に係る分析機関の登録			
㈠　揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第三条（登録）の揮発油販売業者の登録	登録件数	一件につき三万円	
㈡　揮発油等の品質の確保等に関する法律第十六条の二第一項（揮発油販売業者に係る分析機関の登録）、第十七条の三第二項（揮発油生産業者に係る分析機関の登録）（同法第十七条の八第一項（軽油生産業者に係る分析機関の登録）、第十七条の十第一項（灯油生産業者に係る分析機関の登録）又は第十七条の十二第一項（重油生産業者に係る分析機関の登録）において準用する場合を含む。）又は第十七条の四第三項（揮発油輸入業者等に係る分析機関の登録）（同法第十七条の八第二項若しくは第三項、第十七条の十第二項若しくは第三項又は第十七条の十二第二項若しくは第三項において準用する場合を含む。）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	

別表第一第三十三号の二の次に次のように加える。

三十三の三　特定液化石油ガス器具等に係る検査機関の登録			
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第四十七条第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。以下この号において単に「登録」という。）	申請件数	一件につき九万円（既に登録を受けている者については、一万五千円）	

別表第一第三十四号中「又はガス」を「、ガス」に改め、「若しくは供給地点の変更の許可」の下に「又は登録ガス工作物検査機関の登録若しくは特定ガス用品に係る検査機関の登録」を加え、同号に次のように加える。

㈢　ガス事業法第三十六条の二の二第一項（登録ガス工作物検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
㈣　ガス事業法第三十九条の十一第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	申請件数	一件につき九万円（既に㈣に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）	

別表第一第三十四号の三を次のように改める。

三十四の三　特定電気事業の許可若しくは電気の供給地点の変更の許可又は電気工作物に係る登録安全管理審査機関若しくは登録調査機関の登録			
㈠　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第五号（定義）に規定する特定電気事業に係る同法第三条第一項（事業の許可）の許可又は同法第八条第一項（供給区域等の変更）の供給地点の変更の許可（供給地点の増加に係るものに限る。）	許可件数	一件につき一万五千円	
㈡　電気事業法第五十条の二第三項（登録安全管理審査機関の登録）、第五十二条第三項（登録安全管理審査機関の登録）又は第五十五条第四項（登録安全管理審査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
㈢　電気事業法第五十七条の二第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	

別表第一第三十四号の三の次に次のように加える。

三十四の四　特定電気用品に係る検査機関の登録		
電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第九条第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。以下この号において単に「登録」という。）	申請件数	一件につき九万円（既に登録を受けている者については、一万五千円）
三十四の五　特別特定製品に係る検査機関の登録		
消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十二条第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。以下この号において単に「登録」という。）	申請件数	一件につき九万円（既に登録を受けている者については、一万五千円）
三十四の六　日本工業規格への適合の表示に係る登録認証機関の登録又は製品試験に係る試験事業者若しくは外国試験事業者の登録		
㈠　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十九条第一項若しくは第二項（登録認証機関の登録）、第二十条第一項（登録認証機関の登録）又は第二十三条第一項から第三項まで（登録認証機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	申請件数	一件につき九万円（既に㈠に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）
㈡　工業標準化法第五十七条第一項（試験事業者の試験所の登録）の試験事業者の登録（更新の登録を除く。）	申請件数	一件につき九万円（既に㈡に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）
㈢　工業標準化法第六十五条第一項（外国試験事業者の試験所の登録）の外国試験事業者の登録（更新の登録を除く。）	申請件数	一件につき九万円（既に㈢に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）
三十四の七　計量器の校正等に係る事業者の登録		
計量法（平成四年法律第五十一号）第百四十三条第一項（登録）の計量器の校正等に係る事業者の登録（更新の登録を除く。以下この号において単に「登録」という。）	申請件数	一件につき九万円（既に登録を受けている者については、一万五千円）
三十四の八　回路配置利用権の設定登録等事務に係る登録機関の登録		
半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二十八条第一項（登録機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
三十四の九　工業所有権に関する手続に係る登録情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の登録		
㈠　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第九条第一項（登録情報処理機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈡　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十六条第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈢　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の二（特定登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

別表第一第三十五号㈠中「路線の数」を「許可件数」に、「一路線」を「一件」に、「当該路線が無軌条のもの」を㈠に掲げる許可が無軌条の路線に係るもの」に改め、同号㈢中「路線の数」を「特許件数」

に、「一路線」を「一件」に、「当該路線が無軌条のもの」を㈢に掲げる特許が無軌条の路線に係るもの」に改め、同表第四十号㈠及び㈡中「港湾の数」を「許可件数」に、「一港湾」を「一件」に改め、同号㈢中「及び港湾の数」及び「一港湾」を削り、同表第四十一号の前に次のように加える。

四十の三　船舶等に係る登録検定機関、登録検査確認機関、船級協会又は登録検査機関の登録		
㈠　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈡　船舶安全法第六条ノ五（登録検査確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈢　船舶安全法第八条（船級協会の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈣　船舶安全法第二十八条第五項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈤　船舶安全法第二十九条ノ三第二項（証書の発給を行う船級協会の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
四十の四　船舶職員に係る海技免許講習、海技免状更新講習若しくは登録船舶職員養成施設の登録若しくは小型船舶操縦者に係る登録小型船舶教習所若しくは操縦免許証更新講習の登録又は船舶職員に係る電子通信移行講習の登録		
㈠　船舶職員及び小型船舶操縦者法第四条第二項（海技免許講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈡　船舶職員及び小型船舶操縦者法第七条の二第三項第三号（海技免状更新講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈢　船舶職員及び小型船舶操縦者法第十三条の二第一項（登録船舶職員養成施設の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈣　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の十第一項（登録小型船舶教習所の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈤　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の十一（操縦免許証更新講習の登録）において準用する同法第七条の二第三項第三号の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈥　船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）附則第三条（電子通信移行講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
四十の五　海洋汚染等の防止に係る登録確認機関、船級協会又は登録検定機関の登録		
㈠　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の二第四項（登録確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈡　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第一項（船級協会の登録）の船級協会の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈢　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第一項（船級協会の登録）の船級協会の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈣　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第一項（船舶安全法の準用）において準用する船舶安全法第六条ノ四第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈤　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
四十の六　船舶保安規程の審査等に係る船級協会の登録		
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第二十条第一項（船級協会の登録）の船級協会の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

別表第一第四十一号の二の次に次のように加える。

四十一の三　自動車の登録に係る登録情報処理機関の登録		
道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七条第四項（登録情報処理機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

別表第一第四十二号中「又は旅館」を「若しくは旅館の登録又は外客宿泊施設に係る登録実施機関」に改め、同号に次のように加える。

(三)	国際観光ホテル整備法第三条又は第十八条第一項の登録実施機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

別表第一第四十三号中「又は旅行業者代理業の登録又は変更登録」を「若しくは旅行業者代理業の登録又は旅程管理業務に係る登録研修機関の登録」に改め、同号に次のように加える。

(三)	旅行業法第十二条の十一第一項（登録研修機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

別表第一第四十三号の二から第四十五号までを次のように改める。

四十三の二	予報業務の許可又は気象測器に係る登録検定機関の登録		
(一)	気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条第一項（予報業務の許可）の予報業務の許可	許可件数	一件につき九万円
(二)	気象業務法第九条（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
四十四	建設業の許可又は監理技術者に係る講習の登録若しくは建設業者に係る登録経営状況分析機関の登録		
(一)	建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項（建設業の許可）の国土交通大臣がする建設業（同法別表第一の下欄に掲げる建設業をいう。以下(一)において同じ。）の許可（許可の更新及び次の区分ごとに他の建設業について既に国土交通大臣の許可がされている場合における許可を除くものとし、二以上の建設業について同時に国土交通大臣の許可がされる場合には、次の区分ごとにこれらの許可を一の許可とみなす。）		
イ	建設業法第三条第一項第一号に掲げる者に係る同項の許可	許可件数	一件につき十五万円
ロ	建設業法第三条第一項第二号に掲げる者に係る同項の許可	許可件数	一件につき十五万円
(二)	建設業法第二十六条第四項（講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(三)	建設業法第二十七条の二十四第一項（登録経営状況分析機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
四十五	宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主任者に係る登録講習機関の登録		
(一)	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三条第一項（免許）の国土交通大臣がする宅地建物取引業の免許（更新の免許を除く。）	免許件数	一件につき九万円
(二)	宅地建物取引業法第十六条第三項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

別表第一第四十五号の三及び第四十六号を次のように改める。

四十五の三	マンション管理業者の登録又はマンション管理士等に係る登録講習機関の登録		
(一)	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第四十四条第一項（登録）のマンション管理業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(二)	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第四十一条（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(三)	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第六十条第二項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
四十六	測量業者の登録又は測量士に係る登録養成施設の登録		
(一)	測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項（測量業者の登録）の測量業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(二)	測量法第五十条第三号又は第四号（登録養成施設の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

別表第一第四十六号の次に次のように加える。

四十六の二	広告物等の表示に係る業務主任者に係る登録試験機関の登録		
	屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第十条第二項第三号イ（登録試験機関の登録）の登録	登録件数	一件につき十五万円
四十六の三	不動産鑑定士に係る実務修習機関の登録		
	不動産の鑑定評価に関する法律第十四条の二（実務修習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

四十六の四　住宅性能評価に係る登録住宅性能評価機関若しくは登録講習機関の登録、登録住宅型式性能認定等機関の登録又は住宅の特別評価方法認定に係る登録試験機関の登録		
㈠　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項（登録住宅性能評価機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈡　住宅の品質確保の促進等に関する法律第十三条（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈢　住宅の品質確保の促進等に関する法律第三十一条第一項（登録住宅型式性能認定等機関の登録）又は第三十三条第一項（登録住宅型式性能認定等機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈣　住宅の品質確保の促進等に関する法律第五十九条第一項（登録試験機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

別表第一第四十七号の二及び第四十八号を次のように改める。

四十七の二　電気通信事業者の登録又は端末機器に係る登録認定機関の登録		
㈠　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条（電気通信事業者の登録）の電気通信事業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
㈡　電気通信事業法第八十六条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
四十八　無線局の免許若しくは登録又は無線設備等に係る点検事業者若しくは外国点検事業者の登録、特定無線設備に係る登録証明機関の登録若しくは周波数の使用に係る登録周波数終了対策機関の登録		
㈠　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条（無線局の開設）の無線局の免許（再免許及び同法第五条第二項第一号（欠格事由）に規定する実験無線局その他政令で定める無線局の免許を除く。）	無線局の数	一局につき三万円（電波法第五条第四項の放送をする無線局については、十五万円）
㈡　電波法第二十七条の十八第一項（登録）の無線局の登録（再登録その他政令で定める登録を除く。）	無線局の数	一局につき三万円
㈢　電波法第二十四条の二第一項（点検事業者の登録）の点検事業者の登録	登録件数	一件につき九万円
㈣　電波法第二十四条の十三第一項（外国点検事業者の登録）の外国点検事業者の登録	登録件数	一件につき九万円
㈤　電波法第三十八条の二第一項（登録証明機関の登録）の登録証明機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
㈥　電波法第七十一条の三の二第一項（登録周波数終了対策機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

別表第一第四十八号の三の次に次のように加える。

四十八の四　消防の設備等に係る登録検定機関の登録		
消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の二第一項（登録検定機関の登録）又は第二十一条の三第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円

別表第一に次のように加える。

五十一　国際希少野生動植物種の個体等に係る登録機関又は認定機関の登録		
㈠　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第二十三条第一項（登録機関の登録）の登録	登録件数	一件につき九万円
㈡　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の八第一項（認定機関の登録）の登録	登録件数	一件につき九万円
五十二　遺伝子組換え生物等の輸入に係る登録検査機関の登録		
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第十七条第一項（登録検査機関の登録）の登録	登録件数	一件につき九万円
五十三　会社の電子公告に係る調査機関の登録		

商法第四百五十七条（調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
五十四　警備員等に係る登録講習機関の登録 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第三項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

（租税特別措置法の一部改正）

第五条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の二　居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第四十条の四―第四十条の六）」を「第四節の二　居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例　第一款　居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第四十条の四―第四十条の七）　第二款　居住者の特定外国信託に係る所得の課税の特例（第四十条の七―第四十条の九）」に、「第六十五条の十五」を「第六十六条の二」に改め、「第六節の二　現物出資の場合の課税の特例（第六十六条・第六十六条の二）」を削り、「第七節の四　内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第六十六条の六―第六十六条の九）」を「第七節の四　内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例　第一款　内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第六十六条の六―第六十六条の九）　第二款　内国法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例（第六十六条の九の二―第六十六条の九の五）」に、「第二十節　連結法人の現物出資の場合の課税の特例（第六十八条の八十六）」を「第二十節　削除」に、「第二十四節　連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例　第一款　連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第六十八条の九十―第六十八条の九十三）　第二款　連結法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例（第六十八条の九十三の二―第六十八条の九十三の五）」に改める。

第五条の二第五項第二号中「次号」の下に「及び第七号」を加え、同項第三号を次のように改める。

三　特定間接口座管理機関　口座管理機関のうち、次のいずれかに該当するもの（外国間接口座管理機関に該当する者を除く。）をいう。

イ　特定口座管理機関が社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者

ロ　イ又はハの規定により特定間接口座管理機関に該当するものが社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者

ハ　ロの規定により特定間接口座管理機関に該当するものが社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者

第五条の二第五項第七号を次のように改める。

七　外国再間接口座管理機関　口座管理機関（社債等の振替に関する法律第四十四条第一項第十五号に掲げる者に該当するものに限るものとし、内国法人を除く。次号において「外国口座管理機関」という。）のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

イ　外国間接口座管理機関が社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者

ロ　イ又はハの規定により外国再間接口座管理機関に該当するものが社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者

ハ　ロの規定により外国再間接口座管理機関に該当するものが社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者

第五条の二第十五項中「特定振替機関等による」の下に「非課税適用申告書又は」を加える。

第九条の六第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第三十七条の十第四項」を「第三十七条の十第三項」に改める。

第九条の七第二項中「第三十七条の十第四項」を「第三十七条の十第三項」に改める。

第十条の三第四項中「又は第十条の六第四項」を「、第十条の六第四項又は第十条の七」に改める。

第十条の四第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項第六号及び第七号を次のように改める。

六　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて同法第二条第六項に規定する経営革新のための事業を行う同条第一項に規定する中小企業者に該当する個人（前各号に掲げる個人に該当する者を除く。）　当該承認経営革新計画に定める機械及び装置

七　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十二条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて同法第二条第七項に規定する異分野連携新事業分野開拓のための事業を行う同条第一項に規定する中小企業者に該当する個人で同法第十五条第二項に規定する確認を受けたもの（前各号に掲げる個人に該当する者を除く。）　当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に定める機械及び装置

第十条の四第一項に次の一号を加える。

八　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に規定する中小企業者に該当する個人で同法第八条第一項に規定する業種に属する事業を営むもののうち事

業を開始した日として政令で定める日以後五年を経過していないもの（前各号に掲げる個人に該当する者を除く。）当該事業の用に供される機械及び装置

第十条の四第四項中「又は第十条の六第四項」を「、第十条の六第四項又は第十条の七」に改める。

第十条の五第一項中「第六十六条の」を「第六十六条第五項の」に、「中小企業経営革新支援法第五条第二項」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項」に、「第六十六条に」を「第六十六条第一項に」に、「同条に」を「同項に」に改め、同条第四項中「次条第四項」の下に「又は第十条の七」を加える。

第十条の六第四項中「場合に限る」の下に「ものとし、次条の規定の適用を受けるものに係る場合を除く」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除）

第十条の七　青色申告書を提出する個人の平成十八年から平成二十年までの各年（平成十八年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）及びその事業を廃止した日の属する年を除く。次項において同じ。）の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）が当該個人の比較教育訓練費の額を超える場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該比較教育訓練費の額を超える部分の金額の百分の二十五に相当する金額を控除する。ただし、その控除を受ける金額が、当該個人のその年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

2　第十条第五項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものの平成十八年から平成二十年までの各年において、その年分（前項の規定の適用を受ける年分を除く。）の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額がある場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該教育訓練費の額の百分の二十（教育訓練費増加割合（当該年分の当該教育訓練費の額から比較教育訓練費の額に対する割合をいう。）が百分の四十未満であるときは、当該教育訓練費増加割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）とする。）に相当する金額を控除する。ただし、その控除を受ける金額が、当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

3　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　教育訓練費　個人が当該個人のその事業に係る使用人（当該個人と政令で定める特殊の関係のある者を除く。）の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で政令で定めるものをいう。

二　比較教育訓練費の額　前二項のいずれかの規定の適用を受けようとする年（第六項において「適用年」という。）前二年以内の各年（事業を開始した日の属する年以後の年に限る。以下この号において同じ。）の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額（当該各年のうちに事業を開始した日の属する年がある場合には、当該年については、当該年の教育訓練費の額に十二を乗じてこれを当該年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）の合計額を当該各年の数で除して計算した金額をいう。

4　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5　第一項又は第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

6　前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項に規定する個人がこれらの規定に規定する事業所得を生ずべき事業を適用年の二年前の年以後に相続又は包括遺贈により承継した者である場合における当該適用年の前年分又は前々年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額の計算その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7　その年分の所得税について第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の七（教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除）」とする。

第十一条第一項の表の第一号中「百分の十六」を「百分の十四」に、「百分の十二」を「百分の十」に改め、同表の第三号中「合理化に資する」を「合理化及び環境への負荷の低減に資する」に改め、「及び機械その他の設備」及び「（以下この号において「外航船舶」という。）」を削り、「及び当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるもの（外航船舶を除く。）については百分の十八とし、当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるもの（外航船舶に限る。）については百分の十九とし、当該機械その他の設備については百分の六とする。」を「については、百分の十八」に改める。

第十一条の二第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「（以下この項において「地震防災対策強化地域」という。）その他」を「その他の」に、「百分の九（当該地震防災対策用資産が地震防災対策強化地域のうち政令で定める区域内において事業の用に供されたものである場合には、百分の八）」を「百分の八」に改める。

第十一条の四第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第十一条の六第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年五月三十一日（同表の第二号の上欄に掲げるものについては、平成十九年三月三十一日）」に改め、同項の表の第一号中「百分の六」を「百分の五」に改める。

第十一条の七第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「第六条第一号」を「第六条」に、「同条に規定する認定計画のうち政令で定めるもの」を「同法第四条第一項の認定を受けた同項に規定する商店街整備計画」に改める。

第十一条の八第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「百分の十二」を「百分の十」に、「百分の六」を「百分の五」に改める。

第十二条第一項の表の第一号中「百分の十一」を「百分の十」に改め、同表の第三号中「百分の十一」を「百分の十」に、「百分の七」を「百分の六」に改める。

第十二条の二第一項、第十二条の三第一項及び第三項並びに第十三条第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第十三条の二第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「（経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却）」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人が、適用年の十二月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日。以下この項において同じ。）において平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に沖縄振興特別措置法第六十七条第一項に規定する経営基盤強化計画に係る同項の承認を受けた同項に規定する指定中小企業者に該当し、かつ、当該適用年において同項に規定する指定業種に属する事業で当該経営基盤強化計画に係るものを主として営む場合として政令で定める場合に該当する場合には、当該適用年の十二月三十一日において当該個人の有する機械及び装置並びに工場用の建物その他の政令で定める建物及びその附属設備（以下この条において「機械設備等」という。）の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該機械設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の二十七に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該機械設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十三条の二第二項中「同項各号」を「同項」に改める。

第十三条の三第一項中「、第二号に定める資産である場合には百分の三十とし、」を削り、「百分の十二とする。」を「、百分の十二」に改め、同項第一号及び第二号中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第十四条第一項中「百分の百二十一」を「百分の百十五」に、「百分の百二十八」を「百分の百二十」に改め、同条第二項及び第三項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第十四条の二第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「次項第三号」を「次項第二号又は第三号」に改め、同条第二項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　都市再生特別措置法第六十七条に規定する認定整備事業計画に基づいて行われる同法第六十三条第一項に規定する都市再生整備事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるもの

第十四条の二第二項第五号中「貯留する」を「貯留し、又は浸透する」に改める。

第十五条第一項中「提出する個人」を「提出する個人で、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第　号）第四条第一項に規定する認定を受けたもの又は同法第七条第一項に規定する確認を受けたもの」に改め、「もの（」の下に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第五条第二項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第二条第三号に規定する特定流通業務施設であるものに限る。」を加える。

第十六条から第十八条までを次のように改める。

第十六条から第十八条まで　削除

第十九条第一号中「第十条の二」の下に「から第十条の六まで、第十一条」を加える。

第二十条の二第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第二十条の五を削る。

第二十五条第一項中「平成十七年」を「平成二十年」に改める。

第二十六条第二項第一号中「、身体障害者福祉法」及び「、育成医療の給付」を削り、同項に次の一号を加える。

六　障害者自立支援法（平成十七年法律第　号）の規定によつて自立支援医療費を支給することとされる支給認定に係る障害者等に係る指定自立支援医療のうち当該自立支援医療費の額の算定に係る当該指定自立支援医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

第二十七条の次に次の一条を加える。

（有限責任事業組合の事業に係る組合員の事業所得等の所得計算の特例）

第二十七条の二　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第　号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約（以下この条において「組合契約」という。）を締結している組合員である個人が、各年において、

当該組合契約に基づいて営まれる事業（以下この条において「組合事業」という。）から生ずる不動産所得、事業所得又は山林所得を有する場合において当該組合事業によるこれらの所得の損失の金額として政令で定める金額があるときは、当該損失の金額のうち当該組合事業に係る当該個人の出資の価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額に相当する金額は、その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

2　組合契約を締結している組合員である個人で確定申告書を提出するものは、確定申告書に当該個人の前項に規定する出資の価額を基礎として計算した金額に関する事項その他の財務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該書類の提出があつたときは、この限りでない。

3　組合契約を締結している組合員である個人は、前項の確定申告書を提出する場合を除き、財務省令で定めるところにより、その年中の組合事業による不動産所得、事業所得又は山林所得に係る同項の書類を、その年の翌年三月十五日までに、税務署長に提出しなければならない。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十八条第一項第三号中「本州四国連絡橋公団」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に改める。

第三十条の二第一項中「平成十七年」を「平成十九年」に改める。

第三十一条の二第二項第二号中「第六号」の下に「若しくは第七号」を加え、同項第十五号中「第六号、第七号、第十号」を「第六号から第八号まで、第十一号」に改め、同号を同項第十四号中「第六号、第七号、第十号」を「第六号から第八号まで、第十一号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号中「又は第十号」を「、第七号若しくは第十一号」に改め、「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の譲渡」を加え、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「又は第十号」を「、第七号又は第十一号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「又は第六号」を「、第六号若しくは第七号」に改め、「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の譲渡」を加え、同号ロ中「若しくは第十四条第一項若しくは第三項」を「、第十四条第一項若しくは第三項若しくは第五十一条の二第一項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「前三号」を「第六号から前号まで」に、「第十二号から第十五号まで」を「第十三号から第十六号まで」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「前二号、第十号又は第十二号から第十五号まで」を「前三号、第十一号又は第十三号から第十六号まで」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　都市再生特別措置法第六十七条に規定する認定整備事業計画に係る同条に規定する都市再生整備事業（当該認定整備事業計画に定められた建築物（その建築面積が財務省令で定める面積以上であるものに限る。）の建築がされること、その事業の施行される土地の区域の面積が〇・五ヘクタール以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）の同法第六十五条に規定する認定整備事業者（当該認定整備事業計画に定めるところにより当該認定整備事業者と当該区域内の土地等の取得に関する協定を締結した独立行政法人都市再生機構を含む。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該都市再生整備事業の用に供されるもの（第三号から前号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

第三十一条の二第三項中「前項第十号から第十五号まで」を「前項第十一号から第十六号まで」に改め、同条第五項中「第二項第十号から第十三号までの造成又は同項第十四号若しくは第十五号」を「第二項第十一号から第十四号までの造成又は同項第十五号若しくは第十六号」に、「第二項第十号から第十五号まで」を「第二項第十一号から第十六号まで」に改め、同条第七項中「第二項第十号から第十五号まで」を「第二項第十一号から第十六号まで」に改める。

第三十三条第一項第三号中「取得するとき」の下に「（政令で定める場合に該当する場合を除く。）」を加える。

第三十四条の二第二項第一号中「第十号」を「第十一号」に改め、同項第二号中「、公営住宅法」を「又は公営住宅法」に改め、「又は地方公共団体が住宅若しくは生活関連施設の整備改善を図るために行う事業で政令で定めるものの用に供するために買い取られる場合」を削り、同項第十七号を削り、同項第十六号を同項第十七号とし、同項第十号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第九号の次に次の一号を加える。

十　地方公共団体又は景観法（平成十六年法律第百十号）第九十二条第一項に規定する景観整備機構（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）が同法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ロに規定する景観重要公共施設の整備に関する事業（当該事業が当該景観整備機構により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するために、当該景観計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第三十三条第一項第二号、第三十三条の二第一項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第二号、第四号若しくは前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

第三十四条の二第二項第十八号を削り、同項第十九号を同項第十八号とし、同項第二十号を同項第十九号とし、同項第二十一号中「取得するとき」の下に「（政令で定める場合に該当する場合を除く。）」を加え、同号を同項第二十号とし、同項第二十二号を同項第二十一号とし、同項第二十三号から第二十五号までを一号ずつ繰

り上げ、同条第三項中「第十四号まで、第十七号から第十九号まで又は第二十二号」を「第十五号まで、第十八号又は第二十一号」に改める。

第三十四条の三第二項第一号及び第二号中「前条第二項第二十五号」を「前条第二項第二十四号」に改め、同項第十号を同項第十一号とし、同項第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「第二十五号」を「第二十四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地等（農業経営基盤強化促進法第六条第二項第五号イに規定する要活用農地で同法第二十七条の二第一項の規定による通知に係るものに限る。）を農業経営基盤強化促進法第二十七条の三第一項に規定する勧告に係る協議により同条第二項に規定する特定農業法人で当該勧告を行つた市町村の長が同項の規定により当該協議を行う者として定めたものに譲渡した場合（前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

第三十七条の九の二第一項中「個人が、民間都市開発の推進に関する特別措置法」の下に「（昭和六十二年法律第六十二号）」を加え、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第三十七条の十第一項中「次項、次条、第三十七条の十一の二」を「次条から第三十七条の十一の二まで」に、「第四項及び第五項」を「第三項及び第四項」に、「及び次条」を「及び第三十七条の十一」に、「第七項第五号」を「第六項第五号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項第五号中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項第五号中「証券取引所」の下に「（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。第三十七条の十一第一項において同じ。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項第六号」を「第二項第六号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第二項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第三十七条の十の次に次の一条を加える。

（特定管理株式が価値を失つた場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三十七条の十の二　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者について、その有する特定管理株式（当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の開設する特定口座（第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座をいう。以下この項において同じ。）に係る同条第一項に規定する特定口座内保管上場株式等が上場株式等（次条第一項に規定する上場株式等をいう。以下この項において同じ。）に該当しないこととなつた内国法人の株式につき、当該上場株式等に該当しないこととなつた日以後引き続き当該特定口座を開設する証券業者等（同号に規定する証券業者等をいう。）に開設される特定管理口座（当該特定口座内保管上場株式等が上場株式等に該当しないこととなつた内国法人の株式につき当該特定口座から移管により保管の委託がされることその他の財務省令で定める要件を満たす口座をいう。以下この条において同じ。）において保管の委託がされている当該内国法人の株式をいう。以下この条において同じ。）が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として次に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一　当該特定管理株式を発行した株式会社が解散（合併による解散を除く。）をし、その清算が結了したこと。

二　前号に掲げる事実に類する事実として政令で定めるもの

2　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、特定管理口座（その者が二以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この条から第三十七条の十一の五まで、第三十七条の十二の二、第三十七条の十三の二及び第三十七条の十三の三において同じ。）をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の株式等（前条第二項に規定する株式等をいう。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3　第一項の規定は、政令で定めるところにより、同項に規定する事実が発生した日の属する年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項に規定する損失の金額として政令で定める金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4　税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

5　第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の十一第一項中「前条第三項」を「第三十七条の十第二項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「投資口の払戻し」を「同条第二十一項に規定する投資口の払戻し」に、「投資口に係る」を「同項に規定する投資口に係る」に、「投資口に限る」を「同法第二条第二十一項に規定する投資口に限る」に改め、「（これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この条から第三十七条の十一の五まで、第三十七条の十二の二、第三十七条の十三の二及び第三十七条の十三の三において同じ。）」を削り、「前条第一項前段」を「第三十七条の十第一項前

段」に改め、「及び次項」を削り、「（第五項」を「（第三項」に改め、同項第一号中「証券業者」の下に「（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下この条及び第三十七条の十一の三第三項第一号において同じ。）」を加え、同項第三号中「登録金融機関」の下に「、日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号）第八条第一項に規定する登録郵政公社」を加え、同項第四号中「前条第四項各号又は第五項」を「第三十七条の十第三項各号又は第四項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前項に定めるもののほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前条第七項」を「第三十七条の十第六項」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十七条の十一の二第二項第三号中「第三十七条の十第四項第一号」を「第三十七条の十第三項第一号」に改める。

第三十七条の十一の三第一項中「第三十七条の十第三項」を「第三十七条の十第二項」に改め、同条第三項第一号中「又は登録金融機関」を「、登録金融機関」に、「（以下この条及び次条において「証券業者等」という」を「又は登録郵政公社（日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第八条第一項に規定する登録郵政公社をいう。）（以下この条及び次条において「証券業者等」と総称する」に、「国内にあるものに限る」を「国内にある営業所又は事務所（郵便局を含む。）をいう」に改め、同条第八項中「記録した」の下に「光ディスク、」を加え、「磁気テープ等」を「光ディスク等」に改める。

第三十七条の十一の四第一項中「第三十七条の十第三項」を「第三十七条の十第二項」に改める。

第三十七条の十二第一項中「第三十七条の十第二項」に、「第三十七条の十第七項第五号」を「第三十七条の十第六項第五号」に改め、同条第四項中「第三十七条の十第四項及び第七項」を「第三十七条の十第三項及び第六項」に、「同条第七項第三号」を「同条第六項第三号」に改める。

第三十七条の十二の二第四項中「第七項」を「第六項」に、「第四項」を「第三項」に、「前条第一項前段」を「第三十七条の十第一項前段」に改める。

第三十七条の十三第一項第一号中「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第七条の二に規定する特定中小企業者」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第七条に規定する特定新規中小企業者」に改め、同項第二号中「第三十七条の十第二項」を「第三十七条の十一第一項第一号」に改め、同項に次の一号を加える。

四　内国法人のうち、地域再生法（平成十七年法律第　号）第八条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第五条第三項第一号に規定する事業を行う同法第十二条第一項に規定する特定地域再生事業会社であつて、中小企業者に該当するものとして財務省令で定める株式会社当該株式会社により発行される株式

第三十七条の十三の二第一項中「第三十七条の十第二項に規定する上場等の日」を「上場等の日（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所に上場された日その他の政令で定める日をいう。）」に改める。

第三十七条の十三の三第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「第三項及び第五項」を「次項及び第四項」に改め、同項第一号中「第三十七条の十第二項」を「前条第一項」に改め、同項第二号中「第三十七条の十第二項」を「第三十七条の十一第一項第一号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「及び第二項」を削り、同項を同条第四項とする。

第三十七条の十四の二第一項中「第三十七条の十第三項」を「第三十七条の十第二項」に改め、同項第一号中「第三十七条の十第二項」を「第三十七条の十一第一項第一号」に改め、同項第三号中「第三十七条の十第四項各号又は第五項」を「第三十七条の十第三項各号又は第四項」に改める。

第三十七条の十五第一項第一号中「第三十七条の十第三項第三号」を「第三十七条の十第二項第三号」に改める。

第二章第四節の二の節名を次のように改める。

第四節の二　居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第二章第四節の二中第四十条の四の前に次の款名を付する。

第一款　居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例

第四十条の四第一項中「もの（以下この節」を「もの（以下この款」に、「事業年度において」を「事業年度（第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）において」に、「（その」を「に対応するものとしてその」に、「を発行する法人に対しその」を「の請求権（」に、「権利のない株式等又は実質的に当該権利がないと認められる株式等（以下この項及び次項において「請求権のない株式等」という。）に係るものを除く。以下この項において同じ。）に対応するものとして」を「権利をいう。以下この項において同じ。）の内容を勘案して」に、「金額（以下この節」を「金額（次条」に改め、同項第一号中「間接保有の株式等」の下に「（請求権のない株式等又は実質的に請求権がないと認められる株式等（以下この号及び次項において「請求権のない株式等」という。）に係るものを除く。次号において同じ。）」を加え、同条第二項第一号を次のように改める。

一　外国関係会社　外国法人で、その発行済株式の総数又は出資金額（その有する自己の株式等を除く。）のうちに居住者及び内国法人並びに居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある非居住者（以下この号において「特殊関係非居住者」という。）が有し、並びに特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等の合計数又は合計額の占める割合（当該外国法人が次の

イからハまでに掲げる法人である場合には、当該割合とそれぞれイからハまでに定める割合のいずれか多い割合）が百分の五十を超えるものをいう。

イ　議決権のない株式等を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。）　その発行済株式の総数又は出資金額（議決権のない株式等及び当該外国法人が有する自己の株式等を除く。）のうちに居住者、内国法人及び特殊関係非居住者が有し、並びに特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等（議決権のない株式等に係るものを除く。）の合計数又は合計額の占める割合

ロ　請求権のない株式等を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。）　その発行済株式の総数又は出資金額（請求権のない株式等及び当該外国法人が有する自己の株式等を除く。）のうちに居住者、内国法人及び特殊関係非居住者が有し、並びに特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等（請求権のない株式等に係るものを除く。）の合計数又は合計額の占める割合

ハ　議決権のない株式等及び請求権のない株式等を発行している法人　イ又はロに定める割合のいずれか多い割合

第四十条の四第二項第二号中「五年」を「七年」に改め、同項第三号中「他の外国法人」を「他の外国法人又は第四十条の七第二項第一号に規定する外国信託」に、「総数」を「合計数」に改め、同項第四号中「場合」を「もの」に改め、同条第五項中「第三項」の下に「又は第四項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項各号列記以外の部分を次のように改める。

第一項及び前項の規定は、第一項各号に掲げる居住者に係る前項に規定する特定外国子会社等がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において固定施設を有するものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

第四十条の四第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項各号に掲げる居住者に係る特定外国子会社等（株式（出資を含む。）若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つているものである場合（次項において「固定施設を有するものである場合」という。）における第一項の規定の適用については、同項中「調整を加えた金額」とあるのは、「調整を加えた金額から当該特定外国子会社等の事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の百分の十に相当する金額を控除した金額」とする。

第四十条の五第一項中「場合又は当該」を「場合、当該」に、「同項」を「同条第二項第一号」に、「額の支払（同号」を「支払（第二号」に、「場合に」を「場合又は当該居住者に係る第四十条の七第二項第一号に規定する外国関係信託（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配の支払（第二号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。）を受けた外国関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）につき第四号に掲げる事実が生じた場合に」に、「又は外国関係会社」を「若しくは外国関係会社」に、「又は剰余金の分配の額（」を「若しくは剰余金の分配の額又は外国関係信託から受ける収益の分配の額（」に、「第二十五条の」を「第二十五条第一項の」に、「この節」を「この条及び次条」に改め、同項第一号中「額の支払」を「支払」に改め、同項第二号中「利益積立金額」の下に「（第二条第二項第二十一号に規定する利益積立金額をいう。次号において同じ。）」を加え、同項第三号中「額の支払」を「支払」に改め、同項に次の一号を加える。

四　当該居住者に対する収益の分配の支払　その支払う収益の分配の額

第四十条の五第二項及び第三項中「又は外国関係会社」を「、外国関係会社又は外国関係信託」に改める。

第四十条の六中「につき納付する」を「に係る」に、「外国所得税の処理」を「控除限度額の計算」に改め、第二章第四節の二中同条の次に次の一款を加える。

第二款　居住者の特定外国信託に係る所得の課税の特例

（居住者に係る特定外国信託の留保金額の総収入金額算入）

第四十条の七　次に掲げる居住者に係る外国関係信託のうち、その信託された国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託（以下この条において「特定信託」という。）の各計算期間（同法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいい、次項第二号において「内国計算期間」という。）の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係信託に該当するもの（以下この款において「特定外国信託」という。）が、平成十七年四月一日以後に開始する各計算期間（外国関係信託について同法第十五条の三第一項から第三項までの規定を適用するものとした場合のこれらの規定に規定する計算期間をいう。以下この条において同じ。）において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び収益の分配の額に関する調整を加えた金額（以下この項において「適用対象留保金額」という。）を有する場合には、その適用対象留保金額のうちその者の有する当該特定外国信託の直接及び間接保有の受益権に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（次条第一項及び第二項において

「課税対象留保金額」という。）に相当する金額は、その者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各計算期間終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分のその者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一　その有する外国関係信託の直接及び間接保有の受益権の当該外国関係信託の受益権の総口数のうちに占める割合が百分の五以上である一の同族受益者グループに属する居住者（前号に掲げる居住者を除く。）

2　前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　外国関係信託　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十八項に規定する外国投資信託のうち特定信託に類するものとして政令で定めるもの（以下この項において「外国信託」という。）で、その受益権の総口数のうちに居住者及び内国法人並びに居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある非居住者が有し、並びに特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の受益権の合計数の占める割合が百分の五十を超えるものをいう。

二　未処分所得の金額　特定外国信託の各計算期間の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及びこの法律による各内国計算期間の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところにより当該各計算期間開始の日前七年以内に開始した各計算期間において生じた欠損の金額に係る調整を加えた金額をいう。

三　直接及び間接保有の受益権　個人若しくは内国法人が直接に有し、又は特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として直接に有する外国信託の受益権の口数（当該外国信託が収益の分配、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利（以下この号において「分配請求権」という。）が異なる受益権又は実質的に分配請求権が異なると認められる受益権のある信託である場合には、受益権の口数及びその分配請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した数。以下この号において同じ。）及び他の外国信託又は外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国信託の受益権の口数の合計数をいう。

四　同族受益者グループ　外国関係信託の直接及び間接保有の受益権を有する者のうち、一の居住者、内国法人又は特定信託の受託者である法人（当該特定信託の信託財産として当該外国関係信託の直接及び間接保有の受益権を有するものに限る。以下この号において同じ。）及び当該一の居住者、内国法人又は特定信託の受託者である法人と政令で定める特殊の関係のある者（外国法人を除く。）をいう。

3　第一項各号に掲げる居住者は、その者に係る特定外国信託の各計算期間の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を当該各計算期間終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分の確定申告書に添付しなければならない。

第四十条の八　その年分以前の各年分の所得税について前条第一項の規定の適用を受ける居住者に係る特定外国信託につき第一号に掲げる事実が生じた場合、当該居住者に係る同条第二項第一号に規定する外国関係信託（当該特定外国信託から収益の分配の支払を受けた外国関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）につき第二号に掲げる事実が生じた場合又は当該居住者に係る第四十条の四第二項第一号に規定する外国関係会社（当該特定外国信託から収益の分配の支払を受けた外国関係会社のうち政令で定めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）につき第三号に掲げる事実が生じた場合において、当該各号に定める金額のうちに、その者に係る課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この項及び次項において「課税済分配等の額」という。）が含まれているときは、その課税済分配等の額に相当する金額は、政令で定めるところにより、その者のこれらの事実の生じた日の属する年分の特定外国信託若しくは外国関係信託から受ける収益の分配の額又は外国関係会社から受ける利益の配当若しくは剰余金の分配の額（所得税法第二十五条第一項の規定により当該外国関係会社からの利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額を含む。次項及び次条において「収益の分配等の額」という。）に係る配当所得の金額又は前条第一項の規定によりその総収入金額に算入されることとなる課税対象留保金額に係る雑所得の金額の計算上控除する。

一　収益の分配の支払　その支払う収益の分配の額

二　当該居住者に対する収益の分配の支払　その支払う収益の分配の額

三　当該居住者に対する利益の配当若しくは剰余金の分配の支払又は所得税法第二十五条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付　その支払う利益の配当若しくは剰余金の分配の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額（第二条第二項第二十一号に規定する利益積立金額をいう。）に相当する金額

2　前項に規定する居住者のその年の前年以前三年内の各年において、課税済分配等の額に相当する金額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（この項の規定により前年以前の各年において控除されたものを除く。以下この項において「控除未済分配等の額」という。）がある場合には、当該控除未済分配等の額は、政令で定めるところにより、その者のその年分の特定外国信託、外国関係信託又は外国関係会社から受ける収益の分配等の額に係る配当所得の金額又は前条第一項の規定によりその総収入金額に算入されることとなる課税対象留保金額に係る雑所得の金額の計算上控除する。

3　第四十条の五第三項及び第四項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十条の五第三項	第一項又は前項の規定は、第一項	第四十条の八第一項又は第二項の規定は、同条第一項
	以後前項	以後同条第二項
	提出する第一項	提出する同条第一項
	同項又は前項	同項又は同条第二項
	第一項又は前項に規定する特定外国子会社等、外国関係会社又は外国関係信託から受ける配当等の額	同条第一項又は第二項に規定する特定外国信託、外国関係信託又は外国関係会社から受ける収益の分配等の額
第四十条の五第四項	、第一項又は前項	、同条第一項又は第二項
	第一項	第四十条の八第一項
	前項	同条第三項において準用する第四十条の五第三項

第四十条の九　居住者が第四十条の七第一項各号に掲げる者に該当するかどうかの判定に関する事項、居住者がその者に係る特定外国信託から受ける収益の分配等の額に係る所得税法第九十五条第一項に規定する控除限度額の計算その他前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の四の次に次の一条を加える。

（特定組合員の不動産所得に係る損益通算等の特例）

第四十一条の四の二　特定組合員（組合契約を締結している組合員（これに類する者で政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）のうち、組合事業に係る重要な財産の処分若しくは譲受け又は組合事業に係る多額の借財に関する業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務のうち契約を締結するための交渉その他の重要な部分を自ら執行する組合員以外のものをいう。）に該当する個人が、平成十八年以後の各年において、組合事業から生ずる不動産所得を有する場合においてその年分の不動産所得の金額の計算上当該組合事業による不動産所得の損失の金額として政令で定める金額があるときは、当該損失の金額に相当する金額は、所得税法第二十六条第二項及び第六十九条第一項の規定その他の所得税に関する法令の規定の適用については、生じなかつたものとみなす。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　組合契約　民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約及び投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約並びに外国におけるこれらに類する契約（政令で定めるものを含む。）をいう。

二　組合事業　各組合契約に基づいて営まれる事業をいう。

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の八第二項中「をいう」の下に「。以下この項において同じ」を、「退所した者」の下に「又はハンセン病の患者であつた者（国立ハンセン病療養所等に入所したことがない者で財務省令で定めるものに限る。）」を加える。

第四十一条の十二第一項中「（昭和六十一年法律第四十五号）第三条第一項」を「（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項」に改め、同条第二十項中「又は第六十七条の十七第八項」を削り、同条第二十三項中「支払をする法人」を「支払をする者」に改め、「記録した」の下に「光ディスク、」を加え、「磁気テープ等」を「光ディスク等」に改める。

第四十一条の十四第一項に次の一号を加える。

三　平成十七年七月一日以後に行う金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第二項に規定する取引所金融先物取引（以下この号、第三項及び第四項において「金融先物取引」という。）当該金融先物取引に係る同条第八項に規定する通貨等の受渡しが行われることとなるものを除く。）

第四十一条の十四第三項中「又は証券業者等」を削り、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　委託により金融先物取引をした場合　当該金融先物取引の委託を受けた金融先物取引業者（金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業者をいう。以下この号において同じ。）の営業所又は事務所（以下この号において「営業所等」という。）の長（金融先物取引の委託の取次ぎにより当該金融先物取引業者に当該金融先物取引の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎを引き受けた金融先物取引業者の営業所等の長）

第四十一条の十四第四項中「又は証券業者等」を削り、「又は有価証券先物取引等に」を「、有価証券先物取引等又は金融先物取引に」に、「又は有価証券先物取引等の種類」を「、有価証券先物取引等の種類」に改め、「約定数値をいう。」の下に「又は金融先物取引の種類、数量及び対価の額若しくは約定数値（金融先物取引法第七十一条第一項の約定数値をいう。）」を加え、「又は有価証券先物取引等の差金等決済」を「、有価証券先物取引等又は金融先物取引の差金等決済」に改め、同条第五項中「又は証券業者等」を削り、「記録した」の下に「光ディスク、」を加え、「磁気テープ等」を「光ディスク等」に改める。

第四十一条の十八第二項中「百分の二十五に相当する金額を超える場合には、当該百分の二十五」を「百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十」に改める。

第四十二条の三の二第一項中「第二十五条」を「第十条の七、第二十五条」に改める。

第四十二条の四第一項及び第四十二条の五第二項中「並びに第四十二条の十一第六項」を「、第四十二条の十一第六項」に改め、「第十二項」の下に「並びに第四十二条の十二」を加える。

第四十二条の六第二項中「並びに第四十二条の十一第六項」を「、第四十二条の十一第六項」に改め、「第十二項」の下に「並びに第四十二条の十二」を加え、同条第三項中「又は第四十二条の十一第七項」を「、第四十二条の十一第七項又は第四十二条の十二」に改める。

第四十二条の七第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項第六号及び第七号を次のように改める。

六　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて同法第二条第六項に規定する経営革新のための事業を行う同条第一項に規定する中小企業者（同項第八号に掲げる者を除く。）に該当する法人（大規模な法人の子会社として政令で定めるもの（次号及び第八号において「大規模法人子会社」という。）及び前各号に掲げる法人に該当するものを除く。）当該承認経営革新計画に定める機械及び装置

七　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十二条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて同法第二条第七項に規定する異分野連携新事業分野開拓のための事業を行う同条第一項に規定する中小企業者（同項第八号に掲げる者を除く。）に該当する法人（大規模法人子会社を除く。）で同法第十五条第二項に規定する確認を受けたもの（前各号に掲げる法人に該当するものを除く。）当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に定める機械及び装置

第四十二条の七第一項に次の一号を加える。

八　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に規定する中小企業者（同項第八号に掲げる者を除く。）に該当する法人（大規模法人子会社を除く。）で同法第八条第一項に規定する業種に属する事業を営むもののうち設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないもの（当該法人が連結子法人である場合には当該法人との間に連結完全支配関係を有する連結親法人が当該連結親法人の設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないものである場合に限り、前各号に掲げる法人に該当するものを除く。）当該事業の用に供される機械及び装置

第四十二条の七第二項中「、第五号又は第六号」を「又は第五号」に、「並びに第四十二条の十一第六項」を「、第四十二条の十一第六項」に改め、「第十二項」の下に「並びに第四十二条の十二」を加え、同条第三項中「又は第四十二条の十一第七項」を「、第四十二条の十一第七項又は第四十二条の十二」に改める。

第四十二条の九第一項中「並びに第四十二条の十一第六項」を「、第四十二条の十一第六項」に改め、「第十二項」の下に「並びに第四十二条の十二」を加える。

第四十二条の十第一項中「第六十六条の」を「第六十六条第五項の」に、「中小企業経営革新支援法第五条第二項」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項」に、「第六十六条に」を「第六十六条第一項に」に、「同条」を「同項」に、「中小企業経営革新支援法第二条第一項第六号」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項第八号」に改め、同条第二項中「並びに次条第六項」を「、次条第六項」に改め、「第十二項」の下に「並びに第四十二条の十二」を加える。

第四十二条の十一第六項中「並びに前条第二項」を「、前条第二項」に、「並びに法人税法」を「並びに次条並びに法人税法」に改め、同条第七項中「場合に限る」の下に「ものとし、次条の規定の適用を受けるものに係る場合を除く」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除）

第四十二条の十二　青色申告書を提出する法人の平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度等を除く。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）が当該法人の比較教育訓練費の額を超える場合には、当該事業年度の所得に対する法人税の額（この条、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の七第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。）から、当該比較教育訓練費の額を超える部分の金額の百分の二十五に相当する金額を控除する。ただし、その控除を受ける金額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

2　第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（以下この項において「中小企業者等」という。）の平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（前項の規定の適用を受ける事業年度及び設立事業年度等を除く。）において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額があ

場合には、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該事業年度の当該教育訓練費の額の百分の二十（教育訓練費増加割合（当該事業年度の当該教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合をいう。）が百分の四十未満であるときは、当該教育訓練費増加割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）とする。）に相当する金額を控除する。ただし、その控除を受ける金額が、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

3　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　設立事業年度等　設立（合併による設立を除く。）の日（法人税法第二条第四号に規定する外国法人にあつては同法第百四十一条第一号に掲げる外国法人に該当することとなつた日とし、同法第二条第六号に規定する公益法人等及び人格のない社団等にあつては新たに同条第十三号に規定する収益事業を開始した日とする。）を含む事業年度（政令で定める事業年度を除く。）、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度をいう。

二　教育訓練費　法人がその使用人（当該法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）と政令で定める特殊の関係のある者及び当該法人の使用人としての職務を有する役員を除く。）の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で政令で定めるものをいう。

三　比較教育訓練費の額　前二項のいずれかの規定の適用を受けようとする事業年度（以下この号及び第六項において「適用年度」という。）開始の日前二年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（当該適用年度開始の日前二年以内に開始した連結事業年度（以下この号において「二年以内連結事業年度」という。）にあつては当該二年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額とし、当該各事業年度の月数（二年以内連結事業年度にあつては、当該法人の当該二年以内連結事業年度の月数。以下この号において同じ。）と当該適用年度の月数とが異なる場合には当該教育訓練費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各事業年度の月数で除して計算した金額とする。）の合計額を当該二年以内に開始した各事業年度の数（二年以内連結事業年度の数を含む。）で除して計算した金額をいう。

4　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5　第一項又は第二項の規定は、確定申告書等にこれらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

6　前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項に規定する法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は事後設立法人若しくは被事後設立法人である場合における適用年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額の計算その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7　第一項又は第二項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第二項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の十二第一項若しくは第二項（教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款並びに租税特別措置法第四十二条の十二第一項及び第二項（教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第一項及び第二項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の十二第一項及び第二項（教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第四十二条の十二第一項及び第二項（教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除）」とする。

第四十三条第一項の表の第一号中「百分の十六」を「百分の十四」に、「百分の十二」を「百分の十」に改め、同表の第三号中「合理化に資する」を「合理化及び環境への負荷の低減に資する」に改め、「及び機械その他の設備」及び「（以下この号において「外航船舶」という。）」を削り、「及び当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるもの（外航船舶を除く。）については百分の十八とし、当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるもの（外航船舶に限る。）については百分の十九とし、当該機械その他の設備については百分の六とする。」を「については、百分の十八」に改める。

第四十三条の二第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「百分の十三」を「百分の十二」に改める。

第四十三条の三を次のように改める。

（保全事業等資産の特別償却）

第四十三条の三　青色申告書を提出する法人で山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十二条第五項に規定する認定法人（地方公共団体の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものに限る。）であるものが、平成三年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に同条第一項の認定（同条第五項の認定を含む。）

を受けた同条第一項に規定する保全事業等の計画（以下この項において「保全事業等の計画」という。）に従つて、当該認定の日から三年以内の期間内に、当該保全事業等の計画に記載された建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるもの（以下この項において「保全事業等資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は保全事業等資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の営む事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該保全事業等資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該保全事業等資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該保全事業等資産の取得価額の百分の十三（建物及びその附属設備については、百分の六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十四条第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「（以下この項において「地震防災対策強化地域」という。）その他」を「その他の」に、「百分の九（当該地震防災対策用資産が地震防災対策強化地域のうち政令で定める区域内において事業の用に供されたものである場合には、百分の八）」を「百分の八」に改める。

第四十四条の二第一項中「新事業創出促進法」を「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）附則第四条の規定による廃止前の新事業創出促進法」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「百分の十五」を「百分の十四」に、「百分の八」を「百分の七」に改める。

第四十四条の四第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第四十四条の六第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年五月三十一日（同表の第三号の上欄に掲げるものについては、平成十九年三月三十一日）」に改め、同項の表の第一号中「百分の六」を「百分の五」に改め、同表の第二号中「百分の十五」を「百分の十二」に改める。

第四十四条の七第一項中「平成十七年三月三十一日（同表の第五号の上欄」を「平成十九年三月三十一日（同表の第四号の上欄」に、「及び同表の第五号の上欄」を「及び同表の第四号の上欄」に改め、同項の表の第一号中「第六条に規定する認定計画（次号において「認定計画」という。）のうち政令で定めるもの」を「第四条第一項の認定を受けた同項に規定する商店街整備計画（次号において「認定商店街整備計画」という。）」に改め、同表の第二号中「第六条第一号」を「第六条」に、「認定計画のうち政令で定めるもの」を「認定商店街整備計画」に改め、同表の第三号中「に規定する認定を受けた振興計画」を「の認定を受けた同項に規定する振興計画」に改め、同表の第四号を削り、同表の第五号を同表の第四号とする。

第四十四条の八の見出しを「（製造過程管理高度化設備等の特別償却）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「百分の十二」を「百分の十」に、「百分の六」を「百分の五」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十五条第一項の表の第一号中「百分の十一」を「百分の十」に改め、同表の第三号中「百分の十一」を「百分の十」に、「百分の七」を「百分の六」に改める。

第四十五条の二第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、昭和五十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、次の各号に掲げる減価償却資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「医療用機器等」という。）を取得し、又は医療用機器等を製作して、これを当該法人の営む医療保健業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該医療用機器等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該医療用機器等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該医療用機器等の取得価額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

一　医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの（次号又は第三号に掲げるものを除く。）　百分の十四

二　救急医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの　百分の二十

三　医療の安全の確保に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの　百分の二十

第四十五条の二第二項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「、次の各号に」を「、次に」に、「に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」を「の百分の八に相当する」に改め、同項各号を次のように改める。

一　介護保険法第七条第二十三項に規定する介護療養型医療施設の療養病床等（同項の療養病床以外の病院の病床に係る部分に限る。）のうち政令で定める病床に入院する患者のための施設の用に供される建物及びその附属設備

二　病院又は診療所のうち医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床に入院する患者のための施設の用に供される建物及びその附属設備

第四十五条の二第四項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第四十六条の見出しを「（経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却）」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人が、適用事業年度終了の日において平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に沖縄振興特別措置法第六十七条第一項に規定する経営基盤強化計画に係る同項の承認を受けた同項に規定する指定中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項第八号に掲げる者を除く。）に該当し、かつ、当該適用事業年度において沖縄振興特別措置

法第六十七条第一項に規定する指定業種に属する事業で当該経営基盤強化計画に係るものを主として営む場合として政令で定める場合に該当する場合には、当該適用事業年度終了の日において当該法人の有する機械及び装置並びに工場用の建物その他の政令で定める建物及びその附属設備に係る当該適用事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、これらの資産の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十七に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

第四十六条第二項中「同項各号」を「同項」に改める。

第四十六条の二第一項及び第四十六条の三第一項第一号中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第四十七条第一項中「百分の二十一」を「百分の十五」に、「百分の二十八」を「百分の二十」に改め、同条第三項及び第五項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第四十七条の二第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「第三項第三号」を「第三項第二号又は第三号」に改め、同条第三項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　都市再生特別措置法第六十七条に規定する認定整備事業計画に基づいて行われる同法第六十三条第一項に規定する都市再生整備事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるもの

第四十七条の二第三項第五号中「貯留する」を「貯留し、又は浸透する」に改める。

第四十八条第一項中「提出する法人」を「提出する法人で、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第一項に規定する認定を受けたもの又は同法第七条第一項に規定する確認を受けたもの」に改め、「もの（」の下に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第五条第二項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第二条第三号に規定する特定流通業務施設であるものに限る。」を加える。

第四十九条から第五十二条までを次のように改める。

第四十九条から第五十一条まで　削除

（植林費の損金算入の特例）

第五十二条　青色申告書を提出する法人で森林法第二条第二項に規定する森林所有者に該当するものが、昭和五十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、その有する山林につき同法第十一条第四項（同法第十二条第三項において準用する場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第二項の規定により読み替えて適用される森林法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長（同法第十九条の規定の適用がある場合には、同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者）の認定を受けた同法第十一条第一項に規定する森林施業計画（同条第四項第二号ロに規定する公益的機能別森林施業を実施するためのものとして財務省令で定めるもの及び同法第十六条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第三項の規定による認定の取消しがあつたものを除く。）に基づき、造林（植栽又は播種により森林を造成することをいう。以下この項において同じ。）をするための植林費（種苗費、植栽費及び地ごしらえ費その他造林のために必要な費用で政令で定めるものをいい、減価償却資産の取得に要した金額とされるべき費用を除く。）を支出した場合には、その支出した日を含む事業年度において、その支出した金額の百分の三十五に相当する金額以下の金額で当該法人が損金経理をしたものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、確定申告書等に同項に規定する支出した金額の損金算入に関する申告の記載がない場合には、適用しない。

第五十二条の三第一項中「、各特別償却に関する規定」を「、各特別償却対象資産別に各特別償却に関する規定」に改め、「各特別償却対象資産別に」を削り、同条第二項中「、その満たない金額（」を「、各特別償却対象資産別にその満たない金額（」に改め、「各特別償却対象資産別に」を削り、同条第三項中「おいて、当該」を「おいて、各特別償却対象資産別に当該」に改め、「各特別償却対象資産別に」を削り、同条第十一項及び第十二項中「時として」の下に「各特別償却対象資産別に」を加え、「各特別償却対象資産別に」を削る。

第五十三条第一項第二号中「第四十二条の十」の下に「、第四十二条の十一、第四十三条」を加える。

第五十五条第四項中「適格現物出資」を「第三号に掲げる場合の適格現物出資以外の適格現物出資」に、「第一号、第二号、第四号又は第六号」を「第一号から第三号まで、第五号又は第七号」に改め、同項第一号中「次号又は第三号」を「次号から第四号まで」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「当該特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は」を「前号に規定する特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三　適格現物出資により外国法人である被現物出資法人（第二項第二号に掲げる資源開発投資法人に該当するものを除く。）に第一号に規定する特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は一部を移転した場合　その適格現物出資直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額のうちその移転することとなつた株式等又は資源特定債権に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該適格現物出資により当該被現物出資法人に当該特定法人の株式等又は資源特定債権の全部を移転

した場合には、その適格現物出資直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額）

第五十五条第九項中「被現物出資法人」の下に「（第四項第三号に規定する被現物出資法人を除く。）」を加え、同条第十八項中「により被現物出資法人」の下に「（外国法人である被現物出資法人を除く。）」を加える。

第五十五条の六第一項及び第九項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第五十六条を削る。

第五十六条の二第十二項、第十四項、第十六項及び第十八項中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条第一項」に、「第五十六条の二第四項」を「第五十六条第四項」に改め、同条を第五十六条とする。

第五十六条の三第十項中「第五十六条の三第一項」を「第五十六条の二第一項」に改め、同条を第五十六条の二とする。

第五十七条第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第五十七条の二を次のように改める。

第五十七条の二　削除

第五十七条の三を次のように改める。

（使用済燃料再処理準備金）

第五十七条の三　青色申告書を提出する法人で原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第　号）第七条第一項に規定する特定実用発電用原子炉設置者等であるものが、各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度を除く。）において、同法第二条第一項に規定する使用済燃料（以下この条において「使用済燃料」という。）の同法第二条第四項に規定する再処理等（次項において「再処理等」という。）に要する費用の支出に充てるため、当該事業年度において同法第三条第一項、第二項及び第七項の規定により同条第二項に規定する資金管理法人に使用済燃料再処理等積立金として積み立てた金額（同法第八条の規定により積み立てたものとみなされた金額（適格合併により移転を受けた金額を除く。）を含む。）に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により使用済燃料再処理準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の使用済燃料再処理準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十三第一項の使用済燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている法人の各事業年度に使用済燃料について生じた再処理等に要する費用の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合において、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第七条第一項の規定により同条第二項に規定する承認を受けた同項の取戻しに関する計画に従つて使用済燃料再処理等積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした日における使用済燃料再処理準備金の金額（その日において第六十八条の五十三第一項の使用済燃料再処理準備金の金額（以下この項において「連結使用済燃料再処理準備金の金額」という。）がある場合には当該連結使用済燃料再処理準備金の金額を含むものとし、その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額（同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には当該金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうちその取戻しをした使用済燃料再処理等積立金の額に相当する金額は、その取戻しをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　第一項の使用済燃料再処理準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十三第一項の使用済燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合（適格合併により使用済燃料に係る使用済燃料再処理等積立金を移転する場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第二号イに掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　前項の取戻しをした場合以外の場合において、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第七条第一項の規定により使用済燃料再処理等積立金の全部又は一部の取戻しをした場合　その取戻しをした日における使用済燃料再処理準備金の金額のうちその取戻しをした使用済燃料再処理等積立金の額に相当する金額

二　原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第八条の規定により使用済燃料再処理等積立金の全部又は一部を有しないこととなつた場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　合併により合併法人に使用済燃料に係る使用済燃料再処理等積立金を移転したことにより当該使用済燃料再処理等積立金を有しないこととなつた場合　その合併の直前における使用済燃料再処理準備金の金額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　その有しないこととなつた日における使用済燃料再処理準備金の金額のうちその有しないこととなつた使用済燃料再処理等積立金の額に相当する金額

三　解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における使用済燃料再処理準備金の金額

四　前項、前三号、次項及び第五項の場合以外の場合において使用済燃料再処理準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における当該使用済燃料再処理準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4　第一項の使用済燃料再処理準備金（連結事

業年度において積み立てた第六十八条の五十三第一項の使用済燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における使用済燃料再処理準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該使用済燃料再処理準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5　第一項の使用済燃料再処理準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十三第一項の使用済燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における使用済燃料再処理準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項及び第七項の規定は、適用しない。

6　第五十五条の五第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7　第五十五条第十一項及び第十二項の規定は、第一項の使用済燃料再処理準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十三第一項の使用済燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている法人が適格合併により合併法人に使用済燃料を移転した場合（第六十八条の五十三第六項に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは、「第六十八条の五十三第六項において準用する第六十八条の四十三第十項」と読み替えるものとする。

8　第六項に定めるもののほか、第一項から第五項まで及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十七条の四第二項中「原子力基本法」の下に「（昭和三十年法律第百八十六号）」を加える。

第五十七条の九第二項、第六十一条第一項及び第六十一条の二第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第六十二条第六項第二号を次のように改める。

二　第四十二条の四から第四十二条の七まで及び第四十二条の九から第四十二条の十二までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十一第六項中「並びに次条」とあるのは「、次条並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十二第一項中「並びに前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」とあるのは「、前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに第六十二条第一項」とする。

第六十二条の三第四項第二号中「第六号」の下に「若しくは第七号」を加え、同項第十五号中「第六号、第七号、第十号」を「第六号から第八号まで、第十一号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号中「第六号、第七号、第十号」を「第六号から第八号まで、第十一号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号中「又は第十号」を「、第七号若しくは第十一号」に改め、「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の譲渡」を加え、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「又は第十号」を「、第七号又は第十一号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「又は第六号」を「、第六号若しくは第七号」に改め、「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の譲渡」を加え、同号ロ中「若しくは第十四条第一項若しくは第三項」を「、第十四条第一項若しくは第三項若しくは第五十一条の二第一項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「前三号」を「第六号から前号まで」に、「第十二号から第十五号まで」を「第十三号から第十六号まで」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「前二号、第十号又は第十二号から第十五号まで」を「前三号、第十一号又は第十三号から第十六号まで」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　都市再生特別措置法第六十七条に規定する認定整備事業計画に係る同条に規定する都市再生整備事業（当該認定整備事業計画に定められた建築物（その建築面積が財務省令で定める面積以上であるものに限る。）の建築がされること、その事業の施行される土地の区域の面積が〇・五ヘクタール以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）の同法第六十五条に規定する認定整備事業者（当該認定整備事業計画に定めるところにより当該認定整備事業者と当該区域内の土地等の取得に関する協定を締結した独立行政法人都市再生機構を含む。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該都市再生整備事業の用に供されるもの（第三号から前号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

第六十二条の三第五項中「前項第十号から第十五号まで」を「前項第十一号から第十六号まで」に改め、同条第七項中「第四項第十号から第十三号までの造成又は同項第十四号若しくは第十五号」を「第四項第十一号から第十四号までの造成又は同項第十五号若しくは第十六号」に、「同項第十号から第十五号まで」を「同項第十一号から第十六号まで」に改め、同条第八項中「第四項第十号から第十五号まで」を「第四項第十一号から第十六号まで」に改め、同条第九項中「、第六十五条の七から」を「若しくは第六十五条の七から」に改め、「若しくは第六十六条」を削り、同条第十一項第二号を次のように改める。

二　第四十二条の四から第四十二条の七まで及び第四十二条の九から第四十二条の十二までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、第四十二条の十二並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十一第六項中「並びに次条」とあるのは「、次条並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十二第一項中「並びに前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」とあるのは「、前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに第六十二条の三」とする。

第六十四条第一項第三号中「取得するとき」の下に「（政令で定める場合に該当する場合を除く。）」を加える。

第六十五条の四第一項第一号中「第十号」を「第十一号」に改め、同項第二号中「、公営住宅法」を「又は公営住宅法」に改め、「又は地方公共団体が住宅若しくは生活関連施設の整備改善を図るために行う事業で政令で定めるものの用に供するために買い取られる場合」を削り、同項第十七号を削り、同項第十六号を同項第十七号とし、同項第十号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第九号の次に次の一号を加える。

十　地方公共団体又は景観法第九十二条第一項に規定する景観整備機構（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）が同法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ロに規定する景観重要公共施設の整備に関する事業（当該事業が当該景観整備機構により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するために、当該景観計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第二号、第四号若しくは前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

第六十五条の四第一項第十八号を削り、同項第十九号を同項第十八号とし、同項第二十号を同項第十九号とし、同項第二十一号中「取得するとき」の下に「（政令で定める場合に該当する場合を除く。）」を加え、同号を同項第二十号とし、同項第二十二号を同項第二十一号とし、同項第二十三号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項及び第三項中「第十四号まで、第十七号から第十九号まで又は第二十二号」を「第十五号まで、第十八号又は第二十一号」に改める。

第六十五条の五第一項第一号及び第二号中「前条第一項第二十五号」を「前条第一項第二十四号」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「第二十五号」を「第二十四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地等（農業経営基盤強化促進法第六条第二項第五号イに規定する要活用農地で同法第二十七条の二第一項の規定による通知に係るものに限る。）を農業経営基盤強化促進法第二十七条の三第一項に規定する勧告に係る協議により同条第二項に規定する特定農業法人で当該勧告を行つた市町村の長が同項の規定により当該協議を行う者として定めたものに譲渡した場合（前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

第六十五条の七第一項の表の第十六号の上欄中「ある土地等」の下に「（農業経営基盤強化促進法第二十三条第三項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程に定める同条第四項の特定農業法人が譲渡をする場合にあつては、当該特定農用地利用規程に定められた同条第二項第二号に掲げる農用地利用改善事業の実施区域外にある土地等で政令で定めるところにより譲渡をされるものに限る。）」を加え、同号の下欄中「土地等、当該」を「土地等（農業経営基盤強化促進法第二十三条第三項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程に定める同条第四項の特定農業法人が取得をする場合にあつては、当該特定農用地利用規程に定められた同条第二項第二号に掲げる農用地利用改善事業の実施区域内にあるものに限る。以下この号において同じ。）、当該」に、「土地等又は」を「土地等、農業経営基盤強化促進法第二十七条の三第一項に規定する勧告に係る協議により取得をする農用地区域等内にある土地等（同条第二項に規定する特定農業法人が取得をするものに限る。）又は」に改める。

第六十五条の十三第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第三章第六節の二の節名を削り、第六十六条及び第六十六条の二を次のように改める。

第六十六条及び第六十六条の二　削除

第三章第七節の四の節名を次のように改める。

第七節の四　内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第三章第七節の四中第六十六条の六の前に次の款名を付する。

第一款　内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例

第六十六条の六第一項中「この節」を「この款」に、「（その）」を「に対応するものとしてその」に、「を発行する法人に対しその」を「の請求権（に）に、「権利のない株式等又は実質的に当該権利がないと認められる株式等（以下この項及び次項において「請求権のない株式等」という。）

に係るものを除く。以下この項において同じ。）に対応するものとして」を「権利をいう。以下この項において同じ。）の内容を勘案して」に改め、同項第一号中「間接保有の株式等」の下に「（請求権のない株式等又は実質的に請求権がないと認められる株式等（以下この号及び次項において「請求権のない株式等」という。）に係るものを除く。次号において同じ。）」を加え、同条第二項第一号を次のように改める。

一　外国関係会社　外国法人で、その発行済株式の総数又は出資金額（その有する自己の株式等を除く。）のうちに居住者（第二条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。以下この号及び第四号において同じ。）及び内国法人並びに居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある同項第一号の二に規定する非居住者（以下この号において「特殊関係非居住者」という。）が有し、並びに特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等の合計数又は合計額の占める割合（当該外国法人が次のイからハまでに掲げる法人である場合には、当該割合とそれぞれイからハまでに定める割合のいずれか多い割合）が百分の五十を超えるものをいう。

イ　議決権のない株式等を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。）　その発行済株式の総数又は出資金額（議決権のない株式等及び当該外国法人が有する自己の株式等を除く。）のうちに居住者、内国法人及び特殊関係非居住者が有し、並びに特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等（請求権のない株式等に係るものを除く。）の合計数又は合計額の占める割合

ロ　請求権のない株式等を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。）　その発行済株式の総数又は出資金額（請求権のない株式等及び当該外国法人が有する自己の株式等を除く。）のうちに居住者、内国法人及び特殊関係非居住者が有し、並びに特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等（議決権のない株式等に係るものを除く。）の合計数又は合計額の占める割合

ハ　議決権のない株式等及び請求権のない株式等を発行している法人　イ又はロに定める割合のいずれか多い割合

第六十六条の六第二項第二号中「五年」を「七年」に改め、同項第三号中「他の外国法人」を「他の外国法人又は第六十六条の九の二第二項第一号に規定する外国信託」に、「総数」を「合計数」に改め、同項第四号中「（第二条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。以下この号において同じ。）」を削り、「場合」を「もの」に改め、同条第五項中「第三項」の下に「又は第四項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項各号列記以外の部分を次のように改める。

第一項及び前項の規定は、第一項各号に掲げる内国法人に係る前項に規定する特定外国子会社等がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において固定施設を有するものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

第六十六条の六第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項各号に掲げる内国法人に係る特定外国子会社等（株式（出資を含む。）若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つているものである場合（次項において「固定施設を有するものである場合」という。）における第一項の規定の適用については、同項中「調整を加えた金額」とあるのは、「調整を加えた金額から当該特定外国子会社等の事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の百分の十に相当する金額を控除した金額」とする。

第六十六条の七第一項中「この節」を「この款」に改め、同条第三項中「課税対象留保金額」の下に「に相当する金額」を加える。

第六十六条の八第一項中「場合又は当該」を「場合、当該」に、「同項」を「同条第二項第一号」に、「額の支払（同号」を「支払（第二号」に改め、「限る」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「場合で」を「場合又は当該内国法人に係る第六十六条の九の二第二項第一号に規定する外国関係信託（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配の支払（第二号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。）を受けた外国関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第四号に掲げる事実が生じた場合で」に、「五年以内に」を「十年以内に」に、「前五年以内の各事業年度」を「前十年以内の各事業年度」に、「又は当該外国関係会社」を「、当該外国関係会社又は当該外国関係信託」に改め、同項第一号及び第三号中「額の支払」を「支払」に改め、同項に次の一号を加える。

四　当該内国法人に対する収益の分配の支払　その支払う収益の分配の額

第六十六条の八第二項中「五年以内に」を「十年以内に」に、「前五年以内の各事業年度」を「前十年以内の各事業年度」に改め、同条第三項中「第六十六条の六第一項」を「第六十六条の六第二項第三号」に、「前五年以内の各事業年度」を「前十年以内の各事業年度」に改め、同項第一号中「合併前五年内事業年度」を「合併前十年内事業年度」に、「五年以内」を「十年以内」に改め、同項第二号中「分割前五年内事業年度」を「分割前十年内事業年度」に、「五年以内」を「十年以内」に改め、「金額として」の下に「第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して」

を加え、同項第三号中「分割等前五年内事業年度」を「分割等前十年内事業年度」に、「五年以内」を「十年以内」に改め、「金額として」の下に「第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して」を加え、同条第四項中「分割前五年内事業年度又は分割等前五年内事業年度」を「分割前十年内事業年度又は分割等前十年内事業年度」に、「前五年以内の各事業年度」を「前十年以内の各事業年度」に、「前五年以内の各連結事業年度」を「前十年以内の各連結事業年度」に改める。

第三章第七節の四中第六十六条の九の次に次の一款を加える。

第二款　内国法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例

（内国法人に係る特定外国信託の留保金額の益金算入）

第六十六条の九の二　次に掲げる内国法人に係る外国関係信託のうち、その信託された国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託（以下この条において「特定信託」という。）の各計算期間（同法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいい、次項第二号において「内国計算期間」という。）の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係信託に該当するもの（以下この款において「特定外国信託」という。）が、平成十七年四月一日以後に開始する各計算期間（外国関係信託について同法第十五条の三第一項から第三項までの規定を適用するものとした場合のこれらの規定に規定する計算期間をいう。以下この条において同じ。）において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び収益の分配の額に関する調整を加えた金額（以下この項において「適用対象留保金額」という。）を有する場合には、その適用対象留保金額のうちその内国法人の有する当該特定外国信託の直接及び間接保有の受益権に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この款において「課税対象留保金額」という。）に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなして当該各計算期間終了の日の翌日から二月を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　その有する外国関係信託の直接及び間接保有の受益権の当該外国関係信託の受益権の総口数のうちに占める割合が百分の五以上である一の同族受益者グループに属する内国法人（前号に掲げる内国法人を除く。）

二　その有する外国関係信託の直接及び間接保有の受益権の当該外国関係信託の受益権の総口数のうちに占める割合が百分の五以上である内国法人

2　前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　外国関係信託　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十八項に規定する外国投資信託のうち特定信託に類するものとして政令で定めるもの（以下この項において「外国信託」という。）で、その受益権の総口数のうちに居住者（第二条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。以下この号及び第四号において同じ。）及び内国法人並びに居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある第二条第一項第一号の二に規定する非居住者が有し、並びに特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の受益権の合計数の占める割合が百分の五十を超えるものをいう。

二　未処分所得の金額　特定外国信託の各計算期間の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及びこの法律による各内国計算期間の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところにより当該各計算期間開始の日前七年以内に開始した各計算期間において生じた欠損の金額に係る調整を加えた金額をいう。

三　直接及び間接保有の受益権　個人若しくは内国法人が直接に有し、又は特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として直接に有する外国信託の受益権の口数（当該外国信託が収益の分配、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利（以下この号において「分配請求権」という。）が異なる受益権又は実質的に分配請求権が異なると認められる受益権のある信託である場合には、受益権の口数及びその分配請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した数。以下この号において同じ。）及び他の外国信託又は外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国信託の受益権の口数の合計数をいう。

四　同族受益者グループ　外国関係信託の直接及び間接保有の受益権を有する者のうち、一の居住者、内国法人又は特定信託の受託者である法人（当該特定信託の信託財産として当該外国関係信託の直接及び間接保有の受益権を有するものに限る。以下この号において同じ。）及び当該一の居住者、内国法人又は特定信託の受託者である法人と政令で定める特殊の関係のある者（外国法人を除く。）をいう。

3　第一項各号に掲げる内国法人は、当該内国法人に係る特定外国信託の各計算期間の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を当該各計算期間終了の日の翌日から二月を経過する日を含む各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）に添付しなければならない。

第六十六条の九の三　前条第一項各号に掲げる内国法人が同項の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人に係る特定外国信託の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち当該特定外国信託の課税対象留保金額に対応するもの（当該課税対象留保金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人が納付する控除対象外国法人税の額（同法第六十九条第一項に規定する控除対

象外国法人税の額をいう。以下この款において同じ。）とみなして、同法第六十九条第一項から第七項まで、第十項及び第十五項から第十八項までの規定を適用する。この場合において、同条第十項中「うち第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」とあるのは「うち第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額及び租税特別措置法第六十六条の九の三第一項（内国法人における特定外国信託の課税対象留保金額に係る外国税額の控除）に規定する特定外国信託の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」と、「うち同条第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」とあるのは「うち同条第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額及び同法第六十八条の九十三の三第一項（連結法人における特定外国信託の個別課税対象留保金額に係る外国税額の控除）に規定する特定外国信託の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」と、「うち同条第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」とあるのは「うち同条第八項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額及び同法第六十八条の九十三の三第一項（連結法人における特定外国信託の個別課税対象留保金額に係る外国税額の控除）に規定する特定外国信託の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」と、「同条第一項から第三項まで」とあるのは「第八十一条の十五第一項から第三項まで」とする。

2　内国法人が各連結事業年度において当該内国法人に係る第六十八条の九十三の二第一項に規定する特定外国信託の同項に規定する個別課税対象留保金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた連結事業年度終了の日後に開始する各事業年度の期間において当該特定外国信託の所得に対して外国法人税が課されるときは、当該特定外国信託の当該個別課税対象留保金額は前項に規定する特定外国信託の課税対象留保金額と、同条第一項に規定する特定外国信託の所得に対して課される当該外国法人税の額は前項に規定する特定外国信託の所得に対して課される外国法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

3　前条第一項各号に掲げる内国法人が同項の規定の適用に係る特定外国信託の課税対象留保金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第一項の規定により法人税法第六十九条第一項から第三項までの規定の適用を受けるときは、第一項の規定により控除対象外国法人税の額とみなされた金額は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十六条の九の四　第六十六条の九の二第一項の規定の適用を受けた内国法人に係る特定外国信託につき第一号に掲げる事実が生じた場合、当該内国法人に係る同条第二項第一号に規定する外国関係信託（当該特定外国信託から収益の分配の支払を受けた外国関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第二号に掲げる事実が生じた場合又は当該内国法人に係る第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社（当該特定外国信託から収益の分配の支払を受けた外国関係会社のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第三号に掲げる事実が生じた場合で、当該内国法人のこれらの事実が生じた日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度（以下この項において「前十年以内の各事業年度」という。）において当該特定外国信託の課税対象留保金額で第六十六条の九の二第一項の規定により前十年以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額（この項の規定により前十年以内の各事業年度において損金の額に算入された金額を除く。以下この項及び次条において「課税済留保金額」という。）があるときは、当該課税済留保金額に相当する金額は、当該特定外国信託、当該外国関係信託又は当該外国関係会社につき生じた事実が次の各号に掲げる事実のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額のうち当該内国法人に係る課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を損金の額に算入する。

一　収益の分配の支払　その支払う収益の分配の額

二　当該内国法人に対する収益の分配の支払　その支払う収益の分配の額

三　当該内国法人に対する利益の配当若しくは剰余金の分配の支払又は法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付　その支払う利益の配当若しくは剰余金の分配の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額

2　第六十六条の八第二項から第六項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十六条の八第二項		
前項各号	第六十六条の九の四第一項各号	
第六十八条の九十二第一項	第六十八条の九十三の四第一項	
前項の	第六十六条の九の四第一項の	
前十年以内の各事業年度の課税済留保金額	同項に規定する前十年以内の各事業年度（以下この条において「前十年以内の各事業年度」という。）の同項に規定する課税済留保金額（以下この条において「課税済留保金額」という。）	

第六十六条の八第三項	特定外国子会社等の第六十六条の六第二項第三号に規定する直接及び間接保有の株式等（以下この項において「直接及び間接保有の株式等」	第一項の	第六十六条の九の二第一項に規定する特定外国信託の同条第二項第三号に規定する直接及び間接保有の受益権（以下この項において「特定外国信託の直接及び間接保有の受益権」
第六十六条の八第三項第二号及び第三号	特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応する部分の金額として第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して	第六十六条の九の四第一項の	特定外国信託の直接及び間接保有の受益権に対応する部分の金額として
第六十六条の八第四項	前項又は第六十八条の九十二第三項	第六十六条の九の四第二項において準用する第六十六条の八第三項又は第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十二第三項	
	第一項の	第六十六条の九の四第一項の	同条第二項において準用する第六十六条の八第三項の
	前項の	同条第二項において準用する第六十六条の八第三項の	第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十二第三項
	同条第三項	第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十二第三項	
	同条第一項	第六十八条の九十三の四第一項	
第六十六条の八第五項	第一項	第六十六条の九の四第一項	
第六十六条の八第六項	第一項	第六十六条の九の四第一項	
	前項	同条第二項において準用する第六十六条の八第五項	

3　第六十六条の八第七項の規定は、第一項の規定の適用を受けた内国法人の同項の規定により損金の額に算入された金額について準用する。

第六十六条の九の五　内国法人が第六十六条の九の二第一項各号に掲げる法人に該当するかどうかの判定に関する事項、第六十六条の九の三第一項の規定により内国法人が納付したとみなされる控除対象外国法人税の額のうち前条第一項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された課税済留保金額に係るものの処理その他前三条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の十第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項第一号中「鉱工業技術研究組合法」の下に「（昭和三十六年法律第八十一号）」を加え、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第六十六条の十一第一項第三号中「本州四国連絡橋公団」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に改める。

第六十六条の十二第一項中「次に掲げる事業年度」を「第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として政令で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後五年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第十七条第二項又は第三項」を「第十七条第一項又は第二項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「第十七条第二項に」を「第十七条第三項」を「第十七条第二項」に改める。

第六十七条の三第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第六十七条の十一及び第六十七条の十二を削り、第六十七条の十三を第六十七条の十一とし、同条の次に次の二条を加える。

（組合事業に係る損失がある場合の課税の特例）

第六十七条の十二　法人が特定組合員（組合契約に係る組合員（これに類する者で政令で定めるものを含むものとし、匿名組合契約等にあつては、匿名組合契約等に基づいて出資をする者及びその者の当該匿名組合契約等に係る地位の承継をする者とする。以下この項及び第四項において同じ。）のうち、組合事業に係る重要な財産の処分若しくは譲受け又は組合事業に係る多額の借財に関する業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務のうち契約を締結するための交渉その他の重要な部分を自ら執行する組合員その他の政令で定める組合員以外のものをいう。第四項において同じ。）に該当する場合で、かつ、その組合契約に係る組合事業につきその債務を弁済する責任の限度が実質的に組合財産（匿名組合契約等にあつては、組合事業に係る財産）の価額とされている場合その他の政令で定める場合には、当該法人の当該事業年度の組合損失額（当該法人の当該組合事業による損失の額として政令で定める金額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該法人の当該組合事業

に係る出資の価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額（当該組合事業が実質的に欠損とならないと見込まれるものとして政令で定める場合に該当する場合には、当該組合損失額）に相当する金額（第三項第四号において「組合損失超過額」という。）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2　確定申告書等を提出する法人が、各事業年度において組合損失超過合計額を有する場合には、当該組合損失超過合計額のうち当該事業年度の当該法人の組合事業（当該組合損失超過合計額に係るものに限る。）による利益の額として政令で定める金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　組合契約　民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約及び投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約並びに外国におけるこれらに類する契約（政令で定めるものを含む。）並びに匿名組合契約等をいう。

二　匿名組合契約等　匿名組合契約（これに準ずる契約として政令で定めるものを含む。）及び外国におけるこれに類する契約をいう。

三　組合事業　組合契約に基づいて営まれる事業（匿名組合契約等にあつては、匿名組合契約等に基づいて出資を受ける者の事業であつて当該匿名組合契約等の目的であるもの）をいう。

四　組合損失超過合計額　前項の法人の当該事業年度の直前の事業年度（連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該連結事業年度。以下この号において「前事業年度等」という。）以前の各事業年度における組合損失超過額（連結事業年度に該当する事業年度にあつては、第六十八条の百五の二第一項に規定する連結組合損失超過額）のうち、当該組合損失超過額につき第一項の規定の適用を受けた事業年度（同条第一項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた連結事業年度。以下この号において「適用年度」という。）から前事業年度等まで連続して法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書（以下この号において「確定申告書」という。）の提出（前事業年度等までの連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による同条第三十一号の三に規定する連結確定申告書（以下この号において「連結確定申告書」という。）の提出）をしている場合（適用年度が前事業年度等である場合には、当該適用年度の確定申告書の提出（当該適用年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）をしている場合）における当該組合損失超過額を、各組合事業ごとに合計した金額（前項の規定により前事業年度等までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（第六十八条の百五の二第二項の規定により前事業年度等までの各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの損金の額に算入された金額を控除した金額）をいう。

4　前項に定めるもののほか、法人が自己を合併法人とする適格合併により特定組合員に該当する被合併法人の組合契約に係る組合員たる地位の承継をした場合における第一項の規定の適用に関する事項その他同項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の十三　有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結している組合員である法人の当該事業年度の組合事業（当該有限責任事業組合契約に基づいて営まれる事業をいう。以下この条において同じ。）による損失の額として政令で定める金額が当該法人の当該組合事業に係る出資の価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額（第三項において「組合損失超過額」という。）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2　確定申告書等を提出する法人が、各事業年度において組合損失超過合計額を有する場合には、当該組合損失超過合計額のうち当該事業年度の当該法人の組合事業（当該組合損失超過合計額に係るものに限る。）による利益の額として政令で定める金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3　前項に規定する組合損失超過合計額とは、当該法人の当該事業年度の直前の事業年度（連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）以前の各事業年度における組合損失超過額（連結事業年度に該当する事業年度にあつては、第六十八条の百五の三第一項に規定する連結組合損失超過額）のうち、当該組合損失超過額につき第一項の規定の適用を受けた事業年度（同条第一項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた連結事業年度。以下この項において「適用年度」という。）から前事業年度等まで連続して法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書（以下この項において「確定申告書」という。）の提出（前事業年度等までの連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による同条第三十一号の三に規定する連結確定申告書（以下この項において「連結確定申告書」という。）の提出）をしている場合（適用年度が前事業年度等である場合には、当該適用年度の確定申告書の提出（当該適用年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）をしている場合）における当該組合損失超過額を、各組合事業ごとに合計した金額（前項の規定により前事業年度等までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（第六十八条の百五の三第二項の

規定により前事業年度等までの各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの損金の額に算入された金額を控除した金額）をいう。

4　前項に定めるもののほか、法人が自己を合併法人とする適格合併により第一項に規定する組合員である被合併法人の当該組合員たる地位の承継をした場合における同項の規定の適用に関する事項その他同項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の十五第九項中「政令で定める不動産（」を「不動産等（不動産その他の資産で政令で定めるものをいう。」に、「「不動産」」を「「不動産等」」に、「が不動産」を「が不動産等」に改め、同条第十一項中「が不動産」を「が不動産等」に改める。

第六十七条の十六第三項中「掲げるもの」の下に「（次項において「特定短期国債」という。）」を、「規定する償還差益」の下に「（次項において「償還差益」という。）」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項の規定は、第五条の二第二項に規定する外国投資信託の受託者である外国法人が当該外国投資信託の信託財産につき支払を受ける特定短期国債の償還差益については、当該外国投資信託が同項に規定する適格外国証券投資信託である場合に限り、適用する。

第六十七条の十七を次のように改める。

（分離振替国債の課税の特例）

第六十七条の十七　外国法人が第五条の二第一項に規定する特定振替機関等（以下この条において「特定振替機関等」という。）又は第五条の二第五項第四号に規定する適格外国仲介業者（以下この条において「適格外国仲介業者」という。）から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所（郵便局を含む。以下この条において「営業所等」という。）又は当該適格外国仲介業者の同項第五号に規定する特定国外営業所等（以下この条において「特定国外営業所等」という。）を通じて同項第六号に規定する振替記載等（以下この条において「振替記載等」という。）を受けている分離振替国債（社債等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本振替国債及び財務省令で定めるところにより同条第一項に規定する元利分離が行われた同条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。以下この条において同じ。）の保有又は譲渡により生ずる所得を有する場合の当該分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得については、法人税を課さない。

2　外国法人が特定振替機関等又は適格外国仲介業者から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所等又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる損失の額その他の政令で定める金額（以下この条において「損失額」という。）は、法人税法の規定の適用については、ないものとみなす。

3　前二項の規定は、国内に恒久的施設を有する外国法人の分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得及び損失額でその者の国内において行う事業に帰せられるものについては、適用しない。

4　第一項及び第二項の規定は、第五条の二第二項に規定する外国投資信託の受託者である外国法人の当該外国投資信託の信託財産に属する分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得及び損失額については、当該外国投資信託が同項に規定する適格外国証券投資信託である場合に限り、適用する。

第六十八条の二第一項第一号中「新事業創出促進法第二条第三項」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項」に改め、「中小企業者」の下に「（次号において「中小企業者」という。）」を加え、同項第二号中「新事業創出促進法第十一条の三第二項に規定する認定事業者」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項の承認（同法第十条第一項の承認を含む。）を受けた中小企業者」に、「同項に規定する認定計画」を「同法第十条第二項に規定する承認経営革新計画」に、「新事業分野開拓」を「経営革新」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項中「書類」の下に「（前項第三号の規定の適用を受けようとする場合にあつては、同号の割合の計算に関する明細書）」を加える。

第六十八条の三の七第一項中「特定信託をいう。第六十八条の三の十」を「特定信託をいう。以下第六十八条の三の十四」に、「（第六十八条の三の十」を「（以下第六十八条の三の九」に、「（請求権のない株式等（第六十六条の六第一項に規定する請求権のない株式等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係るものを除く。以下この項において同じ。）に対応するものとしてその株式等（株式又は出資をいう。以下この項において同じ。）の第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して」に、「計算期間をいう。第六十八条の三の十」を「計算期間をいう。以下第六十八条の三の十四」に改め、同項第一号中「間接保有の株式等」の下に「（請求権のない株式等（第六十六条の六第一項第一号に規定する請求権のない株式等をいう。以下この号において同じ。）に係るものを除く。次号において同じ。）」を加え、「株式又は出資」を「株式等」に改め、同条第二項中「及びこの項」を削り、同項第一号を次のように改める。

一　外国関係会社　第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。

第六十八条の三の七第二項第二号中「五年」を「七年」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三　直接及び間接保有の株式等　第六十六条の六第二項第三号に規定する直接及び間接保有の株式等をいう。

四　同族株主グループ　第六十六条の六第二項第四号に規定する同族株主グループをいう。

第六十八条の三の七第四項中「第六十六条の六第四項」を「第六十六条の六第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「前項」を「前二項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項

を同条第五項とし、同条第三項各号列記以外の部分を次のように改める。

第一項及び前項の規定は、第一項各号に掲げる特定信託に係る前項に規定する特定外国子会社等がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において固定施設を有するものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

第六十八条の三の七第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項各号に掲げる特定信託に係る特定外国子会社等（株式（出資を含む。）若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つているものである場合（次項において「固定施設を有するものである場合」という。）における第一項の規定の適用については、同項中「調整を加えた金額」とあるのは、「調整を加えた金額から当該特定外国子会社等の事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の百分の十に相当する金額を控除した金額」とする。

第六十八条の三の八第一項中「留保金額の益金算入」を「課税対象留保金額に係る外国税額の控除」に改め、同条第二項中「課税対象留保金額」の下に「に相当する金額」を加える。

第六十八条の三の九第一項中「場合又は当該」を「場合、当該」に、「同項」を「同条第二項第一号」に、「額の支払（同号」を「支払（第二号」に改め、「限る」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「場合で」を「場合又は当該特定信託に係る第六十八条の三の十一第二項第一号に規定する外国関係信託（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配の支払（第二号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。）を受けた外国関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第四号に掲げる事実が生じた場合で」に、「五年以内に」を「十年以内に」に、「前五年以内の各計算期間」を「前十年以内の各計算期間」に、「同条第一項」を「第六十八条の三の七第一項」に、「又は当該外国関係会社」を「、当該外国関係会社又は当該外国関係信託」に改め、同項第一号及び第三号中「額の支払」を「支払」に改め、同項に次の一号を加える。

四　当該特定信託の受託者である法人に対し当該特定信託の信託財産について行われる収益の分配の支払　その支払う収益の分配の額

第六十八条の三の十の次に次の四条を加える。

（特定信託に係る特定外国信託の留保金額の益金算入）

第六十八条の三の十一　次に掲げる特定信託に係る外国関係信託のうち、その信託された国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における特定信託の各計算期間の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係信託に該当するもの（以下第六十八条の三の十三までにおいて「特定外国信託」という。）が、平成十七年四月一日以後に開始する各外国計算期間（外国関係信託について法人税法第十五条の三第一項から第三項までの規定を適用するものとした場合のこれらの規定に規定する計算期間をいう。以下この項及び次項第二号において同じ。）において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び収益の分配の額に関する調整を加えた金額（以下この項において「適用対象留保金額」という。）を有する場合には、その適用対象留保金額のうちその特定信託の受託者である法人がその特定信託の信託財産として有する当該特定外国信託の直接及び間接保有の受益権に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下第六十八条の三の十三までにおいて「課税対象留保金額」という。）に相当する金額は、その特定信託の収益の額とみなして当該各外国計算期間終了の日の翌日から二月を経過する日を含むその特定信託の各計算期間の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する外国関係信託の直接及び間接保有の受益権の当該外国関係信託の受益権の総口数のうちに占める割合が百分の五以上である場合における当該特定信託

二　特定信託の信託財産につき、その有する外国関係信託の直接及び間接保有の受益権の当該外国関係信託の受益権の総口数のうちに占める割合が百分の五以上である一の同族受益者グループに当該特定信託の受託者である法人が属する場合における当該特定信託（前号に掲げる特定信託を除く。）

2　前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　外国関係信託　第六十六条の九の二第二項第一号に規定する外国関係信託をいう。

二　未処分所得の金額　特定外国信託の各外国計算期間の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及びこの法律による各計算期間の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところにより当該各外国計算期間開始の日前七年以内に開始した各外国計算期間において生じた欠損の金額に係る調整を加えた金額をいう。

三　直接及び間接保有の受益権　第六十六条の九の二第二項第三号に規定する直接及び間接保有の受益権をいう。

四　同族受益者グループ　第六十六条の九の二第二項第四号に規定する同族受益者グ

ループをいう。

3　第六十六条の九の二第三項の規定は、第一項各号に掲げる特定信託の受託者である法人について準用する。この場合において、同条第三項中「当該内国法人」とあるのは「当該特定信託」と、「計算期間の」とあるのは「外国計算期間（第六十八条の三の十一第一項に規定する外国計算期間をいう。以下この項において同じ。）の」と、「計算期間終了」とあるのは「外国計算期間終了」と、「各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書」とあるのは「各計算期間（法人税法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。）の特定信託確定申告書（同法第二条第三十二号に規定する特定信託確定申告書」と読み替えるものとする。

第六十八条の三の十二　前条第一項各号に掲げる特定信託の受託者である法人が当該特定信託につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該特定信託に係る特定外国信託の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。）の額のうち当該特定外国信託の課税対象留保金額に対応するもの（当該課税対象留保金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産について納付する控除対象外国法人税の額（同法第八十二条の七第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下第六十八条の三の十四までにおいて同じ。）とみなして、同法第八十二条の七（同法第百四十五条の七において準用する場合を含む。）の規定を適用する。この場合において、同法第八十二条の七第四項中「額の全部」とあるのは、「額（租税特別措置法第六十八条の三の十二第一項（特定信託に係る特定外国信託の課税対象留保金額に係る外国税額の控除）に規定する特定外国信託の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項の規定により当該特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産について納付するものとみなされる部分の金額を含む。）の全部」とする。

2　前条第一項各号に掲げる特定信託の受託者である法人が当該特定信託に係る同項の規定の適用に係る特定外国信託の課税対象留保金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、前項の規定により法人税法第八十二条の七第一項から第三項まで（同法第百四十五条の七において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるときは、前項の規定により控除対象外国法人税の額とみなされた金額は、当該特定信託の政令で定める計算期間の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の三の十三　第六十八条の三の十一第一項の規定の適用があつた特定信託に係る特定外国信託につき第一号に掲げる事実が生じた場合、当該特定信託に係る同条第二項第一号に規定する外国関係信託（当該特定外国信託から収益の分配の支払を受けた外国関係会社につき生じた事実が次の各号に掲げる事実のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額のうち当該特定信託に係る課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を限度として、当該特定信託のその事実が生じた日を含む計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　収益の分配の支払　その支払う収益の分配の額

二　当該特定信託の受託者である法人に対し当該特定信託の信託財産について行われる収益の分配の支払　その支払う収益の分配の額

三　当該特定信託の受託者である法人に対し当該特定信託の信託財産について行われる利益の配当若しくは剰余金の分配の支払又は法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付　その支払う利益の配当若しくは剰余金の分配の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額

2　第六十八条の三の九第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第六十八条の三の十三第一項」と、「同条第五項」とあるのは「第六十六条の八第五項」と、「第六十八条の三の九第一項」とあるのは「第六十八条の三の十三第一項」と読み替えるものとする。

3　第六十八条の三の九第三項の規定は、第一項の規定の適用があつた特定信託の同項の規定により損金の額に算入された金額について準用する。

第六十八条の三の十四　特定信託が第六十八条の三の十一第一項各号に掲げる特定信託に該当するかどうかの判定に関する事項、第六十八条の三の十二第一項の規定により特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産について納付したとみなされる控除対象外国法人税の額のうち前条第一項の規定により各計算期間の所得の金額の計算上損金の額に算入された課税済留保金額に係るものの処理その他前三条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の四中「平成十七年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九第一項中「並びに第六十八条の十五第六項」を「、第六十八条の十五第六項」に改め、「第十一項及び第十二項」の下に「並びに第六十八条の十五の二」を加える。

第六十八条の十第二項中「並びに第六十八条の十五第六項」を「、第六十八条の十五第六項」に改め、「第十二項」の下に「並びに第六十八条の十五の二」を加える。

第六十八条の十一第二項中「並びに第六十八条の十五第六項」を「、第六十八条の十五第六項」に改め、「第十二項」の下に「並びに第六十八条の十五の二」を加え、同条第三項中「又は第六十八条の十五の二」を加え、同条第三項中「又は第六十八条の十五第七項」を「、第六十八条の十五第七項又は第六十八条の十五の二」に改める。

第六十八条の十二第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項第六号及び第七号を次のように改める。

六　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて同法第二条第六項に規定する経営革新のための事業を行う同条第一項に規定する中小企業者（同項第八号に掲げる者を除く。）に該当する連結法人（大規模な法人の子会社として政令で定めるもの（次号及び第八号において「大規模法人子会社」という。）及び前各号に掲げる連結法人に該当するものを除く。）当該承認経営革新計画に定める機械及び装置

七　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十二条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて同法第二条第七項に規定する異分野連携新事業分野開拓のための事業を行う同条第一項に規定する中小企業者（同項第八号に掲げる者を除く。）に該当する連結法人（大規模法人子会社を除く。）で同法第十五条第二項に規定する確認を受けたもの（前各号に掲げる連結法人に該当するものを除く。）当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に定める機械及び装置

第六十八条の十二第一項に次の一号を加える。

八　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に規定する中小企業者（同項第八号に掲げる者を除く。）に該当する連結法人（大規模法人子会社を除く。）で同法第八条第一項に規定する業種に属する事業を営むもののうち設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないもの（連結子法人にあつてはその連結完全支配関係を有する連結親法人が当該連結親法人の当該設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないものである場合に限り、前各号に掲げる連結法人に該当するものを除く。）当該事業の用に供される機械及び装置

第六十八条の十二第二項中「、第五号又は第六号」を「又は第五号」に、「並びに第六十八条の十五第六項」を「、第六十八条の十五第六項」に改め、「第十二項」の下に「並びに第六十八条の十五の二」を加え、同条第三項中「又は第六十八条の十五第七項」を「、第六十八条の十五第七項又は第六十八条の十五の二」に改める。

第六十八条の十三第一項中「並びに第六十八条の十五第六項」を「、第六十八条の十五第六項」に改め、「第十二項」の下に「並びに第六十八条の十五の二」を加える。

第六十八条の十四第一項中「第六十六条の」を「第六十六条第五項の」に、「中小企業経営革新支援法第五条第二項」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項」に、「第六十六条に」を「第六十六条第一項に」に、「同条」を「同項」に、「中小企業経営革新支援法第二条第一項第六号」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項第八号」に改め、同条第二項中「並びに次条第六項」を「、次条第六項」に改め、「第十二項」の下に「並びに第六十八条の十五の二」を加え、同条第三項中「次条第七項」の下に「又は第六十八条の十五の二」を加える。

第六十八条の十五第六項中「並びに前条第二項」を「、前条第二項」に、「並びに法人税法」を「並びに次条並びに法人税法」に改め、同条第七項中「場合に限る」の下に「ものとし、次条の規定の適用を受けるものに係る場合を除く」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除）

第六十八条の十五の二　連結法人の各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度（次項及び第三項において「連結親法人事業年度」という。）が平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に開始するものに限り、その連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）の合計額が比較教育訓練費の合計額（当該連結親法人及びその各連結子法人の比較教育訓練費の額を合計した金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）を超える場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する法人税の額（この条、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十二第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに同法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において「調整前連結税額」という。）から、当該比較教育訓練費の合計額を超える部分の金額の百分の二十五に相当す

る金額を控除する。ただし、その控除を受ける金額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

2　連結法人（その連結親法人が中小連結親法人（第六十八条の九第七項に規定する中小連結親法人をいう。以下この項において同じ。）に該当するものに限る。）の各連結事業年度（連結親法人事業年度が平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に開始するものに限り、前項の規定の適用を受ける連結事業年度及び当該中小連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において、当該中小連結親法人又は当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額がある場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の当該教育訓練費の額の合計額の百分の二十（教育訓練費増加割合（当該連結事業年度の当該教育訓練費の額の合計額から比較教育訓練費の合計額を控除した金額の当該比較教育訓練費の合計額に対する割合をいう。）が百分の四十未満であるときは、当該教育訓練費増加割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）とする。）に相当する金額を控除する。ただし、その控除を受ける金額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

3　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　教育訓練費　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人がその使用人（当該連結親法人又はその連結子法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）と政令で定める特殊の関係のある者及び当該連結親法人又はその連結子法人の使用人としての職務を有する役員を除く。）の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で政令で定めるものをいう。

二　比較教育訓練費の額　連結親法人又は適用年度（前二項のいずれかの規定の適用を受けようとする連結事業年度をいう。以下この号及び第六項において同じ。）終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該適用年度の連結親法人事業年度開始の日の二年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（当該期間内に開始した当該連結親法人又はその各連結子法人の連結事業年度に該当しない事業年度（以下この号において「二年以内事業年度」という。）にあつては当該二年以内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額とし、当該各連結事業年度の月数（二年以内事業年度にあつては、当該連結親法人又はその連結子法人の二年以内事業年度の月数）と当該適用年度の月数とが異なる場合には当該教育訓練費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各連結事業年度の月数で除して計算した金額とする。）の合計額を当該二年以内に開始した各連結事業年度の数（二年以内事業年度の数を含む。）で除して計算した金額をいう。

4　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5　第一項又は第二項の規定は、連結確定申告書等にこれらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

6　前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項に規定する連結親法人又はその連結子法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は事後設立法人若しくは被事後設立法人である場合における適用年度開始の日前二年以内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額がある場合には、当該連結親法人又はその各連結子法人の連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の十に相当する金額を限度とする。

7　第一項又は第二項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項若しくは第二項（教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款並びに租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項及び第二項（教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第一項及び第二項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項及び第二項（教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項及び第二項（教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額

の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項及び第二項（教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除）」とする。

第六十八条の十六第一項の表の第一号中「百分の十六」を「百分の十四」に、「百分の十二」を「百分の十」に改め、同表の第三号中「合理化に資する」を「合理化及び環境への負荷の低減に資する」に改め、「及び機械その他の設備」及び「（以下この号において「外航船舶」という。）」を削り、「及び当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるもの（外航船舶を除く。）については百分の十八とし、当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるもの（外航船舶に限る。）については百分の十九とし、当該機械その他の設備については百分の六とする。」を「については、百分の十八」に改める。

第六十八条の十七第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「百分の十三」を「百分の十二」に改める。

第六十八条の十八を次のように改める。

（保全事業等資産の特別償却）

第六十八条の十八　連結親法人で山村振興法第十二条第五項に規定する認定法人（地方公共団体の出資又は拠出に係る連結親法人で政令で定めるものに限る。）であるものが、平成三年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に同条第一項の認定（同条第五項の認定を含む。）を受けた同条第一項に規定する保全事業等の計画（以下この項において「保全事業等の計画」という。）に従つて、当該認定の日から三年以内の期間内に、当該保全事業等の計画に記載された建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるもの（以下この項において「保全事業等資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は保全事業等資産を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人の営む事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該保全事業等資産の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該保全事業等資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該保全事業等資産の取得価額の百分の十三（建物及びその附属設備については、百分の六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　第六十八条の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第六十八条の十九第一項中「その施設等」を「、その施設等」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「（以下この項において「地震防災対策強化地域」という。）その他」を「その他の」に、「百分の九（当該地震防災対策用資産が地震防災対策強化地域のうち政令で定める区域内において事業の用に供されたものである場合には、百分の八）」を「百分の八」に改める。

第六十八条の二十第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「百分の十五」を「百分の十四」に、「百分の八」を「百分の七」に改める。

第六十八条の二十一第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二十三第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年五月三十一日（同表の第三号の上欄に掲げるものについては、平成十九年三月三十一日）」に改め、同項の表の第一号中「百分の六」を「百分の五」に改め、同表の第二号中「百分の十五」を「百分の十二」に改める。

第六十八条の二十四第一項中「平成十七年三月三十一日（同表の第五号の上欄」を「平成十九年三月三十一日（同表の第四号の上欄」に、「及び同表の第四号の上欄」を「及び同表の第五号の上欄」に改め、同項の表の第一号中「第六条に規定する認定計画（次号において「認定計画」という。）のうち政令で定めるもの」を「第四条第一項の認定を受けた同項に規定する商店街整備計画（次号において「認定商店街整備計画」という。）」に改め、同表の第二号中「第六条第一号」を「第六条」に、「認定計画のうち政令で定めるもの」を「認定商店街整備計画」に改め、同表の第三号中「に規定する認定を受けた振興計画」を「の認定を受けた同項に規定する振興計画」に改め、同表の第四号を削り、同表の第五号を同表の第四号とする。

第六十八条の二十五の見出しを「（製造過程管理高度化設備等の特別償却）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第四十四条の八第二項」を「第四十四条の八第一項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「百分の十二」を「百分の十」に、「百分の六」を「百分の五」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十八条の二十九第一項を次のように改める。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、医療保健業を営むものが、平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、次の各号に掲げる減価償却資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「医療用機器等」という。）を取得し、又は医療用機器等を製作して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の営む医療保健業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該医療用機器等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該医療用機器等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該医療用機器等の取得価額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

一　医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの（次号又は第三号に掲げるものを除く。）　百分の十四

二　救急医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの　百分の二十

三　医療の安全の確保に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの　百分の二十

第六十八条の二十九第二項中「で医療保健業」を「で、医療保健業」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「に第四十五条の二第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」を「の百分の八に相当する」に改め、同条第四項中「で医療保健業」を「で、医療保健業」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十の見出しを「（経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却）」に改め、同条第一項を次のように改める。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適用事業年度終了の日において平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に沖縄振興特別措置法第六十七条第一項に規定する経営基盤強化計画に係る同項の承認を受けた同項に規定する指定中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項第八号に掲げる者を除く。）に該当し、かつ、当該適用事業年度において沖縄振興特別措置法第六十七条第一項に規定する指定業種に属する事業で当該経営基盤強化計画に係るものを主として営む場合として政令で定める場合に該当する場合には、当該適用事業年度終了の日において当該連結親法人又はその連結子法人の有する機械及び装置並びに工場用の建物その他の政令で定める建物及びその附属設備に係る当該適用事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、これらの資産の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十七に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

第六十八条の三十第二項中「同項各号」を「同項」に改める。

第六十八条の三十一第一項及び第六十八条の三十二第一項第一号中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十四第一項中「百分の二十一」を「百分の十五」に、「百分の二十八」を「百分の二十」に改め、同条第三項及び第五項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十五第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「第三項第三号」を「第三項第二号又は第三号」に改め、同条第三項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三　都市再生特別措置法第六十七条に規定する認定整備事業計画に基づいて行われる同法第六十三条第一項に規定する都市再生整備事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるもの

第六十八条の三十六第一項中「ある連結子法人」を「ある連結子法人で、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第一項に規定する認定を受けたもの又は同法第七条第一項に規定する確認を受けたもの」に改め、「もの（」の下に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第五条第二項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第二条第三号に規定する特定流通業務施設であるものに限る。」を加える。

第六十八条の三十八第一項中「第五十条第一項」を「第五十二条第一項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十九を次のように改める。

第六十八条の三十九　削除

第六十八条の四十一第一項中「、各特別償却に関する規定」を「、各特別償却対象資産別に各特別償却に関する規定」に改め、「各特別償却対象資産別に」を削り、同条第二項中「、その満たない金額（」を「、各特別償却対象資産別にその満たない金額（」に改め、「各特別償却対象資産別に」を削り、同条第三項中「おいて、当該」を「おいて、各特別償却対象資産別に当該」に改め、「各特別償却対象資産別に」を削り、同条第十一項及び第十二項中「時として」の下に「各特別償却対象資産別に」を加え、「各特別償却対象資産別に」を削る。

第六十八条の四十二第一項第二号中「第六十八条の十四」の下に「、第六十八条の十五、第六十八条の十六」を加える。

第六十八条の四十三第四項中「適格現物出資」を「第三号に掲げる場合の適格現物出資以外の適格現物出資」に、「第一号、第二号、第四号又は第六号」を「第一号から第三号まで、第五号又は第七号」に改め、同項第一号中「次号又は第三号」を「次号から第四号まで」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　適格現物出資により外国法人である被現物出資法人（第二項第二号に掲げる資源開発投資法人に該当するものを除く。）に第一号に規定する特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は一部を移転した場合　その適格現物出資直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額のうちその移転することとなつた株式等又は資源特定債権に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該適格現物出資により当該被現物出資法人に当該特定法人の株式等又は資源特定債権の全部を移転

した場合には、その適格現物出資直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額）

第六十八条の四十三第八項中「被現物出資法人」の下に「（第四項第三号に規定する被現物出資法人を除く。）」を加え、同条第十五項中「により被現物出資法人」の下に「（外国法人である被現物出資法人を除く。）」を加える。

第六十八条の四十五第一項及び第八項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の四十七を次のように改める。

第六十八条の四十七　削除

第六十八条の四十八第一項中「第五十六条の二第一項に」を「第五十六条第一項に」に改め、同項第一号中「第五十六条の二第一項第一号」を「第五十六条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第三項中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第四項中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条第一項」に、「第五十六条の二第四項」を「同条第四項」に改め、同条第五項中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第十一項中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条第一項」に、「第五十六条の二第十二項」を「第五十六条第十二項」に改め、同条第十二項中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第十三項中「第五十六条の二第十三項」を「第五十六条第十三項」に改め、同条第十四項中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第十五項中「第五十六条の二第十五項」を「第五十六条第十五項」に改め、同条第十六項中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条第一項」に改める。

第六十八条の四十八第一項中「第五十六条の二第一項に」を「第五十六条第一項に」に改め、同項第一号中「第五十六条の二第一項第一号」を「第五十六条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第三項中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第四項中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条第一項」に、「第五十六条の二第四項」を「同条第四項」に改め、同条第五項中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第十一項中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条第一項」に、「第五十六条の二第十二項」を「第五十六条第十二項」に改め、同条第十二項中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第十三項中「第五十六条の二第十三項」を「第五十六条第十三項」に改め、同条第十四項中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第十五項中「第五十六条の二第十五項」を「第五十六条第十五項」に改め、同条第十六項中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条第一項」に改める。

第六十八条の四十九第一項中「第五十六条の三第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第二項中「第五十六条の三第二項」を「第五十六条第二項」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「第五十六条の三第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第九項中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条第一項」に、「第五十六条の三第十項」を「第五十六条第十項」に改める。

第六十八条の五十第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の五十一及び第六十八条の五十二を次のように改める。

第六十八条の五十一及び第六十八条の五十二

削除

第六十八条の五十三を次のように改める。

（使用済燃料再処理準備金）

第六十八条の五十三　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第七条第一項に規定する特定実用発電用原子炉設置者等であるものが、各連結事業年度において、第五十七条の三第一項に規定する使用済燃料（以下この条において「使用済燃料」という。）の同項に規定する再処理等（次項において「再処理等」という。）に要する費用の支出に充てるため、当該連結事業年度において同法第三条第一項、第二項及び第七項の規定により同条第二項に規定する資金管理法人に使用済燃料再処理等積立金として積み立てた金額（同法第八条の規定により積み立てたものとみなされた金額（適格合併により移転を受けた金額を除く。）を含む。）に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により使用済燃料再処理準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の使用済燃料再処理準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の三第一項の使用済燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度に使用済燃料について生じた再処理等に要する費用の額で当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合において、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第七条第一項の規定により同条第二項に規定する承認を受けた同項の取戻しに関する計画に従つて使用済燃料再処理等積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした日における使用済燃料再処理準備金の金額（その日において第五十七条の三第一項の使用済燃料再処理準備金の金額（以下この項において「単体使用済燃料再処理準備金の金額」という。）がある場合には当該単体使用済燃料再処理準備金の金額を含むものとし、その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額（同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には当該金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうちその取戻しをした使用済燃料再処理等積立金の額に相当する金額は、その取戻しをした日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　第一項の使用済燃料再処理準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の三第一項の使用済燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併により使用済燃料に係る使用済燃料再処理等積立金を移転する場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第二号イに掲げる場合にあつては、同号イに規定する合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　前項の取戻しをした場合以外の場合において、原子力発電における使用済燃料の再

処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第七条第一項の規定により使用済燃料再処理等積立金の全部又は一部の取戻しをした場合　その取戻しをした日における使用済燃料再処理準備金の金額のうちその取戻しをした使用済燃料再処理等積立金の額に相当する金額

二　原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第八条の規定により使用済燃料再処理等積立金の全部又は一部を有しないこととなつた場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日（第六項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に限る。）により合併法人に使用済燃料に係る使用済燃料再処理等積立金を移転したことにより当該使用済燃料再処理等積立金を有しないこととなつた場合　その合併の直前における使用済燃料再処理準備金の金額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　その有しないこととなつた日における使用済燃料再処理準備金の金額のうちその有しないこととなつた使用済燃料再処理等積立金の額に相当する金額

三　解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあつてはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）　その解散の日における使用済燃料再処理準備金の金額

四　前項及び前三号の場合以外の場合において使用済燃料再処理準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における当該使用済燃料再処理準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4　第一項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人の次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度　当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度　その解散した連結子法人

三　合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む連結事業年度　当該合併に係る被合併法人である連結法人

5　第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

6　第六十八条の四十三第十項の規定は、第一項の使用済燃料再処理準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の三第一項の使用済燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）により合併法人に使用済燃料を移転した場合について準用する。

7　第一項から第三項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の五十九第二項及び第六十八条の六十四第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十七第五項第二号を次のように改める。

二　第六十八条の九から第六十八条の十五の二までの規定の適用については、第六十八条の九第一項、第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十二第二項、第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十四第二項中「並びに第六十八条の十五の二」とあるのは「、第六十八条の十五の二並びに第六十八条の六十七第一項」と、第六十八条の十五第六項中「並びに次条」とあるのは「、次条並びに第六十八条の六十七第一項」と、第六十八条の十五の二第一項中「並びに前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」とあるのは「、前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに第六十八条の六十七第一項」とする。

第六十八条の六十八第七項中「同条第四項第十四号から第十三号までの造成又は同項第十四号若しくは第十五号」を「同条第四項第十号から第十五号まで」に、「同条第四項第十一号から第十六号まで」に改め、同条第八項中「同条第四項第十号から第十五号まで」を「同条第四項第十一号から第十六号まで」に改め、同条第九項中「第六十八条の八十六」を「第六十八条の八十五の二」に改め、同条第十一項第二号を次のように改める。

二　第六十八条の九から第六十八条の十五の二までの規定の適用については、第六十八条の九第一項、第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十二第二項、第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十四第二項中「並びに第六十八条の十五の二並びに第六十八条の六十七第一項」と、第六十八条の十五第六項中「並びに次条」とあるのは「、次条並びに第六十八条の六十七第一項及び第十二項並びに第六十八条の六十八」とする。

第六十八条の七十五第二項及び第三項中「第十四号まで、第十七号から第十九号まで又は第二十二号」を「第十五号まで、第十八号又は第二十一号」に改める。

第六十八条の七十六第一項中「第二十五号」を「第二十四号」に改める。

第六十八条の七十八第一項の表の第十四号を次のように改める。

十四　次に掲げる区域（以下この号において「農用地区域等」という。）内にある土地等（当該連結親法人又はその連結子法人で、農業経営基盤強化促進法第二十三条第三項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程に定める同条第四項の特定農業法人に該当するものが譲渡をする場合にあつては、当該特定農用地利用規程に定められた同条第二項第二号に掲げる農用地利用改善事業の実施区域外にある土地等で政令で定めるところにより譲渡をされるものに限る。）又は当該土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹で当該土地等に生立するもの

イ　農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項の農業振興地域整備計画において同条第二項第一号の農用地区域として定められている区域

ロ　沖縄県の区域のうち農業振興地域の整備に関する法律第四条第一項の農業振興地域整備基本方針において農業振興地域として指定することを相当とする地域として定められている地域（イに規定する農業振興地域整備計画が定められたものを除く。）内にある同法第三条の農用地等の区域

農業振興地域の整備に関する法律第二十三条に規定する勧告に係る協議、調停若しくはあつせん若しくは当該あつせんに準ずる農業委員会のあつせんにより取得をする農用地区域等内にある土地等（当該連結親法人又はその連結子法人で、農業経営基盤強化促進法第二十三条第三項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程に定める同条第四項の特定農業法人に該当するものが取得をする場合にあつては、当該特定農用地利用規程に定められた同条第二項第二号に掲げる農用地利用改善事業の実施区域内にあるものに限る。以下この号において同じ。）、当該土地等の当該取得若しくは第六十五条第一項第二号に規定する交換による取得に伴い農業委員会のあつせんにより取得をされる果樹で当該土地等に生立するもの、第六十五条の五第一項第二号に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより取得をする農用地区域等内にある土地等、農業経営基盤強化促進法第二十七条の三第一項に規定する勧告に係る協議により取得をする農用地区域等内にある土地等（当該連結親法人又はその連結子法人で、同条第二項に規定する特定農業法人に該当するものが取得をするものに限る。）又は土地改良法第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第二号の事業により造成された埋立地若しくは干拓地の区域内にある土地等

第六十八条の八十四第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第三章第二十節を次のように改める。

第二十節　削除

第六十八条の八十六　削除

第三章第二十四節の節名を次のように改める。

第二十四節　連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第三章第二十四節中第六十八条の九十の前に次の款名を付する。

第一款　連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例

第六十八条の九十第一項中「この節」を「この款」に、「この項及び第三項」を「この条」に、「（その）」を「に対応するものとしてその」に、「を発行する法人に対しその利益の配当、剰余金の分配、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利のない株式等又は実質的に当該権利がないと認められる株式等（以下この項において「請求権のない株式等」という。）に係るものを除く。以下この項において同じ。）に対応するものとして」を「の第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して」に改め、同項第一号中「間接保有の株式等」の下に「（請求権のない株式等（第六十六条の六第一項第一号に規定する請求権のない株式等をいう。以下この号において同じ。）に係るものを除く。次号において同じ。）」を加え、同条第二項第二号中「五年」を「七年」に改め、同条第五項中「第三項」の下に「又は第四項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項各号列記以外の部分を次のように改める。

第一項及び前項の規定は、第一項各号に掲げる連結法人に係る前項に規定する特定外国子会社等がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において固定施設を有するものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

第六十八条の九十第三項第二号中「第六十六条の六第三項第二号」を「第六十六条の六第四項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項各号に掲げる連結法人に係る特定外国子会社等（株式（出資を含む。）若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つているものである場合（次項において「固定

施設を有するものである場合」という。）における第一項の規定の適用については、同項中「調整を加えた金額」とあるのは、「調整を加えた金額から当該特定外国子会社等の事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の百分の十に相当する金額を控除した金額」とする。

第六十八条の九十一第一項中「この節」を「この款」に改め、同条第三項中「個別課税対象留保金額」の下に「に相当する金額」を加える。

第六十八条の九十二第一項中「場合又は当該」を「場合、当該」に、「同項」を「同条第二項第一号」に、「額の支払（同号」を「支払（第二号」に改め、「限る」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「場合で」を「場合又は当該連結法人に係る第六十八条の九十三の二第二項第一号に規定する外国関係信託（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配の支払（第二号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。）を受けた外国関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第四号に掲げる事実が生じた場合で」に、「五年以内に」を「十年以内に」に、「第四項まで」を「以下この条」に、「前五年以内の各連結事業年度」を「前十年以内の各連結事業年度」に、「同条第一項」を「第六十八条の九十第一項」に、「又は当該外国関係会社」を「、当該外国関係会社又は当該外国関係信託」に改め、同項第一号及び第三号中「額の支払」を「支払」に改め、同項に次の一号を加える。

四　当該連結法人に対する収益の分配の支払　その支払う収益の分配の額

第六十八条の九十二第二項中「五年以内に」を「十年以内に」に、「前五年以内の各連結事業年度」を「前十年以内の各連結事業年度」に改め、同条第三項中「第六十六条の六第一項」を「第六十六条の六第二項第三号」に、「前五年以内の各連結事業年度」を「前十年以内の各連結事業年度」に改め、同項第一号中「合併前五年内事業年度」を「合併前十年内事業年度」に、「五年以内」を「十年以内」に改め、同項第二号中「分割前五年内事業年度」を「分割前十年内事業年度」に、「五年以内」を「十年以内」に改め、「金額として」の下に「第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して」を加え、同項第三号中「分割等前五年内事業年度」を「分割等前十年内事業年度」に、「五年以内」を「十年以内」に改め、「金額として」の下に「第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して」を加え、同条第四項中「分割前五年内事業年度又は分割等前五年内事業年度」を「分割前十年内事業年度又は分割等前十年内事業年度」に、「前五年以内の各連結事業年度」を「前十年以内の各事業年度」に改める。

第三章第二十四節中第六十八条の九十三の次に次の一款を加える。

第二款　連結法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例

（連結法人に係る特定外国信託の留保金額の益金算入）

第六十八条の九十三の二　次に掲げる連結法人に係る外国関係信託のうち、その信託された国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託（以下この条において「特定信託」という。）の各計算期間（同法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいい、次項第二号において「内国計算期間」という。）の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係信託に該当するもの（以下この款において「特定外国信託」という。）が、平成十七年四月一日以後に開始する各計算期間（外国関係信託について同法第十五条の三第一項から第三項までの規定を適用するものとした場合のこれらの規定に規定する計算期間をいう。以下この条において同じ。）において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び収益の分配の額に関する調整を加えた金額（以下この項において「適用対象留保金額」という。）を有する場合には、その適用対象留保金額のうちその連結法人の有する当該特定外国信託の直接及び間接保有の受益権に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この款において「個別課税対象留保金額」という。）に相当する金額は、その連結法人の収益の額とみなして当該各計算期間終了の日の翌日から二月を経過する日を含むその連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　その有する外国関係信託の直接及び間接保有の受益権の当該外国関係信託の受益権の総口数のうちに占める割合が百分の五以上である連結法人

二　その有する外国関係信託の直接及び間接保有の受益権の当該外国関係信託の受益権の総口数のうちに占める割合が百分の五以上である一の同族受益者グループに属する連結法人（前号に掲げる連結法人を除く。）

2　前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　外国関係信託　第六十六条の九の二第二項第一号に規定する外国関係信託をいう。

二　未処分所得の金額　特定外国信託の各計算期間の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及びこの法律による各内国計算期間の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところにより当該各計算期間開始の日前七年以内に開始した各計算期間において生じた欠損の金額に係る調整を加えた金額をいう。

三　直接及び間接保有の受益権　第六十六条の九の二第二項第三号に規定する直接及び間接保有の受益権をいう。

四　同族受益者グループ　第六十六条の九の二第二項第四号に規定する同族受益者グループをいう。

3　第一項各号に掲げる連結法人に係る連結親法人は、当該連結法人に係る特定外国信託の各計算期間の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を当該各計算期間

終了の日の翌日から二月を経過する日を含む各連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書をいう。）に添付しなければならない。

第六十八条の九十三の三　前条第一項各号に掲げる連結法人が同項の規定の適用を受ける場合には、当該連結法人に係る特定外国信託の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち当該特定外国信託の個別課税対象留保金額に対応するもの（当該個別課税対象留保金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人が納付する個別控除対象外国法人税の額（同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。以下この款において同じ。）とみなして、同法第八十一条の十五第一項から第七項まで、第十項及び第十五項から第十七項までの規定を適用する。この場合において、同条第十項中「うち第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額」とあるのは「うち第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額及び租税特別措置法第六十八条の九十三の三第一項（連結法人における特定外国信託の個別課税対象留保金額に係る外国税額の控除）に規定する特定外国信託の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額」と、「うち同条第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額」とあるのは「うち同条第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額及び同法第六十六条の九の三第一項（内国法人における特定外国信託の課税対象留保金額に係る外国税額の控除）に規定する特定外国信託の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額」と、「同条第一項から第三項まで」とあるのは「第六十九条第一項から第三項まで」とする。

2　内国法人が各事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）において当該内国法人に係る第六十六条の九の二第一項に規定する特定外国信託の同項に規定する課税対象留保金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた事業年度終了の日後に開始する各連結事業年度の期間において当該特定外国信託の所得に対して外国法人税が課されるときは、当該特定外国信託の当該課税対象留保金額は前項に規定する特定外国信託の個別課税対象留保金額と、同条第一項に規定する特定外国信託の所得に対して課される当該外国法人税の額は前項に規定する特定外国信託の所得に対して課される外国法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

3　前条第一項各号に掲げる連結法人が同項の規定の適用に係る特定外国信託の個別課税対象留保金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第一項の規定により法人税法第八十一条の十五第一項から第三項までの規定の適用を受けるときは、第一項の規定により個別控除対象外国法人税の額とみなされた金額は、当該連結法人の政令で定める連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の九十三の四　第六十八条の九十三の二第一項の規定の適用を受けた連結法人に係る特定外国信託につき第一号に掲げる事実が生じた場合、当該連結法人に係る同条第二項第一号に規定する外国関係信託（当該特定外国信託から収益の分配の支払を受けた外国関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第二号に掲げる事実が生じた場合又は当該連結法人に係る第六十八条の九十第二項第一号に規定する外国関係会社（当該特定外国信託から収益の分配の支払を受けた外国関係会社のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第三号に掲げる事実が生じた場合で、当該連結法人のこれらの事実が生じた日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度（以下この項において「前十年以内の各連結事業年度」という。）において当該特定外国信託の個別課税対象留保金額で第六十八条の九十三の二第一項の規定により前十年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された金額（この項の規定により前十年以内の各連結事業年度において損金の額に算入された金額を除く。以下この項及び次条において「個別課税済留保金額」という。）があるときは、当該個別課税済留保金額に相当する金額は、当該特定外国信託、当該外国関係信託又は当該外国関係会社につき生じた事実が次の各号に掲げる事実のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額のうち当該連結法人に係る個別課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を限度として、当該連結法人のその事実が生じた日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　収益の分配の支払　その支払う収益の分配の額

二　当該連結法人に対する収益の分配の支払　その支払う収益の分配の額

三　当該連結法人に対する利益の配当若しくは剰余金の分配の支払又は法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付　その支払う利益の配当若しくは剰余金の分配の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額

2　第六十八条の九十二第二項から第六項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十八条の九十二第二項	前項各号	第六十八条の九十三の四第一項各号
	第六十六条の八第一項	第六十六条の九の四第一項
	前項の	第六十八条の九十三の四第一項の
	前十年以内の各連結事業年度の個別課税済留保金額	同項に規定する前十年以内の各連結事業年度（以下この条において「前十年以内の各連結事業年度」という。）の同項に規定する個別課税済留保金額（以下この条において「個別課税済留保金額」という。）
第六十八条の九十二第三項	特定外国子会社等の第六十六条の六第二項第三号に規定する直接及び間接保有の株式等（以下この項において「直接及び間接保有の株式等」	第六十八条の九十三の二第一項に規定する特定外国信託の第六十六条の九の二第二項第三号に規定する直接及び間接保有の受益権（以下この項において「特定外国信託の直接及び間接保有の受益権」
	第一項の	第六十八条の九十三の四第一項の
第六十八条の九十二第三項第二号及び第三号	特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応する部分の金額として第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して	特定外国信託の直接及び間接保有の受益権に対応する部分の金額として
第六十八条の九十二第四項	前項又は第六十六条の八第三項	第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十二第三項又は第六十六条の九の四第二項において準用する第六十六条の八第三項
	第一項の	第六十八条の九十三の四第一項の
	前項の	同条第二項において準用する第六十八条の九十二第三項の
	同条第三項	第六十六条の九の四第二項において準用する第六十六条の八第三項
	同条第一項	第六十六条の九の四第一項
第六十八条の九十二第五項	第一項	第六十八条の九十三の四第一項
第六十八条の九十二第六項	第一項	第六十八条の九十三の四第一項
	前項	同条第二項において準用する第六十八条の九十二第五項

3　第六十八条の九十二第七項の規定は、第一項の規定の適用を受けた連結法人の同項の規定により損金の額に算入された金額について準用する。

第六十八条の九十三の五　連結法人が第六十八条の九十三の二第一項各号に掲げる法人に該当するかどうかの判定に関する事項、第六十八条の九十三の三第一項の規定により連結法人が納付したとみなされる個別控除対象外国法人税の額のうち前条第一項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された個別課税済留保金額に係るものの処理その他前三条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の九十四第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百一第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百五の次に次の二条を加える。

（連結法人の組合事業に係る損失がある場合の課税の特例）

第六十八条の百五の二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が特定組合員（第六十七条の十二第一項に規定する特定組合員をいう。第四項において同じ。）に該当する場合で、かつ、その組合契約（同条第三項第一号に規定する組合契約をいう。第四項において同じ。）に係る組合事業（同条第三項第三号に規定する組合事業をいう。以下この条において同じ。）につきその債務を弁済する責任の限度が実質的に組合財産（第六十七条の十二第一項に規定する組合財産をいう。）の価額とされている場合その他の政令で定める場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の連結組合損失額（当該連結親法人又はその連結子法人の当該組合事業による損失の額として政令で定める金額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該連結親法人又はその連結子法人の当該組合事業に係る出資の価額を基

礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額（当該組合事業が実質的に欠損とならないと見込まれるものとして政令で定める場合に該当する場合には、当該連結組合損失額）に相当する金額（第三項において「連結組合損失超過額」という。）は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2　連結確定申告書等を提出する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において連結組合損失超過合計額を有する場合には、当該連結組合損失超過合計額のうち当該連結事業年度の当該連結親法人又はその連結子法人の組合事業（当該連結組合損失超過合計額に係るものに限る。）による利益の額として政令で定める金額に達するまでの金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3　前項に規定する連結組合損失超過合計額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の直前の連結事業年度（連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）以前の各連結事業年度における連結組合損失超過額（連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、第六十七条の十二第一項に規定する組合損失超過額）のうち、当該連結組合損失超過額につき第一項の規定の適用を受けた連結事業年度（同条第一項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度。以下この項において「適用年度」という。）から前連結事業年度等まで連続して当該連結親法人又はその連結子法人に係る法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書（以下この項において「連結確定申告書」という。）の提出（前連結事業年度等までの連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、同条第三十一号に規定する確定申告書（以下この項において「確定申告書」という。）の提出）をしている場合（適用年度が前連結事業年度等である場合には、当該適用年度の当該連結親法人又はその連結子法人に係る連結確定申告書の提出（当該適用年度が連結事業年度に該当しない場合には、確定申告書の提出）をしている場合）における当該連結組合損失超過額を、各組合事業ごとに合計した金額（前項の規定により前連結事業年度等までの各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（第六十七条の十二第二項の規定により前連結事業年度等までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの損金の額に算入された金額を控除した金額）をいう。

4　前項に定めるもののほか、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が自己を合併法人とする適格合併により特定組合員に該当する被合併法人の組合契約に係る第六十七条の十二第一項に規定する組合員たる地位の承継をした場合における第一項の規定の適用に関する事項、同項又は第二項の規定の適用がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の百五の三　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結している組合員であるものの当該連結事業年度の組合事業（当該有限責任事業組合契約に基づいて営まれる事業をいう。以下この条において同じ。）による損失の額として政令で定める金額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該組合事業に係る出資の価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額（第三項において「連結組合損失超過額」という。）は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2　連結確定申告書等を提出する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において連結組合損失超過合計額を有する場合には、当該連結組合損失超過合計額のうち当該連結事業年度の当該連結親法人又はその連結子法人の組合事業（当該連結組合損失超過合計額に係るものに限る。）による利益の額として政令で定める金額に達するまでの金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3　前項に規定する連結組合損失超過合計額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の直前の連結事業年度（連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）以前の各連結事業年度における連結組合損失超過額（連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、第六十七条の十三第一項に規定する組合損失超過額）のうち、当該連結組合損失超過額につき第一項の規定の適用を受けた連結事業年度（同条第一項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度。以下この項において「適用年度」という。）から前連結事業年度等まで連続して当該連結親法人又はその連結子法人に係る法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書（以下この項において「連結確定申告書」という。）の提出（前連結事業年度等までの連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、同条第三十一号に規定する確定申告書（以下この項において「確定申告書」という。）の提出）をしている場合（適用年度が前連結事業年度等である場合には、当該適用年度の当該連結親法人又はその連結子法人に係る連結確定申告書の提出（当該適用年度が連結事業年度に該当しない場合には、確定申告書の提出）をしている場合）における当該連結組合損失超過額を、各組合事業ごとに合計した金額（前項の規定により前連結事業年度等までの各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（第六十七条の十三第二項の規定により前連結事業年度等までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含む。）がある

場合には、これらの損金の額に算入された金額を控除した金額）をいう。

4　前項に定めるもののほか、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が自己を合併法人とする適格合併により第一項に規定する組合員である被合併法人の当該組合員たる地位の承継をした場合における同項の規定の適用に関する事項、同項又は第二項の規定の適用がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の百九第一項中「その」を削り、同項第一号中「新事業創出促進法第二条第三項」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項」に改め、「中小企業者」の下に「（次号において「中小企業者」という。）」を加え、「第三項まで」を「以下この項及び次項」に改め、同項第二号中「新事業創出促進法第十一条の三第二項に規定する認定事業者」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項の承認（同法第十条第一項の承認を含む。）を受けた中小企業者」に、「同項に規定する認定計画」を「同法第十条第二項に規定する承認経営革新計画」に、「新事業分野開拓」を「経営革新」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項から前項まで」を「前二項」に改め、「書類」の下に「（前項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、同項の割合の計算に関する明細書）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一項から第三項まで」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第一項から第三項まで」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第五項とする。

第七十条の四第一項中「農地（特定市街化区域農地等に該当するもの」の下に「及び農業経営基盤強化促進法第二十七条第一項第一号に掲げる要件に該当する農地のうち政令で定めるもの」を加え、同項第一号中「若しくは当該農地等」を「当該農地等」に、「又は当該取得」を「若しくは当該農地等につき耕作の放棄（農地について農業経営基盤強化促進法第二十七条第四項の規定による同項の農業上の利用に関する計画の届出がなかつたことその他の政令で定める事実が生じたことをいう。）をし、又は当該取得」に、「若しくは設定」を「、設定若しくは設定」に改め、同条第十二項中「毎一年」を「一年」に改め、同条第十六項第三号中「同項に」を「同日又は同項に」に、「経過する日とする」を「経過する日のいずれか遅い日とする」に改め、同条第十七項中「毎一年」を「一年」に改め、同条第二十二項中「毎三年」を「三年」に改め、同条第三十一項中「又は買取りの申出等」を「、その耕作の放棄（農地について農業経営基盤強化促進法第二十七条第四項の規定による同項の農業上の利用に関する計画の届出がなかつたことその他の政令で定める事実が生じたことをいう。）又は買取りの申出等」に改め、「あつせん」の下に「、通知」を、「当該転用」の下に「、当該耕作の放棄」を加える。

第七十条の六第一項中「農地（特定市街化区域農地等に該当するもの」の下に「及び農業経営基盤強化促進法第二十七条第一項第一号に掲げる要件に該当する農地のうち政令で定めるもの」を加え、「第三十五項第三号」を「第三十四項第三号」に、「第三十六項第五号」を「第三十五項第五号」に改め、同項第一号中「若しくは当該特例農地等」を「当該特例農地等」に、「又は当該取得」を「若しくは当該特例農地等につき耕作の放棄（農地について農業経営基盤強化促進法第二十七条第四項の規定による同項の農業上の利用に関する計画の届出がなかつたことその他の政令で定める事実が生じたことをいう。）をし、又は当該取得」に、「若しくは設定」を「、設定若しくは耕作の放棄」に改め、同条第五項中「第三十五項」を「第三十四項」に改め、同条第十四項中「毎一年」を「一年」に改め、同条第二十項第三号中「同項に」を「同日又は同項に」に、「経過する日とする」を「経過する日のいずれか遅い日とする」に改め、同条第二十一項中「毎一年」を「一年」に改め、同条第二十八項中「毎三年」を「三年」に、「の届出書（」を「及び」に改め、「のうちに都市営農農地等を有する農業相続人については、その適用を受けたい旨及び当該特例農地等」を削り、「届出書」を「届出書」に改め、同条第三十項中「第三十五項」を「第三十四項」に、「第三十六項第一号」を「第三十五項第一号」に改め、同条第三十一項を削り、同条第三十二項を同条第三十一項とし、同条第三十三項中「第三十二項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項第六号中「第三十二項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項を同条第三十六項とし、同条第三十八項から第四十項までを一項ずつ繰り上げる。

第七十条の七第三項中「同条第三十六項第一号」を「同条第三十五項第一号」に改める。

第七十一条の四第一項第一号を次のように改める。

一　当該事業協同組合等が高度化事業（中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号。以下この号において「廃止法」という。）第一条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号。以下この号において「旧中小企業総合事業団法」という。）第二十一条第一項第二号イ若しくはロ又は旧中小企業総合事業団法附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十三号。以下この号において「旧中小企業事業団法」という。）第二十一条第一項第二号イ若しくはロの中小企業構造の高度化に寄与する事業で政令で定めるものをいう。）に係る高度化資金貸付け（廃止法附則第二条第一項の規定による解散前の中小企業総合事業団（以下この号において「旧中小企業総合事業団」という。）若しくは旧中小企業総合事業団法附則第七条第一項の規定による解散前の中小企業事業団（以下この号において「旧中小企業事業団」という。）又は都道

府県の旧中小企業総合事業団法第二十一条第一項第二号イ又は旧中小企業事業団法第二十一条第一項第二号イに掲げる業務又は事業に係る資金の貸付けをいう。）を受け、又は当該高度化事業に係る高度化分譲（旧中小企業総合事業団若しくは旧中小企業事業団又は都道府県の旧中小企業総合事業団法第二十一条第一項第二号ロ又は旧中小企業事業団法第二十一条第一項第二号ロに掲げる業務又は事業による譲渡をいう。）の対価の額を賦払の方法により支払うこととして、当該土地等を取得したこと。

第七十二条の二から第七十四条までの規定中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第七十六条の見出しを「（農地保有合理化法人が農用地を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減）」に改め、同条中「又は開発して耕作の目的に供される土地とすることが適当な土地」を削り、「これらの土地」を「当該農用地」に改め、同条に次の一項を加える。

2　農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業法人が、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　号）の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間に、農業経営基盤強化促進法第二十七条の三第三項の特定遊休農地の利用権の設定等に関する協議により、政令で定める区域内において、当該協議に係る特定遊休農地（同法第二十七条の二第一項の特定遊休農地をいう。）の取得をした場合には、当該特定遊休農地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

第七十七条の見出しを「（利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減）」に改め、同条中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項に規定する農業振興地域内にある土地で政令で定めるもの」を「政令で定める区域内において、同条第一項第一号に規定する農用地その他の政令で定める土地」に、「農業経営基盤強化促進法第十九条」を「同法第十九条」に改める。

第七十八条中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第七十八条の二第二項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項第一号中「千分の二」を「千分の四」に改め、同項第二号中「千分の一」を「千分の二」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　前項の場合において、農業協同組合が平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に同項の権利義務の承継をしたときは、当該権利義務の承継に係る不動産の権利の移転の登記については、同項第一号中「千分の四」とあるのは「千分の二」と、同項第二号中「千分の二」とあるのは「千分の一」とする。

第七十八条の二第六項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項第一号中「千分の二」を「千分の四」に改め、同項第二号中「千分の二」を「千分の一」に改め、同条に次の一項を加える。

7　前項の場合において、森林組合が平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に同項の権利義務の承継をしたときは、当該権利義務の承継に係る不動産の権利の移転の登記については、同項第一号中「千分の四」とあるのは「千分の二」と、同項第二号中「千分の二」とあるのは「千分の一」とする。

第七十八条の三第一項及び第二項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項第一号中「第八条第一項第一号」を「第八条第一項第一号」に改める。

第八十条の三の次に次の一条を加える。

（農業信用基金協会が保証事業を譲渡した場合の抵当権の移転登記の税率の軽減）

第八十条の四　農業信用基金協会が平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に農業信用保証保険法第四十八条の九第三項に規定する主務大臣の認可を受けて同条第一項の規定により事業の譲渡を行つた場合には、当該事業の譲渡のうち保証事業（同法第八条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に係る事業をいう。次項において同じ。）の譲渡により個人又は法人が取得をした不動産の抵当権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認可があつた日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

2　前項の場合において、平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に同項の認可があつたときは、当該認可に係る保証事業の譲渡に係る不動産の抵当権の移転の登記については、同項中「千分の一・五」とあるのは、「千分の一」とする。

第八十一条第四項中「前条第一項（」を「第八十条の三第一項（」に、「前条第一項第四号」を「第八十条の三第一項第四号」に改める。

第八十二条第三項を削る。

第八十三条を削る。

第八十三条の二の見出しを「（認定民間都市再生事業計画等に基づき土地等を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減）」に改め、同条第一項中「この条」を「第四項まで」に改め、同条に次の四項を加え、同条を第八十三条とする。

5　都市再生特別措置法第六十五条に規定する認定整備事業者が、認定民間都市再生整備事業計画（民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　号。次項において「都市再生特別措置法等の一部改正法」という。）附則第一条ただし書に規定する日の翌日から平成十九年三月三十一日までの間に都市再生特別措置法第六十四条第一項又は第六十六条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けた同法第六十七条に規定する認定整備事業計画をいう。以下この条において同じ。）に基づき特定民間

都市再生整備事業（同法第六十七条に規定する都市再生整備事業のうち政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の用に供するため、当該認定の日から二年以内に当該特定民間都市再生整備事業の同法第六十三条第二項第一号に規定する整備事業区域内の土地の所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

6　前項の場合において、都市再生特別措置法等の一部改正法附則第一条ただし書に規定する日の翌日から平成十八年三月三十一日までの間に同項に規定する認定を受けた認定民間都市再生整備事業計画に基づき取得する土地の所有権の移転の登記については、同項中「千分の八」とあるのは、「千分の七」とする。

7　都市再生特別措置法第六十五条に規定する認定整備事業者が、認定民間都市再生整備事業計画に基づき特定民間都市再生整備事業の用に供する建築物の建築をした場合には、当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

8　認定民間都市再生整備事業計画に係る特定民間都市再生整備事業の都市再生特別措置法第六十三条第二項第一号に規定する整備事業区域内の土地に関する権利を有していた者が、当該認定民間都市再生整備事業計画に基づき、当該認定民間都市再生整備事業計画の認定の日から二年以内に当該特定民間都市再生整備事業を実施する同法第六十五条に規定する認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構（以下この項において「認定整備事業者等」という。）に当該土地に関する権利の譲渡をし、当該譲渡をした権利に代わるものとして当該認定整備事業者等から当該認定民間都市再生整備事業計画に従つて建築された建築物の敷地の用に供されている土地の所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

第八十三条の三を第八十三条の二とし、第八十三条の四を第八十三条の三とする。

第八十四条の三第一項の表の独立行政法人奄美群島振興開発基金の項、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の項、独立行政法人海上災害防止センターの項、独立行政法人海洋研究開発機構の項、独立行政法人科学技術振興機構の項、独立行政法人環境再生保全機構の項、独立行政法人勤労者退職金共済機構の項、独立行政法人情報処理推進機構の項、独立行政法人情報通信研究機構の項及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の項を削り、同表の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の項の次に次のように加える。

独立行政法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）附則第二条第一項及び第三条第一項

第八十四条の三第一項の表の独立行政法人理化学研究所の項及び放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園の項を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とする。

第八十四条の四を次のように改める。

（動産譲渡登記等に係る登録免許税の税率の特例）

第八十四条の四　個人又は法人が、登録免許税法別表第一第八号の二の動産の譲渡又は債権の譲渡若しくは質権の設定について次の各号に掲げる登記（第二号に掲げる登記にあつては、同号の債権又は同号の質権の目的とされた債権の個数が五千個以下であるものに限る。）を受ける場合には、当該登記に係る登録免許税の税率は、同法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　動産の譲渡の登記　一件につき七千五百円

二　債権の譲渡又は質権の設定の登記　一件につき七千五百円

三　前二号に掲げる登記の存続期間を延長する登記　一件につき三千円

2　前項の債権又は質権の目的とされた債権の個数の算定方法は、財務省令で定める。

第八十七条の五第一項及び第八十八条の二第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第九十条の四の二第一項、第九十条の六の二第一項、第九十条の九第一項から第六項までの規定及び第九十一条中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第九十一条の二を次のように改める。

（都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税）

第九十一条の二　都道府県又は民法第三十四条の規定に基づき設立された法人であつて都道府県に代わつて高等学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第五十一条の五に規定する後期課程に限る。）、盲学校（同法第七十二条第二項に規定する高等部に限る。以下聾学校及び養護学校について同じ。）、聾学校及び養護学校並びに同法第八十二条の二に規定する専修学校（同法第八十二条の三第一項に規定する高等課程に限る。）をいう。以下この条において同じ。）の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行うもの（政令で定めるものに限る。）が高等学校等の生徒に対して無利息で行う学資としての資金の貸付けに係る印紙税法別表第一第一号の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書には、印紙税を課さない。

第九十一条の四第一項及び第二項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第九十三条第二項第二号中「第七十条の六第三十四項第三号」を「第七十条の六第三十三項第三号」に改め、同条第四項中「第七十条の六第三十六項」を「第七十条の六第三十五項」に改める。

第九十七条の表の都道府県の項中「第三十一条の二第二項第十三号ハ及び第十四号ニ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニ」に、「第三十四条の二第二項第十号及び第十二号」を「第三十四条の二第二項第十一号及び第十三号」に、「第六十二条の三第四項第十三号ハ及び第十四号ニ」を「第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ」に、「第六十五条の四第一項第十号及び第十二号」を「第六十五条の四第一項第十一号及び第十三号」に、「第七十条の六第三十六項」を「第七十条の六第三十七項」に改め、同表の市町村の項中「第三十一条の二第二項第十四号ニ、第六十二条の三第四項第十四号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ」に、「第七十条の六第三十八項」を「第七十条の六第三十七項」に、「第七十条の六第三十九項」を「第七十条の六第三十八項」に改める。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第六条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「記録した」の下に「光ディスク」を加え、「磁気テープ等」を「光ディスク等」に改める。

（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正）

第七条　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「保存」の下に「及び国税関係書類以外の書類の保存」を加える。

第十一条第三項を次のように改める。

3　前条及び前二項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　所得税法第百四十五条第一号（青色申告の承認申請の却下）（同法第百六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「帳簿書類」とあるのは、「帳簿書類（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条各項（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条各項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）のいずれか」とする。

二　所得税法第百五十条第一項第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）及び法人税法第百二十三条第一号（青色申告の承認申請の却下）（同法第百四十六条第一項（青色申告）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、所得税法第百五十条第一項第一号及び法人税法第百二十三条第一号中「帳簿書類」とあるのは、「帳簿書類（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条各項（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条各項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）のいずれか」とする。

三　法人税法第四条の三第二項第三号ロ（連結納税の承認の申請）の規定の適用については、同号ロ中「次条第一項」とあるのは、「次条第一項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条各項（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条各項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）のいずれか」とする。

四　法人税法第四条の五第一項第一号（連結納税の承認の取消し等）及び第百二十七条第一項第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第百四十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条の五第一項第一号及び第百二十七条第一項第一号中「前条第一項」とあるのは、「前条第一項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条各項（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条各項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）のいずれか」とする。

五　法人税法第百二十七条第二項第一号（同法第百四十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「前条第一項」とあるのは、「前条第一項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条各項（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条各項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）のいずれか」とする。

（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の一部改正）

第八条　経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項、第七条及び第十二条第二項中「百分の二十」を「百分の十」に、「二十五万円」を「十二万五千円」に改める。

第十四条第二項中「百分の二十」を「百分の十」に、「二万八百五十円」を「一万四百五十円」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一　平成18年１月１日以後の給与所得の源泉徴収税額表（月額表）（第十一条関係）

(一)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
87,000円	未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の６％に相当する金額
87,000	88,000	150	0	0	0	0	0	0	0	5,500
88,000	89,000	240	0	0	0	0	0	0	0	5,500
89,000	90,000	330	0	0	0	0	0	0	0	5,500
90,000	91,000	420	0	0	0	0	0	0	0	5,600
91,000	92,000	510	0	0	0	0	0	0	0	5,600
92,000	93,000	600	0	0	0	0	0	0	0	5,700
93,000	94,000	690	0	0	0	0	0	0	0	5,800
94,000	95,000	780	0	0	0	0	0	0	0	5,800
95,000	96,000	870	0	0	0	0	0	0	0	5,900
96,000	97,000	960	0	0	0	0	0	0	0	6,000
97,000	98,000	1,050	0	0	0	0	0	0	0	6,100
98,000	99,000	1,140	0	0	0	0	0	0	0	6,100
99,000	101,000	1,270	0	0	0	0	0	0	0	6,200
101,000	103,000	1,450	0	0	0	0	0	0	0	6,400
103,000	105,000	1,630	0	0	0	0	0	0	0	6,500
105,000	107,000	1,810	0	0	0	0	0	0	0	6,600
107,000	109,000	1,990	0	0	0	0	0	0	0	6,700
109,000	111,000	2,170	0	0	0	0	0	0	0	6,900
111,000	113,000	2,350	0	0	0	0	0	0	0	7,000
113,000	115,000	2,530	0	0	0	0	0	0	0	7,100
115,000	117,000	2,710	0	0	0	0	0	0	0	7,200
117,000	119,000	2,890	0	0	0	0	0	0	0	7,400
119,000	121,000	3,070	220	0	0	0	0	0	0	7,500
121,000	123,000	3,250	400	0	0	0	0	0	0	7,600
123,000	125,000	3,430	580	0	0	0	0	0	0	7,800
125,000	127,000	3,610	760	0	0	0	0	0	0	8,000
127,000	129,000	3,790	940	0	0	0	0	0	0	8,200
129,000	131,000	3,970	1,120	0	0	0	0	0	0	8,300
131,000	133,000	4,150	1,300	0	0	0	0	0	0	8,500
133,000	135,000	4,330	1,480	0	0	0	0	0	0	8,700
135,000	137,000	4,490	1,640	0	0	0	0	0	0	8,800
137,000	139,000	4,600	1,750	0	0	0	0	0	0	9,000
139,000	141,000	4,710	1,860	0	0	0	0	0	0	9,200
141,000	143,000	4,820	1,970	0	0	0	0	0	0	9,400
143,000	145,000	4,930	2,080	0	0	0	0	0	0	9,500
145,000	147,000	5,030	2,180	0	0	0	0	0	0	9,700
147,000	149,000	5,140	2,290	0	0	0	0	0	0	9,900
149,000	151,000	5,250	2,400	0	0	0	0	0	0	10,000
151,000	153,000	5,380	2,530	0	0	0	0	0	0	10,200
153,000	155,000	5,500	2,650	0	0	0	0	0	0	10,400
155,000	157,000	5,630	2,780	0	0	0	0	0	0	10,600
157,000	159,000	5,750	2,900	0	0	0	0	0	0	10,700
159,000	161,000	5,880	3,030	180	0	0	0	0	0	10,900
161,000	163,000	6,010	3,160	310	0	0	0	0	0	11,100
163,000	165,000	6,130	3,280	430	0	0	0	0	0	11,200

(二)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
165,000	167,000	6,260	3,410	560	0	0	0	0	0	11,400
167,000	169,000	6,380	3,530	680	0	0	0	0	0	11,600
169,000	171,000	6,510	3,660	810	0	0	0	0	0	11,700
171,000	173,000	6,640	3,790	940	0	0	0	0	0	11,900
173,000	175,000	6,760	3,910	1,060	0	0	0	0	0	12,100
175,000	177,000	6,890	4,040	1,190	0	0	0	0	0	12,300
177,000	179,000	7,010	4,160	1,310	0	0	0	0	0	12,600
179,000	181,000	7,140	4,290	1,440	0	0	0	0	0	13,200
181,000	183,000	7,270	4,420	1,570	0	0	0	0	0	13,700
183,000	185,000	7,390	4,540	1,690	0	0	0	0	0	14,200
185,000	187,000	7,520	4,670	1,820	0	0	0	0	0	14,800
187,000	189,000	7,640	4,790	1,940	0	0	0	0	0	15,300
189,000	191,000	7,770	4,920	2,070	0	0	0	0	0	15,800
191,000	193,000	7,900	5,050	2,200	0	0	0	0	0	16,400
193,000	195,000	8,020	5,170	2,320	0	0	0	0	0	16,900
195,000	197,000	8,150	5,300	2,450	0	0	0	0	0	17,400
197,000	199,000	8,270	5,420	2,570	0	0	0	0	0	18,000
199,000	201,000	8,400	5,550	2,700	0	0	0	0	0	18,500
201,000	203,000	8,530	5,680	2,830	0	0	0	0	0	19,000
203,000	205,000	8,650	5,800	2,950	100	0	0	0	0	19,500
205,000	207,000	8,780	5,930	3,080	230	0	0	0	0	20,000
207,000	209,000	8,900	6,050	3,200	350	0	0	0	0	20,500
209,000	211,000	9,030	6,180	3,330	480	0	0	0	0	21,000
211,000	213,000	9,160	6,310	3,460	610	0	0	0	0	21,500
213,000	215,000	9,280	6,430	3,580	730	0	0	0	0	22,000
215,000	217,000	9,410	6,560	3,710	860	0	0	0	0	22,500
217,000	219,000	9,530	6,680	3,830	980	0	0	0	0	23,000
219,000	221,000	9,660	6,810	3,960	1,110	0	0	0	0	23,500
221,000	224,000	9,820	6,970	4,120	1,270	0	0	0	0	24,100
224,000	227,000	10,010	7,160	4,310	1,460	0	0	0	0	25,000
227,000	230,000	10,200	7,350	4,500	1,650	0	0	0	0	25,900
230,000	233,000	10,380	7,530	4,680	1,830	0	0	0	0	26,800
233,000	236,000	10,570	7,720	4,870	2,020	0	0	0	0	27,700
236,000	239,000	10,760	7,910	5,060	2,210	0	0	0	0	28,500
239,000	242,000	10,950	8,100	5,250	2,400	0	0	0	0	29,400
242,000	245,000	11,140	8,290	5,440	2,590	0	0	0	0	30,300
245,000	248,000	11,330	8,480	5,630	2,780	0	0	0	0	31,200
248,000	251,000	11,520	8,670	5,820	2,970	120	0	0	0	32,100
251,000	254,000	11,710	8,860	6,010	3,160	310	0	0	0	33,000
254,000	257,000	11,900	9,050	6,200	3,350	500	0	0	0	33,900
257,000	260,000	12,090	9,240	6,390	3,540	690	0	0	0	34,800
260,000	263,000	12,270	9,420	6,570	3,720	870	0	0	0	35,700
263,000	266,000	12,460	9,610	6,760	3,910	1,060	0	0	0	36,600
266,000	269,000	12,650	9,800	6,950	4,100	1,250	0	0	0	37,500
269,000	272,000	12,840	9,990	7,140	4,290	1,440	0	0	0	38,300
272,000	275,000	13,030	10,180	7,330	4,480	1,630	0	0	0	39,200
275,000	278,000	13,220	10,370	7,520	4,670	1,820	0	0	0	40,100
278,000	281,000	13,410	10,560	7,710	4,860	2,010	0	0	0	41,000
281,000	284,000	13,600	10,750	7,900	5,050	2,200	0	0	0	41,900
284,000	287,000	13,790	10,940	8,090	5,240	2,390	0	0	0	42,800

(三)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
287,000	290,000	13,980	11,130	8,280	5,430	2,580	0	0	0	43,700
290,000	293,000	14,160	11,310	8,460	5,610	2,760	0	0	0	44,600
293,000	296,000	14,350	11,500	8,650	5,800	2,950	100	0	0	45,500
296,000	299,000	14,540	11,690	8,840	5,990	3,140	290	0	0	46,000
299,000	302,000	14,740	11,890	9,040	6,190	3,340	490	0	0	46,600
302,000	305,000	14,950	12,100	9,250	6,400	3,550	700	0	0	47,200
305,000	308,000	15,170	12,320	9,470	6,620	3,770	920	0	0	47,700
308,000	311,000	15,380	12,530	9,680	6,830	3,980	1,130	0	0	48,300
311,000	314,000	15,600	12,750	9,900	7,050	4,200	1,350	0	0	48,900
314,000	317,000	15,820	12,970	10,120	7,270	4,420	1,570	0	0	49,400
317,000	320,000	16,030	13,180	10,330	7,480	4,630	1,780	0	0	50,000
320,000	323,000	16,250	13,400	10,550	7,700	4,850	2,000	0	0	50,600
323,000	326,000	16,460	13,610	10,760	7,910	5,060	2,210	0	0	51,100
326,000	329,000	16,680	13,830	10,980	8,130	5,280	2,430	0	0	51,700
329,000	332,000	16,900	14,050	11,200	8,350	5,500	2,650	0	0	52,300
332,000	335,000	17,110	14,260	11,410	8,560	5,710	2,860	0	0	52,800
335,000	338,000	17,330	14,480	11,630	8,780	5,930	3,080	230	0	53,500
338,000	341,000	17,540	14,690	11,840	8,990	6,140	3,290	440	0	54,100
341,000	344,000	17,760	14,910	12,060	9,210	6,360	3,510	660	0	54,700
344,000	347,000	17,980	15,130	12,280	9,430	6,580	3,730	880	0	55,400
347,000	350,000	18,190	15,340	12,490	9,640	6,790	3,940	1,090	0	56,000
350,000	353,000	18,410	15,560	12,710	9,860	7,010	4,160	1,310	0	56,600
353,000	356,000	18,620	15,770	12,920	10,070	7,220	4,370	1,520	0	57,400
356,000	359,000	18,840	15,990	13,140	10,290	7,440	4,590	1,740	0	58,200
359,000	362,000	19,060	16,210	13,360	10,510	7,660	4,810	1,960	0	58,900
362,000	365,000	19,270	16,420	13,570	10,720	7,870	5,020	2,170	0	59,700
365,000	368,000	19,490	16,640	13,790	10,940	8,090	5,240	2,390	0	60,500
368,000	371,000	19,700	16,850	14,000	11,150	8,300	5,450	2,600	0	61,200
371,000	374,000	19,920	17,070	14,220	11,370	8,520	5,670	2,820	0	61,900
374,000	377,000	20,140	17,290	14,440	11,590	8,740	5,890	3,040	190	62,600
377,000	380,000	20,350	17,500	14,650	11,800	8,950	6,100	3,250	400	63,300
380,000	383,000	20,570	17,720	14,870	12,020	9,170	6,320	3,470	620	64,000
383,000	386,000	20,780	17,930	15,080	12,230	9,380	6,530	3,680	830	64,700
386,000	389,000	21,000	18,150	15,300	12,450	9,600	6,750	3,900	1,050	65,400
389,000	392,000	21,220	18,370	15,520	12,670	9,820	6,970	4,120	1,270	66,200
392,000	395,000	21,430	18,580	15,730	12,880	10,030	7,180	4,330	1,480	67,600
395,000	398,000	21,650	18,800	15,950	13,100	10,250	7,400	4,550	1,700	69,000
398,000	401,000	21,860	19,010	16,160	13,310	10,460	7,610	4,760	1,910	70,400
401,000	404,000	22,080	19,230	16,380	13,530	10,680	7,830	4,980	2,130	71,800
404,000	407,000	22,300	19,450	16,600	13,750	10,900	8,050	5,200	2,350	73,200
407,000	410,000	22,510	19,660	16,810	13,960	11,110	8,260	5,410	2,560	74,600
410,000	413,000	22,730	19,880	17,030	14,180	11,330	8,480	5,630	2,780	76,000
413,000	416,000	22,940	20,090	17,240	14,390	11,540	8,690	5,840	2,990	77,400
416,000	419,000	23,160	20,310	17,460	14,610	11,760	8,910	6,060	3,210	78,800
419,000	422,000	23,380	20,530	17,680	14,830	11,980	9,130	6,280	3,430	80,300
422,000	425,000	23,590	20,740	17,890	15,040	12,190	9,340	6,490	3,640	81,700
425,000	428,000	23,810	20,960	18,110	15,260	12,410	9,560	6,710	3,860	83,100
428,000	431,000	24,020	21,170	18,320	15,470	12,620	9,770	6,920	4,070	84,500
431,000	434,000	24,240	21,390	18,540	15,690	12,840	9,990	7,140	4,290	85,900
434,000	437,000	24,460	21,610	18,760	15,910	13,060	10,210	7,360	4,510	87,300

(四)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
437,000	440,000	24,670	21,820	18,970	16,120	13,270	10,420	7,570	4,720	88,700
440,000	443,000	25,030	22,040	19,190	16,340	13,490	10,640	7,790	4,940	90,100
443,000	446,000	25,460	22,250	19,400	16,550	13,700	10,850	8,000	5,150	91,500
446,000	449,000	25,890	22,470	19,620	16,770	13,920	11,070	8,220	5,370	92,900
449,000	452,000	26,320	22,690	19,840	16,990	14,140	11,290	8,440	5,590	94,300
452,000	455,000	26,750	22,900	20,050	17,200	14,350	11,500	8,650	5,800	95,700
455,000	458,000	27,190	23,120	20,270	17,420	14,570	11,720	8,870	6,020	97,200
458,000	461,000	27,620	23,330	20,480	17,630	14,780	11,930	9,080	6,230	98,600
461,000	464,000	28,050	23,550	20,700	17,850	15,000	12,150	9,300	6,450	100,000
464,000	467,000	28,480	23,770	20,920	18,070	15,220	12,370	9,520	6,670	101,400
467,000	470,000	28,910	23,980	21,130	18,280	15,430	12,580	9,730	6,880	102,800
470,000	473,000	29,350	24,200	21,350	18,500	15,650	12,800	9,950	7,100	104,200
473,000	476,000	29,780	24,410	21,560	18,710	15,860	13,010	10,160	7,310	105,600
476,000	479,000	30,210	24,630	21,780	18,930	16,080	13,230	10,380	7,530	107,000
479,000	482,000	30,640	24,940	22,000	19,150	16,300	13,450	10,600	7,750	108,400
482,000	485,000	31,070	25,370	22,210	19,360	16,510	13,660	10,810	7,960	109,800
485,000	488,000	31,510	25,810	22,430	19,580	16,730	13,880	11,030	8,180	111,200
488,000	491,000	31,940	26,240	22,640	19,790	16,940	14,090	11,240	8,390	112,600
491,000	494,000	32,370	26,670	22,860	20,010	17,160	14,310	11,460	8,610	114,100
494,000	497,000	32,800	27,100	23,080	20,230	17,380	14,530	11,680	8,830	115,500
497,000	500,000	33,230	27,530	23,290	20,440	17,590	14,740	11,890	9,040	116,900
500,000	503,000	33,670	27,970	23,510	20,660	17,810	14,960	12,110	9,260	118,300
503,000	506,000	34,100	28,400	23,720	20,870	18,020	15,170	12,320	9,470	119,700
506,000	509,000	34,530	28,830	23,940	21,090	18,240	15,390	12,540	9,690	121,100
509,000	512,000	34,960	29,260	24,160	21,310	18,460	15,610	12,760	9,910	122,500
512,000	515,000	35,390	29,690	24,370	21,520	18,670	15,820	12,970	10,120	123,900
515,000	518,000	35,830	30,130	24,590	21,740	18,890	16,040	13,190	10,340	125,300
518,000	521,000	36,260	30,560	24,860	21,950	19,100	16,250	13,400	10,550	126,700
521,000	524,000	36,690	30,990	25,290	22,170	19,320	16,470	13,620	10,770	128,100
524,000	527,000	37,120	31,420	25,720	22,390	19,540	16,690	13,840	10,990	129,600
527,000	530,000	37,550	31,850	26,150	22,600	19,750	16,900	14,050	11,200	131,000
530,000	533,000	37,990	32,290	26,590	22,820	19,970	17,120	14,270	11,420	132,400
533,000	536,000	38,420	32,720	27,020	23,030	20,180	17,330	14,480	11,630	133,800
536,000	539,000	38,850	33,150	27,450	23,250	20,400	17,550	14,700	11,850	135,200
539,000	542,000	39,280	33,580	27,880	23,470	20,620	17,770	14,920	12,070	136,600
542,000	545,000	39,710	34,010	28,310	23,680	20,830	17,980	15,130	12,280	138,000
545,000	548,000	40,150	34,450	28,750	23,900	21,050	18,200	15,350	12,500	139,400
548,000	551,000	40,580	34,880	29,180	24,110	21,260	18,410	15,560	12,710	140,800
551,000	554,000	41,050	35,350	29,650	24,350	21,500	18,650	15,800	12,950	142,200
554,000	557,000	41,540	35,840	30,140	24,600	21,750	18,900	16,050	13,200	143,600
557,000	560,000	42,030	36,330	30,630	24,930	21,990	19,140	16,290	13,440	145,000
560,000	563,000	42,510	36,810	31,110	25,410	22,230	19,380	16,530	13,680	146,400
563,000	566,000	43,000	37,300	31,600	25,900	22,470	19,620	16,770	13,920	147,800
566,000	569,000	43,480	37,780	32,080	26,380	22,720	19,870	17,020	14,170	149,100
569,000	572,000	43,970	38,270	32,570	26,870	22,960	20,110	17,260	14,410	150,500
572,000	575,000	44,460	38,760	33,060	27,360	23,200	20,350	17,500	14,650	151,900
575,000	578,000	44,940	39,240	33,540	27,840	23,450	20,600	17,750	14,900	153,200
578,000	581,000	45,430	39,730	34,030	28,330	23,690	20,840	17,990	15,140	154,600
581,000	584,000	45,910	40,210	34,510	28,810	23,930	21,080	18,230	15,380	156,000
584,000	587,000	46,400	40,700	35,000	29,300	24,180	21,330	18,480	15,630	157,300

（五）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
587,000	590,000	46,890	41,190	35,490	29,790	24,420	21,570	18,720	15,870	158,600
590,000	593,000	47,370	41,670	35,970	30,270	24,660	21,810	18,960	16,110	159,900
593,000	596,000	47,860	42,160	36,460	30,760	25,060	22,050	19,200	16,350	161,200
596,000	599,000	48,340	42,640	36,940	31,240	25,540	22,300	19,450	16,600	162,500
599,000	602,000	48,830	43,130	37,430	31,730	26,030	22,540	19,690	16,840	163,700
602,000	605,000	49,320	43,620	37,920	32,220	26,520	22,780	19,930	17,080	165,000
605,000	608,000	49,800	44,100	38,400	32,700	27,000	23,030	20,180	17,330	166,300
608,000	611,000	50,290	44,590	38,890	33,190	27,490	23,270	20,420	17,570	167,600
611,000	614,000	50,770	45,070	39,370	33,670	27,970	23,510	20,660	17,810	168,900
614,000	617,000	51,260	45,560	39,860	34,160	28,460	23,760	20,910	18,060	170,200
617,000	620,000	51,750	46,050	40,350	34,650	28,950	24,000	21,150	18,300	171,400
620,000	623,000	52,230	46,530	40,830	35,130	29,430	24,240	21,390	18,540	172,700
623,000	626,000	52,720	47,020	41,320	35,620	29,920	24,480	21,630	18,780	174,000
626,000	629,000	53,200	47,500	41,800	36,100	30,400	24,730	21,880	19,030	175,300
629,000	632,000	53,690	47,990	42,290	36,590	30,890	25,190	22,120	19,270	176,600
632,000	635,000	54,180	48,480	42,780	37,080	31,380	25,680	22,360	19,510	177,800
635,000	638,000	54,660	48,960	43,260	37,560	31,860	26,160	22,610	19,760	179,100
638,000	641,000	55,150	49,450	43,750	38,050	32,350	26,650	22,850	20,000	180,400
641,000	644,000	55,630	49,930	44,230	38,530	32,830	27,130	23,090	20,240	181,700
644,000	647,000	56,120	50,420	44,720	39,020	33,320	27,620	23,340	20,490	183,000
647,000	650,000	56,610	50,910	45,210	39,510	33,810	28,110	23,580	20,730	184,300
650,000	653,000	57,090	51,390	45,690	39,990	34,290	28,590	23,820	20,970	185,300
653,000	656,000	57,580	51,880	46,180	40,480	34,780	29,080	24,060	21,210	186,100
656,000	659,000	58,060	52,360	46,660	40,960	35,260	29,560	24,310	21,460	187,000
659,000	662,000	58,550	52,850	47,150	41,450	35,750	30,050	24,550	21,700	187,800
662,000	665,000	59,040	53,340	47,640	41,940	36,240	30,540	24,840	21,940	188,700
665,000	668,000	59,520	53,820	48,120	42,420	36,720	31,020	25,320	22,190	189,500
668,000	671,000	60,010	54,310	48,610	42,910	37,210	31,510	25,810	22,430	190,400
671,000	674,000	60,490	54,790	49,090	43,390	37,690	31,990	26,290	22,670	191,200
674,000	677,000	60,980	55,280	49,580	43,880	38,180	32,480	26,780	22,920	192,100
677,000	680,000	61,470	55,770	50,070	44,370	38,670	32,970	27,270	23,160	192,900
680,000	683,000	61,950	56,250	50,550	44,850	39,150	33,450	27,750	23,400	193,800
683,000	686,000	62,440	56,740	51,040	45,340	39,640	33,940	28,240	23,640	194,700
686,000	689,000	62,920	57,220	51,520	45,820	40,120	34,420	28,720	23,890	195,500
689,000	692,000	63,410	57,710	52,010	46,310	40,610	34,910	29,210	24,130	196,400
692,000	695,000	63,900	58,200	52,500	46,800	41,100	35,400	29,700	24,370	197,200
695,000	698,000	64,380	58,680	52,980	47,280	41,580	35,880	30,180	24,620	198,100
698,000	701,000	64,870	59,170	53,470	47,770	42,070	36,370	30,670	24,970	198,900
701,000	704,000	65,350	59,650	53,950	48,250	42,550	36,850	31,150	25,450	199,800
704,000	707,000	65,840	60,140	54,440	48,740	43,040	37,340	31,640	25,940	200,600
707,000	710,000	66,330	60,630	54,930	49,230	43,530	37,830	32,130	26,430	201,900
710,000	713,000	66,810	61,110	55,410	49,710	44,010	38,310	32,610	26,910	203,300
713,000	716,000	67,300	61,600	55,900	50,200	44,500	38,800	33,100	27,400	204,600
716,000	719,000	67,780	62,080	56,380	50,680	44,980	39,280	33,580	27,880	206,000
719,000	722,000	68,270	62,570	56,870	51,170	45,470	39,770	34,070	28,370	207,300
722,000	725,000	68,760	63,060	57,360	51,660	45,960	40,260	34,560	28,860	208,700
725,000	728,000	69,240	63,540	57,840	52,140	46,440	40,740	35,040	29,340	210,000
728,000	731,000	69,730	64,030	58,330	52,630	46,930	41,230	35,530	29,830	211,400
731,000	734,000	70,210	64,510	58,810	53,110	47,410	41,710	36,010	30,310	212,700
734,000	737,000	70,700	65,000	59,300	53,600	47,900	42,200	36,500	30,800	214,100

（六）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
737,000	740,000	71,190	65,490	59,790	54,090	48,390	42,690	36,990	31,290	215,400
740,000	743,000	71,670	65,970	60,270	54,570	48,870	43,170	37,470	31,770	216,800
743,000	746,000	72,160	66,460	60,760	55,060	49,360	43,660	37,960	32,260	218,100
746,000	749,000	72,640	66,940	61,240	55,540	49,840	44,140	38,440	32,740	219,500
749,000	752,000	73,130	67,430	61,730	56,030	50,330	44,630	38,930	33,230	220,900
752,000	755,000	73,620	67,920	62,220	56,520	50,820	45,120	39,420	33,720	222,200
755,000	758,000	74,100	68,400	62,700	57,000	51,300	45,600	39,900	34,200	223,600
758,000	761,000	74,590	68,890	63,190	57,490	51,790	46,090	40,390	34,690	224,900
761,000	764,000	75,070	69,370	63,670	57,970	52,270	46,570	40,870	35,170	226,300
764,000	767,000	75,560	69,860	64,160	58,460	52,760	47,060	41,360	35,660	227,600
767,000	770,000	76,050	70,350	64,650	58,950	53,250	47,550	41,850	36,150	229,000
770,000	773,000	76,530	70,830	65,130	59,430	53,730	48,030	42,330	36,630	230,300
773,000	776,000	77,020	71,320	65,620	59,920	54,220	48,520	42,820	37,120	231,700
776,000	779,000	77,500	71,800	66,100	60,400	54,700	49,000	43,300	37,600	233,000
779,000	782,000	77,990	72,290	66,590	60,890	55,190	49,490	43,790	38,090	234,400
782,000	785,000	78,480	72,780	67,080	61,380	55,680	49,980	44,280	38,580	235,700
785,000	788,000	78,960	73,260	67,560	61,860	56,160	50,460	44,760	39,060	237,100
788,000	791,000	79,450	73,750	68,050	62,350	56,650	50,950	45,250	39,550	238,500
791,000	794,000	79,930	74,230	68,530	62,830	57,130	51,430	45,730	40,030	239,800
794,000	797,000	80,420	74,720	69,020	63,320	57,620	51,920	46,220	40,520	241,200
797,000	800,000	80,910	75,210	69,510	63,810	58,110	52,410	46,710	41,010	242,500
800,000	803,000	81,390	75,690	69,990	64,290	58,590	52,890	47,190	41,490	243,900
803,000	806,000	81,880	76,180	70,480	64,780	59,080	53,380	47,680	41,980	245,200
806,000	809,000	82,360	76,660	70,960	65,260	59,560	53,860	48,160	42,460	246,600
809,000	812,000	82,850	77,150	71,450	65,750	60,050	54,350	48,650	42,950	247,900
812,000	815,000	83,340	77,640	71,940	66,240	60,540	54,840	49,140	43,440	249,300
815,000	818,000	83,820	78,120	72,420	66,720	61,020	55,320	49,620	43,920	250,600
818,000	821,000	84,310	78,610	72,910	67,210	61,510	55,810	50,110	44,410	252,000
821,000	824,000	84,790	79,090	73,390	67,690	61,990	56,290	50,590	44,890	253,300
824,000	827,000	85,280	79,580	73,880	68,180	62,480	56,780	51,080	45,380	254,700
827,000	830,000	85,770	80,070	74,370	68,670	62,970	57,270	51,570	45,870	256,100
830,000	833,000	86,250	80,550	74,850	69,150	63,450	57,750	52,050	46,350	257,400
833,000	836,000	86,750	81,050	75,350	69,650	63,950	58,250	52,550	46,850	258,800
836,000	839,000	87,260	81,560	75,860	70,160	64,460	58,760	53,060	47,360	260,100
839,000	842,000	87,780	82,080	76,380	70,680	64,980	59,280	53,580	47,870	261,500
842,000	845,000	88,290	82,590	76,890	71,190	65,490	59,790	54,090	48,390	262,800
845,000	848,000	88,800	83,100	77,400	71,700	66,000	60,300	54,600	48,900	264,200
848,000	851,000	89,310	83,610	77,910	72,210	66,510	60,810	55,110	49,410	265,500
851,000	854,000	89,830	84,130	78,430	72,730	67,030	61,330	55,630	49,930	266,900
854,000	857,000	90,340	84,640	78,940	73,240	67,540	61,840	56,140	50,440	268,200
857,000	860,000	90,850	85,150	79,450	73,750	68,050	62,350	56,650	50,950	269,600
860,000	863,000	91,370	85,670	79,970	74,270	68,570	62,870	57,170	51,470	270,900
863,000	866,000	91,880	86,180	80,480	74,780	69,080	63,380	57,680	51,980	272,300
866,000	869,000	92,390	86,690	80,990	75,290	69,590	63,890	58,190	52,490	273,600
869,000	872,000	92,910	87,210	81,510	75,810	70,110	64,410	58,710	53,000	275,000
872,000	875,000	93,420	87,720	82,020	76,320	70,620	64,920	59,220	53,520	276,400
875,000	878,000	93,950	88,230	82,530	76,830	71,130	65,430	59,730	54,030	277,700
878,000	881,000	94,520	88,740	83,040	77,340	71,640	65,940	60,240	54,540	279,100
881,000	884,000	95,090	89,260	83,560	77,860	72,160	66,460	60,760	55,060	280,400
884,000	887,000	95,660	89,770	84,070	78,370	72,670	66,970	61,270	55,570	281,800

（七）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
887,000	890,000	96,230	90,280	84,580	78,880	73,180	67,480	61,780	56,080	283,100
890,000	893,000	96,800	90,800	85,100	79,400	73,700	68,000	62,300	56,600	284,500
893,000	896,000	97,370	91,310	85,610	79,910	74,210	68,510	62,810	57,110	285,800
896,000	899,000	97,940	91,820	86,120	80,420	74,720	69,020	63,320	57,620	287,200
899,000	902,000	98,510	92,340	86,640	80,940	75,240	69,540	63,840	58,130	288,500
902,000	905,000	99,080	92,850	87,150	81,450	75,750	70,050	64,350	58,650	289,900
905,000	908,000	99,650	93,360	87,660	81,960	76,260	70,560	64,860	59,160	291,200
908,000	911,000	100,220	93,890	88,170	82,470	76,770	71,070	65,370	59,670	292,600
911,000	914,000	100,790	94,460	88,690	82,990	77,290	71,590	65,890	60,190	294,000
914,000	917,000	101,360	95,030	89,200	83,500	77,800	72,100	66,400	60,700	295,300
917,000	920,000	101,930	95,600	89,710	84,010	78,310	72,610	66,910	61,210	296,700
920,000	923,000	102,500	96,170	90,230	84,530	78,830	73,130	67,430	61,730	298,000
923,000	926,000	103,070	96,740	90,740	85,040	79,340	73,640	67,940	62,240	299,400
926,000	929,000	103,640	97,310	91,250	85,550	79,850	74,150	68,450	62,750	300,700
929,000	932,000	104,210	97,880	91,770	86,070	80,370	74,670	68,970	63,260	302,100
932,000	935,000	104,780	98,450	92,280	86,580	80,880	75,180	69,480	63,780	303,400
935,000	938,000	105,350	99,020	92,790	87,090	81,390	75,690	69,990	64,290	304,800
938,000	941,000	105,920	99,590	93,300	87,600	81,900	76,200	70,500	64,800	306,100
941,000	944,000	106,490	100,160	93,820	88,120	82,420	76,720	71,020	65,320	307,500
944,000	947,000	107,060	100,730	94,390	88,630	82,930	77,230	71,530	65,830	308,800
947,000	950,000	107,630	101,300	94,960	89,140	83,440	77,740	72,040	66,340	310,200
950,000	953,000	108,200	101,870	95,530	89,660	83,960	78,260	72,560	66,860	311,600
953,000	956,000	108,770	102,440	96,100	90,170	84,470	78,770	73,070	67,370	312,900
956,000	959,000	109,340	103,010	96,670	90,680	84,980	79,280	73,580	67,880	314,300
959,000	962,000	109,910	103,580	97,240	91,200	85,500	79,800	74,100	68,390	315,600
962,000	965,000	110,480	104,150	97,810	91,710	86,010	80,310	74,610	68,910	317,000
965,000	968,000	111,050	104,720	98,380	92,220	86,520	80,820	75,120	69,420	318,300
968,000	971,000	111,620	105,290	98,950	92,730	87,030	81,330	75,630	69,930	319,700
971,000	974,000	112,250	105,860	99,520	93,250	87,550	81,850	76,150	70,450	321,000
974,000	977,000	113,100	106,430	100,090	93,760	88,060	82,360	76,660	70,960	322,400
977,000	980,000	113,960	107,000	100,660	94,330	88,570	82,870	77,170	71,470	323,700
980,000	983,000	114,810	107,570	101,230	94,900	89,090	83,390	77,690	71,990	325,100
983,000	986,000	115,670	108,140	101,800	95,470	89,600	83,900	78,200	72,500	326,400
986,000	989,000	116,520	108,710	102,370	96,040	90,110	84,410	78,710	73,010	327,800
989,000	992,000	117,380	109,280	102,940	96,610	90,630	84,930	79,230	73,520	329,200
992,000	995,000	118,230	109,850	103,510	97,180	91,140	85,440	79,740	74,040	330,500
995,000	998,000	119,090	110,420	104,080	97,750	91,650	85,950	80,250	74,550	331,900
998,000	1,001,000	119,940	110,990	104,650	98,320	92,160	86,460	80,760	75,060	333,200
1,001,000	1,004,000	120,800	111,560	105,220	98,890	92,680	86,980	81,280	75,580	334,600
1,004,000	1,007,000	121,650	112,150	105,790	99,460	93,190	87,490	81,790	76,090	335,900
1,007,000	1,010,000	122,510	113,010	106,360	100,030	93,700	88,000	82,300	76,600	337,300
1,010,000	1,013,000	123,360	113,860	106,930	100,600	94,270	88,520	82,820	77,120	338,600
1,013,000	1,016,000	124,220	114,720	107,500	101,170	94,840	89,030	83,330	77,630	340,000
1,016,000	1,019,000	125,070	115,570	108,070	101,740	95,410	89,540	83,840	78,140	341,300
1,019,000	1,022,000	125,930	116,430	108,640	102,310	95,980	90,060	84,360	78,650	342,700
1,022,000	1,025,000	126,780	117,280	109,210	102,880	96,550	90,570	84,870	79,170	344,000
1,025,000	1,028,000	127,640	118,140	109,780	103,450	97,120	91,080	85,380	79,680	345,400
1,028,000	1,031,000	128,490	118,990	110,350	104,020	97,690	91,590	85,890	80,190	346,800
1,031,000	1,034,000	129,350	119,850	110,920	104,590	98,260	92,110	86,410	80,710	348,100
1,034,000	1,037,000	130,200	120,700	111,490	105,160	98,830	92,620	86,920	81,220	349,500

（八）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,037,000	1,040,000	131,060	121,560	112,060	105,730	99,400	93,130	87,430	81,730	350,800
1,040,000	1,043,000	131,910	122,410	112,910	106,300	99,970	93,650	87,950	82,250	352,200
1,043,000	1,046,000	132,770	123,270	113,770	106,870	100,540	94,200	88,460	82,760	353,500
1,046,000	1,049,000	133,620	124,120	114,620	107,440	101,110	94,770	88,970	83,270	354,900
1,049,000	1,052,000	134,480	124,980	115,480	108,010	101,680	95,340	89,490	83,780	356,200
1,052,000	1,055,000	135,330	125,830	116,330	108,580	102,250	95,910	90,000	84,300	357,600
1,055,000	1,058,000	136,190	126,690	117,190	109,150	102,820	96,480	90,510	84,810	358,900
1,058,000	1,061,000	137,040	127,540	118,040	109,720	103,390	97,050	91,020	85,320	360,300
1,061,000	1,064,000	137,900	128,400	118,900	110,290	103,960	97,620	91,540	85,840	361,600
1,064,000	1,067,000	138,750	129,250	119,750	110,860	104,530	98,190	92,050	86,350	363,000
1,067,000	1,070,000	139,610	130,110	120,610	111,430	105,100	98,760	92,560	86,860	364,400
1,070,000	1,073,000	140,460	130,960	121,460	112,000	105,670	99,330	93,080	87,380	365,700
1,073,000	1,076,000	141,320	131,820	122,320	112,820	106,240	99,900	93,590	87,890	367,100
1,076,000	1,079,000	142,170	132,670	123,170	113,670	106,810	100,470	94,140	88,400	368,400
1,079,000	1,082,000	143,030	133,530	124,030	114,530	107,380	101,040	94,710	88,910	369,800
1,082,000	1,085,000	143,880	134,380	124,880	115,380	107,950	101,610	95,280	89,430	371,100
1,085,000	1,088,000	144,740	135,240	125,740	116,240	108,520	102,180	95,850	89,940	372,500
1,088,000	1,091,000	145,590	136,090	126,590	117,090	109,090	102,750	96,420	90,450	373,800
1,091,000	1,094,000	146,450	136,950	127,450	117,950	109,660	103,320	96,990	90,970	375,200
1,094,000	1,097,000	147,300	137,800	128,300	118,800	110,230	103,890	97,560	91,480	376,500
1,097,000	1,100,000	148,160	138,660	129,160	119,660	110,800	104,460	98,130	91,990	377,900
1,100,000	1,103,000	149,010	139,510	130,010	120,510	111,370	105,030	98,700	92,510	379,200
1,103,000	1,106,000	149,870	140,370	130,870	121,370	111,940	105,600	99,270	93,020	380,600
1,106,000	1,109,000	150,720	141,220	131,720	122,220	112,720	106,170	99,840	93,530	381,900
1,109,000	1,112,000	151,580	142,080	132,580	123,080	113,570	106,740	100,410	94,080	383,300
1,112,000	1,115,000	152,430	142,930	133,430	123,930	114,430	107,310	100,980	94,650	384,700
1,115,000	1,118,000	153,290	143,790	134,290	124,790	115,280	107,880	101,550	95,220	386,000
1,118,000	1,121,000	154,140	144,640	135,140	125,640	116,140	108,450	102,120	95,790	387,400
1,121,000	1,124,000	155,000	145,500	136,000	126,500	116,990	109,020	102,690	96,360	388,700
1,124,000	1,127,000	155,850	146,350	136,850	127,350	117,850	109,590	103,260	96,930	390,100
1,127,000	1,130,000	156,710	147,210	137,710	128,210	118,700	110,160	103,830	97,500	391,400
1,130,000円		157,130	147,630	138,130	128,630	119,130	110,450	104,120	97,780	392,800
1,130,000円を超え1,760,000円に満たない金額		1,130,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,130,000円を超える金額の28.5％に相当する金額を加算した金額								392,800円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,130,000円を超える金額の35％に相当する金額を加算した金額
1,760,000円		円 336,680	円 327,180	円 317,680	円 308,180	円 298,680	円 290,000	円 283,670	円 277,330	
1,760,000円を超える金額		1,760,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,760,000円を超える金額の35％に相当する金額を加算した金額								

（九）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
		扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに2,850円を控除した金額								従たる給与についての扶養控除等申告書に扶養親族等の数に応じ、等に上った税額から1人ごとに2,850円を、よって税額した金額

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「障害者」、「寡婦」、「寡夫」又は「勤労学生」とは、それぞれ所得税法第二条第一項第二十八号、第三十号、第三十一号又は第三十二号に規定する障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生をいう。

㈡　「扶養親族等」とは、所得税法第二条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者及び同項第三十四号に規定する扶養親族をいう。

㈢　「社会保険料等」とは、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料及び同法第七十五条第二項に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

㈣　「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、所得税法第百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

㈤　「従たる給与についての扶養控除等申告書」とは、所得税法第百九十五条第四項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があった居住者については、

(1)　まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに2,850円を控除した金額が、その求める税額である。

(4)　(2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が所得税法第二条第一項第三十二号ロ又はハに掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、同法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があったとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに2,850円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第二　平成18年１月１日以後の給与所得の源泉徴収税額表（日額表）（第十一条関係）

(一)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,900	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社会保険料等控除後の給与等の金額の６％に相当する金額	0
2,900	2,950	5	0	0	0	0	0	0	0	180	0
2,950	3,000	10	0	0	0	0	0	0	0	180	0
3,000	3,050	15	0	0	0	0	0	0	0	190	0
3,050	3,100	20	0	0	0	0	0	0	0	190	0
3,100	3,150	25	0	0	0	0	0	0	0	190	0
3,150	3,200	30	0	0	0	0	0	0	0	200	0
3,200	3,250	30	0	0	0	0	0	0	0	200	0
3,250	3,300	35	0	0	0	0	0	0	0	200	0
3,300	3,400	45	0	0	0	0	0	0	0	210	0
3,400	3,500	50	0	0	0	0	0	0	0	210	0
3,500	3,600	60	0	0	0	0	0	0	0	220	0
3,600	3,700	70	0	0	0	0	0	0	0	230	0
3,700	3,800	80	0	0	0	0	0	0	0	230	0
3,800	3,900	90	0	0	0	0	0	0	0	240	0
3,900	4,000	95	0	0	0	0	0	0	0	250	0
4,000	4,100	105	10	0	0	0	0	0	0	250	0
4,100	4,200	115	20	0	0	0	0	0	0	260	0
4,200	4,300	125	30	0	0	0	0	0	0	270	0
4,300	4,400	135	40	0	0	0	0	0	0	280	0
4,400	4,500	140	45	0	0	0	0	0	0	290	0
4,500	4,600	150	55	0	0	0	0	0	0	290	0
4,600	4,700	155	60	0	0	0	0	0	0	300	0
4,700	4,800	160	65	0	0	0	0	0	0	310	0
4,800	4,900	165	70	0	0	0	0	0	0	320	0
4,900	5,000	170	75	0	0	0	0	0	0	330	0
5,000	5,100	180	85	0	0	0	0	0	0	340	0
5,100	5,200	185	90	0	0	0	0	0	0	350	0
5,200	5,300	190	95	0	0	0	0	0	0	350	0
5,300	5,400	195	100	5	0	0	0	0	0	360	0
5,400	5,500	205	110	15	0	0	0	0	0	370	0
5,500	5,600	210	115	20	0	0	0	0	0	380	0
5,600	5,700	215	120	25	0	0	0	0	0	390	0
5,700	5,800	220	125	30	0	0	0	0	0	400	0
5,800	5,900	230	135	40	0	0	0	0	0	410	0
5,900	6,000	235	140	45	0	0	0	0	0	420	0
6,000	6,100	240	145	50	0	0	0	0	0	450	0
6,100	6,200	245	150	55	0	0	0	0	0	470	0
6,200	6,300	255	160	65	0	0	0	0	0	500	0
6,300	6,400	260	165	70	0	0	0	0	0	530	0
6,400	6,500	265	170	75	0	0	0	0	0	550	0
6,500	6,600	270	175	80	0	0	0	0	0	580	0
6,600	6,700	280	185	90	0	0	0	0	0	610	0
6,700	6,800	285	190	95	0	0	0	0	0	630	0
6,800	6,900	290	195	100	5	0	0	0	0	660	0
6,900	7,000	295	200	105	10	0	0	0	0	680	0

(二)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7,000	7,100	305	210	115	20	0	0	0	0	710	0
7,100	7,200	310	215	120	25	0	0	0	0	730	0
7,200	7,300	315	220	125	30	0	0	0	0	760	0
7,300	7,400	325	225	130	35	0	0	0	0	780	0
7,400	7,500	330	235	140	45	0	0	0	0	810	0
7,500	7,600	335	240	145	50	0	0	0	0	840	0
7,600	7,700	340	245	150	55	0	0	0	0	870	0
7,700	7,800	350	255	160	65	0	0	0	0	900	0
7,800	7,900	355	260	165	70	0	0	0	0	930	0
7,900	8,000	360	265	170	75	0	0	0	0	960	0
8,000	8,100	365	270	175	80	0	0	0	0	990	0
8,100	8,200	375	280	185	90	0	0	0	0	1,020	0
8,200	8,300	380	285	190	95	0	0	0	0	1,050	0
8,300	8,400	385	290	195	100	5	0	0	0	1,080	0
8,400	8,500	390	295	200	105	10	0	0	0	1,110	0
8,500	8,600	400	305	210	115	20	0	0	0	1,140	0
8,600	8,700	405	310	215	120	25	0	0	0	1,170	0
8,700	8,800	410	315	220	125	30	0	0	0	1,200	0
8,800	8,900	415	320	225	130	35	0	0	0	1,230	0
8,900	9,000	425	330	235	140	45	0	0	0	1,260	0
9,000	9,100	430	335	240	145	50	0	0	0	1,290	0
9,100	9,200	435	340	245	150	55	0	0	0	1,320	0
9,200	9,300	440	345	250	155	60	0	0	0	1,350	0
9,300	9,400	450	355	260	165	70	0	0	0	1,380	6
9,400	9,500	455	360	265	170	75	0	0	0	1,410	12
9,500	9,600	460	365	270	175	80	0	0	0	1,440	18
9,600	9,700	465	370	275	180	85	0	0	0	1,470	25
9,700	9,800	475	380	285	190	95	0	0	0	1,500	31
9,800	9,900	480	385	290	195	100	5	0	0	1,520	37
9,900	10,000	485	390	295	200	105	10	0	0	1,540	43
10,000	10,100	495	400	305	210	115	20	0	0	1,560	50
10,100	10,200	500	405	310	215	120	25	0	0	1,580	56
10,200	10,300	505	410	315	220	125	30	0	0	1,600	62
10,300	10,400	515	420	325	230	135	40	0	0	1,620	69
10,400	10,500	520	425	330	235	140	45	0	0	1,640	75
10,500	10,600	530	435	340	245	150	55	0	0	1,660	81
10,600	10,700	535	440	345	250	155	60	0	0	1,670	88
10,700	10,800	545	450	355	260	165	70	0	0	1,690	94
10,800	10,900	550	455	360	265	170	75	0	0	1,710	100
10,900	11,000	560	465	370	275	180	85	0	0	1,730	106
11,000	11,100	565	470	375	280	185	90	0	0	1,750	113
11,100	11,200	570	475	380	285	190	95	0	0	1,770	119
11,200	11,300	580	485	390	295	200	105	10	0	1,790	125
11,300	11,400	585	490	395	300	205	110	15	0	1,810	132
11,400	11,500	595	500	405	310	215	120	25	0	1,830	138
11,500	11,600	600	505	410	315	220	125	30	0	1,850	144
11,600	11,700	610	515	420	325	230	135	40	0	1,870	151
11,700	11,800	615	520	425	330	235	140	45	0	1,900	157
11,800	11,900	625	530	435	340	245	145	50	0	1,920	163
11,900	12,000	630	535	440	345	250	155	60	0	1,950	169

(三)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
12,000	12,100	635	540	445	350	255	160	65	0	1,970	176
12,100	12,200	645	550	455	360	265	170	75	0	2,000	182
12,200	12,300	650	555	460	365	270	175	80	0	2,030	188
12,300	12,400	660	565	470	375	280	185	90	0	2,050	195
12,400	12,500	665	570	475	380	285	190	95	0	2,070	201
12,500	12,600	675	580	485	390	295	200	105	10	2,100	207
12,600	12,700	680	585	490	395	300	205	110	15	2,120	214
12,700	12,800	685	590	495	400	305	210	115	20	2,140	220
12,800	12,900	695	600	505	410	315	220	125	30	2,170	226
12,900	13,000	700	605	510	415	320	225	130	35	2,190	232
13,000	13,100	710	615	520	425	330	235	140	45	2,220	239
13,100	13,200	715	620	525	430	335	240	145	50	2,270	245
13,200	13,300	725	630	535	440	345	250	155	60	2,320	251
13,300	13,400	730	635	540	445	350	255	160	65	2,360	258
13,400	13,500	740	645	550	455	360	265	170	75	2,410	264
13,500	13,600	745	650	555	460	365	270	175	80	2,460	270
13,600	13,700	750	655	560	465	370	275	180	85	2,500	277
13,700	13,800	760	665	570	475	380	285	190	95	2,550	283
13,800	13,900	765	670	575	480	385	290	195	100	2,600	291
13,900	14,000	775	680	585	490	395	300	205	110	2,640	298
14,000	14,100	780	685	590	495	400	305	210	115	2,690	305
14,100	14,200	790	695	600	505	410	315	220	125	2,740	312
14,200	14,300	795	700	605	510	415	320	225	130	2,780	319
14,300	14,400	805	710	615	520	425	325	230	135	2,830	327
14,400	14,500	810	715	620	525	430	335	240	145	2,880	334
14,500	14,600	815	720	625	530	435	340	245	150	2,930	341
14,600	14,700	825	730	635	540	445	350	255	160	2,970	348
14,700	14,800	840	735	640	545	450	355	260	165	3,020	355
14,800	14,900	855	745	650	555	460	365	270	175	3,070	363
14,900	15,000	865	750	655	560	465	370	275	180	3,110	370
15,000	15,100	880	760	665	570	475	380	285	190	3,160	377
15,100	15,200	895	765	670	575	480	385	290	195	3,210	384
15,200	15,300	910	770	675	580	485	390	295	200	3,250	391
15,300	15,400	925	780	685	590	495	400	305	210	3,300	399
15,400	15,500	940	785	690	595	500	405	310	215	3,350	406
15,500	15,600	955	795	700	605	510	415	320	225	3,390	413
15,600	15,700	970	800	705	610	515	420	325	230	3,440	420
15,700	15,800	980	810	715	620	525	430	335	240	3,490	427
15,800	15,900	995	815	720	625	530	435	340	245	3,540	435
15,900	16,000	1,010	825	730	635	540	445	350	255	3,580	442
16,000	16,100	1,025	835	735	640	545	450	355	260	3,630	449
16,100	16,200	1,040	850	740	645	550	455	360	265	3,680	456
16,200	16,300	1,055	865	750	655	560	465	370	275	3,720	463
16,300	16,400	1,070	880	755	660	565	470	375	280	3,770	471
16,400	16,500	1,085	895	765	670	575	480	385	290	3,820	478
16,500	16,600	1,100	910	770	675	580	485	390	295	3,860	485
16,600	16,700	1,110	920	780	685	590	495	400	305	3,910	492
16,700	16,800	1,125	935	785	690	595	500	405	310	3,960	499
16,800	16,900	1,140	950	795	700	605	505	410	315	4,010	507
16,900	17,000	1,155	965	800	705	610	515	420	325	4,050	514

(四)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,000	17,100	1,170	980	805	710	615	520	425	330	4,100	521
17,100	17,200	1,185	995	815	720	625	530	435	340	4,150	528
17,200	17,300	1,200	1,010	820	725	630	535	440	345	4,190	535
17,300	17,400	1,215	1,025	835	735	640	545	450	355	4,240	543
17,400	17,500	1,225	1,035	845	740	645	550	455	360	4,290	550
17,500	17,600	1,240	1,050	860	750	655	560	465	370	4,330	557
17,600	17,700	1,255	1,065	875	755	660	565	470	375	4,380	564
17,700	17,800	1,270	1,080	890	760	665	570	475	380	4,430	571
17,800	17,900	1,285	1,095	905	770	675	580	485	390	4,470	579
17,900	18,000	1,300	1,110	920	775	680	585	490	395	4,520	586
18,000	18,100	1,315	1,125	935	785	690	595	500	405	4,570	593
18,100	18,200	1,330	1,140	950	790	695	600	505	410	4,620	600
18,200	18,300	1,340	1,150	960	800	705	610	515	420	4,660	607
18,300	18,400	1,355	1,165	975	805	710	615	520	425	4,710	615
18,400	18,500	1,375	1,185	995	815	720	625	530	435	4,760	622
18,500	18,600	1,390	1,200	1,010	820	725	630	535	440	4,800	629
18,600	18,700	1,405	1,215	1,025	835	735	640	545	450	4,850	636
18,700	18,800	1,420	1,230	1,040	850	745	650	555	460	4,890	643
18,800	18,900	1,440	1,250	1,060	870	750	655	560	465	4,940	651
18,900	19,000	1,455	1,265	1,075	885	760	665	570	475	4,990	658
19,000	19,100	1,470	1,280	1,090	900	765	670	575	480	5,030	665
19,100	19,200	1,485	1,295	1,105	915	775	680	585	490	5,080	672
19,200	19,300	1,505	1,315	1,125	935	785	690	595	500	5,120	679
19,300	19,400	1,520	1,330	1,140	950	790	695	600	505	5,170	687
19,400	19,500	1,535	1,345	1,155	965	800	705	610	515	5,210	694
19,500	19,600	1,550	1,360	1,170	980	810	715	620	525	5,260	701
19,600	19,700	1,570	1,380	1,185	995	815	720	625	530	5,300	708
19,700	19,800	1,585	1,395	1,205	1,015	825	730	635	540	5,340	715
19,800	19,900	1,600	1,410	1,220	1,030	840	735	640	545	5,390	723
19,900	20,000	1,615	1,425	1,235	1,045	855	745	650	555	5,430	730
20,000	20,100	1,630	1,440	1,250	1,060	870	755	660	565	5,470	737
20,100	20,200	1,650	1,460	1,270	1,080	890	760	665	570	5,520	744
20,200	20,300	1,665	1,475	1,285	1,095	905	770	675	580	5,560	751
20,300	20,400	1,680	1,490	1,300	1,110	920	780	685	585	5,600	759
20,400	20,500	1,695	1,505	1,315	1,125	935	785	690	595	5,640	766
20,500	20,600	1,715	1,525	1,335	1,145	955	795	700	605	5,690	773
20,600	20,700	1,730	1,540	1,350	1,160	970	800	705	610	5,730	780
20,700	20,800	1,745	1,555	1,365	1,175	985	810	715	620	5,770	787
20,800	20,900	1,760	1,570	1,380	1,190	1,000	820	725	630	5,810	795
20,900	21,000	1,780	1,590	1,400	1,210	1,020	830	730	635	5,860	802
21,000	21,100	1,795	1,605	1,415	1,225	1,035	845	740	645	5,900	809
21,100	21,200	1,810	1,620	1,430	1,240	1,050	860	745	650	5,940	816
21,200	21,300	1,825	1,635	1,445	1,255	1,065	875	755	660	5,990	823
21,300	21,400	1,845	1,655	1,465	1,275	1,085	895	765	670	6,030	831
21,400	21,500	1,860	1,670	1,480	1,290	1,100	910	770	675	6,070	838
21,500	21,600	1,875	1,685	1,495	1,305	1,115	925	780	685	6,110	845
21,600	21,700	1,890	1,700	1,510	1,320	1,130	940	790	695	6,160	852
21,700	21,800	1,910	1,720	1,530	1,340	1,145	955	795	700	6,190	859
21,800	21,900	1,925	1,735	1,545	1,355	1,165	975	805	710	6,210	867
21,900	22,000	1,940	1,750	1,560	1,370	1,180	990	810	715	6,240	874

（五）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
22,000	22,100	1,955	1,765	1,575	1,385	1,195	1,005	820	725	6,270	881
22,100	22,200	1,975	1,785	1,590	1,400	1,210	1,020	830	735	6,300	888
22,200	22,300	1,990	1,800	1,610	1,420	1,230	1,040	850	740	6,330	895
22,300	22,400	2,005	1,815	1,625	1,435	1,245	1,055	865	750	6,360	903
22,400	22,500	2,020	1,830	1,640	1,450	1,260	1,070	880	760	6,380	910
22,500	22,600	2,035	1,845	1,655	1,465	1,275	1,085	895	765	6,410	917
22,600	22,700	2,055	1,865	1,675	1,485	1,295	1,105	915	775	6,440	924
22,700	22,800	2,070	1,880	1,690	1,500	1,310	1,120	930	780	6,470	931
22,800	22,900	2,085	1,895	1,705	1,515	1,325	1,135	945	790	6,500	939
22,900	23,000	2,100	1,910	1,720	1,530	1,340	1,150	960	800	6,530	946
23,000	23,100	2,120	1,930	1,740	1,550	1,360	1,170	980	805	6,560	953
23,100	23,200	2,135	1,945	1,755	1,565	1,375	1,185	995	815	6,580	960
23,200	23,300	2,150	1,960	1,770	1,580	1,390	1,200	1,010	820	6,610	967
23,300	23,400	2,165	1,975	1,785	1,595	1,405	1,215	1,025	835	6,640	975
23,400	23,500	2,185	1,995	1,805	1,615	1,425	1,235	1,045	855	6,670	982
23,500	23,600	2,200	2,010	1,820	1,630	1,440	1,250	1,060	870	6,700	989
23,600	23,700	2,215	2,025	1,835	1,645	1,455	1,265	1,075	885	6,750	996
23,700	23,800	2,230	2,040	1,850	1,660	1,470	1,280	1,090	900	6,790	1,003
23,800	23,900	2,250	2,060	1,870	1,680	1,490	1,300	1,110	915	6,840	1,011
23,900	24,000	2,265	2,075	1,885	1,695	1,505	1,315	1,125	935	6,880	1,018
24,000	24,100	2,280	2,090	1,900	1,710	1,520	1,330	1,140	950	6,930	1,025
24,100	24,200	2,295	2,105	1,915	1,725	1,535	1,345	1,155	965	6,970	1,032
24,200	24,300	2,315	2,125	1,935	1,745	1,550	1,360	1,170	980	7,020	1,039
24,300	24,400	2,330	2,140	1,950	1,760	1,570	1,380	1,190	1,000	7,060	1,047
24,400	24,500	2,345	2,155	1,965	1,775	1,585	1,395	1,205	1,015	7,110	1,054
24,500	24,600	2,360	2,170	1,980	1,790	1,600	1,410	1,220	1,030	7,150	1,061
24,600	24,700	2,380	2,190	1,995	1,805	1,615	1,425	1,235	1,045	7,200	1,068
24,700	24,800	2,395	2,205	2,015	1,825	1,635	1,445	1,255	1,065	7,240	1,075
24,800	24,900	2,410	2,220	2,030	1,840	1,650	1,460	1,270	1,080	7,290	1,083
24,900	25,000	2,425	2,235	2,045	1,855	1,665	1,475	1,285	1,095	7,330	1,090
25,000	25,100	2,440	2,250	2,060	1,870	1,680	1,490	1,300	1,110	7,380	1,097
25,100	25,200	2,460	2,270	2,080	1,890	1,700	1,510	1,320	1,130	7,420	1,105
25,200	25,300	2,475	2,285	2,095	1,905	1,715	1,525	1,335	1,145	7,470	1,113
25,300	25,400	2,490	2,300	2,110	1,920	1,730	1,540	1,350	1,160	7,510	1,121
25,400	25,500	2,505	2,315	2,125	1,935	1,745	1,555	1,365	1,175	7,560	1,134
25,500	25,600	2,525	2,335	2,145	1,955	1,765	1,575	1,385	1,195	7,600	1,150
25,600	25,700	2,540	2,350	2,160	1,970	1,780	1,590	1,400	1,210	7,650	1,167
25,700	25,800	2,555	2,365	2,175	1,985	1,795	1,605	1,415	1,225	7,690	1,183
25,800	25,900	2,570	2,380	2,190	2,000	1,810	1,620	1,430	1,240	7,740	1,199
25,900	26,000	2,590	2,400	2,210	2,020	1,830	1,640	1,450	1,260	7,780	1,215
26,000	26,100	2,605	2,415	2,225	2,035	1,845	1,655	1,465	1,275	7,830	1,231
26,100	26,200	2,620	2,430	2,240	2,050	1,860	1,670	1,480	1,290	7,870	1,248
26,200	26,300	2,635	2,445	2,255	2,065	1,875	1,685	1,495	1,305	7,920	1,264
26,300	26,400	2,655	2,465	2,275	2,085	1,895	1,705	1,515	1,320	7,960	1,280
26,400	26,500	2,670	2,480	2,290	2,100	1,910	1,720	1,530	1,340	8,010	1,296
26,500	26,600	2,685	2,495	2,305	2,115	1,925	1,735	1,545	1,355	8,050	1,312
26,600	26,700	2,700	2,510	2,320	2,130	1,940	1,750	1,560	1,370	8,100	1,329
26,700	26,800	2,720	2,530	2,340	2,150	1,955	1,765	1,575	1,385	8,140	1,345
26,800	26,900	2,735	2,545	2,355	2,165	1,975	1,785	1,595	1,405	8,190	1,361
26,900	27,000	2,750	2,560	2,370	2,180	1,990	1,800	1,610	1,420	8,230	1,377

（六）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
27,000	27,100	2,765	2,575	2,385	2,195	2,005	1,815	1,625	1,435	8,280	1,393
27,100	27,200	2,785	2,595	2,400	2,210	2,020	1,830	1,640	1,450	8,320	1,410
27,200	27,300	2,800	2,610	2,420	2,230	2,040	1,850	1,660	1,470	8,370	1,426
27,300	27,400	2,815	2,625	2,435	2,245	2,055	1,865	1,675	1,485	8,420	1,442
27,400	27,500	2,830	2,640	2,450	2,260	2,070	1,880	1,690	1,500	8,460	1,458
27,500	27,600	2,845	2,655	2,465	2,275	2,085	1,895	1,705	1,515	8,510	1,474
27,600	27,700	2,865	2,675	2,485	2,295	2,105	1,915	1,725	1,535	8,550	1,491
27,700	27,800	2,880	2,690	2,500	2,310	2,120	1,930	1,740	1,550	8,600	1,507
27,800	27,900	2,895	2,705	2,515	2,325	2,135	1,945	1,755	1,565	8,640	1,523
27,900	28,000	2,915	2,725	2,535	2,345	2,155	1,965	1,775	1,585	8,690	1,539
28,000	28,100	2,930	2,740	2,550	2,360	2,170	1,980	1,790	1,600	8,730	1,555
28,100	28,200	2,950	2,760	2,570	2,380	2,190	1,995	1,805	1,615	8,780	1,572
28,200	28,300	2,965	2,775	2,585	2,395	2,205	2,015	1,825	1,635	8,820	1,588
28,300	28,400	2,980	2,790	2,600	2,410	2,220	2,030	1,840	1,650	8,870	1,604
28,400	28,500	3,000	2,810	2,620	2,430	2,240	2,050	1,860	1,670	8,910	1,620
28,500	28,600	3,015	2,825	2,635	2,445	2,255	2,065	1,875	1,685	8,960	1,636
28,600	28,700	3,035	2,845	2,655	2,465	2,275	2,085	1,895	1,705	9,000	1,653
28,700	28,800	3,050	2,860	2,670	2,480	2,290	2,100	1,910	1,720	9,050	1,669
28,800	28,900	3,070	2,875	2,685	2,495	2,305	2,115	1,925	1,735	9,090	1,685
28,900	29,000	3,085	2,895	2,705	2,515	2,325	2,135	1,945	1,755	9,140	1,701
29,000	29,100	3,100	2,910	2,720	2,530	2,340	2,150	1,960	1,770	9,180	1,717
29,100	29,200	3,120	2,930	2,740	2,550	2,360	2,170	1,980	1,790	9,230	1,734
29,200	29,300	3,135	2,945	2,755	2,565	2,375	2,185	1,995	1,805	9,270	1,750
29,300	29,400	3,155	2,965	2,775	2,585	2,395	2,205	2,015	1,820	9,320	1,766
29,400	29,500	3,175	2,980	2,790	2,600	2,410	2,220	2,030	1,840	9,360	1,782
29,500	29,600	3,195	2,995	2,805	2,615	2,425	2,235	2,045	1,855	9,410	1,798
29,600	29,700	3,215	3,015	2,825	2,635	2,445	2,255	2,065	1,875	9,450	1,815
29,700	29,800	3,230	3,030	2,840	2,650	2,460	2,270	2,080	1,890	9,500	1,831
29,800	29,900	3,250	3,050	2,860	2,670	2,480	2,290	2,100	1,910	9,540	1,847
29,900	30,000	3,270	3,065	2,875	2,685	2,495	2,305	2,115	1,925	9,590	1,863
30,000	30,100	3,290	3,085	2,895	2,705	2,510	2,320	2,130	1,940	9,630	1,879
30,100	30,200	3,310	3,100	2,910	2,720	2,530	2,340	2,150	1,960	9,680	1,896
30,200	30,300	3,325	3,115	2,925	2,735	2,545	2,355	2,165	1,975	9,720	1,912
30,300	30,400	3,345	3,135	2,945	2,755	2,565	2,375	2,185	1,995	9,770	1,928
30,400	30,500	3,365	3,155	2,960	2,770	2,580	2,390	2,200	2,010	9,810	1,944
30,500	30,600	3,385	3,175	2,980	2,790	2,600	2,410	2,220	2,030	9,860	1,960
30,600	30,700	3,405	3,190	2,995	2,805	2,615	2,425	2,235	2,045	9,900	1,977
30,700	30,800	3,420	3,210	3,010	2,820	2,630	2,440	2,250	2,060	9,950	1,993
30,800	30,900	3,440	3,230	3,030	2,840	2,650	2,460	2,270	2,080	9,990	2,009
30,900	31,000	3,460	3,250	3,045	2,855	2,665	2,475	2,285	2,095	10,040	2,025
31,000	31,100	3,480	3,270	3,065	2,875	2,685	2,495	2,305	2,115	10,090	2,041
31,100	31,200	3,500	3,285	3,080	2,890	2,700	2,510	2,320	2,130	10,130	2,058
31,200	31,300	3,515	3,305	3,100	2,910	2,720	2,530	2,335	2,145	10,170	2,074
31,300	31,400	3,535	3,325	3,115	2,925	2,735	2,545	2,355	2,165	10,220	2,090
31,400	31,500	3,555	3,345	3,135	2,940	2,750	2,560	2,370	2,180	10,270	2,106
31,500	31,600	3,575	3,365	3,150	2,960	2,770	2,580	2,390	2,200	10,310	2,122
31,600	31,700	3,595	3,380	3,170	2,975	2,785	2,595	2,405	2,215	10,360	2,139
31,700	31,800	3,610	3,400	3,190	2,995	2,805	2,615	2,425	2,235	10,400	2,155
31,800	31,900	3,630	3,420	3,210	3,010	2,820	2,630	2,440	2,250	10,450	2,171
31,900	32,000	3,650	3,440	3,230	3,025	2,835	2,645	2,455	2,265	10,490	2,187

（七）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
32,000	32,100	3,670	3,460	3,245	3,045	2,855	2,665	2,475	2,285	10,540	2,203
32,100	32,200	3,690	3,475	3,265	3,060	2,870	2,680	2,490	2,300	10,580	2,220
32,200	32,300	3,705	3,495	3,285	3,080	2,890	2,700	2,510	2,320	10,630	2,236
32,300	32,400	3,725	3,515	3,305	3,095	2,905	2,715	2,525	2,335	10,670	2,252
32,400	32,500	3,750	3,535	3,325	3,115	2,925	2,735	2,545	2,355	10,720	2,268
32,500	32,600	3,780	3,555	3,340	3,130	2,940	2,750	2,560	2,370	10,760	2,284
32,600	32,700	3,805	3,570	3,360	3,150	2,955	2,765	2,575	2,385	10,810	2,301
32,700	32,800	3,835	3,590	3,380	3,170	2,975	2,785	2,595	2,405	10,850	2,317
32,800	32,900	3,865	3,610	3,400	3,190	2,990	2,800	2,610	2,420	10,900	2,333
32,900	33,000	3,890	3,630	3,420	3,205	3,010	2,820	2,630	2,440	10,940	2,349
33,000	33,100	3,920	3,650	3,435	3,225	3,025	2,835	2,645	2,455	10,990	2,365
33,100	33,200	3,950	3,665	3,455	3,245	3,045	2,850	2,660	2,470	11,030	2,382
33,200	33,300	3,980	3,685	3,475	3,265	3,060	2,870	2,680	2,490	11,080	2,398
33,300	33,400	4,005	3,705	3,495	3,285	3,075	2,885	2,695	2,505	11,120	2,414
33,400	33,500	4,035	3,725	3,515	3,300	3,095	2,905	2,715	2,525	11,170	2,430
33,500	33,600	4,065	3,745	3,530	3,320	3,110	2,920	2,730	2,540	11,210	2,446
33,600	33,700	4,090	3,775	3,550	3,340	3,130	2,940	2,750	2,560	11,260	2,463
33,700	33,800	4,120	3,805	3,570	3,360	3,145	2,955	2,765	2,575	11,300	2,479
33,800	33,900	4,150	3,830	3,590	3,380	3,165	2,970	2,780	2,590	11,350	2,495
33,900	34,000	4,175	3,860	3,610	3,395	3,185	2,990	2,800	2,610	11,390	2,511
34,000	34,100	4,205	3,890	3,625	3,415	3,205	3,005	2,815	2,625	11,440	2,527
34,100	34,200	4,235	3,920	3,645	3,435	3,225	3,025	2,835	2,645	11,480	2,544
34,200	34,300	4,265	3,945	3,665	3,455	3,240	3,040	2,850	2,660	11,530	2,560
34,300	34,400	4,290	3,975	3,685	3,475	3,260	3,060	2,870	2,675	11,570	2,576
34,400	34,500	4,320	4,005	3,705	3,490	3,280	3,075	2,885	2,695	11,620	2,592
34,500	34,600	4,350	4,030	3,720	3,510	3,300	3,090	2,900	2,710	11,660	2,608
34,600	34,700	4,375	4,060	3,745	3,530	3,320	3,110	2,920	2,730	11,710	2,625
34,700	34,800	4,405	4,090	3,770	3,550	3,335	3,125	2,935	2,745	11,750	2,641
34,800	34,900	4,435	4,115	3,800	3,570	3,355	3,145	2,955	2,765	11,800	2,657
34,900	35,000	4,460	4,145	3,830	3,585	3,375	3,165	2,970	2,780	11,840	2,673
35,000	35,100	4,490	4,175	3,855	3,605	3,395	3,185	2,985	2,795	11,890	2,689
35,100	35,200	4,520	4,205	3,885	3,625	3,415	3,200	3,005	2,815	11,930	2,706
35,200	35,300	4,550	4,230	3,915	3,645	3,430	3,220	3,020	2,830	11,980	2,722
35,300	35,400	4,575	4,260	3,945	3,665	3,450	3,240	3,040	2,850	12,030	2,738
35,400	35,500	4,605	4,290	3,970	3,680	3,470	3,260	3,055	2,865	12,070	2,754
35,500	35,600	4,635	4,315	4,000	3,700	3,490	3,280	3,075	2,885	12,120	2,770
35,600	35,700	4,660	4,345	4,030	3,720	3,510	3,295	3,090	2,900	12,160	2,787
35,700	35,800	4,690	4,375	4,055	3,740	3,525	3,315	3,105	2,915	12,210	2,803
35,800	35,900	4,720	4,400	4,085	3,770	3,545	3,335	3,125	2,935	12,250	2,819
35,900	36,000	4,745	4,430	4,115	3,795	3,565	3,355	3,145	2,950	12,300	2,835
36,000	36,100	4,775	4,460	4,140	3,825	3,585	3,375	3,160	2,970	12,340	2,851
36,100	36,200	4,805	4,490	4,170	3,855	3,605	3,390	3,180	2,985	12,390	2,868
36,200	36,300	4,835	4,515	4,200	3,885	3,620	3,410	3,200	3,000	12,430	2,884
36,300	36,400	4,860	4,545	4,230	3,910	3,640	3,430	3,220	3,020	12,480	2,900
36,400	36,500	4,890	4,575	4,255	3,940	3,660	3,450	3,240	3,035	12,520	2,916
36,500	36,600	4,920	4,600	4,285	3,970	3,680	3,470	3,255	3,055	12,570	2,932
36,600	36,700	4,945	4,630	4,315	3,995	3,700	3,485	3,275	3,070	12,610	2,949
36,700	36,800	4,975	4,660	4,340	4,025	3,715	3,505	3,295	3,090	12,660	2,965
36,800	36,900	5,005	4,685	4,370	4,055	3,735	3,525	3,315	3,105	12,700	2,981
36,900	37,000	5,030	4,715	4,400	4,080	3,765	3,545	3,335	3,120	12,750	2,997

（八）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲								乙	丙
	扶養親族等の数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上　未満	税額								税額	税額
37,000円	円 5,045	円 4,730	円 4,415	円 4,095	円 3,780	円 3,555	円 3,345	円 3,130	円 12,790	円 3,013
37,000円を超え58,500円に満たない金額	37,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち37,000円を超える金額の28.5％に相当する金額を加算した金額								12,790円に、その日の社等給金保険料等控除後の給与等の金額のうち37,000円を超える金額の35％に相当する金額を加算した金額	3,013円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち37,000円を超える金額の22％に相当する金額を加算した金額
58,500円	円 11,175	円 10,860	円 10,545	円 10,225	円 9,910	円 9,685	円 9,475	円 9,260		円 7,743
58,500円を超える金額	58,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,500円を超える金額の35％に相当する金額を加算した金額									7,743円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,500円を超える金額の28％に相当する金額を加算した金額
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに95円を控除した金額									従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族1人ごとに95円を、上の各欄に定めて求めた税額から控除した金額	—

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「障害者」、「寡婦」、「寡夫」又は「勤労学生」とは、それぞれ所得税法第二条第一項第二十八号、第三十号、第三十一号又は第三十二号に規定する障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生をいう。

㈡　「扶養親族等」とは、所得税法第二条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者及び同項第三十四号に規定する扶養親族をいう。

㈢　「社会保険料等」とは、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料及び同法第七十五条第二項に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

㈣　「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、所得税法第百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

㈤　「従たる給与についての扶養控除等申告書」とは、所得税法第百九十五条第四項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があった居住者については、

(1)　まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族

等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が７人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が７人を超える１人ごとに95円を控除した金額が、その求める税額である。

(4)　(2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が所得税法第二条第一項第三十二号ロ又はハに掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、同法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があったとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者１人につき１人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった居住者を含む。）については、

(1)　(2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに95円を控除した金額）が、その求める税額である。

(2)　その給与等が所得税法第百八十五条第一項第三号に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

等の数								乙	
4人		5人		6人		7人以上			
除後の給与等の金額								前月の社会保険料等控除後の給与等の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
192千円未満		225千円未満		256千円未満		286千円未満			
192	214	225	247	256	281	286	314		
214	237	247	274	281	311	314	348		
237	426	274	449	311	472	348	495		
426	457	449	481	472	506	495	530		
457	492	481	519	506	545	530	574	278千円未満	
492	533	519	563	545	594	574	622		
533	586	563	616	594	647	622	677		
586	789	616	812	647	835	677	859		
789	831	812	856	835	881	859	907		
831	880	856	907	881	933	907	960	278	510
880	935	907	963	933	992	960	1,021		
935	997	963	1,028	992	1,059	1,021	1,089		
997	1,081	1,028	1,114	1,059	1,146	1,089	1,179		
1,081	1,432	1,114	1,457	1,146	1,482	1,179	1,508		
1,432	1,582	1,457	1,610	1,482	1,638	1,508	1,665	510	563
1,582	1,877	1,610	1,910	1,638	1,943	1,665	1,976		
1,877千円以上		1,910千円以上		1,943千円以上		1,976千円以上		563千円以上	

第三十一号又は第三十二号に規定する障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生をいう。
する扶養親族をいう。
る小規模企業共済等掛金をいう。
告書をいう。
ての扶養控除等申告書をいう。

金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。）を控除し

険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。
である。
る旨の記載があるとき（当該勤労学生が所得税法第二条第一項第三十二号ロ又はハに掲げる者に該当するときは、当あったとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶数を、それぞれ扶養親族等の数とする。
居住者を含む。）については、㈣に該当する場合を除き、

る。
である。
合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中表によらず、所得税法第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項の規定（同条第三項の規定を含

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控該金額から控除される社会保険料等の金額とみなす。

別表第三　平成18年１月１日以後の賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第十一条関係）

賞与の金額に乗ずべき率	甲							
	扶養親族							
	0人		1人		2人		3人	
	前月の社会保険料等控							
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	64千円未満		88千円未満		122千円未満		157千円未満	
2	64	69	88	95	122	136	157	175
4	69	75	95	109	136	154	175	198
6	75	82	109	349	154	378	198	403
8	82	350	349	381	378	407	403	432
10	350	385	381	413	407	439	432	466
12	385	418	413	447	439	476	466	505
14	418	525	447	525	476	525	505	551
16	525	698	525	721	525	744	551	766
18	698	735	721	759	744	783	766	807
20	735	776	759	801	783	826	807	853
22	776	821	801	849	826	878	853	906
24	821	875	849	906	878	936	906	967
26	875	951	906	983	936	1,016	967	1,048
28	951	1,331	983	1,356	1,016	1,382	1,048	1,407
30	1,331	1,471	1,356	1,498	1,382	1,526	1,407	1,554
32	1,471	1,745	1,498	1,778	1,526	1,811	1,554	1,844
35	1,745千円以上		1,778千円以上		1,811千円以上		1,844千円以上	

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「障害者」、「寡婦」、「寡夫」又は「勤労学生」とは、それぞれ所得税法第二条第一項第二十八号、第三十号、

㈡　「扶養親族等」とは、所得税法第二条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者及び同項第三十四号に規定

㈢　「社会保険料等」とは、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料及び同法第七十五条第二項に規定す

㈣　「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、所得税法第百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申

㈤　「従たる給与についての扶養控除等申告書」とは、所得税法第百九十五条第四項に規定する従たる給与につい

（備考）　賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があった居住者については、㈣に該当する場合を除き、

(1)　まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の

た金額を求める。

(2)　次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3)　(2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

㈡　㈠の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当す

該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、同法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示が

養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者１人につき１人を加算した

㈢　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった

(1)　その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2)　(1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め

(3)　(2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

㈣　前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場

の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この

む。）により税額を計算する。

㈤　㈠から㈣までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている

除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもって、それぞれ前月中の給与等の金額又は当

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次に掲げる規定　平成十七年七月一日

イ　第一条中所得税法第二百二十八条の三の改正規定（「記録した」の下に「光ディスク、」を加える部分及び「磁気テープ等」を「光ディスク等」に改める部分に限る。）及び附則第九条の規定

ロ　第三条の規定及び附則第十三条の規定

ハ　第五条中租税特別措置法第三十七条の十一の三第八項の改正規定、同法第四十一条の十二第二十三項の改正規定（「記録した」の下に「光ディスク、」を加える部分及び「磁気テープ等」を「光ディスク等」に改める部分に限る。）及び同法第四十一条の十四の改正規定並びに附則第二十四条、第二十七条及び第二十八条の規定

ニ　第六条の規定及び附則第五十九条の規定

二　次に掲げる規定　平成十七年十月一日

イ　第四条中登録免許税法別表第一第三十四号の三の次に次のように加える改正規定（同表第三十四号の六㈠に掲げる登録に係る部分に限る。）

ロ　第五条中租税特別措置法第二十六条第二項の改正規定、同法第三十七条の十一第一項第三号の改正規定、同法第三十七条の十一の三第三項第一号の改正規定、同法第五十六条の十六条を削る改正規定、同法第五十六条の二第十二項、第十四項、第十六項及び第十八項の改正規定、同条を同法第五十六条とする改正規定、同法第五十六条の三第十項の改正規定、同条を同法第五十六条の二とする改正規定、同法第六十八条の四十七の改正規定、同法第六十八条の四十八の改正規定並びに同法第六十八条の四十九の改正規定並びに附則第二十条、第二十三条、第三十四条第二項、第四十八条第二項及び第七十四条の規定

三　次に掲げる規定　平成十八年一月一日

イ　第一条中所得税法第百七十四条第七号の改正規定及び附則第七条の規定

ロ　第五条中租税特別措置法第四十一条の四の次に一条を加える改正規定

ハ　第八条の規定及び附則第六十一条から第六十四条までの規定

四　第四条中登録免許税法別表第一第四十六号の次に次のように加える改正規定（同表第四十六号の三に係る部分に限る。）　平成十八年二月一日

五　第四条中登録免許税法別表第一第四十六号の次に次のように加える改正規定（同表第四十六号の四に係る部分に限る。）　平成十八年三月一日

六　次に掲げる規定　平成十八年四月一日

イ　第四条中登録免許税法別表第一第八号の次に次のように加える改正規定（同表第八号の二㈠に掲げる登記に係る部分並びに同号㈢及び㈣に掲げる登記に係る部分のうち同号㈠に掲げる登記に係る部分を除く。）並びに附則第八十一条の規定及び附則第八十八条中債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四十八号）附則第二条第三項の改正規定

ロ　第五条中租税特別措置法第八十四条の四の改正規定（同条第一項第一号に掲げる登記に係る部分及び同項第三号に掲げる登記に係る部分のうち同項第一号に掲げる登記に係る部分を除く。）

七　次に掲げる規定　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第　号）の施行の日

イ　第一条中所得税法第二百二十七条の次に一条を加える改正規定及び同法第二百二十八条の三の改正規定（「信託に関する計算書」の下に「、第二百二十七条の二（有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書）」を加える部分及び「第二百二十七条、」を「第二百二十七条、第二百二十七条の二、」に改める部分に限る。）

ロ　第五条中租税特別措置法第二十七条の次に一条を加える改正規定、同法第六十七条の十一の次に二条を加える改正規定（第六十七条の十三に係る部分に限る。）及び同法第六十八条の百五の次に二条を加える改正規定（第六十八条の百五の三に係る部分に限る。）並びに附則第四十条第二項及び第五十三条第二項の規定

八　次に掲げる規定　債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十六号）の施行の日

イ　第四条中登録免許税法別表第一第八号の次に次のように加える改正規定（同表第八号の二㈠に掲げる登記に係る部分並びに同号㈢及び㈣に掲げる登記に係る部分のうち同号㈠に掲げる登記に係る部分を除く。）

ロ　第五条中租税特別措置法第八十四条の四の改正規定（同条第一項第一号に掲げる登記に係る部分及び同項第三号に掲げる登記に係る部分のうち同項第一号に掲げる登記に係る部分に限る。）

九　第四条中登録免許税法別表第一第二十九号の二の次に次のように加える改正規定　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十九号）の施行の日

十　第四条中登録免許税法別表第一第二十九号の四の次に次のように加える改正規定（同表第二十九号の十に係る部分に限る。）　薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十六号）の施行の日

十一　第四条中登録免許税法別表第一第三十一号の改正規定及び同号の次に次のように加える改正規定　商品取引所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十三号）の施行の日

十二　第四条中登録免許税法別表第一第三十三号の二の改正規定（同号㈡に掲げる揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第十七条の十二第一項において準用する同法第十七条の三第二項の登録に係る部分及び同法第十七条の十二第二項又は第三項において準用する同法第十七条の四第三項の登録に係る部分に限る。）　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を

改正する法律（平成十六年法律第三十六号）の施行の日

十三　第四条中登録免許税法別表第一第三十四号の三の次に次のように加える改正規定（同表第三十四号の七に係る部分に限る。）　公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律（平成十五年法律第七十六号）附則第一条第三号に定める日

十四　第四条中登録免許税法別表第一第四十号の改正規定　港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）附則第一条第二号に定める日の翌日

十五　第四条中登録免許税法別表第一第四十一号の二の次に次のように加える改正規定　自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十五号）附則第一条ただし書に規定する日

十六　第四条中登録免許税法別表第一第四十三号の改正規定　旅行業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十二号）の施行の日

十七　第四条中登録免許税法別表第一第四十七号の二及び第四十八号の改正規定（同号㈡に掲げる登録に係る部分に限る。）　電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十七号）附則第一条第三号に定める日

十八　第四条中登録免許税法別表第一に次のように加える改正規定（同表第五十四号に係る部分に限る。）　警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）の施行の日

十九　第五条中租税特別措置法第十条の四第一項第六号及び第七号の改正規定、同項に一号を加える改正規定、同法第十条の五第一項の改正規定、同法第三十七条の十三第一項第一号の改正規定、同法第四十二条の七第一項第六号及び第七号の改正規定、同項に一号を加える改正規定、同条第二項の改正規定（「、第五号又は第六号」を「又は第五号」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十第一項の改正規定、同法第四十四条の二第一項の改正規定（「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「百分の十五」を「百分の十四」に、「百分の八」を「百分の七」に改める部分を除く。）、同法第六十六条の十二第一項の改正規定、同法第六十八条の二第一項の改正規定、同法第六十八条の十二第一項第六号及び第七号の改正規定、同項に一号を加える改正規定、同条第二項の改正規定（「、第五号又は第六号」を「又は第五号」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十四第一項の改正規定並びに同法第六十八条の百九の改正規定（同条第四項中「書類」の下に「（前項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、同項の割合の計算に関する明細書）」を加える部分を除く。）並びに附則第十六条、第十七条、第二十五条第一項、第三十一条、第三十二条、第三十九条、第四十三条第一項、第四十五条、第四十六条及び第五十四条の規定　中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）の施行の日

二十　第五条中租税特別措置法第十四条の二第一項の改正規定（「次項第三号」を「次項第二号又は第三号」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定（同項第二号を削る部分及び同項第五号に係る部分を除く。）、同法第三十一条の二の改正規定（同条第二項第十三号中「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の譲渡」を加える部分並びに同項第十号中「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の譲渡」を加える部分及び同号ロに係る部分を除く。）、同法第四十七条の二第一項の改正規定（「第三項第三号」を「第三項第二号又は第三号」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定（同項第二号を削る部分及び同項第五号に係る部分を除く。）、同法第六十八条の三十五第一項の改正規定（「第三項第二号」を「第三項第二号又は第三号」に改める部分に限る。）、同条第三項第二号を削る部分及び同項第五号に係る部分を除く。）並びに附則第十六条、第十七条、第二十五条第一項、第三十一条、第三十二条、第三十九条、第四十三条第一項、第四十五条、第四十六条及び第五十四条の規定　中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）の施行の日

二十一　第五条中租税特別措置法第十五条第一項の改正規定、同法第四十八条第一項の改正規定及び同法第六十八条の三十六第一項の改正規定並びに附則第十八条第十五項及び第十六項、第三十三条第二十二項及び第二十三項並びに第四十七条第二十二項及び第二十三項の規定　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第　　号）の施行の日

二十二　第五条中租税特別措置法第二十八条第一項第三号の改正規定、同法第四十一条の十二第一項の改正規定及び同法第六十六条の十一第一項第三号の改正規定　日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）の施行の日

二十三　第五条中租税特別措置法第三十一条の二第二項の改正規定（同項第十三号中「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の譲

渡」を加える部分並びに同項第十号中「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の譲渡」を加える部分及び同号ロに係る部分に限る。）、同法第三十三条第一項第三号の改正規定、同法第三十四条の二第二項第二十一号の改正規定（「取得するとき」の下に「（政令で定める場合に該当する場合を除く。）」を加える部分並びに附則第二十一条第二項、第三項及び第八項、第三十五条第一項及び第六項並びに第四十九条第一項及び第六項の規定　民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）の施行の日

二十四　第五条中租税特別措置法第三十四条の三第二項の改正規定（同項第一号及び第二号に係る部分並びに同項第三号中「第二十五号」を「第二十四号」に改める部分を除く。）、同法第六十五条の五第一項の改正規定（同項第一号及び第二号に係る部分並びに同項第三号中「第二十四号」に改める部分を除く。）、同法第六十五条の七第一項の表の第十六号の改正規定（「土地等又は」を「土地等、農業経営基盤強化促進法第二十七条の三第一項に規定する勧告に係る協議により取得をする農用地区域等内にある土地等（同条第二項に規定する特定農業法人が取得をするものに限る。）又は」に改める部分に限る。）、同法第七十六条の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに附則第二十一条第九項、第三十五条第七項及び第十項並びに第四十九条第七項の規定　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）の施行の日

二十五　第五条中租税特別措置法第五十七条の三の改正規定、同法第五十七条の四第二項の改正規定及び同法第六十八条の五十三の改正規定並びに附則第三十四条第四項から第十四項まで及び第四十八条第四項から第十二項までの規定　原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第　　号）の施行の日

（所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法（以下附則第九条までにおいて「新所得税法」という。）の規定は、平成十七年分以後の所得税について適用し、平成十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（非居住者又は外国法人の組合事業から生ずる利益に対する所得税の課税に関する経過措置）

第三条　新所得税法第七条第一項第五号、第百六十一条第一号の二、第百七十八条、第百八十条第一項、第二百十二条第一項及び第五項、第二百十四条第一項並びに第二百二十五条第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する同号に規定する組合契約に定める新所得税法第二百十二条第五項に規定する計算期間（以下この条において「組合の計算期間」という。）において生ずる同号に掲げる国内源泉所得について適用し、施行日前に開始した組合の計算期間において生じた第一条の規定による改正前の所得税法（以下附則第八条までにおいて「旧所得税法」という。）第百六十一条第一号に掲げる国内源泉所得については、なお従前の例による。

（減額された外国所得税額の総収入金額不算入等に関する経過措置）

第四条　新所得税法第四十四条の二の規定は、施行日以後に同条に規定する外国所得税の額が減額される場合について適用し、施行日前に旧所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税の額が減額された場合については、なお従前の例による。

（外国税額控除に関する経過措置）

第五条　新所得税法第九十五条第四項の規定は、施行日以後に同項に規定する外国所得税の額が減額される場合について適用し、施行日前に旧所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税の額が減額された場合については、なお従前の例による。

（確定申告書の添付書類に関する経過措置）

第六条　新所得税法第百二十条第三項（新所得税法第百二十二条第三項、第百二十三条第三項、第百二十五条第四項及び第百二十七条第四項（これらの規定を新所得税法第百六十六条において準用する場合を含む。）並びに第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、平成十七年分以後の所得税に係る確定申告書を施行日以後に提出する場合について適用し、施行日前に当該確定申告書を提出した場合については、なお従前の例による。

（内国法人が支払を受ける差益に対する所得税の課税に関する経過措置）

第七条　新所得税法第百七十四条第七号の規定は、平成十八年一月一日以後に預入をする同号に規定する預貯金で同日以後に支払を受けるべき同号に掲げる差益について適用する。

（年末調整等に関する経過措置）

第八条　新所得税法第百九十条の規定は、平成十七年中に支払うべき新所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等でその最後に支払をする日が施行日以後であるものについて適用し、同年中に支払うべき旧所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等でその最後に支払をする日が施行日前であるものについては、なお従前の例による。

2　新所得税法第百九十六条第二項の規定は、施行日以後に提出する同条第三項に規定する給与所得者の保険料控除申告書について適用する。

（支払調書等の提出の特例に関する経過措置）

第九条　新所得税法第二百二十八条の三の規定は、平成十七年九月一日以後に提出する同条に規定する光ディスク等について適用する。

（資産の評価益の益金不算入等に関する経過措置）

第十条　法人（第二条の規定による改正後の法人税法（以下附則第十二条までにおいて「新法人税法」という。）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第十二条までにおいて同じ。）が施行日前に行った第二条の規定による改正前の法人税法（次条第一項において「旧法人税法」という。）第二十五条第一項に規定する

法律の規定に従って行う評価換え及び同項に規定する政令で定める評価換えについては、なお従前の例による。

2　新法人税法第二十五条第二項の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する評価換えについて適用する。

3　新法人税法第二十五条第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する事実が生ずる場合について適用する。

（資産の評価損の損金不算入等に関する経過措置）

第十一条　新法人税法第三十三条第二項の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する評価換えについて適用し、法人が施行日前に行った旧法人税法第三十三条第二項に規定する評価換えについては、なお従前の例による。

2　新法人税法第三十三条第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する事実が生ずる場合について適用する。

（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入に関する経過措置）

第十二条　新法人税法第五十九条第一項の規定は、施行日以後に会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生手続開始の決定がされる場合について適用する。

2　新法人税法第五十九条第二項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度（施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度のうち、附則第十条第三項又は前条第二項に規定する事実の生じた日の属する事業年度で当該事実の生じた日が施行日前であるもの（以下この項において「経過事業年度」という。）を除く。）の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度（経過事業年度を含む。）の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　第三条の規定による改正後の相続税法第五十九条第三項の規定は、平成十七年九月一日以後に提出する同項に規定する光ディスク等について適用する。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第四条の規定による改正後の登録免許税法（以下この条において「新登録免許税法」という。）の規定は、施行日以後に受ける登記又は登録に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記又は登録に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2　新登録免許税法別表第一第二十九号の三、第二十九号の五から第二十九号の十三まで、第三十号の二、第三十号の三、第三十一号の二㈢、第三十三号の二㈡、第三十三号の三、第三十四号㈢若しくは㈣、第三十四号の二㈡若しくは㈢、第三十四号の四、第三十四号の五、第三十四号の六㈡若しくは㈢、第三十四号の八、第三十四号の九、第四十号の三、第四十号の四、第四十号の六、第四十二号㈢、第四十三号㈢、第四十三号の二㈡、第四十四号㈡若しくは㈢、第四十五号㈡、第四十五号の三㈡若しくは㈢、第四十六号㈡、第四十六号の二、第四十七号の二㈡、第四十八号㈢から㈥まで、第四十八号の四又は第五十一号から第五十三号までに掲げる登録（第八項の規定により読み替えて適用される同表第四十号の五に掲げる登録を含む。）の申請書を施行日前に当該登録の事務をつかさどる官署又は団体に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登録を受ける場合には、新登録免許税法第二十四条の二の規定は、適用しない。

3　公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成十五年法律第百二号。以下この項及び第五項において「厚生労働省関係法律整備法」という。）附則第五条第二項の規定により厚生労働省関係法律整備法第四条の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十四条第一項、第四十四条の二第一項、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録を受けているものとみなされている者が厚生労働省関係法律整備法の施行の日以後最初に受けるこれらの規定による登録（施行日以後に受けるものに限る。）は、それぞれ新登録免許税法別表第一第二十九号の十二に掲げる登録とみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

4　新登録免許税法別表第一第二十九号の十二㈠、第二十九号の十三、第三十号の二、第四十七号の二㈡、第四十八号㈢から㈤まで又は第四十八号の四に掲げる登録の申請書を施行日前に当該登録の事務をつかさどる官署又は団体に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登録を受ける場合において、当該申請書の提出に際し当該登録に係る手数料の納付をしているときは、当該納付をした手数料の額は、新登録免許税法の規定により納付すべき登録免許税の額の全部又は一部として納付したものとみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

5　厚生労働省関係法律整備法附則第六条第二項の規定により厚生労働省関係法律整備法第五条の規定による改正後の作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第五条又は第四十四条第一項の規定による登録を受けているものとみなされている者が厚生労働省関係法律整備法の施行の日以後最初に受けるこれらの規定による登録（施行日以後に受けるものに限る。）は、それぞれ新登録免許税法別表第一第二十九号の十三㈠に掲げる登録とみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

6　施行日から平成十八年三月三十一日までの間に受ける新登録免許税法別表第一第三十号の二に掲げる登録に係る同号の規定の適用については、同号㈠及び㈡中「十五万円」とあるのは「三万円」と、同号㈢中「三万円」とあるのは「一万円」とする。

7　新登録免許税法別表第一第三十四号の六㈡又は㈢に掲げる登録の申請書を平成十七年一月一日前に当該登録の事務をつかさどる官署又は団体に提出した者が施行日から平成十七年六月三十日までの間に当該申請書に係る登録を受ける場合には、当該登録については、登録免許税を課さない。

8　施行日から附則第一条第十二号に定める日の前日までの間に受ける新登録免許税法別表第一第四十号の五に掲げる登録に係る同号の規定の

適用については、同号㈠中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」と、同号㈡中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第一項」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号。㈣において「海洋汚染防止法等改正法」という。）附則第六条第一項」と、同号㈢中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第一項」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十七条の十二第一項」と、同号㈣中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第一項」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十七条の十五第一項」と、「の登録」とあるのは「又は海洋汚染防止法等改正法附則第十二条第二項（登録検定機関の登録）の登録」と、同号㈤中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第一項」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の六第一項」とする。

9　附則第一条第十二号に定める日から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十八号）の施行の日の前日までの間に受ける新登録免許税法別表第一第四十号の五㈤に掲げる登録に係る同号㈤の規定の適用については、同号㈤中「第四十三条の九第一項」とあるのは、「第四十三条の六第一項」とする。

10　公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十五年法律第九十六号）附則第七条第二項の規定により同法第六条の規定による改正後の気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第九条の登録を受けているものとみなされている者が公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行の日以後最初に受ける同条の登録（施行日以後に受けるものに限る。）は、新登録免許税法別表第一第四十三号の二㈡に掲げる登録とみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第十五条　第五条の規定による改正後の租税特別措置法（以下附則第五十六条までにおいて「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十七年分以後の所得税について適用し、平成十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第十六条　新租税特別措置法第十条の四（第一項第六号から第八号までに係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第十九号に定める日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用し、個人が同日前に取得若しくは製作又は賃借をした第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下附則第五十六条までにおいて「旧租税特別措置法」という。）第十条の四第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第十七条　新租税特別措置法第十条の五の規定は、個人が附則第一条第十九号に定める日以後に取得若しくは製作若しくは建設又は賃借をする新租税特別措置法第十条の五第一項に規定する経営革新設備等について適用し、個人が同日前に取得若しくは製作若しくは建設又は賃借をした旧租税特別措置法第十条の五第一項に規定する経営革新設備等については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第十八条　新租税特別措置法第十一条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第十一条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の二第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第十一条の六第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の六第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第十一条の七第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の七第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第十一条の八第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する製造過程管理高度化設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の八第一項に規定する製造過程管理高度化設備等については、なお従前の例による。

6　新租税特別措置法第十二条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項の表の第一号の第三欄又は第三号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第一項の表の第一号の第三欄又は第三号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

7　旧租税特別措置法第十三条の二第一項第一号に規定する経営基盤強化計画につき同号の承認を施行日前に受けた同号の特定組合等の構成員である個人の有する同号に定める減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第　号）の施行の日以後における同条（同項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第一号中

「中小企業経営革新支援法」とあるのは、「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第　号）による改正前の中小企業経営革新支援法」とする。

8　新租税特別措置法第十三条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する認定を受ける同号の個人の有する同号に定める減価償却資産について適用する。

9　施行日前に旧租税特別措置法第十三条の三第一項第二号に規定する認定を受けた同号の個人の有する同号に定める減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

10　新租税特別措置法第十四条（第一項に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定優良賃貸住宅について適用する。

11　個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第一項に規定する特定優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

12　個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条の二第二項第二号に掲げる建築物については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

13　新租税特別措置法第十四条の二（第二項第三号に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第二十号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第十四条の二第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

14　新租税特別措置法第十四条の二（第二項第五号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

15　新租税特別措置法第十五条の規定は、個人が附則第一条第二十一号に定める日以後に取得又は建設をする新租税特別措置法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等について適用する。

16　個人が附則第一条第二十一号に定める日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。

17　個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八条第一項各号に定める費用又は負担金については、なお従前の例による。

（個人の準備金に関する経過措置）

第十九条　旧租税特別措置法第二十条の五第一項に規定する日本国際博覧会出展準備金を有する個人の平成十八年以前の各年分の事業所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「個人が」とあるのは、「個人が、平成十七年十二月三十一日までに」とする。

（社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する経過措置）

第二十条　新租税特別措置法第二十六条の規定は、平成十七年十月一日以後に行われる同条第二項に規定する社会保険診療について適用し、同日前に行われた旧租税特別措置法第二十六条第二項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第二十一条　新租税特別措置法第三十一条の二第二項第七号の規定は、個人が附則第一条第二十号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について適用する。

2　新租税特別措置法第三十一条の二第二項第十一号及び第十四号の規定は、個人が附則第一条第二十三号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡について適用し、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第三十三条（第一項第三号に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第二十三号に定める日以後に行う同項第三号に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十三条第一項第三号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第三十四条の二第二項第二号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第三十四条の二第二項第十号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用する。

6　個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第二項第十七号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

7　個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第二項第十八号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

8　新租税特別措置法第三十四条の二第二項第二十号の規定は、個人が附則第一条第二十三号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

9　新租税特別措置法第三十四条の三第二項第三号の規定は、個人が附則第一条第二十四号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十四条の三第一項に規定する土地等の譲渡について適用する。

（特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第二十二条　新租税特別措置法第三十七条の十の二の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する特定口座内保管上場株式等に該当しないこととなった同項に規定する特定管理株式につき、施行日以後に同項に規定する事実が発生する場合について適用する。

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等に関する経過措置）

第二十三条　新租税特別措置法第三十七条の十一（第一項第三号に係る部分に限る。）、第三十七条の十一の三（第八項に係る部分を除く。）、第三十七条の十一の四、第三十七条の十一の五及

び第三十七条の十二の二の規定は、個人が平成十七年十月一日以後に行う新租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例に係る報告書に関する経過措置）

第二十四条　新租税特別措置法第三十七条の十一の三第八項の規定は、平成十七年九月一日以後に提出する同項に規定する光ディスク等について適用する。

（特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例に関する経過措置）

第二十五条　新租税特別措置法第三十七条の十三（第一項第一号に係る部分に限る。）並びに同号に係る新租税特別措置法第三十七条の十三の二及び第三十七条の十三の三の規定は、個人が附則第一条第十九号に定める日以後に払込みにより取得をする同項第一号に定める特定株式について適用し、個人が同日前に払込みにより取得をした旧租税特別措置法第三十七条の十三第一項第一号に定める特定株式については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第三十七条の十三（第一項第四号に係る部分に限る。）並びに同号に係る新租税特別措置法第三十七条の十三の二及び第三十七条の十三の三の規定は、個人が施行日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用する。

（居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第二十六条　新租税特別措置法第四十条の四第一項、第二項第一号及び第三号、第三項並びに第六項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額について適用し、旧租税特別措置法第四十条の四第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十条の四第二項第二号の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度において生ずる同号に規定する欠損の金額について適用し、旧租税特別措置法第四十条の四第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度において生じた同条第二項第二号に規定する欠損の金額については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第四十条の五第一項から第三項までの規定は、同条第一項に規定する外国関係信託につき施行日以後に生ずる同項第四号に掲げる事実について適用する。

（償還差益等に係る分離課税等の特例に係る特定振替国債等の譲渡対価の支払調書等に関する経過措置）

第二十七条　新租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項の規定は、平成十七年九月一日以後に提出する同項に規定する光ディスク等について適用する。

（先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置）

第二十八条　新租税特別措置法第四十一条の十四（第五項に係る部分を除く。）及び第四十一条の十五の規定は、個人が平成十七年七月一日以後に行う新租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済について適用する。

2　新租税特別措置法第四十一条の十四第五項の規定は、平成十七年九月一日以後に提出する同項に規定する光ディスク等について適用する。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置等と定率による税額控除の特例との調整）

第二十九条　附則第十六条、第十七条、第二十一条から第二十三条まで、第二十五条又は前条第一項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第六条の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）附則第十六条、第十七条、第二十一条から第二十三条まで、第二十五条及び第二十八条第一項の規定並びに」とする。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第三十条　新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第三十一条　新租税特別措置法第四十二条の七（第一項第六号から第八号までに係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第十九号に定める日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用し、法人が同日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の七第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十二条の七第一項第六号に掲げる法人の同号に規定する承認経営革新計画（以下この項において「承認経営革新計画」という。）が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）附則第二条の規定により承認経営革新計画とみなされたものである場合には、当該法人の新租税特別措置法第四十二条の七の規定の適用については、同条第二項中「又は第五号」とあるのは、「、第五号又は第六号」とする。

（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第三十二条　新租税特別措置法第四十二条の十の規定は、法人が附則第一条第十九号に定める日

以後に取得若しくは製作若しくは建設又は賃借をする新租税特別措置法第四十二条の十第一項に規定する経営革新設備等について適用し、法人が同日前に取得若しくは製作若しくは建設又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の十第一項に規定する経営革新設備等については、なお従前の例による。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第三十三条　新租税特別措置法第四十三条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十三条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する研究施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条の二第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

3　法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十三条の三第一項に規定する特定中核的民間施設については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第四十三条の三第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する保全事業等資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条の三第二項に規定する保全事業等資産については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第四十四条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

6　新租税特別措置法第四十四条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の二第一項に規定する特定資産については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第四十四条の六第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の六第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

8　新租税特別措置法第四十四条の七第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項の表の第一号の中欄又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の七第一項の表の第一号の中欄又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

9　法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の七第一項の表の第四号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

10　法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の八第一項に規定する飼料製造設備等については、なお従前の例による。

11　新租税特別措置法第四十四条の八第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する製造過程管理高度化設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の八第二項に規定する製造過程管理高度化設備等については、なお従前の例による。

12　新租税特別措置法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項の表の第一号の第三欄又は第三号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄又は第三号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

13　法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十五条の二第一項の表の第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

14　法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十五条の二第二項第一号に掲げる建物及びその附属設備については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「第六十八条の二十九第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）附則第四十七条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の二十九第二項」とする。

15　旧租税特別措置法第四十六条第一項第一号に規定する経営基盤強化計画につき同号の承認を施行日前に受けた同号の特定組合等の構成員である法人の有する同号に定める減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該法人の同項に規定する適用事業年度が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）の施行の日以後に終了する場合における同条（同項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第一号中「中小企業経営革新支援法」とあるのは、「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）による改正前の中小企業経営革新支援法」とする。

16　法人の新租税特別措置法第四十六条第一項に規定する適用事業年度が施行日から中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）の施行の日の前日までの間に終了する場合における同条の規定の適用については、同項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項第八号」とあるのは、「中小企業経営革新支援法第二条第一項第六号」とする。

17　新租税特別措置法第四十七条（第一項に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定優良賃貸住宅について適用する。

18　法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第一項に規定する特定優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。こ

の場合において、同条第二項中「第六十八条の三十四第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）附則第四十七条第十八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第一項」とする。

19　法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第三項第二号に掲げる建築物については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十五第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）附則第四十七条第十九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五第一項」とする。

20　新租税特別措置法第四十七条の二（第三項第三号に係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第二十号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第四十七条の二第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

21　新租税特別措置法第四十七条の二（第三項第五号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

22　新租税特別措置法第四十八条の規定は、法人が附則第一条第二十一号に定める日以後に取得又は建設をする新租税特別措置法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等について適用する。

23　法人が附則第一条第二十一号に定める日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十六第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）附則第四十七条第二十三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十六第一項」とする。

24　法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第五十二条第一項各号に定める費用又は負担金については、なお従前の例による。

（法人の準備金に関する経過措置）

第三十四条　新租税特別措置法第五十五条の規定は、法人が施行日以後に適格現物出資により外国法人である被現物出資法人に移転する同条第一項に規定する特定法人の株式（出資を含む。）又は債権について適用する。

2　旧租税特別措置法第五十六条第一項に規定する整備事業計画につき同項に規定する認定を平成十七年十月一日前に受けた同項に規定する法人の当該整備事業計画に係る同項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度において積み立てた旧租税特別措置法第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）については、旧租税特別措置法第五十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号	第六十八条の四十七第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）附則第四十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八条の四十七第一項
第三項から第八項まで	第六十八条の四十七第一項	旧効力措置法第六十八条の四十七第一項
第十三項	第六十八条の四十七第十二項前段	旧効力措置法第六十八条の四十七第十二項前段
	第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十七第十二項	第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）附則第四十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の四十七第十二項
	同条第十三項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十七第十二項	同条第十三項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八条の四十七第十二項
	第五十六条第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）附則第三十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力単体措置法」という。）第五十六条第一項

「同条第十項」とあるのは「第六十八条の四十七第十二項	第五十六条第四項	旧効力単体措置法第五十六条第四項
	第十四項	第六十八条の四十七第一項	旧効力措置法第六十八条の四十七第一項
	第十五項	第五十六条第一項	旧効力単体措置法第五十六条第一項
		第六十八条の四十七第十三項	旧効力連結措置法第六十八条の四十七第十三項
		第五十六条第四項	旧効力単体措置法第五十六条第四項
	第十六項	第六十八条の四十七第一項	旧効力措置法第六十八条の四十七第一項
		第五十六条第四項	旧効力単体措置法第五十六条第四項
	第十七項	第五十六条第一項	旧効力単体措置法第五十六条第一項
		第六十八条の四十七第十五項	旧効力連結措置法第六十八条の四十七第十五項
		第五十六条第四項	旧効力単体措置法第五十六条第四項
	第十八項	第六十八条の四十七第一項	旧効力措置法第六十八条の四十七第一項
		第五十六条第一項	旧効力単体措置法第五十六条第一項
	第十九項	第五十六条第四項	旧効力単体措置法第五十六条第四項

3　旧租税特別措置法第五十七条の二第一項の日本国際博覧会出展準備金（連結事業年度において積み立てた旧租税特別措置法第六十八条の五十二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。）を有する法人の平成十八年三月二十四日を含む事業年度以前の事業年度の所得の金額の計算（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度前の事業年度の所得の金額の計算）については、旧租税特別措置法第五十七条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第六十八条の五十二第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）附則第四十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八条の五十二第一項
第三項	第六十八条の五十二第一項	旧効力措置法第六十八条の五十二第一項
第四項	第六十八条の五十二第一項	旧効力措置法第六十八条の五十二第一項
	法人が	法人が、平成十七年三月二十四日を含む事業年度終了の日までに
第五項	第六十八条の五十二第一項	旧効力措置法第六十八条の五十二第一項
第八項	第六十八条の五十二第一項	旧効力措置法第六十八条の五十二第一項
	（第六十八条の五十二第七項	（旧効力措置法第六十八条の五十二第七項
	「第六十八条の五十二第七項	「所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）附則第四十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の五十二第七項

	第五十七条の二第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）附則第三十四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（第十六項において「旧効力措置法」という。）第五十七条の二第一項
第九項	第六十八条の五十二第一項	旧効力措置法第六十八条の五十二第一項
第十項	第六十八条の五十二第九項	旧効力措置法第六十八条の五十二第九項
	第五十七条の二第一項	旧効力措置法第五十七条の二第一項

4　新租税特別措置法第五十七条の三の規定は、法人の附則第一条第二十五号に定める日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

5　新租税特別措置法第五十七条の三第一項に規定する法人が、附則第一条第二十五号に定める日を含む事業年度開始の日（同号に定める日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）以後十五年以内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度を除く。）において、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律附則第三条第一項に規定する使用済燃料の同法第二条第四項に規定する再処理等に要する費用の支出に充てるため、当該事業年度において同法附則第三条第一項、第三項及び第四項の規定により同条第一項に規定する資金管理法人に積み立てた金額で同条第二項の規定により使用済燃料再処理等積立金とみなされた金額（同条第三項の規定により分割して行われる積立てに係る利息に相当する金額を除く。）に相当する金額以下の金額を損金経理（法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。）の方法（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により使用済燃料再処理準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該法人が積み立てた使用済燃料再処理準備金の金額は、新租税特別措置法第五十七条の三第一項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された同項の使用済燃料再処理準備金として積み立てた金額とみなす。

6　旧租税特別措置法第五十七条の三第一項に規定する法人が、附則第一条第二十五号に定める日において同項第二号に規定する使用済核燃料再処理準備金の金額を有する場合には、同日を含む事業年度開始の日（同条第二十五号に定める日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）以後十五年以内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度を除く。）において、当該使用済核燃料再処理準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを百八十で除して計算した金額（次項において「十五年均等取崩金額」という。）に相当する金額を、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7　前項の場合において、十五年均等取崩金額が当該事業年度終了の日における使用済核燃料再処理準備金の金額（その日までに同項に規定する使用済核燃料再処理準備金の金額に次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（附則第四十八条第八項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度）終了の日までに前項の規定により益金の額に算入された金額（同条第六項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を超えるときは、当該十五年均等取崩金額は、当該使用済核燃料再処理準備金の金額とする。

8　第六項の規定の適用を受ける法人が次の各号に掲げる場合（適格合併により合併法人に原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第二条第一項に規定する使用済燃料（以下この項及び第十二項において「使用済燃料」という。）を移転した場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度（第二号に掲げる場合にあっては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　旧租税特別措置法第五十七条の三第一項に規定する一般電気事業又は卸電気事業を廃止した場合　当該廃止の日における使用済核燃料再処理準備金の金額

二　合併により合併法人に使用済燃料を移転した場合　その合併直前における使用済核燃料再処理準備金の金額

三　解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における使用済核燃料再処理準備金の金額

四　第六項、前三号、次項及び第十項の場合以外の場合において使用済核燃料再処理準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における使用済核燃料再処理準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

9　第六項の規定の適用を受ける法人が、附則第一条第二十五号に定める日を含む事業年度開始の日（同号に定める日を含む事業年度が連結事

業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）以後十四年を経過する日までに青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となった事実のあった日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における使用済核燃料再処理準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該使用済核燃料再処理準備金の金額については、第六項、前項及び第十二項の規定は、適用しない。

10　第六項の規定の適用を受ける法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなった場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における使用済核燃料再処理準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第六項、前二項及び第十二項の規定は、適用しない。

11　第六項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

12　第六項の規定の適用を受ける法人が適格合併により合併法人に使用済燃料を移転した場合（附則第四十八条第十項前段に規定する場合を除く。）には、その適格合併直前における使用済核燃料再処理準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた使用済核燃料再処理準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する第六項の使用済核燃料再処理準備金の金額（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第六項の使用済核燃料再処理準備金の金額）とみなす。

13　前項又は附則第四十八条第十項の場合において、これらの規定の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格合併の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における使用済核燃料再処理準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

14　第十二項又は附則第四十八条第十項に規定する合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格合併の日を含む事業年度以後の各事業年度（当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度後の各事業年度）に係る第六項の規定の適用については、同項に規定する使用済核燃料再処理準備金の金額は、第十二項又は同条第十項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた使用済核燃料再処理準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人の有するものとみなされた使用済核燃料再処理準備金の金額については、第六項中「当該各事業年度の月数を乗じてこれを百八十で除して」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格合併の日を含む事業年度にあっては、同日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを百八十月から経過期間（附則第一条第二十五号に定める日を含む事業年度開始の日（同号に定める日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）から当該適格合併の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第三十五条　新租税特別措置法第六十四条（第一項第三号に係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第二十三号に定める日以後に行う同項第三号に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十四条第一項第三号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二号の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十号の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

4　法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第十七号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

5　法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第十八号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

6　新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十号の規定は、法人が附則第一条第二十三号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第六十五条の五第一項第三号の規定は、法人が附則第一条第二十四号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

8　新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで（新租税特別措置法第六十五条の

七第一項の表の第十六号の上欄に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に行う同欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十六号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

9　法人が施行日から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　号）の施行の日の前日までの間に行う新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十六号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る同条から第六十五条の九まで（同号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「同条第二項第二号」とあるのは、「同条第二項第一号」とする。

10　新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで（新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十六号の下欄に掲げる資産のうち農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第二十七条の三第一項に規定する勧告に係る協議により取得をする資産に係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第二十四号に定める日以後に取得をする当該資産について適用する。

（共同で現物出資をした場合の課税の特例に関する経過措置）

第三十六条　法人が旧租税特別措置法第六十六条第一項に規定する特定共同出資により施行日前に取得した同項の株式又は出資については、なお従前の例による。

（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第三十七条　新租税特別措置法第六十六条の六第一項、第二項第一号及び第三号、第三項並びに第六項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十六条の六第二項第二号の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度において生ずる同号に規定する欠損の金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度において生じた同条第二項第二号に規定する欠損の金額については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十六条の八第一項の規定は、同項に規定する内国法人に係る同項に規定する特定外国子会社等、外国関係会社又は外国関係信託につき施行日以後に同項各号に掲げる事実が生ずる場合における当該内国法人の同項に規定する課税済留保金額（旧租税特別措置法第六十六条の六第一項の規定により当該内国法人の平成十二年四月一日以後に終了した各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入した金額及び益金の額に算入する金額に係るもの並びに新租税特別措置法第六十六条の八第一項の規定により当該内国法人の平成十二年四月一日以後に終了した各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額及び益金の額に算入する金額に係るもの並びに新租税特別措置法第六十六条の八第一項の規定により当該内国法人の平成十二年四月一日以後に終了した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入した金額及び益金の額に算入する金額に係るもの並びに新租税特別措置法第六十六条の九十第一項の規定により当該内国法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入する金額に係るものに限る。）について適用する。

5　新租税特別措置法第六十六条の八第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する適格合併等が行われる場合において、同項の規定により内国法人の同条第一項に規定する課税済留保金額とみなされる同条第三項に規定する被合併法人等の同項各号に定める金額に係る同条第一項に規定する課税済留保金額（旧租税特別措置法第六十六条の六第一項の規定により当該被合併法人等の平成十二年四月一日以後に終了した各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入した金額及び益金の額に算入する金額に係るもの並びに新租税特別措置法第六十六条の六第一項の規定により当該被合併法人等の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額に係るものに限る。）又は新租税特別措置法第六十六条の九十二第一項に規定する個別課税済留保金額（旧租税特別措置法第六十六条の九十第一項の規定により当該被合併法人等の平成十二年四月一日以後に終了した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入した金額及び益金の額に算入する金額に係るもの並びに新租税特別措置法第六十六条の八第一項の規定により当該被合併法人等の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入する金額に係るものに限る。）について適用する。

6　新租税特別措置法第六十六条の八第四項の規定は、施行日以後に同項に規定する適格分割等が行われる場合において、同項の規定によりないものとされる当該適格分割等に係る同項に規定する分割法人等の同条第一項に規定する課税済留保金額（旧租税特別措置法第六十六条の六第一項の規定により当該分割法人等の平成十二年四月一日以後に終了した各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入した金額及び益金の額に算入する金額に係るもの並びに新租税特別措置法第六十六条の六第一項の

該分割法人等の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額に係るものに限る。）について適用する。

（鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置）

第三十八条　旧租税特別措置法第六十六条の十第一項第二号に掲げる法人が施行日前に取得又は製作をした同号に定める固定資産については、なお従前の例による。

（欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置）

第三十九条　旧租税特別措置法第六十六条の十二第一項第二号に規定する中小企業者又は特定中小企業者の附則第一条第十九号に定める日前に終了した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

（組合事業に係る損失がある場合の課税の特例に関する経過措置）

第四十条　新租税特別措置法第六十七条の十二の規定は、施行日以後に締結される組合契約（同条第三項第一号に規定する組合契約（平成十九年四月一日前に締結される航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条第一項の許可に係る事業の用に供する航空機の賃貸に係るものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）及び施行日以後に組合契約に係る新租税特別措置法第六十七条の十二第一項に規定する組合員（以下この項において「組合員」という。）たる地位の承継（施行日前に締結された組合契約に係る組合員たる地位の適格合併による承継その他の政令で定める承継を除く。）を受ける法人の当該承継に係る組合契約について適用する。

2　新租税特別措置法第六十七条の十三の規定は、附則第一条第七号に定める日以後に締結される新租税特別措置法第六十七条の十三第一項に規定する有限責任事業組合契約について適用する。

（特定短期国債の償還差益の課税の特例に関する経過措置）

第四十一条　新租税特別措置法第六十七条の十六第四項の規定は、同項に規定する外国投資信託の受託者である外国法人が施行日以後に新租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定振替記載等を受ける新租税特別措置法第六十七条の十六第四項に規定する外国投資信託の信託財産に属する同項に規定する特定短期国債の同項に規定する償還差益について適用し、旧租税特別措置法第五条の二第二項に規定する外国投資信託の受託者である外国法人が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定振替記載等を受けた旧租税特別措置法第五条の二第二項に規定する外国投資信託の信託財産に属する旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債のうち同項第一号から第八号までに掲げるものの同条第七項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

（分離振替国債の課税の特例に関する経過措置）

第四十二条　新租税特別措置法第六十七条の十七第一項から第三項までの規定は、外国法人が施行日以後に同条第一項に規定する振替記載等を受ける同項に規定する分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得又は同条第二項に規定する損失額（以下この条において「損失額」という。）及び施行日前に旧租税特別措置法第六十七条の十七第一項に規定する振替記載等を受けた同項に規定する分離振替国債（同項第一号の規定による同号の非課税適用申告書の提出があるものに限る。以下この条において「旧分離振替国債」という。）の保有又は譲渡により施行日以後に生ずる所得又は損失額について適用し、旧分離振替国債の保有又は譲渡により施行日前に生じた所得又は旧租税特別措置法第六十七条の十七第二項に規定する損失の額その他の政令で定める金額（次項において「損失の額等」という。）については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十七条の十七第四項の規定は、同項に規定する外国投資信託の受託者である外国法人（以下この項において「受託者である外国法人」という。）が、施行日以後に同条第一項に規定する振替記載等を受ける同条第四項に規定する外国投資信託（以下この項において「外国投資信託」という。）の信託財産に属する同条第一項に規定する分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得又は損失額及び外国投資信託の信託財産に属する旧分離振替国債の保有又は譲渡により施行日以後に生ずる所得又は損失額について適用し、受託者である外国法人の外国投資信託の信託財産に属する旧分離振替国債の保有又は譲渡により施行日前に生じた所得又は損失の額等については、なお従前の例による。

（中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用に関する経過措置）

第四十三条　新租税特別措置法第六十八条の二第一項の規定は、同項第一号及び第二号に掲げる同族会社の附則第一条第十九号に定める日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の二第一項第一号から第三号までに掲げる同族会社の同日（同号に掲げる同族会社にあっては、平成十七年四月十三日）前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　法人が施行日から附則第一条第十九号に定める日の前日までの間に開始する事業年度に係る新租税特別措置法第六十八条の二第二項に規定する書類を添付する場合における同項の規定の適用については、同項中「前項第三号」とあるのは、「前項第四号」とする。

（特定信託の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第四十四条　新租税特別措置法第六十八条の三の七第一項、第二項第一号及び第三号、第三項並びに第五項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の三の七第二項第二号の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度において生ずる同号に規定する欠損の金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の三の

七第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度において生じた同条第二項第二号に規定する欠損の金額については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十八条の三の九第一項の規定は、同項に規定する特定信託に係る同項に規定する特定外国子会社等、外国関係会社又は外国関係信託につき施行日以後に同項各号に掲げる事実が生ずる場合における当該特定信託に係る同項に規定する課税済留保金額（旧租税特別措置法第六十八条の三の七第一項の規定により当該特定信託の平成十二年四月一日以後に終了した各計算期間（法人税法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この項において同じ。）の所得の金額の計算上益金の額に算入した金額及び益金の額に算入する金額に係るもの並びに新租税特別措置法第六十八条の三の七第一項の規定により当該特定信託の各計算期間の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額に係るものに限る。）について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の三の九第一項に規定する特定信託に係る同項に規定する特定外国子会社等又は外国関係会社につき施行日前に同項各号に掲げる事実が生じた場合における当該特定信託に係る同項に規定する課税済留保金額については、なお従前の例による。

（連結法人が事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十五条　新租税特別措置法第六十八条の十二（第一項第六号から第八号までに係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十九号に定める日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八条の十二第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の十二第一項第六号に掲げる連結法人の同号に規定する承認経営革新計画（以下この項において「承認経営革新計画」という。）が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第　号）附則第二条の規定により承認経営革新計画とみなされたものである場合には、当該連結法人の新租税特別措置法第六十八条の十二の規定の適用については、同条第二項中「又は第五号」とある。のは、「、第五号又は第六号」とする。

（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十六条　新租税特別措置法第六十八条の十四の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得若しくは製作若しくは建設又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八条の十四第一項に規定する経営革新設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得若しくは製作若しくは建設又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八条の十四第一項に規定する経営革新設備等については、なお従前の例による。

（連結法人の減価償却に関する経過措置）

第四十七条　新租税特別措置法第六十八条の十六第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十六第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の十七第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する研究施設について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十七第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

3　連結親法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十八第一項に規定する特定中核的民間施設については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第六十八条の十八第一項の規定は、連結親法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する保全事業等資産について適用し、連結親法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十八第二項に規定する保全事業等資産については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第六十八条の十九第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十第一項に規定する特定資産については、なお従前の例による。

6　新租税特別措置法第六十八条の二十第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十第一項に規定する特定資産については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第六十八条の二十三第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十三第一項に規定する特定

電気通信設備等については、なお従前の例による。

8　新租税特別措置法第六十八条の二十四第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項の表の第一号の中欄又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十四第一項の表の第一号の中欄又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

9　連結親法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十四第一項の表の第四号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

10　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十五第一項に規定する飼料製造設備等については、なお従前の例による。

11　新租税特別措置法第六十八条の二十五第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する製造過程管理高度化設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十五第二項に規定する製造過程管理高度化設備等については、なお従前の例による。

12　新租税特別措置法第六十八条の二十七（新租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同表の第一号の第三欄又は第三号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄又は第三号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

13　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の二十九第一項の表の第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

14　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第六十八条の二十九第二項（旧租税特別措置法第四十五条の二第二項第一号に係る部分に限る。）に規定する特定医療用建物については、旧租税特別措置法第六十八条の二十九（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十五条の二第二項に」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）附則第三十三条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項及び次項において「旧効力措置法」という。）第四十五条の二第二項に」と、「第四十五条の二第二項各号」とあるのは「旧効力措置法第四十五条の二第二項各号」と、同条第三項中「第四十五条の二第二項」とあるのは「旧効力措置法第四十五条の二第二項」とする。

15　旧租税特別措置法第六十八条の三十第一項第一号に規定する経営基盤強化計画につき同号の承認を施行日前に受けた同号の特定組合等の構成員である連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する同号に定める減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該連結親法人又はその連結子法人の同項に規定する適用事業年度が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）の施行の日以後に終了する場合における同条（同項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第一号中「中小企業経営革新支援法」とあるのは、「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）による改正前の中小企業経営革新支援法」とする。

16　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の新租税特別措置法第六十八条の三十第一項に規定する適用事業年度が施行日から中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）の施行の日の前日までの間に終了する場合における同条の規定の適用については、同項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項第八号」とあるのは、「中小企業経営革新支援法第二条第一項第六号」とする。

17　新租税特別措置法第六十八条の三十四（第一項に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定優良賃貸住宅について適用する。

18　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第一項に規定する特定優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十七条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）附則第三十三条第十八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条第一項」とする。

19　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十五第三項第二号に掲げる建築物については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十七条の二第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）附則第三十三条第十九項の規定によりなおその効力を有するものとされ

る同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二第一項」とする。

20　新租税特別措置法第六十八条の三十五（第三項第三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第二十号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第六十八条の三十五第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

21　新租税特別措置法第六十八条の三十五（新租税特別措置法第四十七条の二第三項第五号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第六十八条の三十五第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

22　新租税特別措置法第六十八条の三十六の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第二十一号に定める日以後に取得又は建設をする新租税特別措置法第六十八条の三十六第一項に規定する倉庫用建物等について適用する。

23　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第二十一号に定める日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第六十八条の三十六第一項に規定する倉庫用建物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十八条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）附則第三十三条第二十三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十八条の二第三項第五号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第六十八条の三十五第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

24　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第六十八条の三十九第一項に規定する費用又は負担金については、なお従前の例による。

（連結法人の準備金に関する経過措置）

第四十八条　新租税特別措置法第六十八条の四十三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に適格現物出資により外国法人である被現物出資法人に移転する同条第一項に規定する特定法人の株式（出資を含む。）又は債権について適用する。

2　旧租税特別措置法第六十八条の四十七第一項に規定する整備事業計画につき旧租税特別措置法第五十六条第一項に規定する認定を平成十七年十月一日前に受けた旧租税特別措置法第六十八条の四十七第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の当該整備事業計画に係る同項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた旧租税特別措置法第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）については、旧租税特別措置法第六十八条の四十七の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	第五十六条第一項に	所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）附則第三十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十六条第一項に
	第五十六条第一項第一号	旧効力措置法第五十六条第一項第一号
	第五十六条第一項の	旧効力措置法第五十六条第一項の
第三項から第六項まで	第五十六条第一項	旧効力措置法第五十六条第一項
第十二項	第五十六条第一項	旧効力措置法第五十六条第一項
	「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十六条第十三項	「第五十五条第十一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）附則第三十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十六条第十三項
	第六十八条の四十七第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）附則第四十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の四十七第一項
	「同条第十一項」とあるのは「第五十六条第十三項	「同条第十一項」とあるのは「旧効力単体措置法第五十六条第十三項

第六十八条の四十七第四項	第十三項	旧効力連結措置法第六十八条の四十七第四項
第五十六条第一項	第十四項	旧効力措置法第五十六条第一項
第六十八条の四十七第一項		旧効力連結措置法第六十八条の四十七第一項
第五十六条第十四項		旧効力単体措置法第五十六条第十四項
第六十八条の四十七第四項		旧効力連結措置法第六十八条の四十七第四項
第五十六条第一項	第十五項	旧効力措置法第五十六条第一項
第六十八条の四十七第一項	第十六項	旧効力連結措置法第六十八条の四十七第一項
第五十六条第十六項		旧効力単体措置法第五十六条第十六項
第六十八条の四十七第四項		旧効力連結措置法第六十八条の四十七第四項
第五十六条第一項	第十七項	旧効力措置法第五十六条第一項
第六十八条の四十七第一項	第十八項	旧効力連結措置法第六十八条の四十七第一項
第六十八条の四十七第四項		旧効力連結措置法第六十八条の四十七第四項

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第六十八条の五十二第一項の日本国際博覧会出展準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた旧租税特別措置法第五十七条の二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。）を有するものの平成十八年三月二十四日を含む連結事業年度以前の連結事業年度の連結所得の金額の計算（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同日を含む事業年度前の連結事業年度の連結所得の金額の計算）については、旧租税特別措置法第六十八条の五十二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第五十七条の二第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）附則第三十四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十七条の二第一項
第三項及び第七項	第五十七条の二第一項	旧効力措置法第五十七条の二第一項
第八項	第五十七条の二第八項	旧効力措置法第五十七条の二第八項
第九項	第五十七条の二第一項	旧効力措置法第五十七条の二第一項
第十項	第五十七条の二第九項	旧効力措置法第五十七条の二第九項

4　新租税特別措置法第六十八条の五十三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の附則第一条第二十五号に定める日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。

5　新租税特別措置法第六十八条の五十三第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、附則第一条第二十五号に定める日を含む連結事業年度開始の日（同号に定める日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）以後十五年以内の日を含む各連結事業年度において、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律附則第三条第一項に規定する使用済燃料の同法第二条第四項に規定する再処理等に要する費用の支出に充てるため、当該連結事業年度において同法附則第三条第一項、第三項及び第四項の規定により同条第一項に規定する資金管理法人に積み立てた金額で同条第二項の規定により使用済燃料再処理等積立金とみなされた金額（同条第三項の規定により分割して行われる積立てに係る利息に相当する金額を除く。）に相当する金額以下の金額を損金経理（法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。）の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により使用済燃料再処理準備金として積み立てたときは、当該積み立

てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が積み立てた使用済燃料再処理準備金の金額は、新租税特別措置法第六十八条の五十三第一項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された同項の使用済燃料再処理準備金として積み立てた金額とみなす。

6　旧租税特別措置法第六十八条の五十三第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、附則第一条第二十五号に定める日において同項第二号に規定する使用済核燃料再処理準備金の金額を有する場合には、同日を含む連結事業年度開始の日(同条第二十五号に定める日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日)以後十五年以内の日を含む各連結事業年度において、当該使用済核燃料再処理準備金の金額に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを百八十で除して計算した金額(次項において「十五年均等取崩金額」という。)に相当する金額を、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7　前項の場合において、十五年均等取崩金額が当該連結事業年度終了の日における使用済核燃料再処理準備金の金額(その日までに同項に規定する使用済核燃料再処理準備金の金額に次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額(附則第三十四条第八項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)又は前連結事業年度(当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度)終了の日までに前項の規定により益金の額に算入された金額(同条第六項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)を超えるときは、当該十五年均等取崩金額は、当該使用済核燃料再処理準備金の金額とする。

8　第六項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合(適格合併により合併法人に原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第二条第一項に規定する使用済燃料(以下この項及び第十項において「使用済燃料」という。)を移転した場合を除く。)に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度(第二号に掲げる場合にあっては、同号に規定する合併の日の前日を含む連結事業年度)の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　旧租税特別措置法第六十八条の五十三第一項に規定する一般電気事業又は卸電気事業を廃止した場合　当該廃止の日における使用済核燃料再処理準備金の金額

二　合併(連結子法人が被合併法人となる合併にあっては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日(第十項において「連結親法人事業年度開始の日」という。)である場合の当該合併に限る。)により合併法人に使用済燃料を移転した場合　その合併直前における使用済核燃料再処理準備金の金額に相当する金額

三　解散した場合(合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあってはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。)　その解散の日における使用済核燃料再処理準備金の金額

四　第六項及び前三号の場合以外の場合において使用済核燃料再処理準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における使用済核燃料再処理準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

9　第六項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

10　第六項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が適格合併(連結子法人が被合併法人となる適格合併にあっては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。)により合併法人に使用済燃料を移転した場合には、その適格合併直前における使用済核燃料再処理準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた使用済核燃料再処理準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する同項の使用済核燃料再処理準備金の金額(当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、附則第三十四条第六項の使用済核燃料再処理準備金の金額)とみなす。

11　前項又は附則第三十四条第十二項に規定する合併法人(その適格合併後において連結法人に該当するものに限る。)のその適格合併の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度(当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度後の各連結事業年度)に係る第六項の規定の適用については、同項に規定する使用済核燃料再処理準備金の金額は、前項又は同条第十二項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた使用済核燃料再処理準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人の有するものとみなされた使用済核燃料再処理準備金の金額については、第六項中「当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを百八十で除して」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数(当該適格合併の日を含む連結事業年度にあっては、同日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数)を乗じてこれを百八十月から経過期間(附則第一条第二十五号に定める日を含む連結事業年度開始の日(同号に定める日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日)から当該適格合併の日の前日までの期間をいう。)の月数を控除した月数で除して」とする。

12　第五項、第六項及び第八項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

(連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

第四十九条　新租税特別措置法第六十八条の七十

（新租税特別措置法第六十四条第一項第三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第二十三号に定める日以後に行う同項第三号に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十四条第一項第三号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の七十五（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十八条の七十五（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う同号に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項（旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第十七号に係る部分に限る。）に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

5　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項（旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第十八号に係る部分に限る。）に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

6　新租税特別措置法第六十八条の七十五（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第二十三号に定める日以後に行う同項第二十号に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十一号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第六十八条の七十六（新租税特別措置法第六十五条の五第一項第三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第二十四号に定める日以後に行う同項第三号に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

8　新租税特別措置法第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで（新租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第十四号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　　号）の施行の日の前日までの間にする新租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第十四号の上欄に掲げる資産の譲渡及び同号の下欄に掲げる資産の取得に係る同条から第六十八条の八十まで（同号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「同条第二項第二号」とあるのは「同条第二項第一号」と、「土地等、農業経営基盤強化促進法第二十七条の三第一項に規定する勧告に係る協議により取得をする農用地区域等内にある土地等（当該連結親法人又はその連結子法人で、同条第二項に規定する特定農業法人に該当するものが取得をするものに限る。）」とあるのは「土地等」とする。

（連結法人が共同で現物出資をした場合の課税の特例に関する経過措置）

第五十条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が旧租税特別措置法第六十八条の八十六第一項に規定する特定共同出資により施行日前に取得した同項の株式又は出資については、なお従前の例による。

（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第五十一条　新租税特別措置法第六十八条の九十第一項、第三項及び第六項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する個別課税対象留保金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する個別課税対象留保金額については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の九十第二項第二号の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度において生ずる同号に規定する欠損の金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度において生じた同条第二項第二号に規定する欠損の金額については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十八条の九十二第一項の規定は、同項に規定する連結法人に係る同項に規定する特定外国子会社等、外国関係会社又は外国関係信託につき施行日以後に同項各号に掲げる事実が生ずる場合における当該連結法人の同項に規定する個別課税済留保金額（旧租税

特別措置法第六十八条の九十第一項の規定により当該連結法人の平成十二年四月一日以後に終了した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入した金額及び益金の額に算入する金額に係るもの並びに新租税特別措置法第六十八条の九十第一項の規定により当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入する金額に係るものに限る。）について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十二第一項に規定する連結法人に係る同項に規定する特定外国子会社等又は外国関係会社につき施行日前に同項各号に掲げる事実が生じた場合における当該連結法人の同項に規定する個別課税済留保金額については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第六十八条の九十二第二項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等、外国関係会社又は外国関係信託につき施行日以後に同項各号に掲げる事実が生ずる場合において、同条第二項の規定により連結法人の同条第一項に規定する個別課税済留保金額とみなされる新租税特別措置法第六十六条の八第一項に規定する課税済留保金額（旧租税特別措置法第六十六条の六第一項の規定により当該連結法人の平成十二年四月一日以後に終了した各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入した金額及び益金の額に算入する金額に係るもの並びに新租税特別措置法第六十六条の六第一項の規定の規定により当該連結法人の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額に係るものに限る。）について適用する。

5　新租税特別措置法第六十八条の九十二第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する適格合併等が行われる場合において、同項の規定により連結法人の同条第一項に規定する個別課税済留保金額とみなされる同条第三項に規定する被合併法人等の同項各号に定める金額に係る同条第一項に規定する個別課税済留保金額（旧租税特別措置法第六十八条の九十第一項の規定により当該被合併法人等の平成十二年四月一日以後に終了した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入した金額及び益金の額に算入する金額に係るもの並びに新租税特別措置法第六十八条の九十第一項の規定により当該被合併法人等の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入する金額に係るものに限る。）又は新租税特別措置法第六十六条の八第一項に規定する課税済留保金額（旧租税特別措置法第六十六条の六第一項の規定により当該被合併法人等の平成十二年四月一日以後に終了した各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入した金額及び益金の額に算入する金額に係るもの並びに新租税特別措置法第六十六条の六第一項の規定により当該被合併法人等の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額に係るものに限る。）について適用する。

6　新租税特別措置法第六十八条の九十二第四項の規定は、施行日以後に同項に規定する適格分割等が行われる場合において、同項の規定によりないものとされる当該適格分割等に係る同項に規定する分割法人等の同条第一項に規定する個別課税済留保金額（旧租税特別措置法第六十八条の九十第一項の規定により当該分割法人等の平成十二年四月一日以後に終了した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入した金額及び益金の額に算入する金額に係るものに限る。）について適用する。

（連結親法人である鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置）

第五十二条　旧租税特別措置法第六十八条の九十四第一項に規定する連結親法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十六条の十第一項第二号に定める固定資産については、なお従前の例による。

（連結法人の組合事業に係る損失がある場合の課税の特例に関する経過措置）

第五十三条　新租税特別措置法第六十八条の百五の二の規定は、施行日以後に締結される組合契約（新租税特別措置法第六十七条の十二第三項第一号に規定する組合契約（平成十九年四月一日前に締結される航空法第百条第一項の許可に係る事業の用に供する航空機の賃貸に係るものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）及び施行日以後に組合契約に係る新租税特別措置法第六十七条の十二第一項に規定する組合員（以下この項において「組合員」という。）たる地位の承継（施行日前に締結された組合契約に係る組合員たる地位の適格合併による承継その他の政令で定める承継を除く。）を受ける連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の当該承継に係る組合契約について適用する。

2　新租税特別措置法第六十八条の百五の三の規定は、附則第一条第七号に定める日以後に締結される新租税特別措置法第六十八条の百五の三第一項に規定する有限責任事業組合契約について適用する。

（連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用に関する経過措置）

第五十四条　新租税特別措置法第六十八条の百九第一項の規定は、同項に規定する連結法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）が附則第一条第十九号に定める日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の百九第一項に規定する連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第六十八条の百九第二項に規定する連結法人の連結親法人事業年度が平成十七年四月十三日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第五十五条　新租税特別措置法第七十条の四の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する農地等の贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）に係る贈与税について適用する。

2　施行日前に行われた旧租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する農地等（以下この条において「農地等」という。）の贈与に係る贈与税については、旧租税特別措置法第七十条の四の規定は、なおその効力を有する。

3　前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者（以下第十五項までにおいて「受贈者」という。）が施行日から平成二十年三月三十一日までの間で、かつ、同条第一項に規定する贈与者の死亡の日前に、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人で政令で定めるもの（以下この条において「特定農業生産法人」という。）に対し旧租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受ける農地等のすべて（第五項の規定の適用を受ける同項の借受代替農地等に係る同項の貸付特例適用農地等を除く。）につき政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をした場合において、当該設定をしたことについての届出書が、財務省令で定めるところにより、当該設定をした日から二月を経過する日までに当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたときは、当該受贈者に係る同条第一項ただし書及び第四項の規定の適用については、当該設定は、なかったものとみなす。

4　前項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定をした受贈者が当該設定をした後当該設定に係る農地等を引き続き特定農業生産法人に使用させている場合における当該受贈者に係る旧租税特別措置法第七十条の四第一項及び第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該農地等につき前項の使用貸借による権利の設定を受けている特定農業生産法人（次号において「被設定者」という。）がその有する当該権利の旧租税特別措置法第七十条の四第一項第一号に規定する譲渡等若しくは当該農地等の転用をした場合又は当該農地等に係る農業経営の廃止をした場合には、前項の規定にかかわらず、当該譲渡等若しくは当該転用又は当該廃止をした日において当該受贈者が当該譲渡等若しくは当該転用又は当該廃止をしたものとみなす。

二　被設定者が特定農業生産法人に該当しないこととなった場合（政令で定める場合を除く。）には、前項の規定にかかわらず、当該該当しないこととなった日において当該農地等につき使用貸借による権利の設定をしたものとみなす。

5　第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第七十条の四第八項の規定の適用を受けている受贈者が、施行日から平成二十年三月三十一日までの間で、かつ、同条第一項に規定する贈与者の死亡の日前に、特定農業生産法人に対し同条第八項の規定の適用を受ける同項に規定する貸付特例適用農地等（以下この条において「貸付特例適用農地等」という。）に係る同項に規定する借受代替農地等（以下この条において「借受代替農地等」という。）のすべてにつき政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をしたときに限る。）において、当該借受代替農地等に係る設定をしたことについての届出書が、財務省令で定めるところにより、当該借受代替農地等に係る設定をした日から二月を経過する日までに当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたときは、当該借受代替農地等が当該特定農業生産法人の農業の用に供されているときに限り、当該借受代替農地等が当該受贈者の農業の用に供されているものとみなす。

6　前項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定をした受贈者が当該設定をした後当該設定に係る借受代替農地等を引き続き特定農業生産法人に使用させている場合における当該受贈者に係る旧租税特別措置法第七十条の四第一項又は第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該借受代替農地等につき前項の使用貸借による権利の設定を受けている特定農業生産法人（以下この項及び次項において「被設定者」という。）がその有する当該権利の旧租税特別措置法第七十条の四第一項第一号に規定する譲渡等若しくは当該借受代替農地等の転用をした場合又は当該借受代替農地等に係る農業経営の廃止をした場合には、当該譲渡等若しくは当該転用又は当該廃止をした日において当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等につき同条第八項に規定する賃借権等（以下この項及び次項において「賃借権等」という。）の設定をしたものとみなす。

二　被設定者が特定農業生産法人に該当しないこととなった場合（政令で定める場合を除く。）には、当該該当しないこととなった日において当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等につき賃借権等の設定をしたものとみなす。

三　当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了した場合において、当該受贈者が、当該貸付特例適用農地等であった農地等で政令で定めるものにつき当該存続期間の満了の日から二月を経過する日までに被設定者に対し政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をしないときは、同日において当該農地等につき賃借権等の設定をしたものとみなす。

7　第五項の場合において、当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、かつ、当該貸付特例適用農地等であった農地等で政令で定めるものにつき当該存続期間の満了の日から二月を経過する日までに被設定者に対し、政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をしたときは、この条の規定の適用については、当該農地等は第三項の規定の適用を受ける農地等とみなす。

8　第五項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定をした受贈者が当該設定をした後当該設定に係る借受代替農地等を引き続き特定農業生産法人に使用させている場合における旧租税特別措置法第七十条の四第十項及び第十一項の規定の適用については、同条第十項第一号中「当該受贈者」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　号）附則

第五十五条第五項の規定の適用を受ける受贈者に係る同条第三項に規定する特定農業生産法人（次項において「特定農業生産法人」という。）と、同条第十一項中「前項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合」とあるのは「前項第二号に掲げる場合」と、「同項各号に定める日から二月を経過する日までに当該貸付特例適用農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する農地又は採草放牧地（第八項に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けたことその他政令で定める要件を満たすものに限る。以下この条において「再借受代替農地等」という。）を借り受けたとき（当該再借受代替農地等及び当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等のすべてに係る土地の面積の当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が百分の八十以上となる場合に限る。）又は当該受贈者が同日」とあるのは「同号に定める日から二月を経過する日」と、「消滅させたときは、当該受贈者が、政令で定めるところにより、第九項に規定する届出書の変更の届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときに限り、前項の規定は適用しない。この場合における同項の規定の適用については、当該再借受代替農地等及び当該借受代替農地等は、第八項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等とみなす」とあるのは「消滅させ、かつ、当該貸付特例適用農地等であつた農地等で政令で定めるものにつき同日までに特定農業生産法人で政令で定めるものに対し政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をしたときに限り、同項の規定は適用しない」とする。

9　第三項又は第五項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人が合併により消滅し、又は分割をした場合において、当該設定をした受贈者が、財務省令で定めるところにより、その合併に係る法人税法第二条第十二号に規定する合併法人又はその分割に係る同条第十二号の三に規定する分割承継法人が当該使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農業生産法人に該当することについての届出書を当該合併又は当該分割の日から二月を経過する日までに当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出したときは、当該合併法人又は当該分割承継法人を第三項又は第五項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人とみなす。

10　第三項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定をした受贈者が、当該設定に係る農地等の全部又は一部について、旧租税特別措置法第七十条の四第十六項に規定する一時的道路用地等（以下第十三項までにおいて「一時的道路用地等」という。）の用に供するために当該使用貸借による権利を消滅させ、かつ、当該用に供するために地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下第十二項までにおいて「地上権等」という。）の設定に基づき貸付けを行つた場合において、当該貸付けに係る期限（以下この項において「貸付期限」という。）の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた農地等について特定農業生産法人で政令で定めるものに対し使用貸借による権利の設定を行う見込みであることにつき、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第三項の規定の適用については、第四項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一　当該承認に係る使用貸借による権利の消滅及び地上権等の設定は、なかつたものとみなす。

二　当該受贈者が、当該貸付期限から二月を経過する日までに当該一時的道路用地等の用に供されていた農地等の全部又は一部について、特定農業生産法人で政令で定めるものに対し使用貸借による権利の設定を行つていない場合には、同日において地上権等の設定があつたものとみなす。

11　前項の規定の適用を受ける受贈者は、同項の承認を受けた日の翌日から起算して一年を経過するごとの日までに、政令で定めるところにより、当該一時的道路用地等の用に供されている当該農地等に係る地上権等の設定に関する事項その他財務省令で定める事項を記載した届出書（次項において「継続貸付届出書」という。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

12　前項に規定する継続貸付届出書がその提出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されなかつた場合には、当該提出期限の翌日から二月を経過する日に当該継続貸付届出書に係る一時的道路用地等の用に供されている農地等につき地上権等の設定があつたものとして、旧租税特別措置法第七十条の四第一項ただし書及び第四項の規定を適用する。ただし、当該継続貸付届出書が当該提出期限までに提出されなかつた場合においても、納税地の所轄税務署長が当該提出期限までにその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより、当該継続貸付届出書が納税地の所轄税務署長に提出されたときは、この限りでない。

13　前二項に定めるもののほか、第十項の規定の適用を受ける一時的道路用地等の用に供されている農地等が旧租税特別措置法第七十条の四第二項第四号に規定する都市営農農地等である場合における同条第五項の規定の適用に関する事項その他第十項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

14　第三項又は第五項に規定する届出書を提出した受贈者に係る旧租税特別措置法第七十条の四第二十二項の規定の適用については、同項中「及び同項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営に関する事項」とあるのは、「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第　号）附則第五十五条第三項又は第五項の規定の適用を受ける農地等又は借受代替農地等に係る同条第四項第一号又は第六項第一号に規定する被設定者の農業経営に関する事項及び当該被設定者が同条第三項に規定する特定農業生産法人に該当する事実の明細」とする。

15　旧租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受ける受贈者で第三項又は第五項の規定の適用を受けたものが当該農地等又は当該借受代替農地等につき使用貸借による権利の設定をした後当該農地等又は当該借受代替農地等を引き続き特定農業生産法人に使用させている場合における当該受贈者に係る同条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

16　次に掲げる者は、旧租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者とみなして、第三項から前項までの規定を適用する。この場合において、当該受贈者に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

二　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

三　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

四　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

五　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

六　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第三十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第百二十三条第十項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

17　新租税特別措置法第七十条の六の規定は、施行日以後に相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得をする同条第一項に規定する特例農地等に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する特例農地等に係る相続税については、なお従前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第五十六条　新租税特別措置法第七十六条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する農用地の買入れをする場合における当該農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十六条に規定する農用地又は開発して耕作の目的に供される土地とすることが適当な土地の買入れをした場合におけるこれらの土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第七十七条の規定は、施行日以後に同条に規定する土地を取得する場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十七条に規定する土地を取得した場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第七十八条の二第二項及び第三項の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する権利義務の承継をする場合における不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十八条の二第二項に規定する権利義務の承継をした場合における不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4　農林中央金庫が、平成十七年十二月三十一日までに旧租税特別措置法第七十八条の二第三項に規定する特定漁業協同組合等から同項に規定する全部事業譲渡により不動産又は船舶に関する権利の取得をする場合における当該不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおその効力を有する。

5　旧租税特別措置法第七十八条の二第三項に規定する信用漁業協同組合連合会又は信用水産加工業協同組合連合会が、平成十七年十二月三十一日までに同項に規定する特定漁業協同組合又は特定水産加工業協同組合から同項に規定する信用事業の全部を譲り受けたことにより不動産又は船舶に関する権利の取得をする場合における当該不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおその効力を有する。

6　新租税特別措置法第七十八条の二第六項及び第七項の規定は、施行日以後に同条第六項に規定する権利義務の承継をする場合における不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十八条の二第六項に規定する権利義務の承継をした場合における不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7　旧租税特別措置法第八十二条第三項に規定する指定会社が、施行日前に同項各号に掲げる事項について受けた登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8　旧租税特別措置法第八十三条に規定する民間都市開発推進機構が、施行日前に受けた同条に規定する事業見込地である土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（印紙税の特例に関する一般的経過措置）

第五十七条　施行日前に課した、又は課すべきであった印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第一第一号の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書に係る印紙税については、なお従前の例による。

（印紙税の特例の改正に伴う罰則に係る経過措置）

第五十八条　施行日前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる印紙税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十九条　第六条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条第二項の規定は、平成十七年九月一日以後に提出する同項に規定する光ディスク等について適用する。

（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十条　第七条の規定による改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第十一条第三項の規定は、施行日以後に行う電子取引の取引情報（同法第十条に規定する電子取引の取引情報をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に行った電子取引の取引情報については、なお従前の例による。

（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置の原則）

第六十一条　第八条の規定による改正後の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（以下附則第六十四条までにおいて「新所得税等負担軽減措置法」という。）の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十八年分以後の所得税について適用し、平成十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（平成十八年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例に関する経過措置）

第六十二条　平成十八年において所得税法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額がある場合における同法第百四十条第一項又は第百四十一条第一項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、第八条の規定による改正前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（附則第六十四条において「旧所得税等負担軽減措置法」という。）第四条から第六条までの規定を適用して計算した所得税の額による。

（居住者の給与等に係る源泉徴収の特例に関する経過措置）

第六十三条　新所得税等負担軽減措置法第十一条の規定により読み替えられた所得税法第四編第二章第一節の規定及び新所得税等負担軽減措置法別表第一から別表第三までは、平成十八年一月一日以後に支払うべき所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

（居住者の公的年金等に係る源泉徴収の特例に関する経過措置）

第六十四条　新所得税等負担軽減措置法第十四条の規定は、平成十八年一月一日以後に支払うべき新所得税等負担軽減措置法第二条第八号に規定する特定公的年金等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税等負担軽減措置法第二条第八号に規定する特定公的年金等については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第六十五条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第三十一条の二第二項第十三号ハ及び第十四号ニ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニ」に、「第三十四条の二第二項第十号及び第十二号」を「第三十四条の二第二項第十一号及び第十三号」に、「第六十二条の三第四項第十三号ハ及び第十四号ニ」を「第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ」に、「第六十五条の四第一項第十号及び第十二号」を「第六十五条の四第一項第十一号及び第十三号」に、「第七十条の六第三十八項」を「第七十条の六第三十七項」に改め、同項第二号中「第三十一条の二第二項第十四号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ」に、「第七十条の六第三十八項」を「第七十条の六第三十七項」に、「第七十条の六第三十九項」を「第七十条の六第三十八項」に改める。

（消防法の一部改正）

第六十六条　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の四十五第二項を削る。

第二十一条の四十六第一項中「前条第一項の」を「前条の」に改め、同項第四号イ中「前条第一項各号」を「前条各号」に改める。

第二十一条の四十七第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

登録の更新を受けようとする法人は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、国に納付しなければならない。

別表第二中「第二十一条の四十五第一項第一号」を「第二十一条の四十五第一号」に、「第二十一条の四十五第一項第二号」を「第二十一条の四十五第二号」に改める。

別表第三中「第二十一条の四十五第一項第一号」を「第二十一条の四十五第一項第二号」を「第二十一条の四十五第二号」に、「第二十一条の四十五第一項第二号」を「第二十一条の四十五第三号」を「第二十一条の四十五第三号」に、「第二十一条の四十五第一項第四号」を「第二十一条の四十五第四号」に改める。

（電波法の一部改正）

第六十七条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第百三条第一項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号から第二十二号までを三

号ずつ繰り上げる。

（農産物検査法の一部改正）

第六十八条　農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して」を削る。

第十八条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第十九条第二項中「、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して」を削る。

（鉱工業技術研究組合法の一部改正）

第六十九条　鉱工業技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

（労働安全衛生法の一部改正）

第七十条　労働安全衛生法の一部を次のように改正する。

第百十二条第一項第一号の二中「、第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十四条第一項、第四十四条の二第一項」を削り、「若しくは」を「又は」に、「登録又はその」を「登録の」に改め、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十四条第一項若しくは第四十四条の二第一項の登録又はその更新を受けようとする者

（中小小売商業振興法の一部改正）

第七十一条　中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第六条第一号」を「第六条」に改め、同条第二項中「（第六条第一号において「事業協同組合等」という。）」を削る。

第五条中「（以下「認定計画」という。）」を削る。

第六条を次のように改める。

（減価償却の特例）

第六条　第四条第一項の規定による認定を受けた商店街振興組合等又はその組合員若しくは所属員（中小小売商業者又は中小サービス業者（サービス業に属する事業を主たる事業として営む者であつて、第二条第一項第二号の二又は第三号から第五号までのいずれかに該当するものをいう。）であるものに限る。）は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、第四条第一項の規定による認定を受けた同項に規定する商店街整備計画に係る減価償却資産について特別償却をすることができる。

（作業環境測定法の一部改正）

第七十二条　作業環境測定法の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項第二号中「若しくは」を「又は」に、「登録又はその」を「登録の」に改め、同項第四号中「又は第三十三条」を削る。

（電気通信事業法の一部改正）

第七十三条　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条第一項中「第八十六条第一項の規定による登録を受けようとする者若しくは」を削る。

（特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部改正）

第七十四条　特定都市鉄道整備促進特別措置法（昭和六十一年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

第十条　削除

（多極分散型国土形成促進法の一部改正）

第七十五条　多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

第二十六条中「第十三条及び」を削る。

（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正）

第七十六条　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第七十七条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第百四十八条第三項を削る。

第三百二十一条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十八条　施行日前に金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の決定がされた場合については、なお従前の例による。

（食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部改正）

第七十九条　食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「租税特別措置法」の下に「（昭和三十二年法律第二十六号）」を加え、同項を同条とする。

（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正）

第八十条　中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項第二号中「中小小売商業振興法第四条第二項に規定する事業協同組合等」を「事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会」に、「同項の」を「中小小売商業振興法第四条第二項に規定する」に改める。

（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正）

第八十一条　動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項及び第十三条第一項中「第二

十一条第一項第二号」を「第二十一条第一項」に改める。

第二十一条第一項中「次に掲げる者」を「登記事項概要証明書、登記事項証明書又は概要記録事項証明書の交付を請求する者」に、「、債権の個数及び債権譲渡登記又は質権設定登記の存続期間に応じた登記に要する実費並びに」を「及び」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項各号の申請又は」を「前項の」に改める。

（産業活力再生特別措置法の一部改正）

第八十二条　産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項を削り、同条第二項中「租税特別措置法」の下に「（昭和三十二年法律第二十六号）」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

（会社更生法の一部改正）

第八十三条　会社更生法の一部を次のように改正する。

第二百三十二条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

（会社更生法の一部改正に伴う経過措置）

第八十四条　施行日前に会社更生法の規定による更生手続開始の決定がされた場合については、なお従前の例による。

（商品取引所法の一部を改正する法律の一部改正）

第八十五条　商品取引所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十五条を次のように改める。

第三十五条　削除

（電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の一部改正）

第八十六条　電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち第百三条第一項の改正規定を次のように改める。

第百三条第一項第十九号を同項第二十一号とし、同項第十八号を同項第二十号とし、同項第十七号中「免許状」の下に「、登録状」を加え、同号を同項第十九号とし、同項第十六号を同項第十八号とし、同項第九号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第八号中「受けようと」を「申請」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七　第二十七条の十八第一項の規定による登録を申請する者

八　第二十七条の二十九第一項の規定による登録を申請する者

附則第十条を次のように改める。

第十条　削除

（日本道路公団等民営化関係法施行法の一部改正）

第八十七条　日本道路公団等民営化関係法施行法の一部を次のように改正する。

第四十五条のうち租税特別措置法第八十四条の三の改正規定を次のように改める。

第八十四条の三中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第十条の規定により東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下この項において「会社」と総称する。）が受ける設立の登記並びに同法第七条の規定により日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団が行う出資に係る財産の給付に伴い会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

（債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第八十八条　債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第十六条の改正規定中「「債権の個数及び債権譲渡登記」を「動産譲渡登記又は債権譲渡登記若しくは質権設定登記」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第一号中「債権譲渡登記」を「動産譲渡登記、債権譲渡登記又は質権設定登記の」に、「債権譲渡登記」を「債権譲渡登記の」に改め、同項第一号中「、質権設定登記、延長登記又は」を「若しくは質権設定登記又はこれらの登記に係る延長登記若しくは」に改める。

附則第二条第三項中「第二十一条第一項第二号」を「第二十一条第一項」に改める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、定率減税を縮減する改正、特定管理株式が価値を失った場合の譲渡所得等の課税の特例の創設等の金融・証券税制の改正、非居住者等の組合事業から生ずる利益に対する源泉徴収制度の創設及び外国子会社合算税制の見直し等の国際課税の改正並びに中小企業等基盤強化税制の対象に中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に係る措置を追加する等の中小企業関係税制の改正を行うとともに、所得税の寄付金控除の控除限度額の引上げ、民事再生等の場合の資産評価損益と欠損金の損金算入等に関する措置の改正、教育訓練費が増加した場合の特別税額控除制度の創設、登録検査機関等の登録等に対し登録免許税の負担を求める改正等を行うほか、共同で現物出資をした場合の課税の特例の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、定率減税の縮減とともに、金融・証券税制、国際課税、中小企

業関係税制等につき所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　個人所得課税

定率減税について、その規模を二分の一に縮減することとする。

2　金融・証券税制

特定口座で管理されていた株式の無価値化による損失を譲渡損失とみなす特例を創設する等の措置を講ずることとする。

3　国際課税

㈠　外国子会社合算税制を国際的な企業活動の実態に即したものとすることとする。

㈡　非居住者等が保有する国債の非課税特例を受けるための手続の簡素化等を行うこととする。

4　中小企業関係税制

中小企業の支援のための税制上の措置等を講ずることとする。

5　その他

所得税の寄附金控除の限度額の引上げ、法人税に関し民事再生等の場合の資産評価損益と欠損金の損金算入等に関する措置、検査機関等の登録等に対し登録免許税の負担を求める措置のほか、共同で現物出資をした場合の課税の特例の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図るとともに、住宅用家屋に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について、その適用期限を延長するなどの措置を講ずることとする。

6　施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成十七年四月一日から施行することとする。

二　議案の可決理由

本案は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、個人所得課税、金融・証券税制、国際課税、中小企業関係税制等につき所要の措置を講じようとするもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

この修正案に対しては、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣を代表して谷垣財務大臣から「本修正案については、政府としては、反対である。」旨の意見が述べられた。

また、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に伴う増収見込額は、初年度において約千七百九十億円、平年度において約一兆二千三百七十億円である。

右報告する。

平成十七年三月二日

財務金融委員長　金田　英行

衆議院議長　河野　洋平殿

〔別紙〕

所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　財政の持続可能性に対する懸念に対して、中長期的な財政構造健全化の必要性が一層増大していることにかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化に努めるとともに、歳入の根幹をなす税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、課税のあり方についての抜本的見直しを行い、持続的経済社会の活性化を実現するための税制の構築に努めること。

一　租税特別措置については、政策目的、政策効果、利用状況等を勘案しつつ、今後とも一層の整理・合理化を推進すること。

一　納税者数・滞納状況等に見られる納税環境の変動、経済取引の国際化・高度情報化による調査・徴収事務等の業務の一層の複雑・困難化による事務量の増大にかんがみ、複雑・困難であり、かつ、高度の専門知識を要する職務に従事する国税職員について、税負担の公平を確保する税務執行の重要性を踏まえ、徴税をはじめ真に必要な部門には適切に定員を配置するという政府の方針及び職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯に配意し、今後とも処遇の改善、定員の確保、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を行うこと。

一　高度情報化社会の急速な進展により、経済取引の広域化・複雑化及び電子化等の拡大が進む状況下で、従来にも増した税務執行体制の整備と、事務の機械化の充実に特段の努力を行うこと。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
本号一部
一、〇三五円
（本体
九九〇円）